

生活保護に関する実態調査
結果報告書

平成 26 年 8 月

総務省行政評価局

前書き

生活保護の被保護者数は、平成 23 年 7 月に現行制度下で過去最高となった。それ以降も増加傾向にあり、平成 24 年 11 月には約 215 万人となっている。この要因は、失業等により、稼働年齢層と考えられる世帯の受給が平成 14 年度は約 7 万世帯のところ、24 年度は約 28 万世帯に急増していることや、就労による経済的自立が容易でない高齢者世帯の受給が 14 年度は約 40 万世帯のところ、24 年度は約 68 万世帯に増加していること等にあるとされている。また、生活保護費の総額も近年増加の一途をたどり、平成 24 年度には約 3.6 兆円に達しており、医療扶助がその半数（約 1.7 兆円、47%）を占めるものとなっている。さらに、近年、不正受給も増加傾向にあり、平成 23 年度においては約 3.6 万件、総額約 173 億円（22 年度：約 2.5 万件、総額約 129 億円）となっている。

生活保護は、都道府県・市又は福祉事務所を設置する町村の福祉事務所において実施され、福祉事務所では、被保護世帯に対して担当の現業員を配置しているが、被保護者の急増により、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）で定められている「市部：被保護世帯 80 世帯ごとに 1 人」等の基準と乖離する実態となっている（平成 24 年度の全国平均で被保護世帯 93 世帯ごとに 1 人）。

また、被保護者に対する就労・自立支援についても、現業員等による就労支援や就労指導のほか、福祉事務所と公共職業安定所の連携強化等の取組が行われているが、近年の被保護者の急増等の状況にあつて、自立を助長する仕組みが必ずしも十分に機能しているとは言い難い状況にあるとされている。

さらに、被保護世帯の世帯主の約 25%が過去に被保護世帯で育ったとされる中、「貧困の連鎖」の防止策の必要性も指摘されている。

一方、医療扶助については、後発医薬品の使用促進や電子レセプトシステムを活用したレセプト点検の強化等の取組が行われているが、一部には医療機関への受診などにおいて不適切な受給もあるとの指摘がなされている。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、生活保護の実態を明らかにし、生活保護を要する者への適正な保護、被保護者に対する就労・自立支援等の効果的な実施を図る観点から、生活保護の現状・動向、生活保護行政の実態等について調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 実態調査の目的等	1
第2 調査結果	
1 生活保護制度の概要	3
2 生活保護の現状及び動向	
(1) 生活保護に関する主要指標とその動き	18
(2) 生活保護行政の執行体制の整備状況	66
(3) 生活保護行政の現場の意識	81
3 生活保護行政の執行状況	
(1) 就労支援事業等における適切な効果の検証及び事業等の見直し	90
(2) 保護申請処理の迅速かつ的確な実施	123
(3) 不正受給事案等の処理の迅速化	151
(4) 定期訪問の適正化	172
(5) 扶養義務者からの費用徴収等の実行性の確保	187
(6) 医療扶助受給者における短期頻回転院への対処	199
(7) 検診命令の適切かつ効果的な実施	212
(8) 貧困の連鎖対策に関する事業の適切な効果の検証及び見直し	217
(9) その他福祉事務所における取組状況等	
ア 自立支援関係	226
イ 医療扶助関係	255
ウ 住宅扶助関係	270

図表等目次

1 生活保護制度の概要

表1-(1)-① 日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）抜粋	7
表1-(1)-② 生活保護法（昭和25年法律第144号）抜粋	7
表1-(1)-③ 「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）抜 粋	10
表1-(2) 保護の種類と内容	11
表1-(3)-① 社会福祉法（昭和26年法律第45号）抜粋	13
表1-(3)-② 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋	13
表1-(5)-① 社会・援護局関係主管課長会議資料（平成26年3月3日（月）社会・ 援護局保護課）抜粋	15
表1-(5)-② 生活保護制度の見直しに関する説明会資料（平成25年12月10日） 抜粋	15

2 生活保護の現状及び動向

(1) 生活保護に関する主要指標とその動き

表2-(1)-ア-① 生活保護費の推移	23
表2-(1)-ア-② 扶助費別構成比の推移	23
表2-(1)-ア-③ 世帯類型別被保護人員数の推移	24
表2-(1)-ア-④ 保護の種類別被保護人員数の推移	24
表2-(1)-ア-⑤ 被保護人員1人当たり保護費の推移	25
表2-(1)-イ-① 被保護世帯数の推移	26
表2-(1)-イ-② 被保護世帯における保護開始世帯数と保護廃止世帯数の推移	26
表2-(1)-イ-③ 被保護世帯数の世帯類型別構成比の推移	27
表2-(1)-イ-④ 「その他の世帯」の世帯数の推移	28
表2-(1)-イ-⑤ 「その他の世帯」における保護開始世帯数と保護廃止世帯数 の推移	28
表2-(1)-イ-⑥ 「その他の世帯」における理由別保護廃止世帯数の推移	29
表2-(1)-イ-⑦ 「高齢者世帯」における保護開始世帯数と保護廃止世帯数の 推移	30
表2-(1)-イ-⑧ 「高齢者世帯」における理由別保護廃止世帯数の推移	30
表2-(1)-イ-⑨ 被保護世帯（単身世帯）数の推移	31
表2-(1)-イ-⑩ 被保護世帯に占める単身世帯割合の推移	32
表2-(1)-イ-⑪ 就労者のいる被保護世帯数の割合の推移	32
表2-(1)-イ-⑫ 「その他の世帯」における就労者のいない世帯数の推移（単 身世帯）	33
表2-(1)-イ-⑬ 「その他の世帯」における就労者のいない世帯数の推移（2 人以上世帯）	34

表 2-(1)-イ-⑭	保護の受給期間別被保護世帯数の推移	34
表 2-(1)-イ-⑮	保護廃止世帯数の推移（保護開始からの期間別）	35
表 2-(1)-イ-⑯	市町村合併により級地が繰り上がった市町村数（平成 12 年度 と 25 年度の比較）	36
表 2-(1)-イ-⑰	級地別管内人口数の推移	37
表 2-(1)-イ-⑱	級地別管内世帯数の推移	37
表 2-(1)-イ-⑲	級地別被保護世帯数の推移	38
表 2-(1)-イ-⑳-i	1 級地-1 における世帯類型別被保護世帯数の推移	39
表 2-(1)-イ-⑳-ii	3 級地-2 における世帯類型別被保護世帯数の推移	40
表 2-(1)-ウ-①	外国人登録者数（生活保護対象在留資格保有者数）の推移	41
表 2-(1)-ウ-②	被保護外国人世帯数の推移（世帯主の国籍別）	41
表 2-(1)-ウ-③	被保護外国人世帯数・世帯人員数、保護率の推移	42
表 2-(1)-ウ-④	世帯類型別被保護外国人世帯数の推移（韓国・朝鮮）	43
表 2-(1)-ウ-⑤	世帯類型別被保護外国人世帯数の推移（中国・台湾）	44
表 2-(1)-ウ-⑥	世帯類型別被保護外国人世帯数の推移（フィリピン）	45
表 2-(1)-ウ-⑦	世帯類型別被保護外国人世帯数の推移（ブラジル）	45
表 2-(1)-エ-①	「生活保護法施行事務監査の実施結果報告について」（平成 12 年 10 月 25 日付け社援監第 19 号厚生省社会・援護局監査指導課 長通知）「2 法第 63 条及び法第 78 条の適用状況」の「(2) 法 第 78 条の適用状況」において記載することとされている事項（抜 粋）	47
表 2-(1)-エ-②	不正受給件数の推移	48
表 2-(1)-エ-③	不正受給金額の推移	48
表 2-(1)-エ-④	発見の契機別不正受給件数の推移	49
表 2-(1)-エ-⑤	不正の内容別不正受給件数の推移	49
表 2-(1)-エ-⑥	不正受給金額別不正受給件数の推移	50
表 2-(1)-エ-⑦-i	クロス分析（不正の内容×発見の契機）の件数	51
表 2-(1)-エ-⑦-ii	クロス分析（不正の内容×発見の契機）の割合（各年度 の不正受給件数を 100%）	52
表 2-(1)-エ-⑦-iii	クロス分析（不正の内容×発見の契機）の割合（各年度 の不正の内容の計を 100%）	53
表 2-(1)-エ-⑦-iv	クロス分析（不正の内容×発見の契機）の指数	54
表 2-(1)-エ-⑧	世帯類型別被保護世帯数（1 か月平均）に占める不正受給件 数の推移	55
表 2-(1)-エ-⑨-i	クロス分析（世帯類型×不正の内容）の件数	56
表 2-(1)-エ-⑨-ii	クロス分析（世帯類型×不正の内容）の割合（各年度の 不正受給件数を 100%）	57
表 2-(1)-エ-⑨-iii	クロス分析（世帯類型×不正の内容）の割合（各年度の	

各世帯類型の計を 100%)	58
表 2 - (1) - エ - ⑨ - iv クロス分析 (世帯類型×不正の内容) の指数	59
表 2 - (1) - エ - ⑩ 年齢階層別被保護者数に占める不正受給件数の推移	60
表 2 - (1) - エ - ⑪ - i クロス分析 (不正受給者の年齢×不正の内容) の件数	61
表 2 - (1) - エ - ⑪ - ii クロス分析 (不正受給者の年齢×不正の内容) の割合 (各 年度の不正受給件数を 100%)	62
表 2 - (1) - エ - ⑪ - iii クロス分析 (不正受給者の年齢×不正の内容) の割合 (各 年度の年齢階層の計を 100%)	63
表 2 - (1) - エ - ⑪ - iv クロス分析 (不正受給者の年齢×不正の内容) の指数	64
表 2 - (1) - エ - ⑫ 保護開始から不正受給期間の始期までの間の推移	65
(2) 生活保護行政の執行体制の整備状況	
表 2 - (2) - ① 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) の規定	69
表 2 - (2) - ② 社会福祉主事の資格に関する科目指定 (昭和 25 年厚生省告示第 226 号)	71
表 2 - (2) - ③ 生活保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (抜粋)	71
表 2 - (2) - ④ - i 福祉事務所における現業員の配置状況	72
表 2 - (2) - ④ - ii 福祉事務所における現業員の配置状況等の推移	73
表 2 - (2) - ⑤ 生活保護担当現業員の資格 (社会福祉主事) 取得率の推移	73
表 2 - (2) - ⑥ 調査対象 102 福祉事務所の現業員の配置状況等	74
表 2 - (2) - ⑦ 調査対象 102 福祉事務所の査察指導員数及び現業員数に占める社 会福祉主事無資格者の割合等	75
表 2 - (2) - ⑧ 調査対象 102 福祉事務所の現業員の資格の有無と充足率	76
表 2 - (2) - ⑨ 現業員への意識調査結果 (関係部分抜粋)	77
表 2 - (2) - ⑩ 社会福祉主事資格に関する幹部職員の意見	79
表 2 - (2) - ⑪ 平成 21 年の福祉事務所現況調査の調査事項等	80
(3) 生活保護行政の現場の意識	
表 2 - (3) 現業員の意識調査について	82
3 生活保護行政の執行状況	
(1) 就労支援事業等における適切な効果の検証及び事業等の見直し	
表 3 - (1) - ① 世帯類型別の保護世帯数の構成割合の内訳	98
表 3 - (1) - ② 保護開始世帯数と廃止世帯数の年次推移 (世帯類型別)	99
表 3 - (1) - ③ 社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会 報告書 (抜粋)	100
表 3 - (1) - ④ 「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握について」 (平成 14 年 3 月 29 日付け社援発第 0329024 号厚生労働省社会・援護局長通 知) (抜粋)	100
表 3 - (1) - ⑤ 「平成 17 年度における自立支援プログラムの基本方針について」 (平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331003 号厚生労働省社会・援	

護局長通知) (抜粋)	101
表 3 - (1) - ⑥ 「自立支援プログラム導入のための手引 (案) について」 (平成 17 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡) 抜粋・	102
表 3 - (1) - ⑦ 「福祉から就労」支援事業の実施について」 (平成 23 年 4 月 1 日付け雇児発 0401 第 20 号・社援発 0401 第 27 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知) 抜粋	102
表 3 - (1) - ⑧ 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」 (平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号厚生労働省社会・援護局長通知) 抜粋	103
表 3 - (1) - ⑨ 平成 25 年行政事業レビューシート (事業名:「福祉から就労」支援事業費) (抜粋)	105
表 3 - (1) - ⑩ 実績評価書 (施策目標名:生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること (施策目標Ⅶ-1-1)) (抜粋)	105
表 3 - (1) - ⑪ 就労支援等の状況調査 (平成 24 年度) (抜粋)	107
表 3 - (1) - ⑫ 「福祉から就労」支援事業の実績について	109
表 3 - (1) - ⑬ 「生活福祉・就労支援協議会の設置について」 (平成 22 年 2 月 19 日付け職発 0219 第 3 号・能発 0219 第 2 号・雇児発 0219 第 3 号・社援発 0219 第 4 号厚生労働省職業安定局長、職業能力開発局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知) (抜粋)	110
表 3 - (1) - ⑭ 廃止理由別保護廃止世帯数の年次推移 (平成 20~24 年度)	112
表 3 - (1) - ⑮ 主要就労支援事業による保護廃止への貢献度 (平成 22~24 年度)	113
表 3 - (1) - ⑯ 主要就労支援事業による就労可能な被保護者の保護廃止率 (平成 22~24 年度)	113
表 3 - (1) - ⑰ 主要就労支援事業へ参加し、「働きによる収入の増加・取得」により保護の廃止に至った者の数	114
表 3 - (1) - ⑱ 主要就労支援事業の参加者候補となり得る就労可能な被保護者の把握状況	115
表 3 - (1) - ⑲ 福祉事務所における支援事業の対象者の選定に係る相違の状況 ..	115
表 3 - (1) - ⑳ 主要就労支援事業への参加率 (平成 24 年度)	116
表 3 - (1) - ㉑ 「生活保護法施行事務監査の実施について」 (平成 12 年 10 月 25 日付け社援第 2393 号厚生省社会・援護局長通知) (抜粋)	117
表 3 - (1) - ㉒ 主要就労支援事業の達成者の定義 (平成 24 年度)	118
表 3 - (1) - ㉓ - i 平成 23 年度に「働きによる収入の増加・取得」により保護の廃止となった世帯のうち、離職等により 24 年度末までに再保護に至ったケース等	119
表 3 - (1) - ㉓ - ii 平成 23 年度に保護が廃止となった世帯で 24 年度末までに再保護となった「その他の世帯」のうち、「働きによる収入の増加・	

	取得」による保護廃止から再保護までの期間別世帯数	119
表 3 - (1) - ㉔	主要就労支援事業の実施状況の例	120
表 3 - (1) - ㉕	主要就労支援事業の達成率（平成 24 年度）	121
表 3 - (1) - ㉖	福祉事務所と安定所との連携状況の例	122
(2)	保護申請処理の迅速かつ的確な実施	
表 3 - (2) - ①	保護申請に係る生活保護法の規定	128
表 3 - (2) - ②	申請時に係る各種調査の実施方法等	130
表 3 - (2) - ③	申請件数の推移	136
表 3 - (2) - ④	申請時の手持ち金の額等	137
表 3 - (2) - ⑤	保護開始時からの不正受給件数	137
表 3 - (2) - ⑥	各種調査の実施状況	138
表 3 - (2) - ⑦	福祉事務所の申請処理の考え方、対処方策等	139
表 3 - (2) - ⑧	申請を受け付けてから保護の要否等を決定するまでの間の各種調査に消極的な方針の例	142
表 3 - (2) - ⑨	開始時資産、収入調査の実施状況	143
表 3 - (2) - ⑩	申請処理の実施状況	148
表 3 - (2) - ⑪	申請処理遅延の具体例等	149
表 3 - (2) - ⑫	法定期限を延長した理由が明示されていない事案	150
(3)	不正受給事案等の処理の迅速化	
表 3 - (3) - ①	不正受給又は費用徴収の適用に関する規定等	155
表 3 - (3) - ②	「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」（平成 18 年 3 月 30 日付け社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）抜粋	157
表 3 - (3) - ③	課税調査の徹底及び早期実施について（平成 20 年 10 月 6 日付け社援保発 1006001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）抜粋	161
表 3 - (3) - ④	生活保護法第 63 条に基づく返還金及び第 78 条に基づく徴収金の回収に係る規定等	162
表 3 - (3) - ⑤-ア	生活保護法第 78 条に基づく徴収金の回収状況	165
表 3 - (3) - ⑤-イ	生活保護法第 63 条に基づく返還金の回収状況	165
表 3 - (3) - ⑥	現年度回収率と過年度回収率の比較例	166
表 3 - (3) - ⑦-ア	生活保護法第 78 条に基づく徴収金の不納欠損	167
表 3 - (3) - ⑦-イ	生活保護法第 63 条に基づく返還金の不納欠損	167
表 3 - (3) - ⑧	収入未申告等の疑義発生から行政措置までの期間	168
表 3 - (3) - ⑨	収入未申告等の疑義発生から生活保護法第 78 条適用までの期間	169
表 3 - (3) - ⑩	ケース診断会議の開催から生活保護法第 78 条適用までの期間	170
表 3 - (3) - ⑪	行政措置が 8 月分の保護費に反映できなかった不正受給事案	171
(4)	定期訪問の適正化	
表 3 - (4) - ①-ア	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）抜粋	176

表 3 - (4) - ① - イ	生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知）抜粋	176
表 3 - (4) - ① - ウ	生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日付け社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）抜粋	177
表 3 - (4) - ② - ア	福祉事務所ごとの被保護 1 世帯当たり年間平均訪問実績	178
表 3 - (4) - ② - イ	平成 22～24 年度を通じ訪問実績が低調な福祉事務所	179
表 3 - (4) - ③	被保護世帯ごとの定期訪問の実態	180
表 3 - (4) - ④ - ア	訪問基準の水準の差異	181
表 3 - (4) - ④ - イ	訪問基準の具体例	182
表 3 - (4) - ⑤	福祉事務所ごとの訪問計画達成率	184
表 3 - (4) - ⑥ - ア	被保護世帯類型の構成比がほぼ同一水準の事務所における訪問計画回数（平成 24 年度）	185
表 3 - (4) - ⑥ - イ	訪問計画水準及び現業員体制がほぼ同一水準の事務所における訪問計画達成率（平成 24 年度）	186
(5)	扶養義務者からの費用徴収等の実行性の確保	
表 3 - (5) - ① - ア	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）抜粋	190
表 3 - (5) - ① - イ	改正後の生活保護法（平成 26 年 7 月 1 日施行）抜粋	190
表 3 - (5) - ① - ウ	生活保護法施行規則の一部を改正する省令案の概要抜粋	191
表 3 - (5) - ① - エ	生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知）抜粋	191
表 3 - (5) - ②	重点的扶養能力調査対象者に対するフォローアップ調査の実施状況	194
表 3 - (5) - ③	扶養義務者からの費用徴収	195
表 3 - (5) - ④	生活保護法第 77 条（費用の徴収）の適用例	196
表 3 - (5) - ⑤	生活保護法第 77 条に基づく家事審判事件及び家事調停事件の実績	197
表 3 - (5) - ⑥ - ア	「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書（平成 25 年 1 月 25 日）」抜粋	198
表 3 - (5) - ⑥ - イ	「社会・援護局関係主管課長会議資料（平成 25 年 3 月 11 日）」抜粋	198
(6)	医療扶助受給者における短期頻回転院への対処	
表 3 - (6) - ①	生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について（昭和 48 年 5 月 1 日付け社保第 87 号厚生省社会局保護課長通知）抜粋	203
表 3 - (6) - ②	生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知）抜粋	203
表 3 - (6) - ③	生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和 36 年 9 月 30 日付け社発第 727 号厚生省社会局長通知）抜粋	204
表 3 - (6) - ④	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）抜粋	204

表 3 - (6) - ⑤	生活保護法による保護の基準 (昭和 38 年厚生省告示 158 号) 抜粋	204
表 3 - (6) - ⑥	社会・援護局関係主管課長会議資料 (平成 26 年 3 月 3 日社会・援 護局保護課) 抜粋.....	205
表 3 - (6) - ⑦	診療報酬の算定方法 (平成 20 年厚生労働省告示第 59 号) 抜粋..	206
表 3 - (6) - ⑧	会計検査院法 (昭和 22 年法律第 73 号) 抜粋.....	206
表 3 - (6) - ⑨	生活保護の実施状況についての報告書 (要旨) (平成 26 年 3 月会 計検査院) 抜粋.....	207
表 3 - (6) - ⑩	短期頻回転院が特定の指定医療機関の間で都道府県域を越えて行 われ、頻繁かつ都道府県域を越えた高額な転院移送費の発生、診療 報酬の高止まり等を招いている例.....	209
表 3 - (6) - ⑪	「生活保護医療扶助不正請求事案に関する調査・再発防止委員会 報告書」(平成 21 年 12 月) 要旨 (抜粋)	210
(7)	検診命令の適切かつ効果的な実施	
表 3 - (7) - ①	生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 抜粋.....	214
表 3 - (7) - ②	生活保護法による保護の実施要領について (昭和 38 年 4 月 1 日付 け社発第 246 号厚生省社会局長通知) 抜粋.....	214
表 3 - (7) - ③	生活保護法による医療扶助運営要領について (昭和 36 年 9 月 30 日付け社発第 727 号厚生省社会局長通知) 抜粋.....	214
表 3 - (7) - ④	社会・援護局関係主管課長会議資料 (平成 25 年 3 月 11 日) 抜粋	215
表 3 - (7) - ⑤	生活保護法による保護の実施要領について (昭和 38 年 4 月 1 日付 け社発第 246 号厚生省社会局長通知) 新旧対照表 抜粋.....	215
表 3 - (7) - ⑥	他の都道府県の指定医療機関へ通院し、1 回の移送費が高額にな っている例.....	216
表 3 - (7) - ⑦	検診命令の実施により不正受給 (稼動収入の無申告) の防止に効 果があったと認められる例.....	216
(8)	貧困の連鎖対策に関する事業の適切な効果の検証及び見直し	
表 3 - (8) - ①	「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部 会報告書 (平成 25 年 1 月 25 日)」抜粋.....	220
表 3 - (8) - ②	子どもの貧困対策の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 64 号) 抜粋.....	221
表 3 - (8) - ③	被保護世帯の子どもと一般世帯の子どもの高校進学率の比較.....	222
表 3 - (8) - ④	「学習支援費の創設及び子どもの健全育成支援事業の実施について」 (平成 21 年 7 月 1 日付け社援発 0701 第 6 号厚生労働省社会・援護 局長通知) 抜粋.....	223
表 3 - (8) - ⑤	「社会的な居場所づくり支援事業の実施について」(平成 23 年 3 月 31 日付け社援保発 0331 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長 通知) 抜粋.....	224

表 3 - (8) - ⑥	平成 24 年度子どもの学習支援等事業による高校進学率	225
(9)	その他福祉事務所における取組状況等	
ア	自立支援関係	
表 3 - (9) - ア - ①	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）抜粋	234
表 3 - (9) - ア - ②	調査対象福祉事務所における世帯類型別の保護廃止理由別 廃止世帯数・構成割合（平成 24 年度）	236
表 3 - (9) - ア - ③	生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日付け社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）抜 粋	237
表 3 - (9) - ア - ④	平成 23 年度に保護の廃止となった世帯が 24 年度末までに 再保護となっているケースの状況	238
表 3 - (9) - ア - ⑤	保護の廃止の状況	239
表 3 - (9) - ア - ⑥	生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知）抜粋	240
表 3 - (9) - ア - ⑦	平成 24 年度文書指示の実施状況	241
表 3 - (9) - ア - ⑧	「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する 特別部会報告書（平成 25 年 1 月 25 日）」抜粋	242
表 3 - (9) - ア - ⑨	日常生活自立及び社会生活自立の各自立支援プログラムの 策定数、策定自治体数並びに参加者数の年次推移	243
表 3 - (9) - ア - ⑩ - i	「セーフティネット支援対策等事業費補助金の国庫補 助について」（平成 19 年 7 月 24 日付け厚生労働省発社援 第 0724001 号厚生労働事務次官通知）抜粋	244
表 3 - (9) - ア - ⑩ - ii	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」 （平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号厚生労働 省社会・援護局長通知）抜粋	245
表 3 - (9) - ア - ⑪	「要保護世帯向け不動産担保型生活資金の生活保護制度上 の取扱い及び保護の実施機関における事務手続について」（平 成 19 年 3 月 30 日付け社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・ 援護局保護課長通知）抜粋	246
表 3 - (9) - ア - ⑫	「生活福祉資金の貸付けについて」（平成 21 年 7 月 28 日付 け厚生労働省発社援 0728 第 9 号厚生労働事務次官通知）抜粋	247
表 3 - (9) - ア - ⑬	厚生労働省の平成 22 年度事業評価書（事後）（生活福祉資 金（要保護世帯向け不動産担保型生活資金）貸付事業（抜粋）	249
表 3 - (9) - ア - ⑭	リバースモーゲージの貸付実績の年次推移	250
表 3 - (9) - ア - ⑮	リバースモーゲージの取組状況の例	251
表 3 - (9) - ア - ⑯	リバースモーゲージに対する意見等	253

イ 医療扶助関係

表3-(9)-イ-①	医療扶助における長期入院患者の実態把握について（昭和45年4月1日付け社保第72号厚生省社会局保護課長通知）	257
表3-(9)-イ-②	医療扶助受給者数、長期入院患者数等の年次推移	260
表3-(9)-イ-③	被保護者数と長期入院患者数の推移	261
表3-(9)-イ-④	入院が必要のない者に対する措置状況	262
表3-(9)-イ-⑤	長期入院患者の改善が困難な例	263
表3-(9)-イ-⑥	頻回受診者に対する適正受診指導について（平成14年3月22日付け社援保第0322001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）	264
表3-(9)-イ-⑦	頻回受診者数等の年次推移	267
表3-(9)-イ-⑧	頻回受診者の改善状況	268
表3-(9)-イ-⑨	頻回受診が改善されない例	269

ウ 住宅扶助関係

表3-(9)-ウ-①	住宅扶助に係る規定	272
表3-(9)-ウ-②	住宅扶助費、受給世帯数の推移	273
表3-(9)-ウ-③	家賃の物価指数の推移	274
表3-(9)-ウ-④	住宅扶助費の限度額等	275
表3-(9)-ウ-⑤	住宅扶助費の支給状況等	277
表3-(9)-ウ-⑥	財務省「予算執行調査」の結果と厚生労働省の対応状況等	278

第 1 実態調査の目的等

1 目的

この調査は、生活保護の実態を明らかにし、生活保護を要する者への適正な保護、被保護者に対する就労・自立支援等の効果的な実施を図る観点から、生活保護の現状・動向、生活保護行政の実態等について調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

厚生労働省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県 (22)、市区町村 (67)、福祉事務所 (102)、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局 (北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州)

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所 12 事務所 (青森、東京、富山、岐阜、福井、滋賀、京都、岡山、徳島、高知、佐賀、熊本)

4 実施時期

平成 25 年 8 月～26 年 8 月

5 用語の説明

本結果報告書における次の用語の定義は、それぞれ右のとおりである。

(1) 被保護世帯 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) に基づく保護を受けている世帯

(2) 高齢者世帯 男女とも 65 歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに 18 歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう (被保護者全国一斉調査 (注) 結果を使用している場合は、平成 16 年度までは、男 65 歳以上、女 60 歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに 18 歳未満の者が加わった世帯)。

(3) 母子世帯 死別、離別、生死不明、未婚等により、現に配偶者がいない 65 歳未満の女子と 18 歳未満のその子 (養子を含む。) のみで構成されている世帯をいう (被保護者全国一世調査結果を使用している場合は、平成 16 年度

までは、現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明及び未婚等による。）
18歳から60歳未満の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯）。

- (4) 障害者世帯 世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である障害者世帯をいう。
- (5) 傷病者世帯 世帯主が入院しているか在宅患者加算を受けている世帯、又は世帯主が傷病のため働けない者である傷病者世帯をいう。
- (6) 障害傷病者世帯 世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯並びに世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯をいう。
- (7) その他の世帯 上記(2)から(6)のいずれにも該当しない世帯をいう。
- (8) 保護率 「被保護実人員（1か月平均）」÷「各年10月1日現在総務省推計人口（総人口）」×1000で算出したもの（単位：‰（パーミル））。

(注) 「被保護者全国一斉調査」は、厚生労働省が、生活保護法による保護を受けている世帯及び保護を受けていた世帯の保護の受給状況を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得るために行う調査である。なお、本調査は、平成24年度より、同省が別途行う「福祉行政報告例」のうち生活保護関係と統合され、新たに「被保護者調査」と名称変更の上、実施されている。

第2 調査結果

1 生活保護制度の概要

調査の結果	説明図表番号
<p>(1) 保護の概要</p> <p>現行の生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている（同法第 1 条）。</p> <p>生活保護法による保護は、世帯を単位として行われ（同法第 10 条）、世帯員全員が、その利用し得る資産（預貯金、土地・家屋等）、能力（稼働能力等）その他あらゆるもの（年金、各種手当等）を、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるもの（同法第 4 条第 1 項）とされ、急迫した事由がある場合に、必要な保護を妨げるものではない（同条第 3 項）とされている。また、民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、全て生活保護法による保護に優先して行われるものとされている（同法第 4 条第 2 項）。</p> <p>こうした保護の水準については、厚生労働大臣が定める基準（「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日付け厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。））により測定した要保護者（現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者）の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものとされている（生活保護法第 8 条第 1 項）。</p>	<p>表 1 - (1) - ①</p> <p>表 1 - (1) - ②</p> <p>表 1 - (1) - ③</p>
<p>(2) 保護費の支給と保護の種類</p> <p>保護の実施に要する費用（以下「保護費」という。）は、保護の実施対象とした者に対し、保護基準で計算される最低生活費と当該者の収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合におけるその差額とされ、金銭給付又は現物給付されるものとなっている（生活保護法第 31 条）。</p> <p>また、保護の種類は、i) 生活扶助、ii) 教育扶助、iii) 住宅扶助、iv) 医療扶助、v) 介護扶助、vi) 出産扶助、vii) 生業扶助、viii) 葬祭扶助の 8 種類とされ、各扶助は、要保護者の必要に応じ、単独で又は複数の扶助を合わせて行われるものとされている（生活保護法第 11 条）。</p>	<p>表 1 - (1) - ② （再掲）</p> <p>表 1 - (2)</p>
<p>(3) 生活保護に係る事務の実施主体</p> <p>保護の決定及び実施は、都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和 26</p>	<p>表 1 - (1) - ②</p>

<p>年法律第 45 号)に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)を管理する町村長 (以下、これらを合わせて「保護の実施機関」という。)が行わなければならないとされており (生活保護法第 19 条第 1 項)、また、生活保護に係る事務の全部又は一部は、保護の実施機関の管理に属する行政庁 (福祉事務所) に委任することができることとされている (同条第 4 項)。</p> <p>福祉事務所 (注) については、社会福祉法に基づき、都道府県及び市 (特別区を含む。以下同じ。) が条例で設置しなければならないとされ (同法第 14 条第 1 項)、町村も条例で設置することができることとされている (同条第 3 項)。</p> <p>(注) 全国の福祉事務所は 1, 251 か所であり、設置主体別の内訳は、都道府県設置が 210 か所、市設置が 999 か所、町村設置が 42 か所となっている (平成 25 年 4 月 1 日現在)。</p> <p>また、保護の実施に関しては、生活保護法において第一号法定受託事務とされ (同法第 84 条の 4)、</p> <p>i) 厚生労働大臣は都道府県知事及び市長に対し、監査指導 (同法第 23 条)、技術的助言・勧告・是正の指示 (地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 及び第 245 条の 7) 等を行う、</p> <p>ii) 都道府県知事は市長に対し、監査指導 (生活保護法第 23 条)、技術的助言・勧告・是正の指示 (地方自治法第 245 条の 4 及び第 245 条の 7) 等を行う、</p> <p>iii) 民生委員は、市町村長、福祉事務所所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力する (生活保護法第 22 条)</p> <p>こととされている。</p>	<p>(再掲) 表 1 - (3) - ①</p> <p>表 1 - (3) - ②</p>
<p>(4) 生活保護法施行事務等の流れ</p> <p>保護開始から保護廃止までの生活保護法施行事務等の主な流れは、次のとおりである。</p> <p>① 保護を受けようとする要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族は、保護の実施機関に対し、保護の開始の申請を行う (生活保護法第 7 条)。</p> <p>② 保護の実施機関は保護の開始の申請を受けた時は、保護の要否、種類、程度及び方法 (以下「保護の要否等」という。) を決定し、申請者に対し書面通知を行う (同法第 24 条第 1 項)。この際、保護の実施機関は保護の決定又は実施のため必要があるときは、i) 要保護者の資産状況、健康状態等を調査するために、要保護者の居住の場所に立ち入りこれらの事項を調査し、又は当該要保護者に対して、医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずること (同法第 28 条第 1 項。以下「検診命令」という。)、ii) 要保護者又はその扶</p>	<p>表 1 - (1) - ② (再掲)</p>

<p>養義務者の資産、収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者、その扶養義務者の雇い主その他の関係人に、報告を求めることができる（同法第 29 条）。</p> <p>③ 保護の受給中、被保護者（現に保護を受けている者）は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときはすみやかに保護の実施機関等はその旨を届け出なければならない（同法第 61 条）。</p> <p>④ 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示（以下「指導指示」という。）をすることができる（同法第 27 条第 1 項）。また、保護の実施機関は、要保護者から求めがあったときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる（同法第 27 条の 2）。</p> <p>なお、この要保護者への助言事務は、第一号法定受託事務ではなく、自治事務とされている（同法第 84 条の 4 及び別表）。</p> <p>⑤ 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、被保護者に書面通知する（同法第 26 条）。また、指導指示に違反した場合も保護の停止や廃止をすることができるが（同法第 62 条第 3 項）、この場合は、あらかじめ当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない（同法第 62 条第 4 項）。</p>	
<p>(5) 生活保護法改正の概要</p> <p>生活保護法に基づく制度（以下「生活保護制度」という。）については、昭和 25 年の旧生活保護法の全文改定により現在の制度となっており、以来 60 年以上の間、抜本的な見直しが行われておらず、i) 生活保護受給世帯が過去最高を更新し、その後も増加傾向にあること、ii) 高齢者世帯とともに失業等による生活困窮世帯（その他の世帯）の割合も増加していること、iii) 医療扶助が生活保護費の約半分を占めていること、iv) 一部の限られた事案であるが、不正受給事件が依然として起きていることなど、様々な課題が指摘されている。</p> <p>こうした課題に対応するため、厚生労働省に置かれた社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会が取りまとめた報告書（平成 25 年 1 月 25 日）等を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律案が平成 25 年 10 月に第 185 回国会に提出され、同年 12 月 6 日に成立したところである（注）。この改正においては、支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考え方は維持しつつ、i) 就労による自立の促進、ii) 健康・生活面等に着目した支援、iii) 不正受給対策の強化、iv) 医療扶助の適正化などに資する内容を中心に必要な規定の整備が行われた。</p>	<p>表 1 - (5) - ①</p> <p>表 1 - (5) - ②</p>

(注) 同法は、平成 26 年 7 月 1 日施行で、一部は同年 1 月 1 日、27 年 4 月 1 日施行。	
--	--

表 1 - (1) - ① 日本国憲法（昭和 21 年 11 月 3 日憲法）抜粋

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

表 1 - (1) - ② 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）抜粋

（この法律の目的）

第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（保護の補足性）

第四条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

（申請保護の原則）

第七条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

（基準及び程度の原則）

第八条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

（世帯単位の原則）

第十条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

（種類）

第十一条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助
- 八 葬祭扶助

2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

（実施機関）

第十九条 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に

対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

2・3 (略)

4 前三項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5～7 (略)

(民生委員の協力)

第二十二條 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

(事務監査)

第二十三條 厚生労働大臣は都道府県知事及び市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、都道府県知事は市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、その指定する職員に、その監査を行わせなければならない。

2 前項の規定により指定された職員は、都道府県知事又は市町村長に対し、必要と認める資料の提出若しくは説明を求め、又は必要と認める指示をすることができる。

3 (略)

(申請による保護の開始及び変更)

第二十四條 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

2～6 (略)

(保護の停止及び廃止)

第二十六條 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。

第二十八條第四項又は第六十二條第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

(指導及び指示)

第二十七條 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。

3 第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

(相談及び助言)

第二十七條の二 保護の実施機関は、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。

(調査及び検診)

第二十八條 保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2～4 (略)

(調査の囑託及び報告の請求)

第二十九條 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託

し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

第三十一条 生活扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2～5 (略)

(届出の義務)

第六十一条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

(指示等に従う義務)

第六十二条 被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2 (略)

3 保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

5 (略)

(事務の区分)

第八十四条の四 別表の上欄に掲げる地方公共団体がそれぞれ同表の下欄に掲げる規定により処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

別表 (第八十四条の四関係)

都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村	第十九条第一項から第五項まで、第二十四条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第四項、第二十九条、第三十条から第三十七条の二まで(第三十条第二項及び第三十三条第三項を除く。)、第四十七条第一項、第四十八条第四項、第五十三条第四項(第五十四条の二第四項及び第五十五条において準用する場合を含む。)、第六十一条、第六十二条第三項及び第四項、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第八十条並びに第八十一条
都道府県	第二十三条第一項及び第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第五項まで、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条(第五十五条において準用する場合を含む。)、第五十条第二項、第五十条の二、第五十一条第二項並びに第五十三条第一項及び第三項(第五十四条の二第四項及び第五十五条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第五十四条第一項(第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。)、第五十四条の二第一項、第五十五条の二、第六十五条第一項、第七十四条第二項第二号及び第三号、第

	七十七条第一項、第七十八条並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで
市町村	第四十三条第二項、第七十七条第一項及び第七十八条並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで
福祉事務所を設置しない町村	第十九条第六項及び第七項、第二十四条第六項並びに第二十五条第三項

表 1 - (1) - ③ 「生活保護法による保護の基準」(昭和 38 年厚生省告示第 158 号) 抜粋

<p>生活保護法による保護の基準</p> <p>一 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の基準はそれぞれ別表第 1 から別表第 8 までに定めるところによる。</p> <p>二 要保護者に特別の事由があつて、前項の基準によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定める。</p> <p>三 別表第 1、別表第 3、別表第 6 及び別表第 8 の基準額に係る地域の級地区分は、別表第 9 に定めるところによる。</p> <p>市町村の廃置分合、境界変更又は市町村相互間の変更により、当該市町村の地域の級地区分に変更を生ずるときは、厚生労働大臣が別に定める。</p> <p>(以下略)</p>

表 1 - (2) 保護の種類と内容

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	基準額は、 (1) 食費等の個人的費用 (2) 光熱水費等の世帯共通費用 を合算して算出。 特定の世帯には加算あり(母子加算等)。
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払 (本人負担なし)
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払 (本人負担なし)
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

(注) 1 厚生労働省の資料を基に当省が作成した。

2 生活扶助の具体的な基準額については、次頁の「生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法(平成25年8月～)」(厚生労働省資料)を参照。

○ 生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法(平成25年8月～)

【最低生活費 = A + B + C】

(単位:円)

年齢	生活扶助基準(第1類)					
	基準額①			基準額②		
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	20,900	19,960	19,020	18,080	17,140	16,200
3～5	26,350	25,160	23,980	22,790	21,610	20,420
6～11	34,070	32,540	31,000	29,470	27,940	26,400
12～19	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70～	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

人員	通減率①					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
3人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
4人	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500
5人	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000

人員	生活扶助基準(第2類)					
	基準額①			基準額②		
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	43,430	41,480	39,520	37,570	35,610	33,660
2人	48,070	45,910	43,740	41,580	39,420	37,250
3人	53,290	50,890	48,490	46,100	43,700	41,300
4人	55,160	52,680	50,200	47,710	45,230	42,750
5人	55,600	53,120	50,600	48,110	45,590	43,110

※ 冬季(11月～翌3月)には地区別に冬季加算が別途計上される。

生活扶助基準(第1類+第2類)①

※ 各居宅世帯員の第1類基準額を合計し、世帯人員に応じた通減率を乗じ、世帯人員に応じた第2類基準額を加える。

生活扶助基準(第1類+第2類)②

生活扶助基準(第1類+第2類)①の3分の2 + 生活扶助基準(第1類+第2類)②の3分の1【A】

※ 「生活扶助基準(第1類+第2類)②」が「生活扶助基準(第1類+第2類)①×0.9」より少ない場合は、「生活扶助基準(第1類+第2類)②」を「生活扶助基準(第1類+第2類)①×0.9」に読み替える。

障害者	加算額【B】		
	1級地	2級地	3級地
身体障害者障害程度等級表1・2級に該当する者等	26,420	24,570	22,730
身体障害者障害程度等級表3級に該当する者等	17,600	16,380	15,150
母子世帯等			
児童1人の場合	22,890	21,300	19,700
児童2人の場合	24,700	22,990	21,280
3人以上の児童1人につき加える額	930	860	790
中学校修了前の子どもを養育する場合	15,000(3歳未満の場合) (子ども1人につき)		

- ① 該当者がいるときだけ、その分を加える。
- ② 入院患者、施設入所者は金額が異なる場合がある。
- ③ このほか、「妊産婦」などがある場合は、別途妊産婦加算等がある。
- ④ 児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの者。
- ⑤ 障害者加算と母子加算は併給できない。

このほか、必要に応じて住宅扶助、教育扶助、介護扶助、介護扶助、医療扶助等が支給される。【C】

最低生活費

表 1 - (3) - ① 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）抜粋

<p>(設置)</p> <p>第十四条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。</p> <p>2 都道府県及び市は、その区域（都道府県にあつては、市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。）をいずれかの福祉に関する事務所の所管区域としなければならない。</p> <p>3 町村は、条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。</p> <p>4～8 (略)</p>
--

表 1 - (3) - ② 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

<p>(技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求)</p> <p>第二百四十五条の四 各大臣（内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、前項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに関し、必要な指示をすることができる。</p> <p>3 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、その担任する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。</p> <p>(是正の指示)</p> <p>第二百四十五条の七 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。</p> <p>2 次の各号に掲げる都道府県の執行機関は、市町村の当該各号に定める法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に対し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。</p> <p>一 都道府県知事 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の担任する法定受託事務</p> <p>二 都道府県教育委員会 市町村教育委員会の担任する法定受託事務</p> <p>三 都道府県選挙管理委員会 市町村選挙管理委員会の担任する法定受託事務</p> <p>3 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、前項各号に掲げる都道府県の執行機関に対し、同項の規定による市町村に対する指示に関し、必要な指示をすることができる。</p> <p>4 各大臣は、前項の規定によるほか、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適</p>
--

正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認める場合において、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、自ら当該市町村に対し、当該第一号法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

表 1 - (5) - ① 社会・援護局関係主管課長会議資料（平成 26 年 3 月 3 日（月）社会・援護局保護課）抜粋

<p>1 生活保護法の改正について</p> <p>(1) 生活保護法の改正の概要について</p> <p>生活保護制度については、昭和 25 年の改正により現在の制度となって以来 60 年以上の間、抜本的な見直しが行われておらず、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給世帯が過去最高を更新し、その後も増加傾向にあること、 ・ 高齢者世帯とともに失業等による生活困窮世帯（その他の世帯）の割合も増加していること ・ 医療扶助が生活保護費の約半分を占めていること ・ 一部の限られた事案であるが、不正受給事件が依然として起きていること <p>など、様々な課題が指摘されていたところである。</p> <p>こうした課題に対応するため、今回の生活保護法の改正については、「社会保障審議会生活困窮者の支援の在り方に関する特別部会報告書」（平成 25 年 1 月 25 日）等を踏まえ、支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考え方は維持しつつ、就労・自立支援の強化、不正受給への厳正な対処、医療扶助の適正化などに資する内容を中心に行うものとしている。</p> <p>生活保護法の一部を改正する法律については、平成 25 年 5 月に第 183 回国会（常会）へ提出したが、審議未了・廃案となり、その後、所要の修正を加えた上で、同年 10 月に第 185 回国会（臨時会）へ再度提出し、12 月 6 日に成立したところである。</p> <p>改正法の施行に当たり必要となる準備作業や運用面の詳細などについては、政省令や通知等の案を今般の生活保護関係全国係長会議でお示ししているのをご了知願いたい。</p> <p>以下、略</p>
--

表 1 - (5) - ② 生活保護制度の見直しに関する説明会資料（平成 25 年 12 月 10 日）抜粋

<p>第 2 改正の要点</p> <p>2 要保護者、扶養義務者等に対する報告の求め等に関する事項</p> <p>(1) 要保護者、扶養義務者等に対する報告の求めに関する事項</p> <p>保護の実施機関は、必要があると認めるときは、要保護者、扶養義務者等に対して報告を求められることができるものとする。（第 28 条第 1 項及び第 2 項関係）</p> <p>なお、扶養義務者に対する報告の求めについては、現行の扶養照会とは別に実施するものであり、この対象となるのは、福祉事務所が当該扶養義務者について、法第 77 条第 1 項の規定を適用させる蓋然性が高いと判断できる場合に限ることとし、厚生労働省令で定めることとする。</p> <p>(2) 官公署等に対する資料提供等の求め及び銀行等に対する報告の求めに関する事項</p> <p>保護の実施機関及び福祉事務所長は、必要があると認めるときは、要保護者又は被保護者であった者について、資産及び収入の状況のほか、健康状態等の事項につき（扶養義務者については、現行と変わらず資産及び収入の状況につき）、官公署等に対し、必要な資料の提供等を求め、又は銀行、信託会社、要保護者等の雇主その他の関係人に報告を求められることができるものとする。（第 29 条第 1 項関係）</p> <p>(3) 官公署等による情報提供に関する事項</p> <p>略</p> <p>3 医療扶助の方法に関する事項</p> <p>指定医療機関等に委託して行う医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができるものと認めたものについては、被</p>
--

保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。 (第 34 条第 3 項関係)

4 医療機関等の指定制度の見直しに関する事項

(1) 医療機関の指定制度の見直しに関する事項

- ① 医療機関の指定について、開設者の申請により行うものとするとともに、指定に係る要件について、具体的に定めること。(第 49 条の 2 関係)
- ② 指定医療機関の指定について、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。 (第 49 条の 3 関係)
- ③ 指定医療機関は、厚生労働大臣の行う指導に従わなければならないことを明確にすること。(第 50 条第 2 項関係)
- ④ 指定医療機関の指定の取消しに係る要件をより具体的に定めるとともに、当該要件に該当するときはその指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとする。 (第 51 条第 2 項関係)

5 就労自立給付金の創設に関する事項

- (1) 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長 (以下「支給機関」という。) は、被保護者の自立の助長を図るため、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認めたものに対して、就労自立給付金を支給するものとする。 (第 55 条の 4 関係)
- (2) 支給機関は、就労自立給付金の支給等のために必要があると認めるときは、被保護者若しくは被保護者であった者又はこれらの者の雇主等に、報告を求めることができるものとする。 (第 55 条の 5 関係)
- (3) 市町村長が、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。 (第 64 条関係)
- (4) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、就労自立給付金の支給に関する処分についての審査請求があったときは、50 日以内 (再審査請求にあつては 70 日以内) に、当該審査請求等に対する裁決をしなければならないものとする。 (第 65 条第 1 項及び第 66 条第 2 項関係)
- (5) 市町村長がした就労自立給付金の支給に関する処分又は市町村長の管理に属する行政庁が支給機関の委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができるものとする。 (第 66 条第 1 項関係)
- (6) 就労自立給付金の支給を受ける権利は、2 年を経過したときは、時効によって消滅するものとする。 (第 76 条の 3 関係)

6 被保護者就労支援事業の創設に関する事項

- (1) 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業 (以下「被保護者就労支援事業」という。) を実施するものとする。 (第 55 条の 6 第 1 項関係)
- (2) 保護の実施機関は、被保護者就労支援事業の事務の全部又は一部を当該保護の実施機関以外の者に委託することができるものとし、当該委託を受けた者等は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。 (第 55 条の 6 第 2 項及び第 3 項関係)

7 被保護者の生活上の義務に関する事項

被保護者の生活上の義務に、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを加えるものとする。 (第 60 条関係)

11 不正な手段により保護を受けた場合等の費用等の徴収に関する事項

(1) 徴収金の額に関する事項

- ① 不正な手段等により保護を受けた被保護者、医療の給付に要する費用の支払を受

けた指定医療機関又は就労自立給付金を受けた者等があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額のほか、その額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるものとする。 (第78条第1項から第3項まで関係)

② ①による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができるものとする。 (第78条第4項関係)

(2) 徴収金の徴収の特例に関する事項

① 被保護者が保護金品の交付又は就労自立給付金の支給を受ける前に、当該保護金品等の一部を徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、保護金品等を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができるものとする。 (第78条の2第1項及び第2項関係)

なお、当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときの考え方等については、別途示すことを予定している。

② ①により徴収金が徴収されたときは、当該被保護者に対して申出に係る保護金品の交付又は当該就労自立給付金の支給があったものとみなすものとする。 (第78条の2第3項関係)

14 罰則に関する事項

(1) 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者への罰金の上限について、30万円から100万円に引き上げるとともに、偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものとする。 (第85条関係)

2 生活保護の現状及び動向

調査の結果	説明図表番号
<p>(1) 生活保護に関する主要指標とその動き</p> <p>【保護費、被保護世帯数等】</p> <p>ア 保護費</p> <p>保護費は、平成 24 年度で約 3.6 兆円と 14 年度（約 2.2 兆円）の 1.6 倍以上に増加している。これを扶助費別にみると、保護費全体の約半分が医療扶助費となっており、生活扶助費と住宅扶助費を合わせたこれら 3 扶助費で約 97%を占めている。</p> <p>これら 3 扶助費の保護費全体に占める割合を平成 14 年度と 24 年度とで比較すると、医療扶助費が低下（14 年度 52.4%→24 年度 46.5%）し、住宅扶助費は増加（14 年度 11.4%→24 年度 15.7%）しており、生活扶助費は横ばい（14 年度 34.3%→24 年度 34.6%）となっている。</p> <p>保護費が増加している要因の一つである被保護人員数については、平成 23 年度に約 202.5 万人と 14 年度（約 119.0 万人）の約 1.7 倍になっている。これを扶助別にみると、平成 23 年度では、生活扶助費の受給者が最大で 187 万人、次いで住宅扶助費の受給者が 174 万人となっている。</p> <p>また、被保護人員 1 人当たりの保護費をみると、平成 23 年度では、医療扶助費が最大で約 99 万円、次いで生活扶助費が約 65 万円となっている。これを平成 14 年度から 23 年度までの間の推移でみると、医療扶助費と生活扶助費は減少（医療扶助費：14 年度約 116 万円→23 年度約 99 万円、生活扶助費：14 年度約 69 万円→23 年度約 65 万円）し、住宅扶助費は上昇（14 年度約 26 万円→23 年度約 31 万円）している。</p> <p>イ 被保護世帯数</p> <p>保護費の増加要因の一つである被保護世帯数の増加構造についてみると、次のような状況がみられた。</p> <p>(ア) 全体傾向</p> <p>被保護世帯数（1 か月平均。以下、本項目(ア)について同じ。）は、平成 23 年度 149.2 万世帯で 14 年度（約 87.0 万世帯）の約 1.7 倍に増加しており、世帯類型別にみると、「高齢者世帯」が最大で約 63.6 万世帯、次いで「障害者・傷病者世帯」が約 48.9 万世帯となっている。また、平成 14 年度から 23 年度までの間の被保護世帯数の推移を世帯類型別にみると、「その他の世帯」は、被保護世帯数が、14 年度の 7.2 万世帯から 23 年度の 25.4 万世帯と 3.5 倍以上に増加しており、特に、20 年のリーマン・ショック以降は、保</p>	<p>表 2 - (1) - ア - ①、②</p> <p>表 2 - (1) - ア - ③、④</p> <p>表 2 - (1) - ア - ⑤</p> <p>表 2 - (1) - イ - ①～⑧</p>

<p>護の開始世帯数が廃止世帯数を大きく上回り、21年度には、保護の開始世帯数(9,082世帯)が廃止世帯数(2,568世帯)の約3.5倍にまで拡大している。平成23年度時点においては、その差は縮小しているが、リーマン・ショック以前の水準のいまだ2倍程度ある。</p> <p>また、「高齢者世帯」については、約1.6倍に増加している。</p>	
<p>(イ) 単身世帯数</p> <p>被保護世帯における単身世帯数は、平成23年度で約113.0万世帯と全被保護世帯の75.7%を占めており、これを世帯類型別(母子世帯を除く。)で見ると、「高齢者世帯」が約57.0万世帯(89.6%)と最も多くなっている。</p>	<p>表2-(1)-イ-⑨、⑩</p>
<p>また、被保護世帯に占める単身世帯数の割合の推移を平成14年度から23年度までの間でみると、「その他の世帯」の増加率が最も高く、23年度で66.8%と20ポイント近く増加している。</p>	
<p>(ウ) 就労世帯数</p>	
<p>被保護世帯のうち就労者がいる世帯数の割合は、平成23年度では、全体で13.5%となっており、世帯類型別にみると、「母子世帯」や「その他の世帯」が、それぞれ約43.1%、約29.7%と高い。</p> <p>これを平成14年度から23年度までの間の推移で見ると、「その他の世帯」は、23年度までに約16.0ポイント減少し、特に20年のリーマン・ショック以降の減少が顕著なものとなっている。</p>	<p>表2-(1)-イ-⑪</p>
<p>また、「その他の世帯」(単身世帯)における就労者のいない世帯数の割合は、平成23年度で約76.4%と、14年度から20ポイント以上増加している。</p>	<p>表2-(1)-イ-⑫、⑬</p>
<p>(エ) 受給期間別世帯数</p>	
<p>保護の受給期間別の被保護世帯数について平成23年度時点での受給期間で見ると、5年以上の世帯が全体の約半数に及んでいる。これについて、平成14年度から23年度までの間の推移をみると、受給期間5年以上15年未満の長期受給世帯が2倍以上に増加している。</p>	<p>表2-(1)-イ-⑭、⑮</p>
<p>また、平成23年度について、保護の受給期間別に、被保護世帯数の構成比と保護廃止世帯数の構成比を比較すると、受給期間が1年を超える階層では、被保護世帯数の構成比が保護廃止世帯数の構成比を上回り保護廃止に至る率が低下する傾向がみられる。</p>	
<p>(オ) 級地別世帯数</p>	
<p>保護費の支給水準は、市町村域単位で設定されている級地によって異なっており、市町村合併した場合における合併後の市町村の級地は、合併に加わった市町村のうち最も支給水準が高い級地に設定</p>	<p>表2-(1)-イ-⑯</p>

<p>される。</p> <p>このため、平成 12 年度の「生活保護級地区分表」（以下「区分表」という。）において級地ごとに記載されていた市町村域が、25 年度の区分表において、どの級地に区分されているのかを便宜整理してみると、12 年度の区分表にあった 801 市町村域が、25 年度の区分表では、より高い級地に繰り上がっている。</p>	
<p>これら級地ごとの管内人口・世帯数をみると、支給水準が最も高い「1 級地の 1」が最大となっており、これを平成 14 年度から 24 年度までの間の推移でみると、支給水準が最も低い「3 級地の 2」だけが減少している。</p>	表 2 - (1) - イ - ⑰、⑱
<p>また、級地別被保護世帯数をみると、平成 23 年度では、約 6 割の被保護世帯が 1 級地に所在している。</p>	表 2 - (1) - イ - ⑲
<p>保護費の支給水準が最も高い「1 級地の 1」における世帯類型別についてみると、平成 23 年度で、「高齢者世帯」が約 26.2 万世帯、全体の約 43.8%と最も多く、これを 14 年度から 23 年度までの間の推移でみると、特に「その他の世帯」の増加が顕著で、14 年度の約 2.3 万世帯から 23 年度は約 4.7 倍の約 10.9 万世帯に増加している。</p>	表 2 - (1) - イ - ⑳ - i、ii
<p>ウ 外国人世帯</p>	
<p>外国人登録者のうち生活保護の対象は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者及び認定難民とされている。</p>	
<p>これらの在留資格を保有する外国人登録者数は、平成 24 年度で約 135.6 万人となっており、リーマン・ショックがあった 20 年度以降減少傾向にある。</p>	表 2 - (1) - ウ - ①
<p>他方、生活保護を受給する被保護外国人世帯数は、平成 23 年度で約 4.3 万世帯あり、14 年度から 23 年度までの間の推移をみると、逆に増加傾向にあり、特にリーマン・ショックがあった 20 年度以降その傾向が顕著になっている。</p>	表 2 - (1) - ウ - ②
<p>また、平成 23 年度の被保護外国人の保護率について、外務省が「人種差別撤廃条約」の政府報告の中で算定しているように、世帯主が外国人である生活保護世帯に属する人員数を全外国人登録者数で除して算出すると、その保護率は約 35.1%となるが、世帯主が外国人である生活保護世帯に属する人員数を生活保護対象の在留資格を保有する外国人登録者数で除して算定すると、その保護率は約 53.4%と、日本人も含めた被保護者全体の保護率 16.2%の約 3.3 倍の水準となる。</p>	表 2 - (1) - ウ - ③
<p>生活保護を受給する外国人の状況を国籍別にみると、世帯類型で</p>	表 2 - (1) - ウ -

<p>最も多いのは、「韓国・朝鮮」の国籍保有者では「高齢者世帯」、「中国」の国籍保有者では「傷病者世帯」、「フィリピン」の国籍保有者では「母子世帯」、「ブラジル」の国籍保有者では「その他の世帯」であるなど、国籍によって特色がある。</p>	<p>④～⑦</p>
<p>【不正受給件数】</p>	
<p>エ 不正受給事案の発生状況</p>	
<p>いわゆる「不正受給」とは、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせることであり、生活保護法第78条が適用されたものをいう。</p>	
<p>① 厚生労働省は、「生活保護法施行事務監査の実施結果報告について」（平成12年10月25日付け社援監第19号厚生省社会・援護局監査指導課長通知）において都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）から提出を求めている資料（以下、この資料を「監査実施結果報告書」という。）に基づき、不正受給に関する情報を集計・分析している。</p>	<p>表2-(1)-エー①</p>
<p>その主な内容をみると、平成23年度は、不正受給件数が3万5,568件と14年度（8,204件）の約4.3倍に増加し、不正受給金額は、173億1,299万円と14年度（53億6,065万円）の約3.2倍に増加しており、不正受給1件当たりの不正受給金額については、約49万円と14年度（約65万円）と比べ減少している。</p>	<p>表2-(1)-エー②、③</p>
<p>また、発見の契機については、「照会・調査」が最も多く、不正の内容については、「稼働収入の無申告」が最も多いものとなっている。</p>	<p>表2-(1)-エー④、⑤</p>
<p>② また、今回、当省で、監査実施結果報告書、「被保護者調査」（平成23年度以前は「福祉行政報告例」又は「被保護者全国一斉調査」）及び「厚生労働省による都道府県・指定都市に対する生活保護法施行事務監査にかかる資料の提出について」（平成12年10月25日付け社援監第18号厚生省社会・援護局監査指導課長通知）に基づく生活保護法施行事務監査資料を基に、調査対象とした102福祉事務所について、不正受給に関する分析を行った結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p>（平成24年度不正受給事案の状況）</p>	
<p>i) 不正受給金額が30万円未満の不正受給事案が約6割を占めている。</p>	<p>表2-(1)-エー⑥</p>
<p>ii) 不正の内容が「稼働収入の無申告」、「稼働収入の過小申告」及び「各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告」の事案における発見の契機は、課税調査により発見されたものが多く、「重複受給」については、関係機関からの通報・照会により発見された</p>	<p>表2-(1)-エー⑦</p>

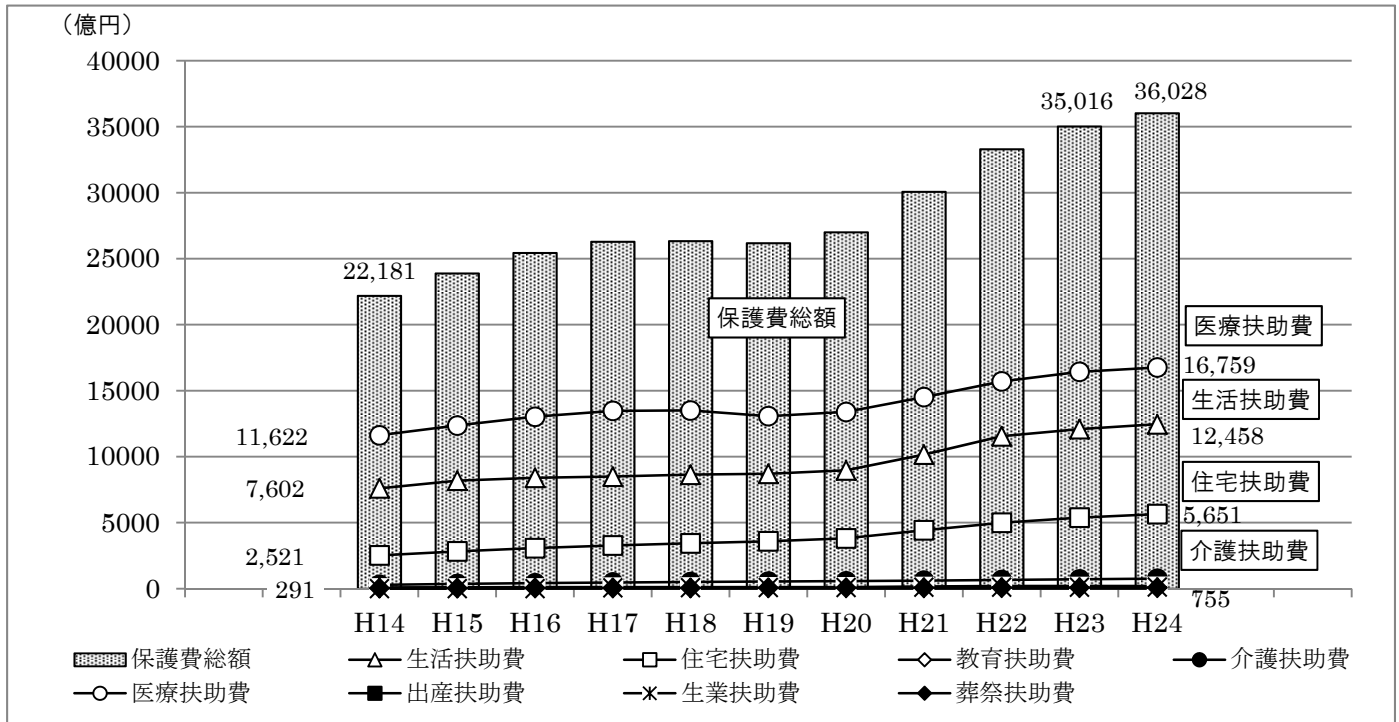
<p>ものが多い。</p> <p>iii) 世帯類型別の不正事案の発生率は、「母子世帯」が5.5%、「その他の世帯」が5.1%で、比較的就労阻害要因が少ない世帯での発生率が高い。</p> <p>また、世帯主が就労指導の対象とならないとみられる「高齢者世帯」、「障害者世帯」、「傷病者世帯」でも、「稼働収入の無申告」による不正受給が一定割合(当該世帯類型に係る不正受給件数の2割から5割)で発生している。</p> <p>iv) 年齢階層別の不正受給事案の発生率をみると、20歳以上50歳未満では3%程度、「80歳以上」が0.5%と年齢階層による一定の差がみられ、不正内容については、60歳未満の年齢層は「稼働収入の無申告」が半数以上を占め、60歳以上の年齢層については「各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告」が40%以上で最も多い。</p> <p>v) 保護開始から不正受給期間の始期までの期間別の不正受給件数は、「1年未満」で発生する事案が全不正受給件数の約3割と最も多く、保護開始からの期間が長い程不正受給事案が少なくなっている。</p> <p>また、この「1年未満」の事案のうち、約1割のものが保護開始時から不正受給の状態となっている。</p> <p>オ 意識調査結果</p> <p>今回、102福祉事務所の現業員757人に対して、不正受給対策等について意識調査を実施した結果、現在実施されている不正受給対策が「十分ではない」と答えた者が6割以上であり、重複受給事案のチェックや世帯員や資産・収入の確認が十分できていないとの意見が聴かれた。</p>	<p>表2-(1)-エ-⑧</p> <p>表2-(1)-エ-⑨</p> <p>表2-(1)-エ-⑩、⑪-i、ii</p> <p>表2-(1)-エ-⑫</p>
---	--

表 2 - (1) - ア - ① 生活保護費の推移

(ポイント)

平成 14 年度から 24 年度までの生活保護における保護費の推移をみると、14 年度が 2 兆 2,181 億円であるのに対し、24 年度は 3 兆 6,028 億円と 1.6 倍以上に増加しており、特に、20 年のリーマン・ショック以降の増加の伸びが顕著となっている。

保護費を扶助費別にみると、医療扶助費が最も多く、平成 24 年度で 1 兆 6,759 億円(保護費全体の 46.5%)となっている。次いで、生活扶助費(平成 24 年度 1 兆 2,458 億円(保護費全体の 34.6%))、住宅扶助費(平成 24 年度 5,651 億円(保護費全体の 15.7%))の順で多く、これら 3 扶助費で保護費全体の約 97%を占めている(表 2 - (1) - ア - ①、②を参照)。



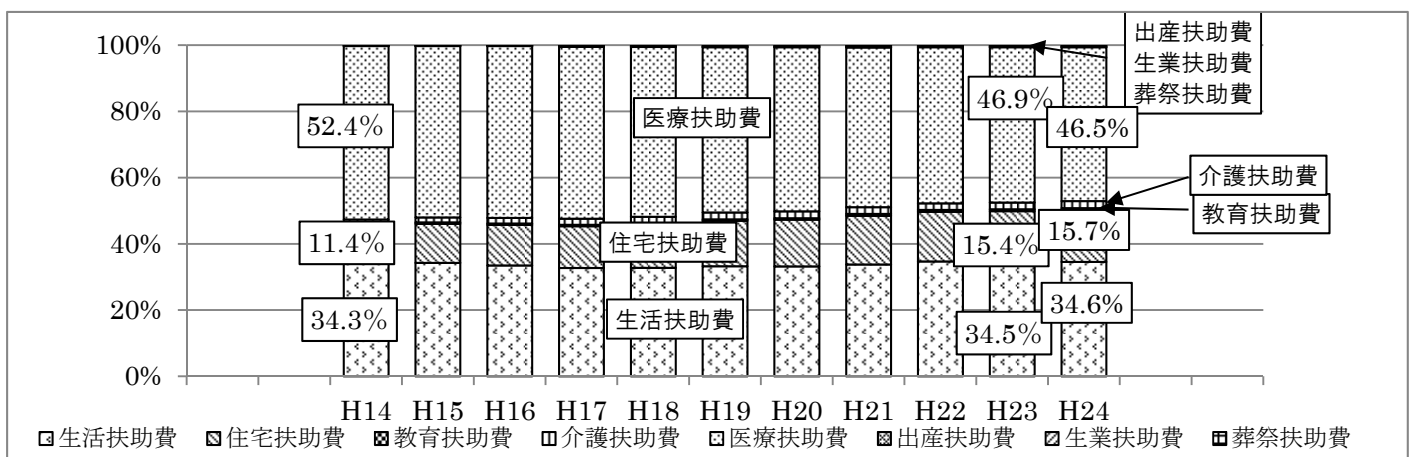
(注) 厚生労働省「生活保護費負担金事業実績報告」による。

表 2 - (1) - ア - ② 扶助費別構成比の推移

(ポイント)

保護費を扶助費別にみると、医療扶助費が最も多く、平成 24 年度で 1 兆 6,759 億円(保護費全体の 46.5%)となっている。次いで、生活扶助費(平成 24 年度 1 兆 2,458 億円(保護費全体の 34.6%))、住宅扶助費(平成 24 年度 5,651 億円(保護費全体の 15.7%))の順で多く、これら 3 扶助費で扶助費全体の約 97%を占めている(表 2 - (1) - ア - ①、②を参照)。

医療扶助費及び生活扶助費、住宅扶助費の 3 扶助費について、平成 14 年度と 24 年度の構成比を比較すると、医療扶助費は 14 年度に 52.4%であったが 24 年度は 46.5%に減少し、他方、住宅扶助費は 14 年度に 11.4%であったが 24 年度は 15.7%に増加しており、生活扶助費については、ほぼ横ばい(平成 14 年度 34.3%、24 年度 34.6%)となっている。

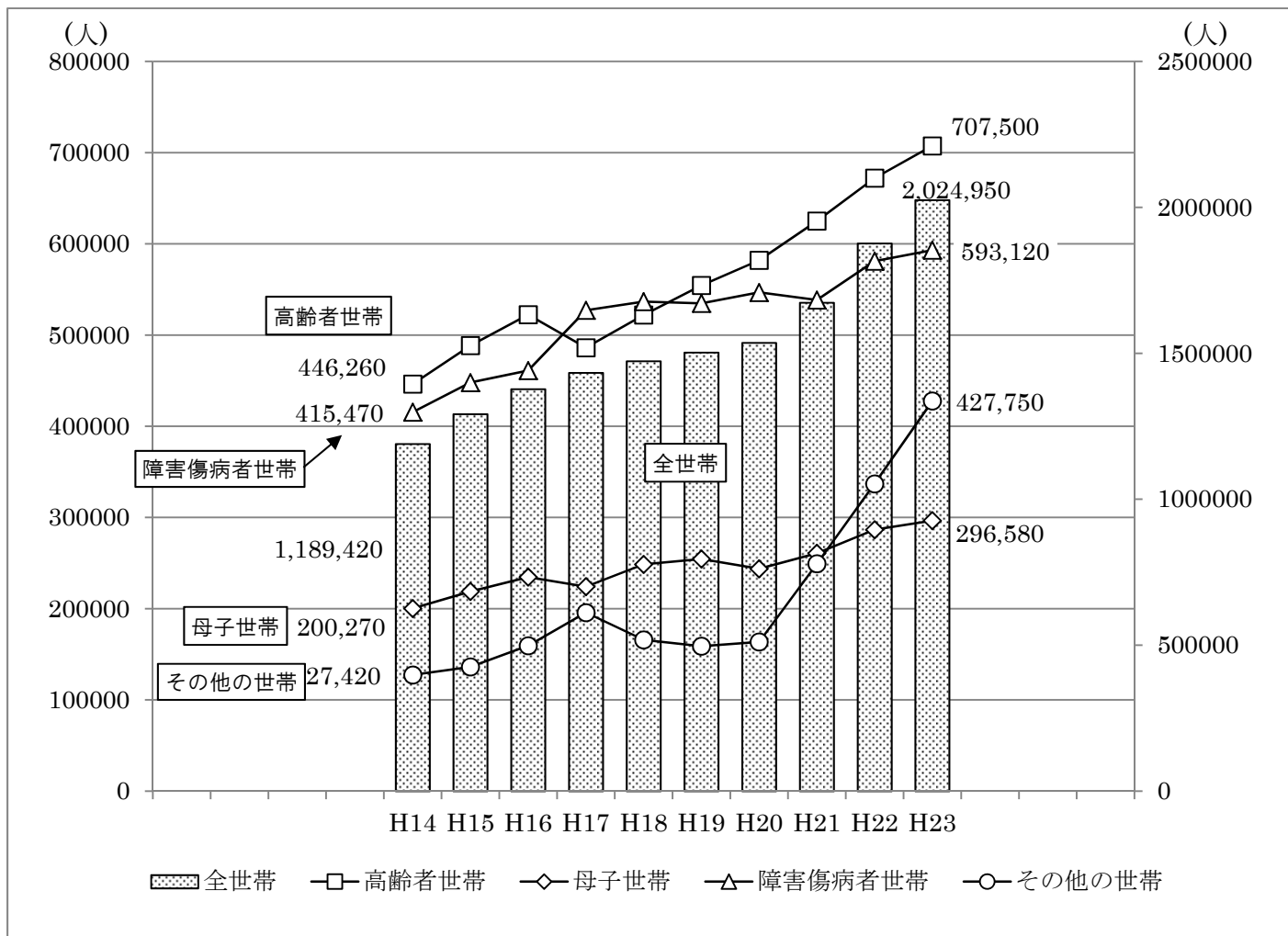


(注) 厚生労働省「生活保護費負担金事業実績報告」による。

表 2 - (1) - ア - ③ 世帯類型別被保護人員数の推移

(ポイント)

- i) 扶助費が増加している要因の一つとして、これらの扶助費を受給する被保護人員数の増加が挙げられるが、その状況についてみると、被保護人員については、平成 23 年度に約 202.5 万人と、14 年度 (118.9 万人) の約 1.7 倍になっている。
- ii) 被保護世帯数・被保護人員数について平成 14 年度から 23 年度までの推移をみると、1 か月平均の世帯数は約 86.9 万世帯が約 149.2 万世帯と、人員数は約 118.9 万人が約 202.5 万人と、共に約 1.7 倍に増加しており、扶助費と同様、20 年のリーマン・ショック以降の増加が顕著となっている (表 2 - (1) - ア - ③、表 2 - (1) - イ - ①を参照)。
- iii) 「高齢者世帯」について平成 14 年度から 23 年度までの増加状況についてみると、「その他の世帯」に次いで増加率が高く、世帯数 (40.3 万世帯→63.6 万世帯)、人員数 (44.6 万人→70.8 万人) 共に約 1.6 倍に増加している (表 2 - (1) - ア - ③、表 2 - (1) - イ - ①を参照)。

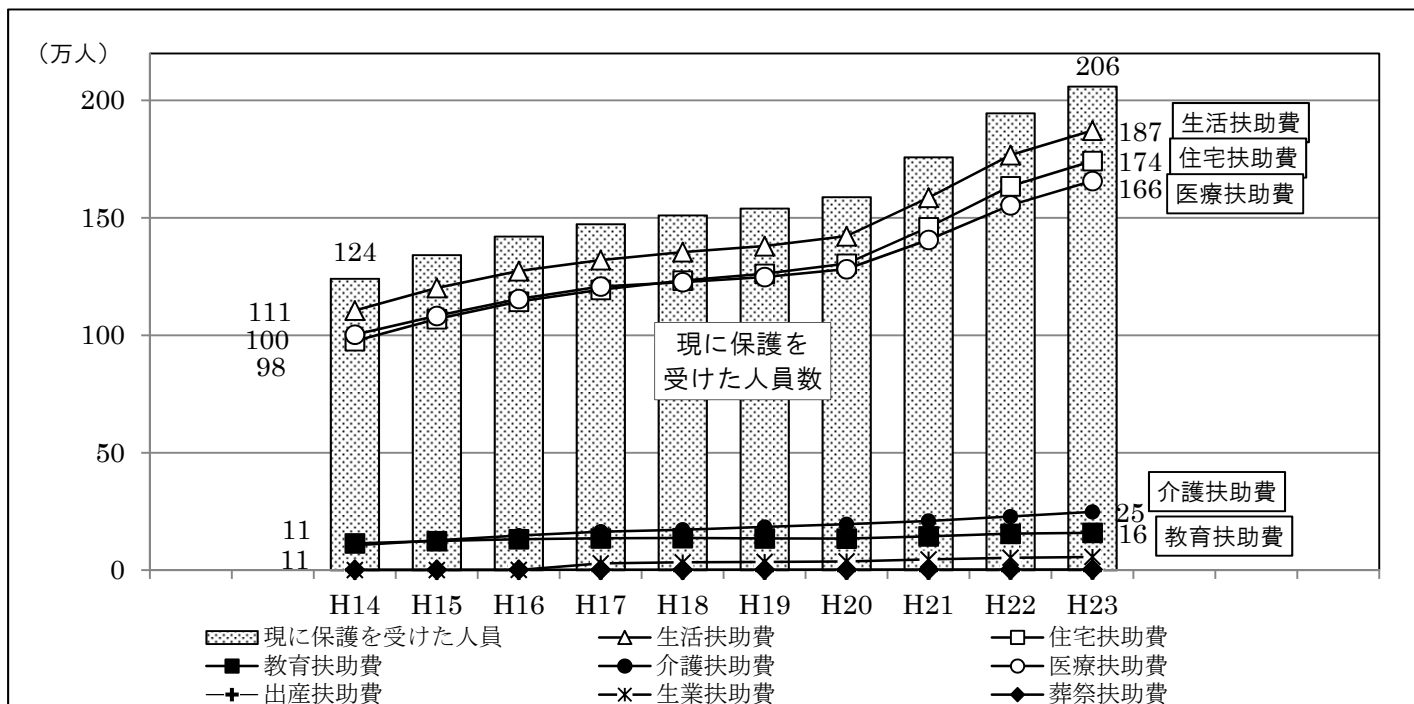


(注) 1 厚生労働省「被保護者全国一斉調査」による。
 2 世帯類型別被保護者数は各年度 7 月 31 日現在のものである。

表 2 - (1) - ア - ④ 保護の種類別被保護人員数の推移

(ポイント)

被保護人員を扶助費別で見ると、生活扶助費が最も多く、平成 23 年度で 187 万人となっている。次いで、住宅扶助費 (平成 23 年度 174 万人)、医療扶助費 (23 年度 166 万人) の順で多く、扶助費額が最も多かった医療扶助費の被保護人員が最も少ないものとなっている (表 2 - (1) - ア - ①、④を参照)。



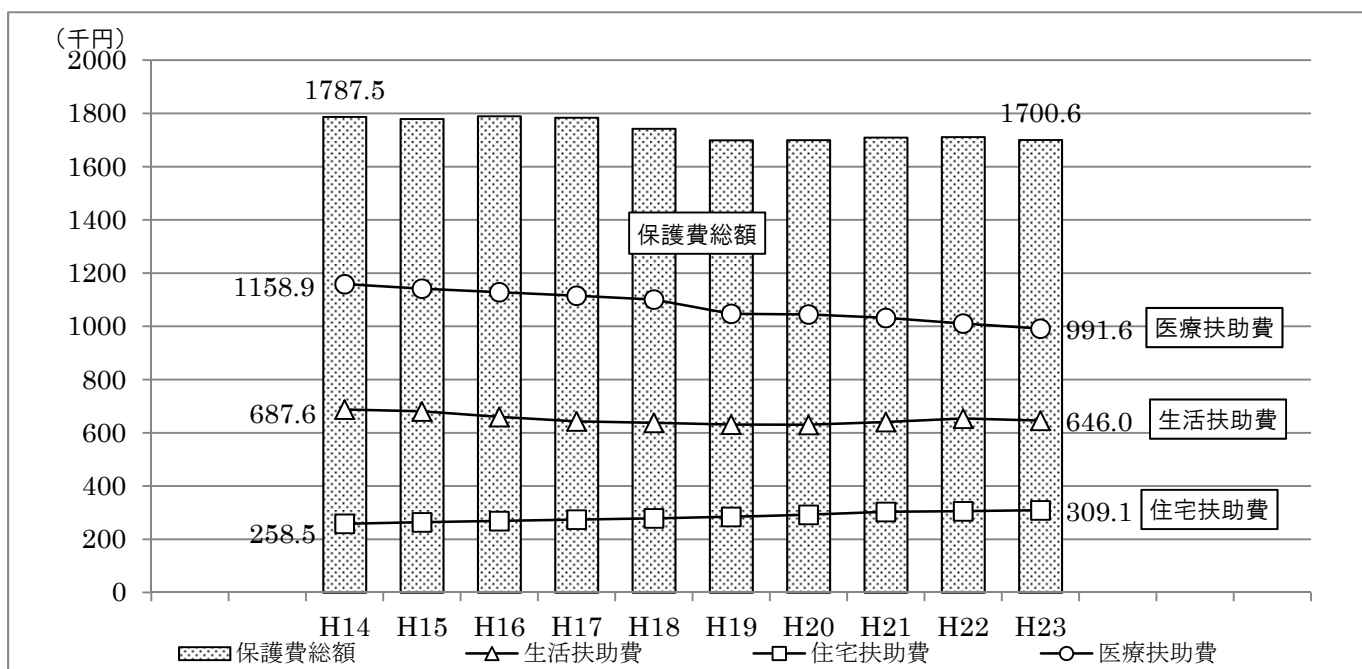
(注) 1 厚生労働省「福祉行政報告例」による。

2 被保護人員数は現に保護を受けた人員の1か月平均である。また、扶助費別被保護人員は重複計上がある。

表2-(1)-ア-⑤ 被保護人員1人当たり保護費の推移

(ポイント)

医療扶助費及び生活扶助費、住宅扶助費の3扶助費について被保護人員1人当たりの扶助費の額は、医療扶助費が最も多く、平成23年度で99.2万円となっており、次いで、生活扶助費(23年度64.6万円)、住宅扶助費(23年度30.9万円)の順で多くなっている。また、被保護人員1人当たりの扶助費の額の推移をみると、医療扶助費は平成14年度に115.9万円であったが23年度は99.2万円に、生活扶助費は14年度に68.8万円であったが23年度は64.6万円に減少し、他方、住宅扶助費は14年度に25.9万円であったが23年度は30.9万円と増加している。



(注) 表2-(1)-ア-①生活保護費及び④被保護人員を基に当省が算出した。

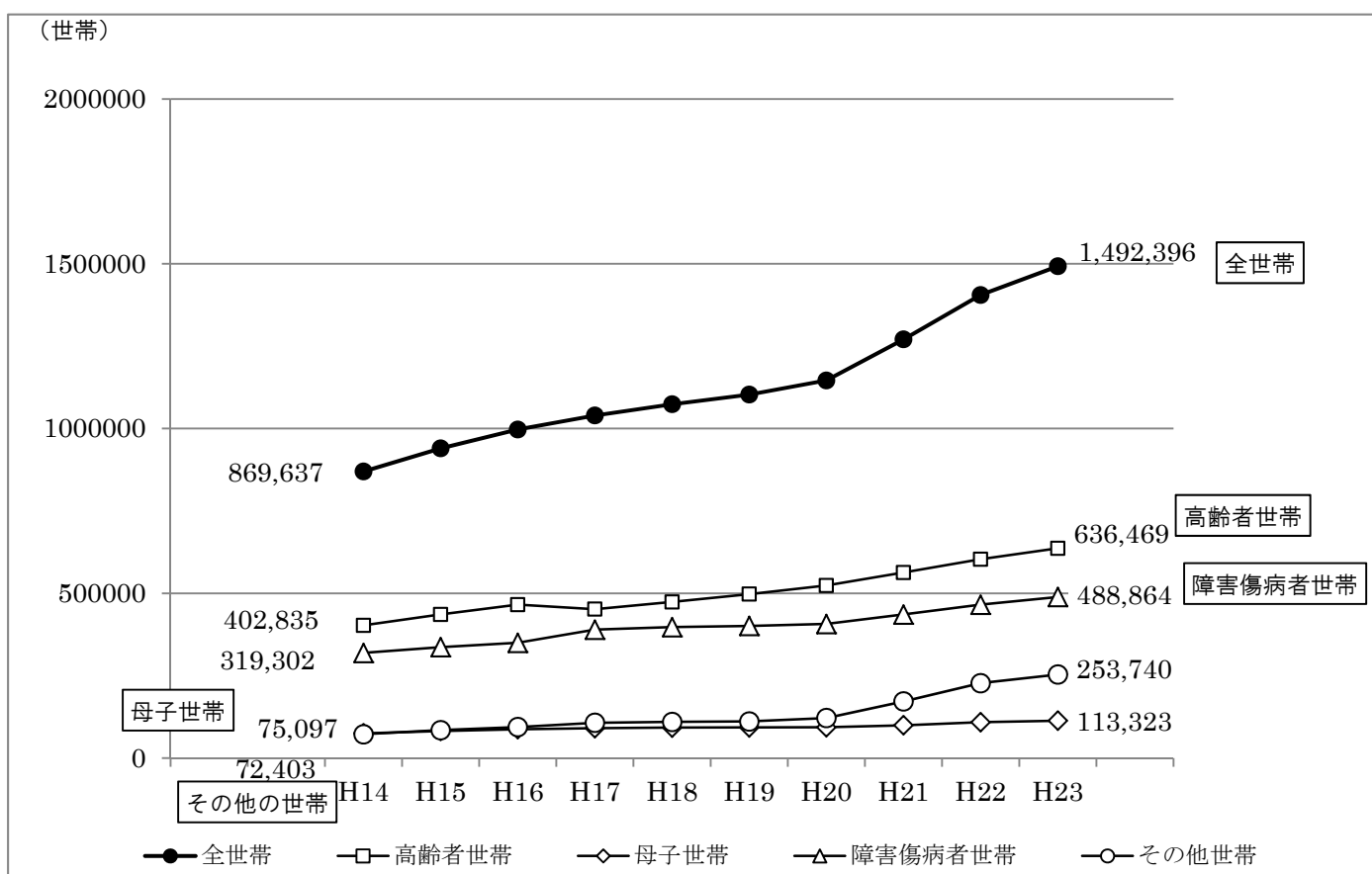
表2-(1)-イ-① 被保護世帯数の推移

(ポイント)

被保護世帯数・被保護人員数について平成14年度から23年度までの間の推移をみると、1か月平均の世帯数は約86.9万世帯が約149.2万世帯と、人員数は約118.9万人が約202.5万人と、共に約1.7倍に増加しており、扶助費と同様、20年のリーマン・ショック以降の増加が顕著となっている(表2-(1)-ア-③、表2-(1)-イ-①を参照)。

1か月平均の被保護世帯数を世帯類型別にみると、「高齢者世帯」の世帯数が最も多く、平成23年度で約63.6万世帯(全世帯の42.6%)、次いで「障害傷病者世帯」(平成23年度で約48.9万世帯(全世帯の32.8%))、「その他の世帯」(平成23年度で約25.4万世帯(全世帯の17.0%))の順が多い。

「高齢者世帯」について平成14年度から23年度までの増加状況についてみると、「その他の世帯」に次いで増加率が高く、世帯数(40.3万世帯→63.6万世帯)、人員数(44.6万人→70.8万人)共に約1.6倍に増加している(表2-(1)-ア-③、表2-(1)-イ-①を参照)。



(注) 1か月平均の世帯数は厚生労働省「福祉行政報告例」による。

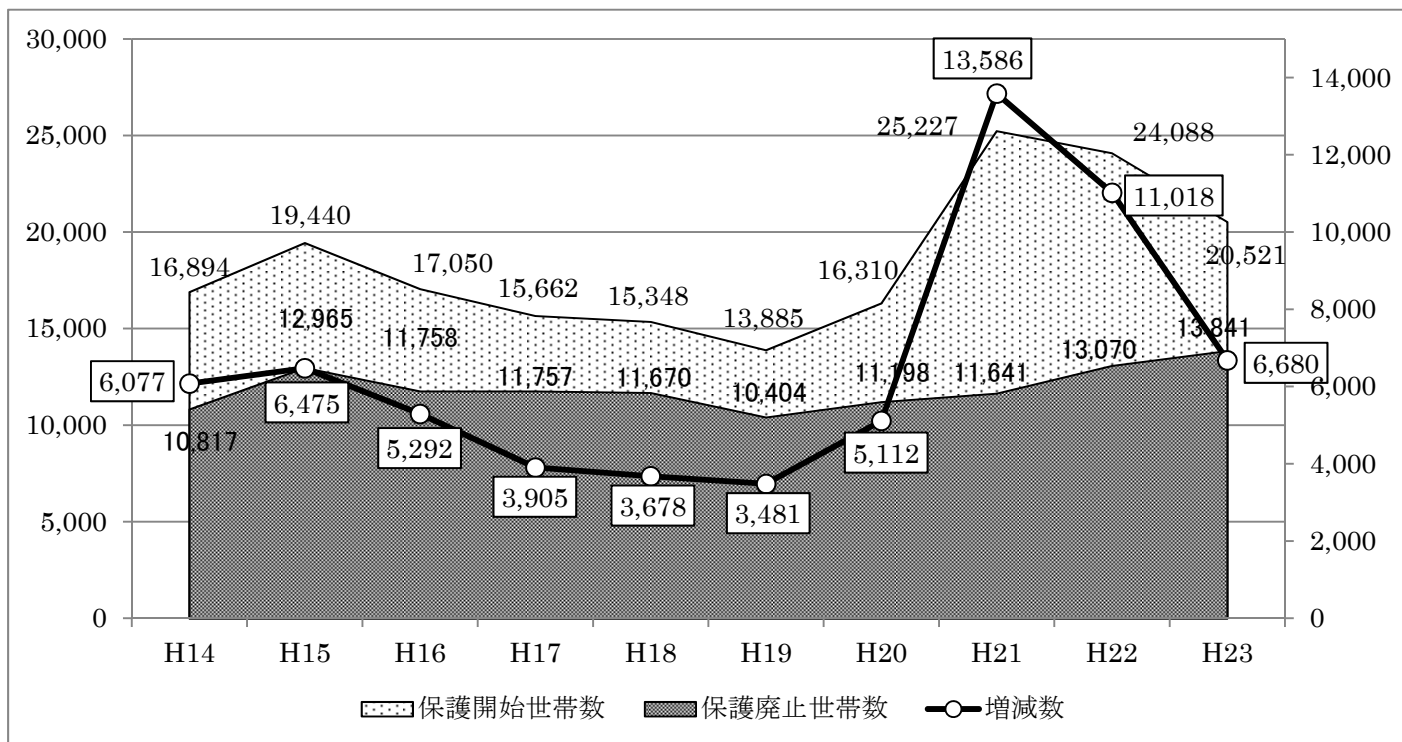
表2-(1)-イ-② 被保護世帯における保護開始世帯数と保護廃止世帯数の推移

(ポイント)

保護開始世帯数の増加構造についてみると、リーマン・ショック以前においては、毎年度、保護の開始世帯数が廃止世帯数を上回ってはいたものの、その差は最大でも6,500世帯程度(平成15年度)であった。

しかし、リーマン・ショック以降は、その差が拡大し、平成21年度においては、保護開始世帯数(2万5,227世帯)と保護廃止世帯数(1万1,641世帯)との差が約1万3,000世帯となり、保護開始世帯数が保護廃止世帯数の2倍以上にまで拡大している。

平成23年度時点においては、保護開始世帯数の減少と保護廃止世帯数の増加により、その差は、約6,700世帯(保護開始世帯数2万521世帯、保護廃止世帯数1万3,841世帯)に縮小しているが、リーマン・ショック以前の差の最大値と同水準にある。



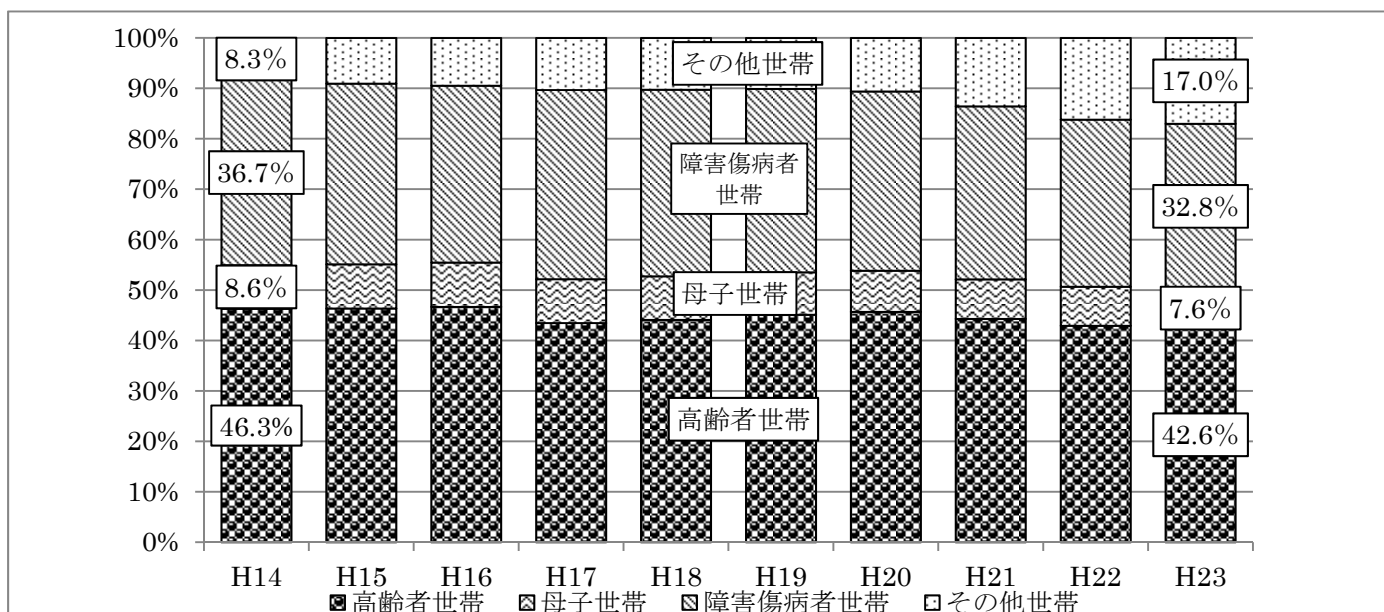
(注) 保護開始世帯数及び保護廃止世帯数は、厚生労働省「福祉行政報告例」による。増減数は同資料を基に当省が算出した。

表2-(1)-イ-③ 被保護世帯数の世帯類型別構成比の推移
(ポイント)

1か月平均の被保護世帯数を世帯類型別にみると、「高齢者世帯」の世帯数が最も多く、平成23年度で約63.6万世帯(全世帯の42.6%)、次いで「障害者・傷病者世帯」(23年度で約48.9万世帯(全世帯の32.8%)、「その他の世帯」(23年度で約25.4万世帯(全世帯の17.0%))の順が多い(表2-(1)-イ-①を参照)。

平成14年度から23年度までの間の増加状況についてみると、「その他の世帯」については、世帯数で約4.3倍(約6.3万世帯→約27.1万世帯)、人員数で約3.4倍(約12.7万人→約42.8万人)と最も増加しており、特に20年のリーマン・ショック以降の増加が顕著となっている(表2-(1)-イ-④を参照)。

このため、「その他の世帯」の全被保護世帯数に占める構成比も、平成14年度に8.3%であったものが、23年度には、17.0%と2倍以上に増えている。



(注) 1 厚生労働省「福祉行政報告例」による。
2 被保護世帯数は現に保護を受けた世帯の月平均世帯数である。

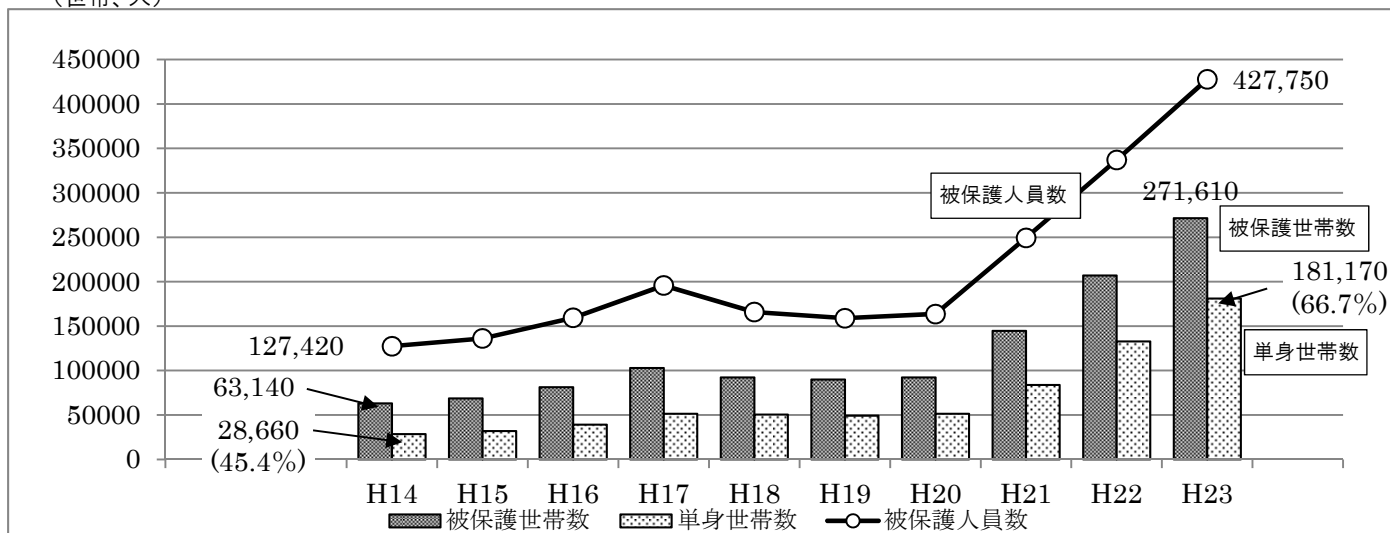
表 2 - (1) - イ - ④ 「その他の世帯」の世帯数の推移

(ポイント)

平成 14 年度から 23 年度までの間の増加状況についてみると、「その他の世帯」については、世帯数で約 4.3 倍 (約 6.3 万世帯→約 27.1 万世帯)、人員数で約 3.4 倍 (約 12.7 万人→約 42.8 万人) と最も増加しており、特に 20 年のリーマン・ショック以降の増加が顕著となっている。

このため、「その他の世帯」の全被保護世帯数に占める構成比も、平成 14 年度に 8.3%であったものが、23 年度には、17.0%と 2 倍以上に増えている (表 2 - (1) - イ - ③を参照)。

一 (世帯、人)



- (注) 1 「被保護世帯数」は世帯類型が「その他の世帯」に属する世帯数、「単身世帯数」は世帯類型が「その他の世帯」のうち世帯人員が 1 人の世帯数、「被保護人員数」は、世帯類型が「その他の世帯」に属する被保護人員数である。
 2 被保護世帯数、単身世帯数及び被保護人員数は、厚生労働省「被保護者全国一斉調査」による。
 3 各年度 7 月 31 日現在のものである。

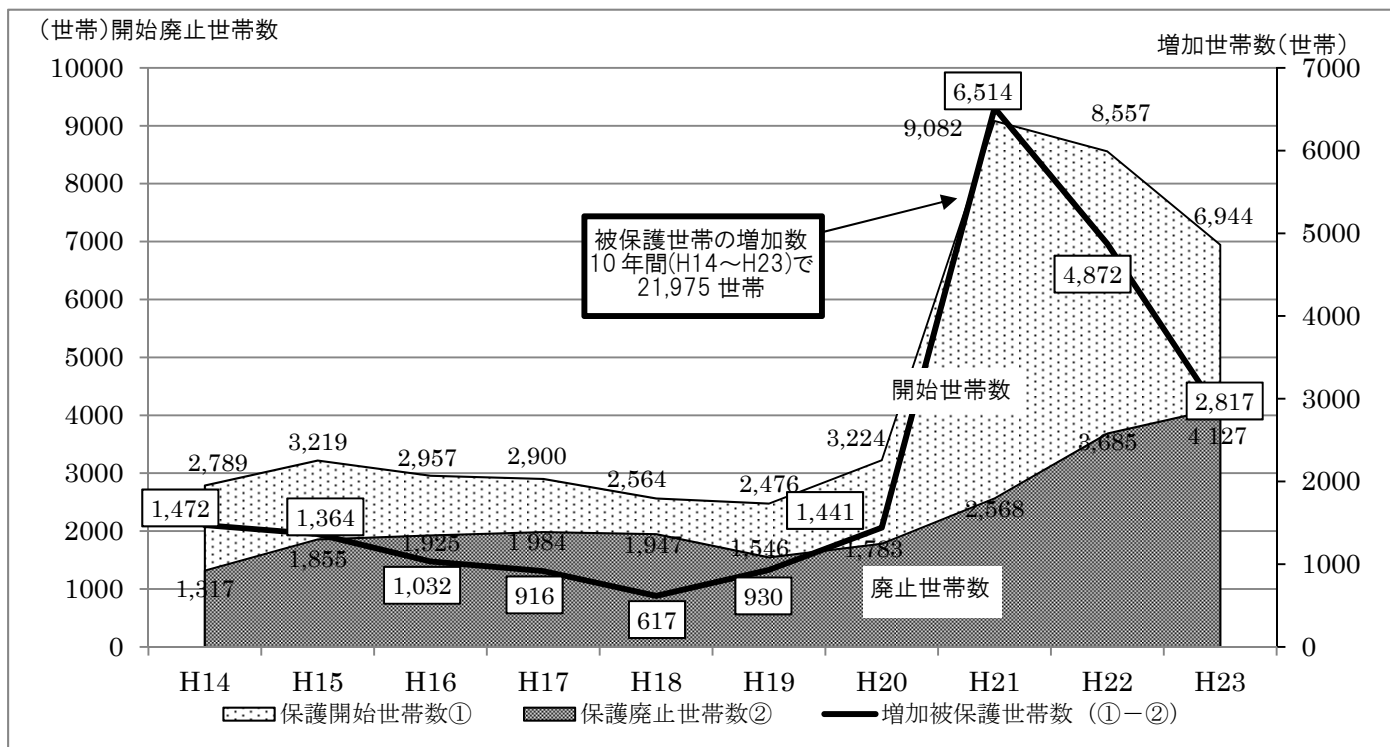
表 2 - (1) - イ - ⑤ 「その他の世帯」における保護開始世帯数と保護廃止世帯数の推移

(ポイント)

増加が顕著な「その他の世帯」における世帯数の増加構造について、平成 14 年度から 23 年度までの間の推移でみると、リーマン・ショック以前においては、毎年度、保護の開始世帯数が廃止世帯数を上回っていたものの、その差は 1,000 世帯前後で推移していた。

しかし、リーマン・ショック以降は、その差が拡大し、平成 21 年度においては、保護開始世帯数 (9,082 世帯) と保護廃止世帯数 (2,568 世帯) の差が約 6,500 世帯、保護開始世帯数が保護廃止世帯数の約 3.5 倍にまで拡大している。

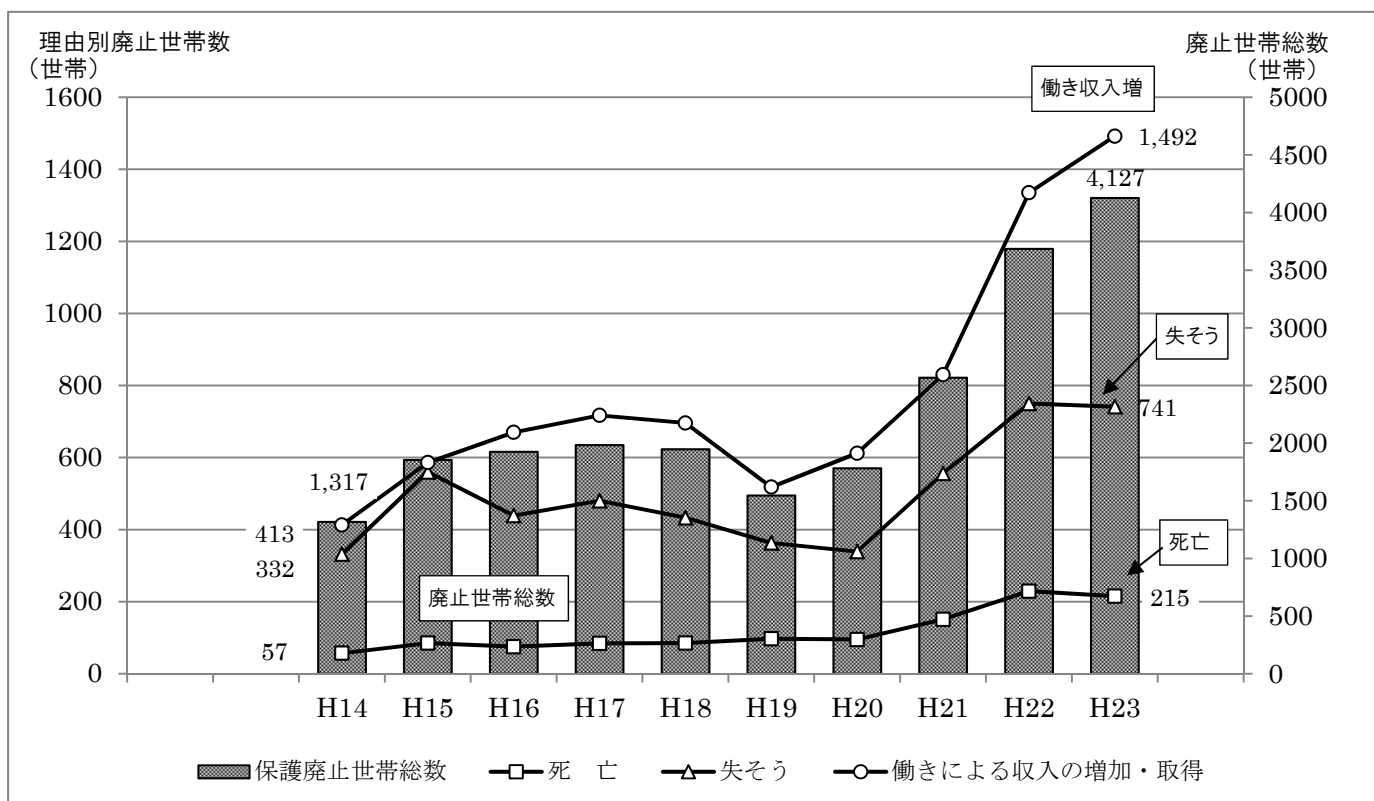
平成 23 年度時点においては、保護開始世帯数の減少と保護廃止世帯数の増加により、その差は、約 2,800 世帯 (保護開始世帯数 6,944 世帯、保護廃止世帯 4,127 世帯) に縮小しているが、リーマン・ショック以前の水準のいまだ 2 倍程度ある。



(注) 1 「開始世帯数」及び「廃止世帯数」は、厚生労働省「福祉行政報告例」(各年度9月中に保護が開始・廃止された世帯数)による。
 2 「被保護世帯の増加数」は、「開始世帯数」から「廃止世帯数」を減じたものである。

表2-(1)-イ-⑥ 「その他の世帯」における理由別保護廃止世帯数の推移 (ポイント)

「その他の世帯」における保護の廃止世帯数については、平成14年度(1,317世帯)から23年度(4,127世帯)までの間で3倍以上に増加しており、特にリーマン・ショック以降の増加が、保護の開始世帯と同様に顕著である。その増加の主因は、廃止世帯の約36%を占める「働きによる収入の増」(平成14年度413世帯、23年度1,492世帯)によるものとなっており、経済的自立の促進を図るための取組が重要なものとなっている。

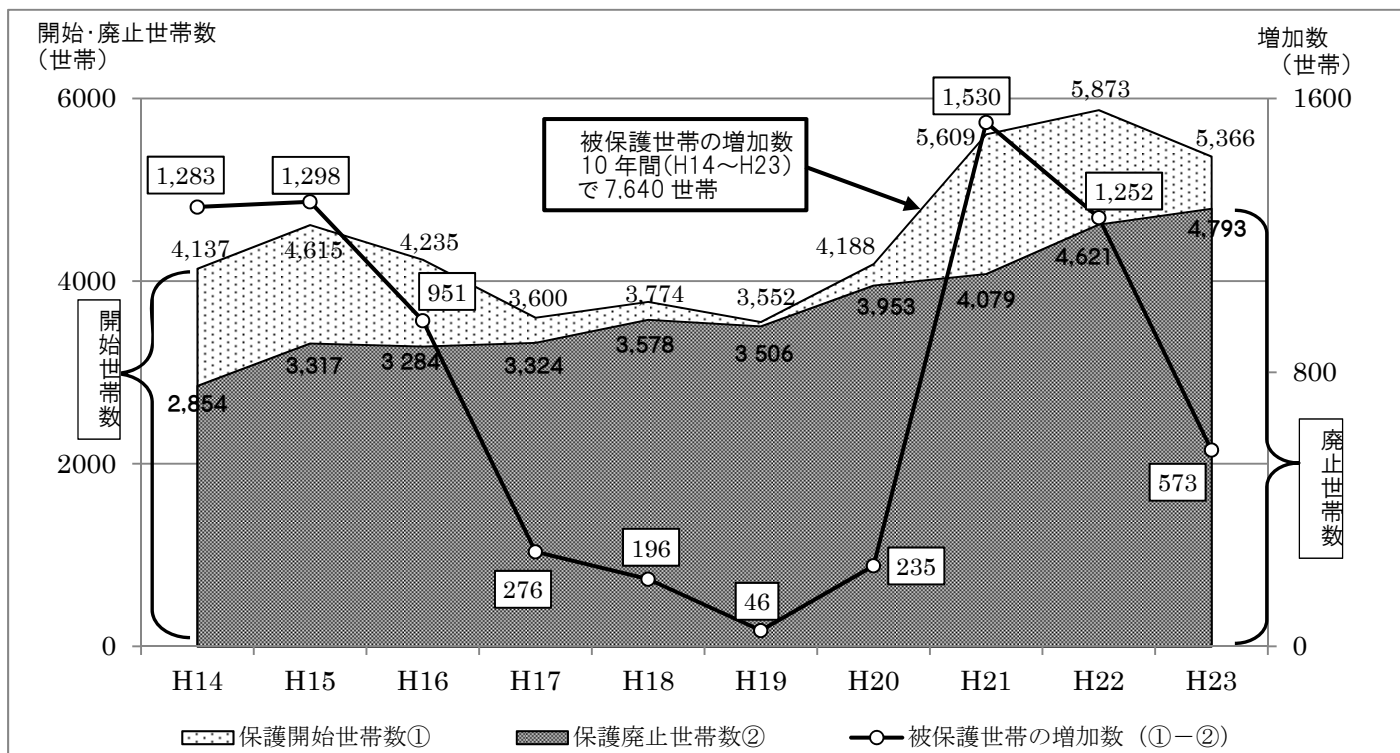


(注) 厚生労働省「福祉行政報告例」(各年度9月中に保護が開始された世帯数)による。

表 2 - (1) - イ - ⑦ 「高齢者世帯」における保護開始世帯数と保護廃止世帯数の推移
(ポイント)

高齢者世帯における保護開始世帯数と保護廃止世帯数の増加構造についてみると、平成 20 年のリーマン・ショックまでは、保護開始世帯数の減少傾向と保護廃止世帯の増加傾向により、その差は縮小の傾向にあったが、リーマン・ショック以降は、保護開始世帯の増加が顕著となり、21 年度においては、保護開始世帯数 (5,609 世帯) と保護廃止世帯数 (4,079 世帯) の差が約 1,500 世帯に拡大している。

平成 23 年度時点においては、再び保護開始世帯数の減少と保護廃止世帯数の増加により、その差は、約 600 世帯 (保護開始世帯数 5,366 世帯、保護廃止世帯 4,793 世帯) に縮小している。

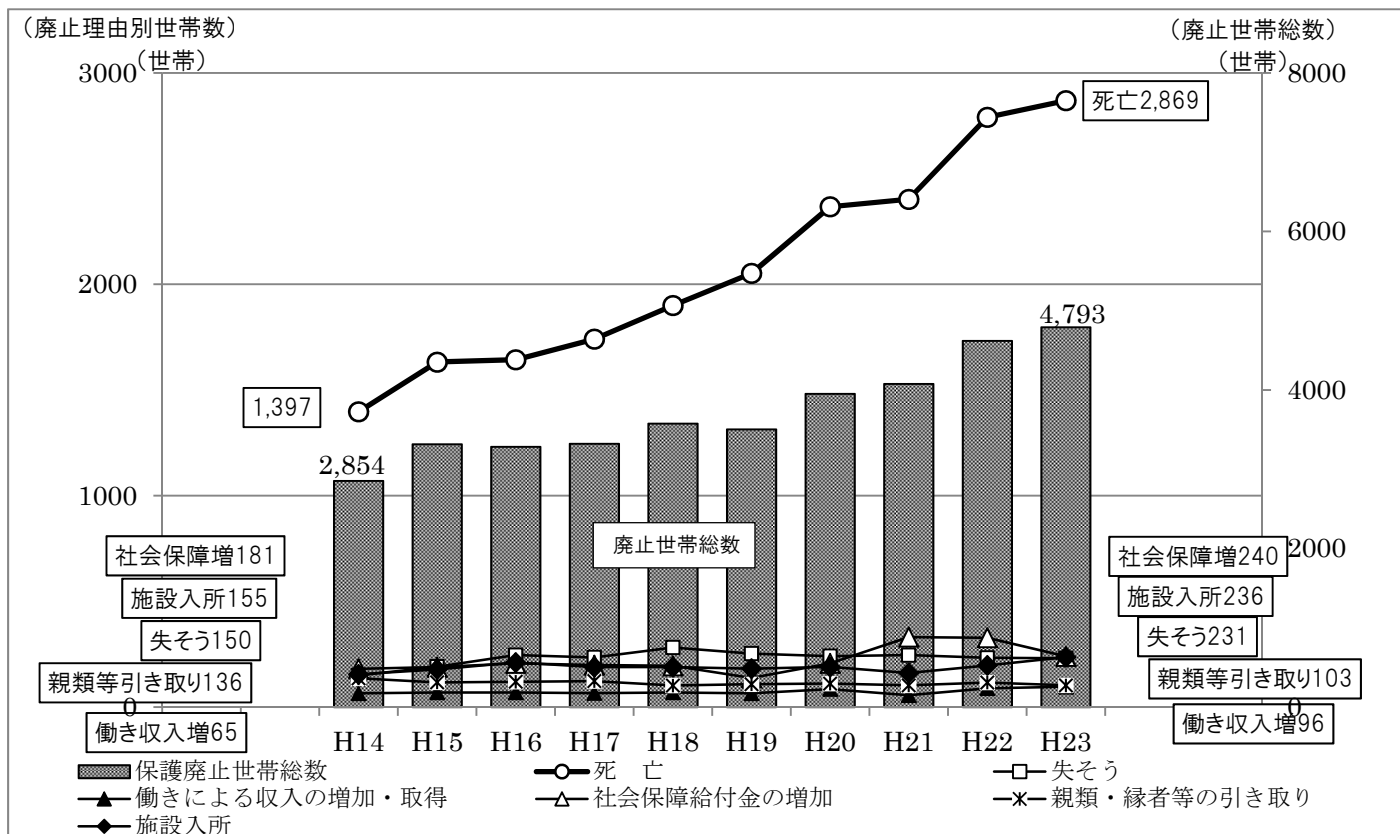


(注) 1 「開始世帯数」及び「廃止世帯数」は、厚生労働省「福祉行政報告例」(各年度9月中に保護が開始・廃止された世帯数)による。

2 「被保護世帯の増加数」は、「開始世帯数」から「廃止世帯数」を減じたものである。

表 2 - (1) - イ - ⑧ 「高齢者世帯」における理由別保護廃止世帯数の推移
(ポイント)

「高齢者世帯」における保護の廃止世帯数は、増加傾向にあり、平成 14 年度 (2,854 世帯) から 23 年度 (4,793 世帯) までの間で約 1.7 倍になっているが、その増加の主因は、廃止世帯の約 6 割を占める「死亡」(14 年度 1,397 世帯、23 年度 2,869 世帯) によるものとなっている。



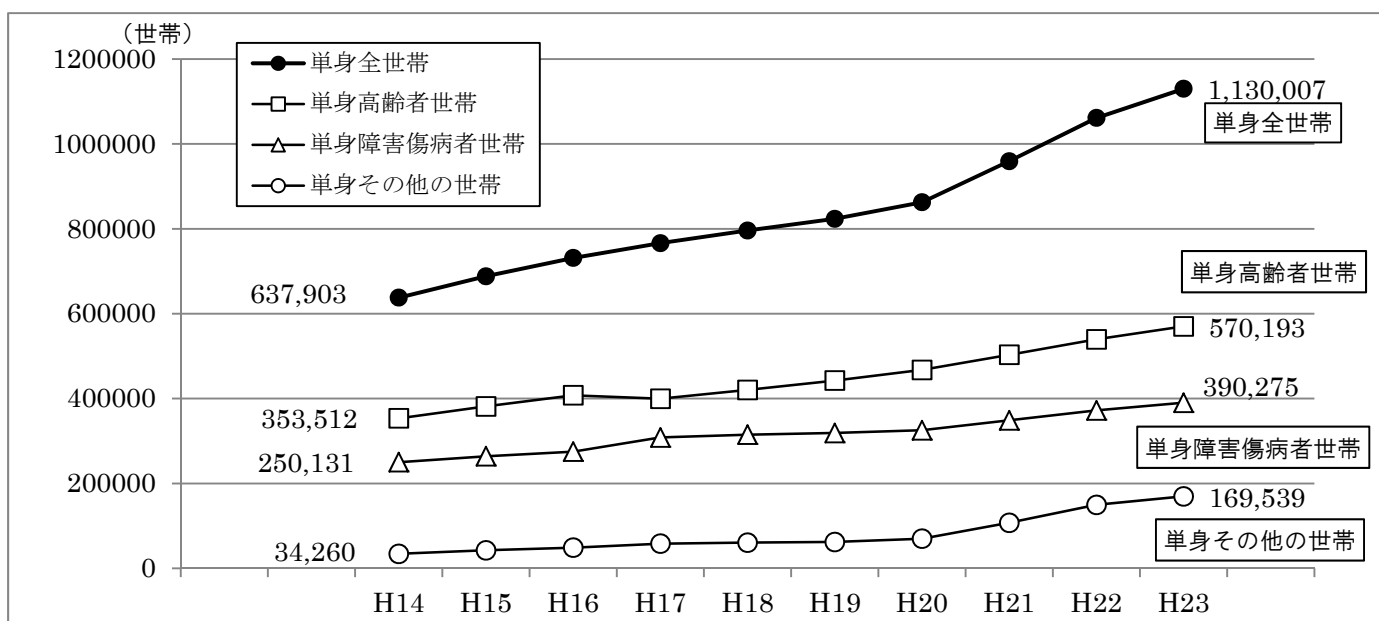
(注) 平成14年度から23年度までは厚生労働省「福祉行政報告例」(各年度9月中旬に保護が廃止された世帯数)による。

表2-1-1-9 被保護世帯(単身世帯)数の推移

(ポイント)

被保護世帯数における単身世帯数は、平成23年度で約113.0万世帯と全被保護世帯(149.2万世帯)の75.7%を占めており、14年度から23年度までの推移をみると、全被保護世帯の増加とともに年々増加しているが、割合については、微増の状況(73.4%→75.7%)となっている。

被保護世帯数を世帯類型別(母子世帯を除く。)でみると、「高齢者世帯」が単身世帯数及びその割合共に最も多く、平成23年度で約57.0万世帯・89.6%となっており、次いで、「障害傷病者世帯」(23年度で約39.0万世帯・79.8%)、「その他の世帯」(23年度で約17.0万世帯・66.8%)の順で多い(以上、表2-1-1-1、①、⑨を参照)。



(注) 1 厚生労働省「福祉行政報告例」による。

2 被保護単身世帯数は現に保護を受けた世帯で、月平均世帯数である。

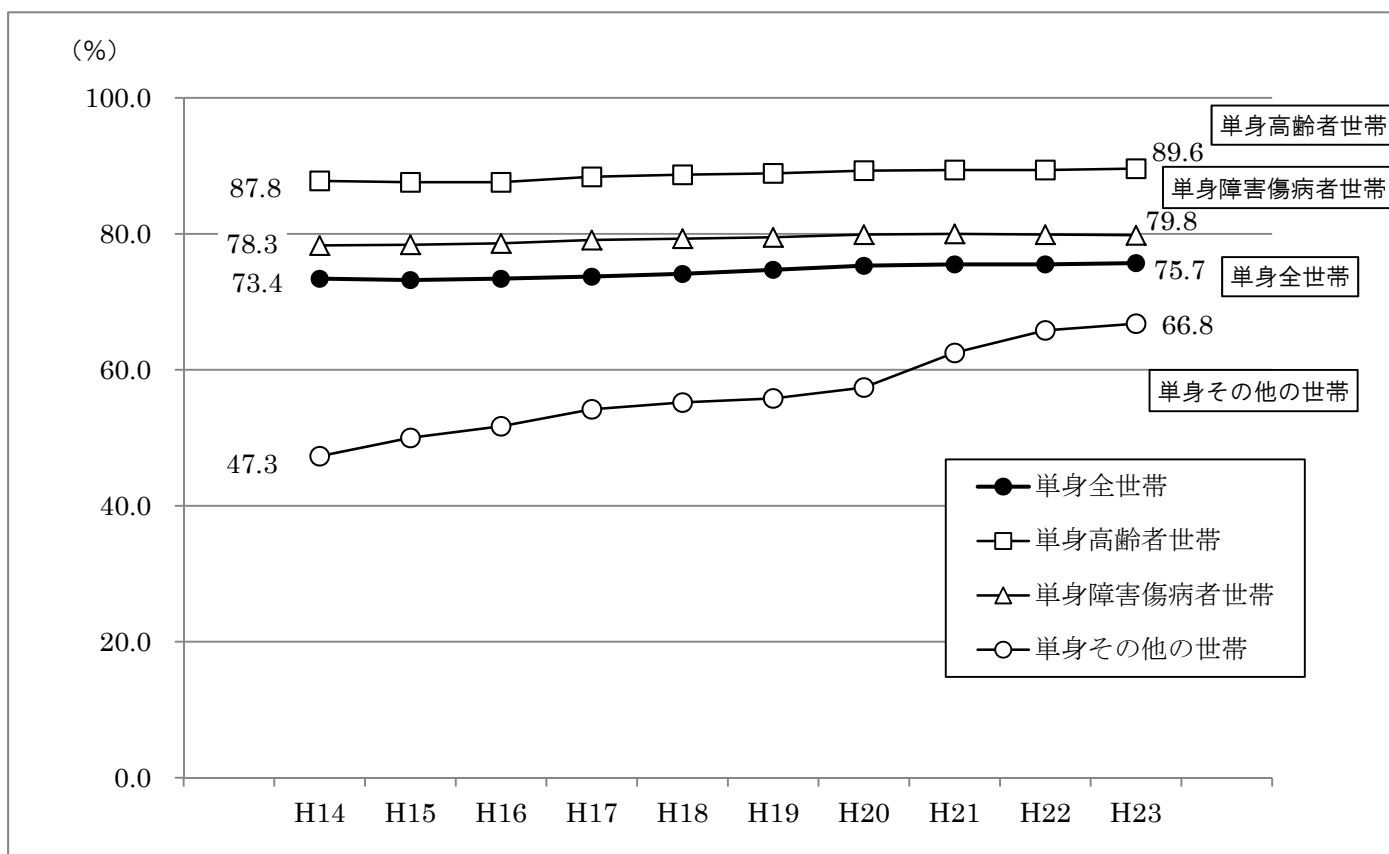
表 2 - (1) - イ - ⑩ 被保護世帯に占める単身世帯割合の推移

(ポイント)

被保護世帯数における単身世帯数は、平成 23 年度で約 113.0 万世帯と全被保護世帯 (149.2 万世帯) の 75.7% を占めており、14 年度から 23 年度までの推移をみると、全被保護世帯の増加とともに年々増加しているが、割合については、微増の状況 (73.4% → 75.7%) となっている。

被保護世帯数を世帯類型別 (母子世帯を除く。) でみると、「高齢者世帯」が単身世帯数及びその割合共に最も多く、平成 23 年度で約 57.0 万世帯・89.6% となっており、次いで、「障害傷病者世帯」(23 年度で約 39.0 万世帯・79.8%)、「その他の世帯」(23 年度で約 17.0 万世帯・66.8%) の順で多い (以上、表 2 - (1) - イ - ①、⑨を参照)。

被保護世帯に占める単身世帯数の割合の推移を平成 14 年度から 23 年度までの間でみると、「その他の世帯」の増加率が最も高く、47.3% から 66.8% と 20 ポイント近い増加となっており、特に、20 年のリーマン・ショック以降の増加が顕著なものとなっている。



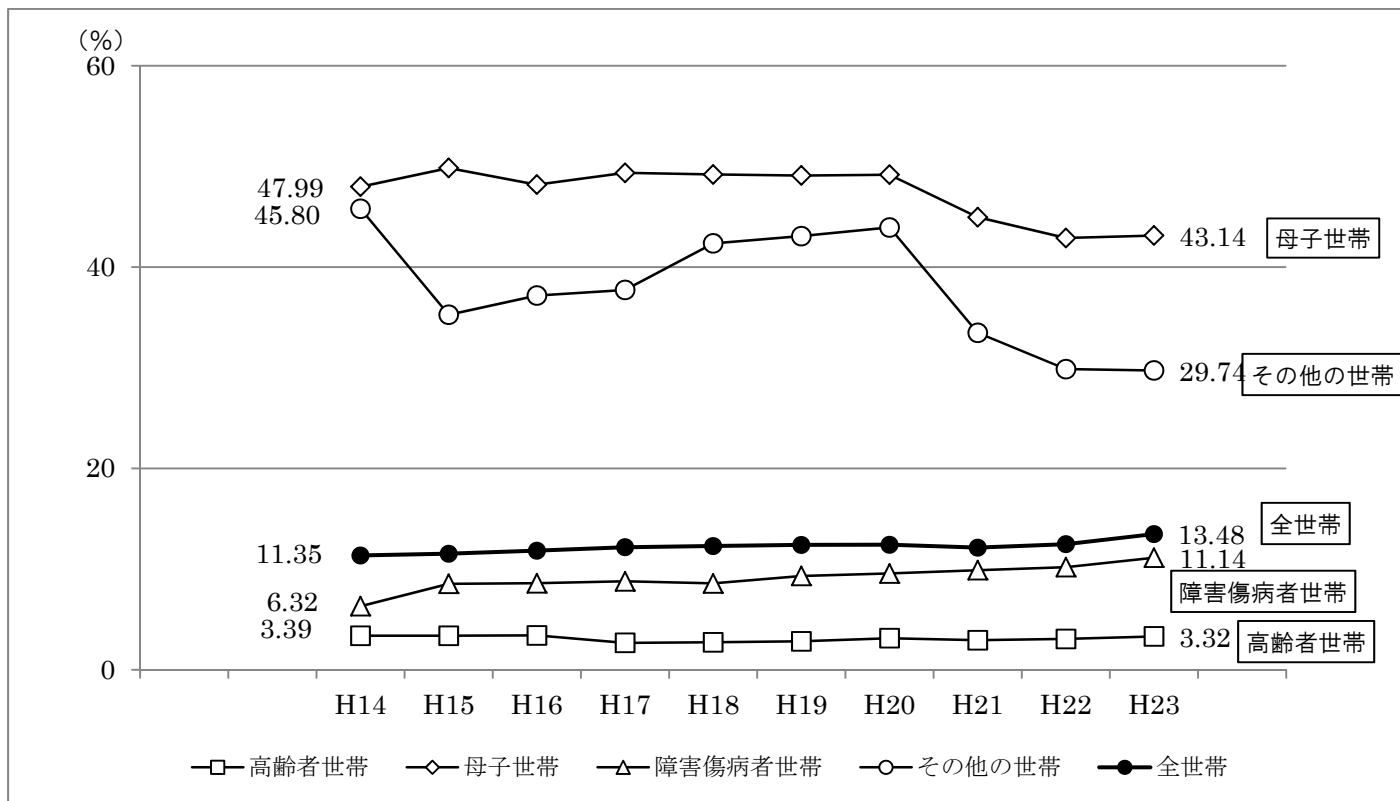
(注) 厚生労働省「福祉行政報告例」を基に当省が算出した。

表 2 - (1) - イ - ⑪ 就労者のいる被保護世帯数の割合の推移

(ポイント)

被保護世帯のうち就労者がいる世帯数の割合をみると、全体では平成 23 年度で 13.5% となっているが、世帯類型別にみると、世帯主が稼働年齢層にあり、比較的就労阻害要因が少ないと考えられる「母子世帯」や「その他の世帯」が高く、それぞれ約 43.1%、約 29.7% となっている。

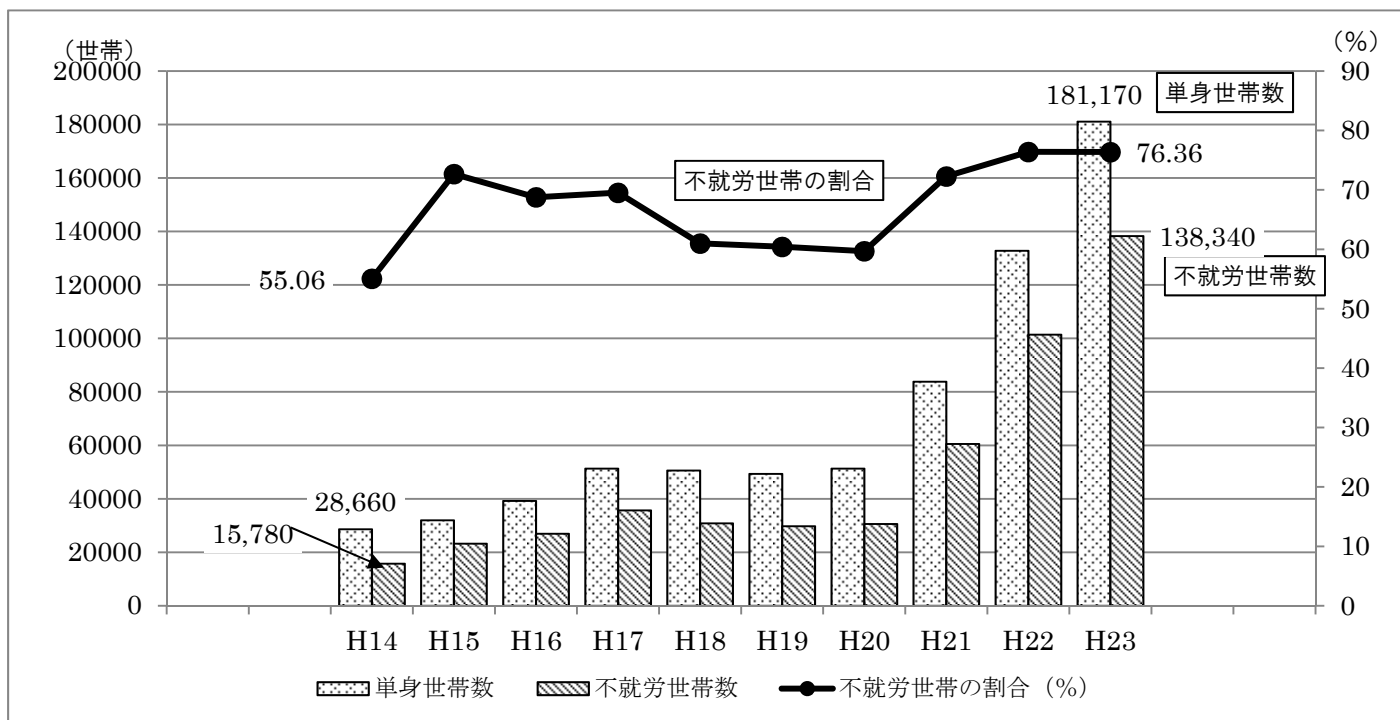
また、これについて平成 14 年度から 23 年度までの間の推移でみると、「その他の世帯」は、14 年度に「母子世帯」とほぼ同水準 (約 45.8%) にあったが、23 年度までに約 16.0 ポイント減少しており、特に 20 年のリーマン・ショック以降の減少が顕著なものとなっている。



(注) 厚生労働省「被保護者全国一斉調査」の世帯類型別勤労者がいる世帯数を基に当省が割合を集計した。各年度7月31日現在のものである。

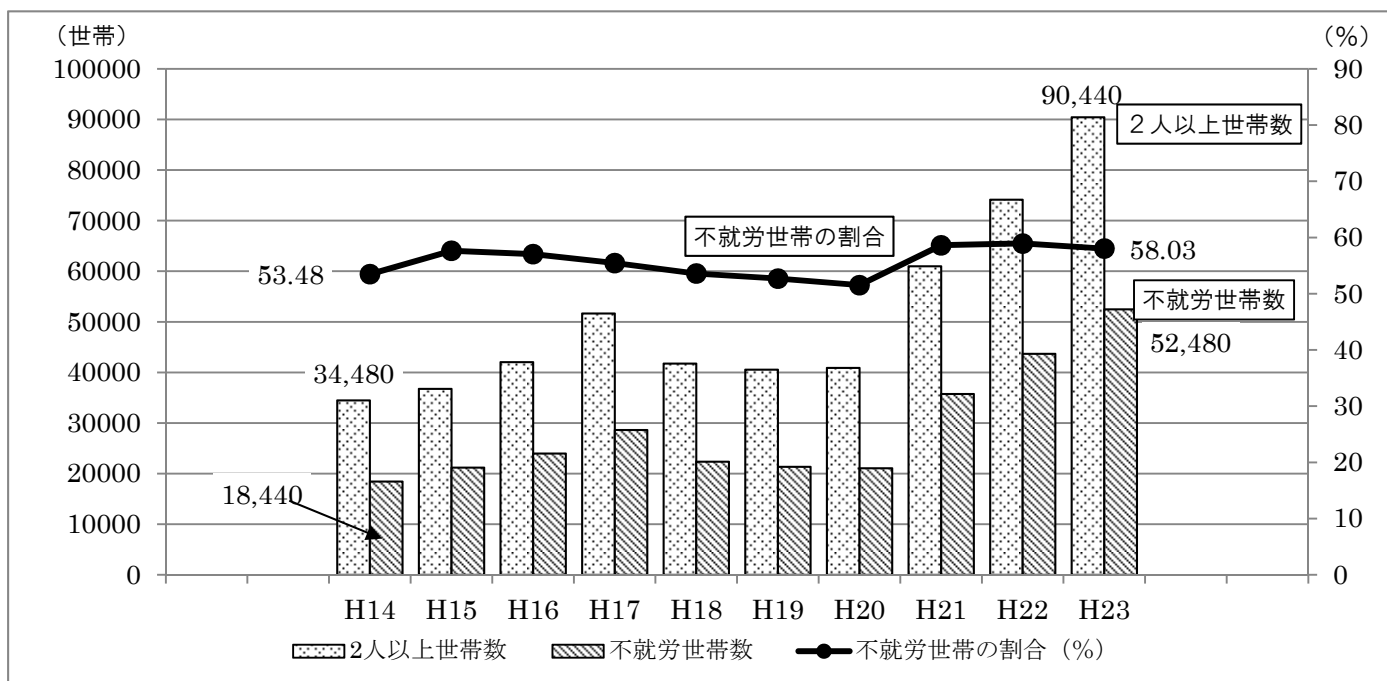
表2- (1) -イ-⑫ 「その他の世帯」における就労者のいない世帯数の推移 (単身世帯)
(ポイント)

「その他の世帯」における就労者のいない世帯数についてみると、平成20年のリーマン・ショック以降増加が顕著となった単身世帯における不就労世帯の増加率が高く、23年度は14年度(約55.1%)と比較して、20ポイント以上増加し、約76.4%となっており、一旦減少傾向にあった不就労世帯の割合がリーマン・ショック以降再び増加に転じている。



(注) 1 単身世帯数は、厚生労働省「被保護者全国一斉調査」による。
2 「不就労世帯数」及び「不就労世帯の割合」は、厚生労働省「被保護者全国一斉調査」を基に当省が割合を集計した。
3 各年度7月31日現在のものである。

表 2 - (1) - イ - ⑬ 「その他の世帯」における就労者のいない世帯数の推移（2人以上世帯）



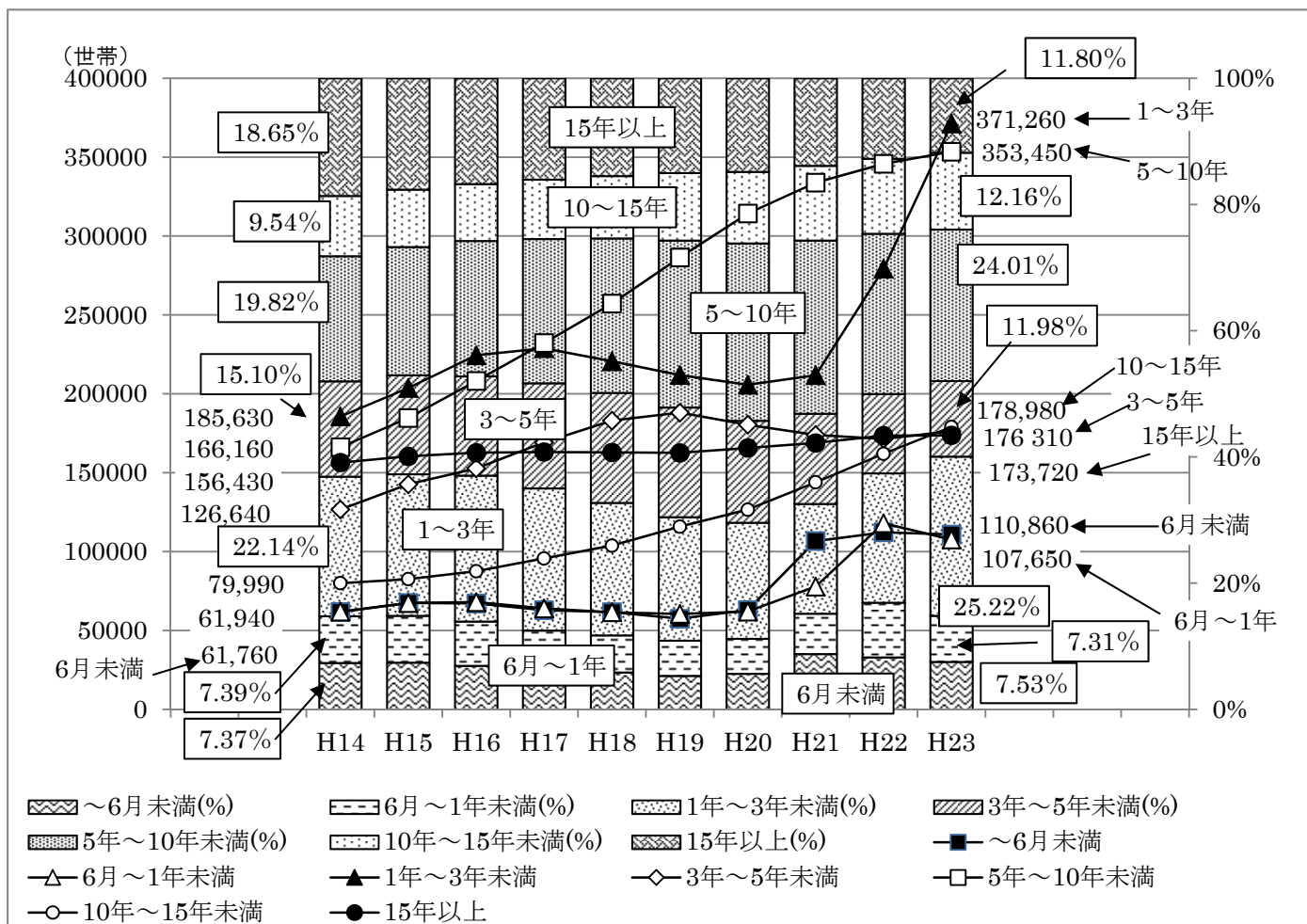
(注) 1 厚生労働省「被保護者全国一斉調査」を基に当省が集計した。
2 各年度7月31日現在のものである。

表 2 - (1) - イ - ⑭ 保護の受給期間別被保護世帯数の推移 (ポイント)

保護の受給期間別の被保護世帯数について平成 23 年度時点での受給期間で見ると、受給期間 1 年以上 3 年未満の世帯数が約 37.1 万世帯、全体の約 25.2%と最も多いが、5 年以上 10 年未満の世帯が約 35.3 万世帯、全体の約 24.0%、10 年以上 15 年未満の世帯が約 17.9 万世帯、全体の約 12.2%と、長期受給世帯も多く、5 年以上の世帯が全体の約半数に及んでいる。

また、保護の受給期間別の被保護世帯数について平成 14 年度から 23 年度までの推移をみると、20 年のリーマン・ショック以降の被保護世帯の増加を受けて、受給期間 1 年以上 3 年未満の世帯数が約 2 倍 (18.6 万世帯→37.1 万世帯)、6 月未満が約 1.8 倍 (6.2 万世帯→11.1 万世帯)、6 月以上 1 年未満が約 1.7 倍 (6.2 万世帯→10.8 万世帯) と、受給期間 3 年未満の世帯の増加率が高いが、その一方で、10 年以上 15 年未満や 5 年以上 10 年未満の長期受給世帯の増加も、それぞれ 2.2 倍 (8.0 万世帯→17.9 万世帯)、2.1 倍 (16.6 万世帯→35.3 万世帯) と顕著である。

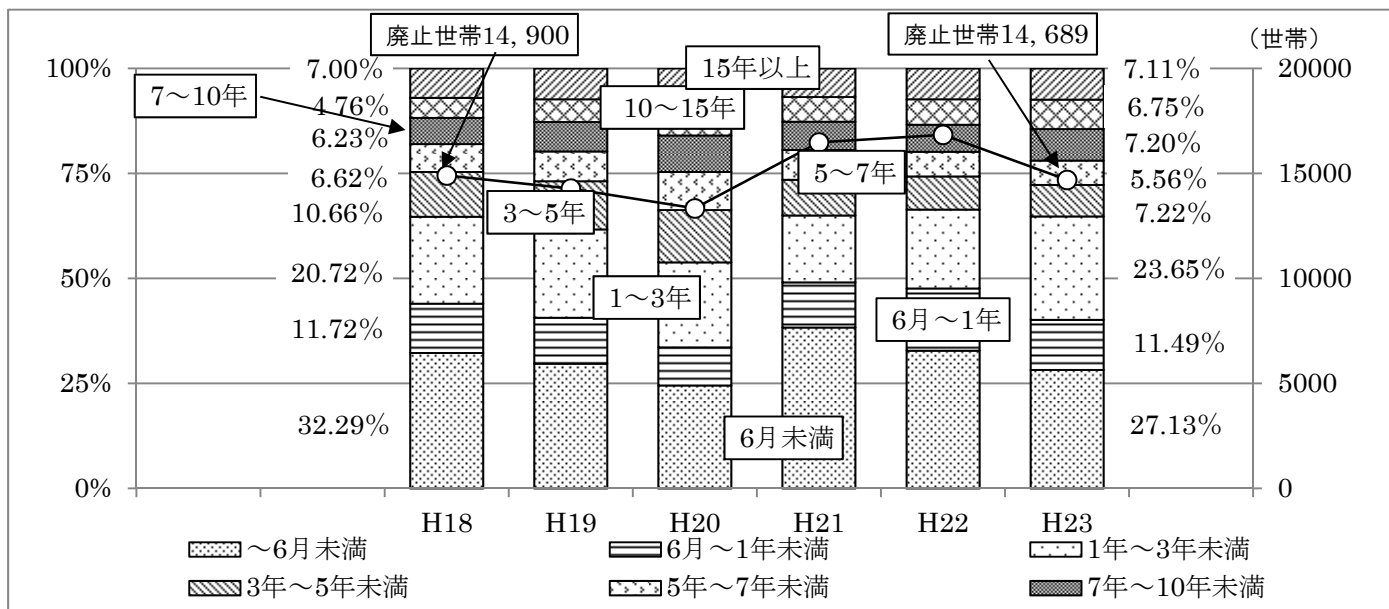
平成 23 年度における保護の受給期間別の被保護世帯数の構成比 (当該区分の被保護世帯数の全被保護世帯数に占める割合) と保護廃止世帯数の構成比 (当該区分の保護廃止世帯数の全保護廃止世帯数に占める割合) を比較すると、受給期間 6 月未満の場合は、被保護世帯数が 7.5%で保護廃止世帯数が 27.1%、受給期間 6 月以上 1 年未満の場合は、被保護世帯数が 7.3%で保護廃止世帯数が 11.5%と、いずれも保護廃止世帯数の構成比の方が高いが、受給期間が 1 年を超えるとそれが逆転し、保護廃止の率が低下する傾向がみられる (表 2 - (1) - イ - ⑭、⑮を参照)。



(注) 1 被保護世帯数は、厚生労働省「被保護者全国一斉調査」による。構成比率は同世帯数を基に当省が集計した。
 2 各年度7月31日現在のものである。

表2-1-15 保護廃止世帯数の推移（保護開始からの期間別）
 (ポイント)

平成23年度における保護の受給期間別の被保護世帯数の構成比（当該区分の被保護世帯数の全被保護世帯数に占める割合）と保護廃止世帯数の構成比（当該区分の保護廃止世帯数の全保護廃止世帯数に占める割合）を比較すると、受給期間6月未満の場合は、被保護世帯数が7.5%で保護廃止世帯数が27.1%、受給期間6月以上1年未満の場合は、被保護世帯数が7.3%で保護廃止世帯数が11.5%と、いずれも保護廃止世帯数の構成比の方が高いが、受給期間が1年を超えるとそれが逆転し、保護廃止の率が低下する傾向がみられる（表2-1-14、15を参照）。



(注) 1 廃止世帯数は厚生労働省「被保護者全国一斉調査」による。構成比率は同資料期間別保護廃止世帯数を基に当省が集計した。
 2 各年度7月31日現在のものである。

表2-(1)-イ-⑯ 市町村合併により級地が繰り上がった市町村数 (平成12年度と25年度の比較)

(ポイント)

扶助費の支給水準は、市町村域単位で設定されている級地によって異なっている。現在は6区分の級地が設定され、「1級地の1」、「1級地の2」、「2級地の1」、「2級地の2」、「3級地の1」、「3級地の2」の順に支給水準が高いものとなっている。

平成13年3月31日(市町村数3,227)から24年4月1日(市町村数1,719)までの間に市町村合併により1,508市町村が減少しているが、合併後の市町村の級地は、合併に加わった市町村のうち最も支給水準が高い級地に設定されるものとなっている。

このため、12年度及び25年度における「生活保護級地区分表」等を基に、12年度の当該区分表に級地ごとに記載されていた市町村域が、25年度の当該区分表においてどの級地に区分されているのかを便宜整理してみると、2級地から1級地に繰り上がっているものが3市町村域、3級地から1級地に繰り上がっているものが28市町村域、3級地から2級地に繰り上がっているものが244市町村域あるなど、全体で801市町村域がより高い級地に繰り上がっている。

(単位:市町村)

			25年度級地					計
			1級地		2級地		3級地	
			1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	
12年度級地	1級地	1-2	2					2
	2級地	2-1	2	1				3
		2-2			3			3
	3級地	3-1	1	13	45	21		80
		3-2		14	124	54	521	713
計			5	28	172	75	521	801

(注) 1 本表は、平成 12 年度と 25 年度の「生活保護級地区分表」を基に、総務省公表の「平成 11 年度以降の市町村合併の実績」で 13 年度以降 24 年度までに市町村合併された案件について、当該合併に関わった市町村（平成 12 年度時点で存在していた市町村）の級地の繰り上がり状況を整理したものである。

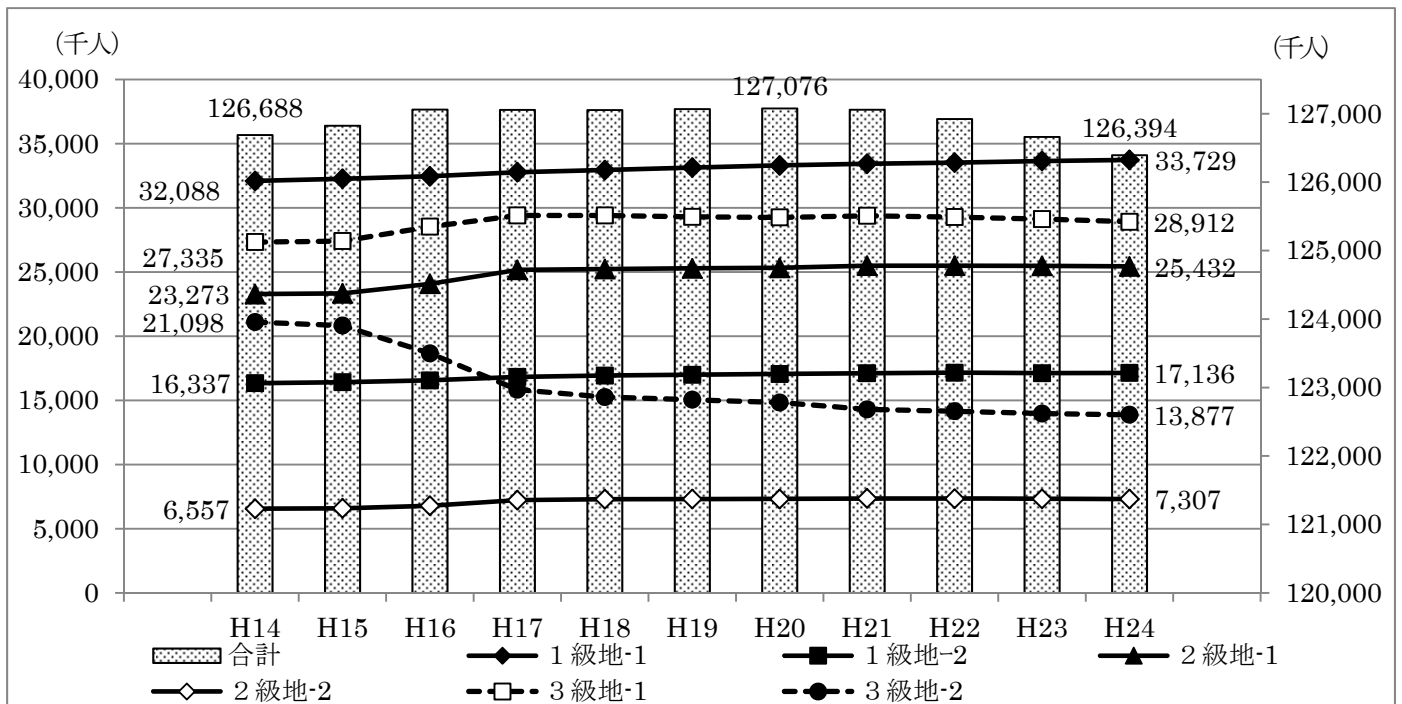
2 全国の市町村数は、平成 13 年 3 月 31 日現在が 3,227、24 年 4 月 1 日現在が 1,719 で、この間の市町村合併で、1,508 市町村が減少している。

表 2 - (1) - イ - ⑰ 級地別管内人口数の推移

(ポイント)

平成 24 年度における級地別の管内人口及び管内世帯数をみると、共に、支給水準が最も高い「1 級地の 1」（管内人口：約 3,373 万人、管内世帯数：約 1,600 万世帯）が最も多く、次いで「3 級地の 1」、「2 級地の 1」、「1 級地の 2」、「3 級地の 2」、「2 級地の 2」の順が多い。

また、平成 14 年度から 24 年度までの推移をみると、支給水準が最も低い「3 級地の 2」のみ減少傾向（管内人口：約 2,110 万人→約 1,388 万人、管内世帯数：約 699 万世帯→約 531 万世帯）にあり、他の級地はいずれも増加傾向にある（以上、表 2 - (1) - イ - ⑰、⑱を参照）。



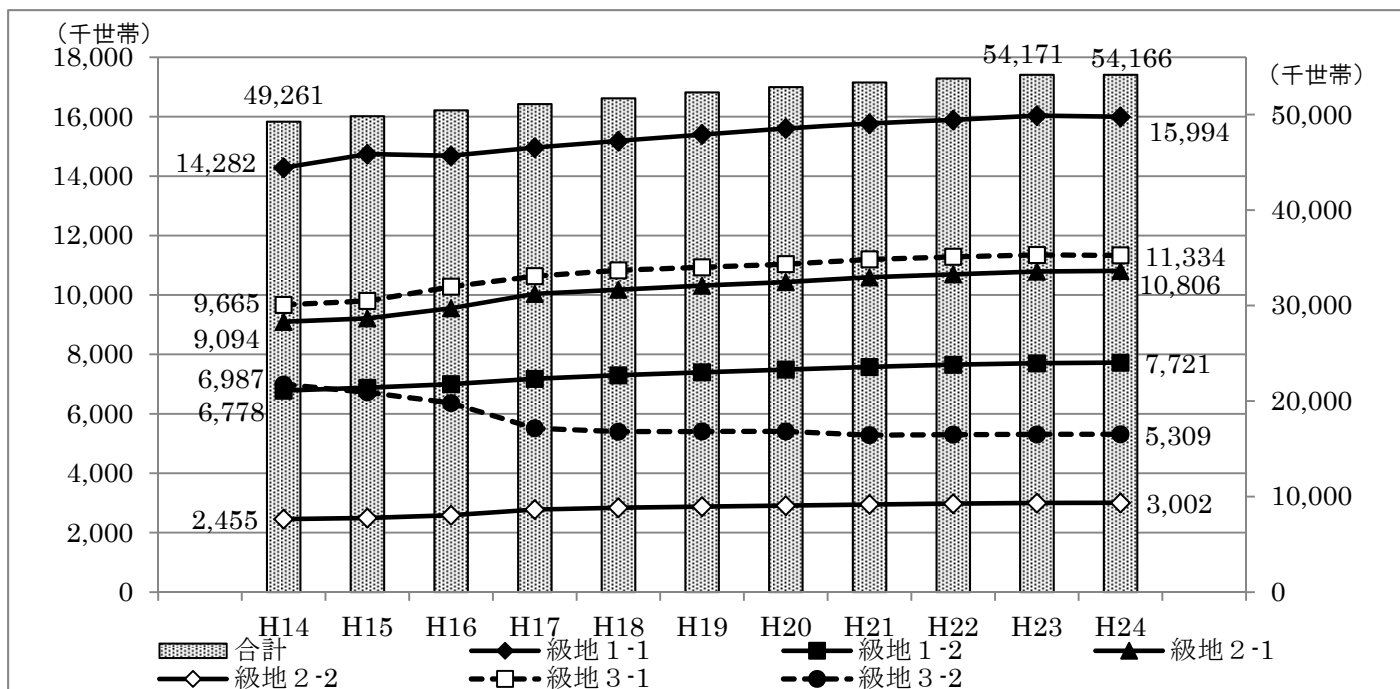
(注) 級地別管内世帯数は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」の市町村別世帯数（各年度 3 月 31 日現在）を生活保護手帳に記載の地域の級地区分に基づき当省が整理した。

表 2 - (1) - イ - ⑱ 級地別管内世帯数の推移

(ポイント)

平成 24 年度における級地別の管内人口及び管内世帯数をみると、共に、支給水準が最も高い「1 級地の 1」（管内人口：約 3,373 万人、管内世帯数：約 1,600 万世帯）が最も多く、次いで「3 級地の 1」、「2 級地の 1」、「1 級地の 2」、「3 級地の 2」、「2 級地の 2」の順が多い。

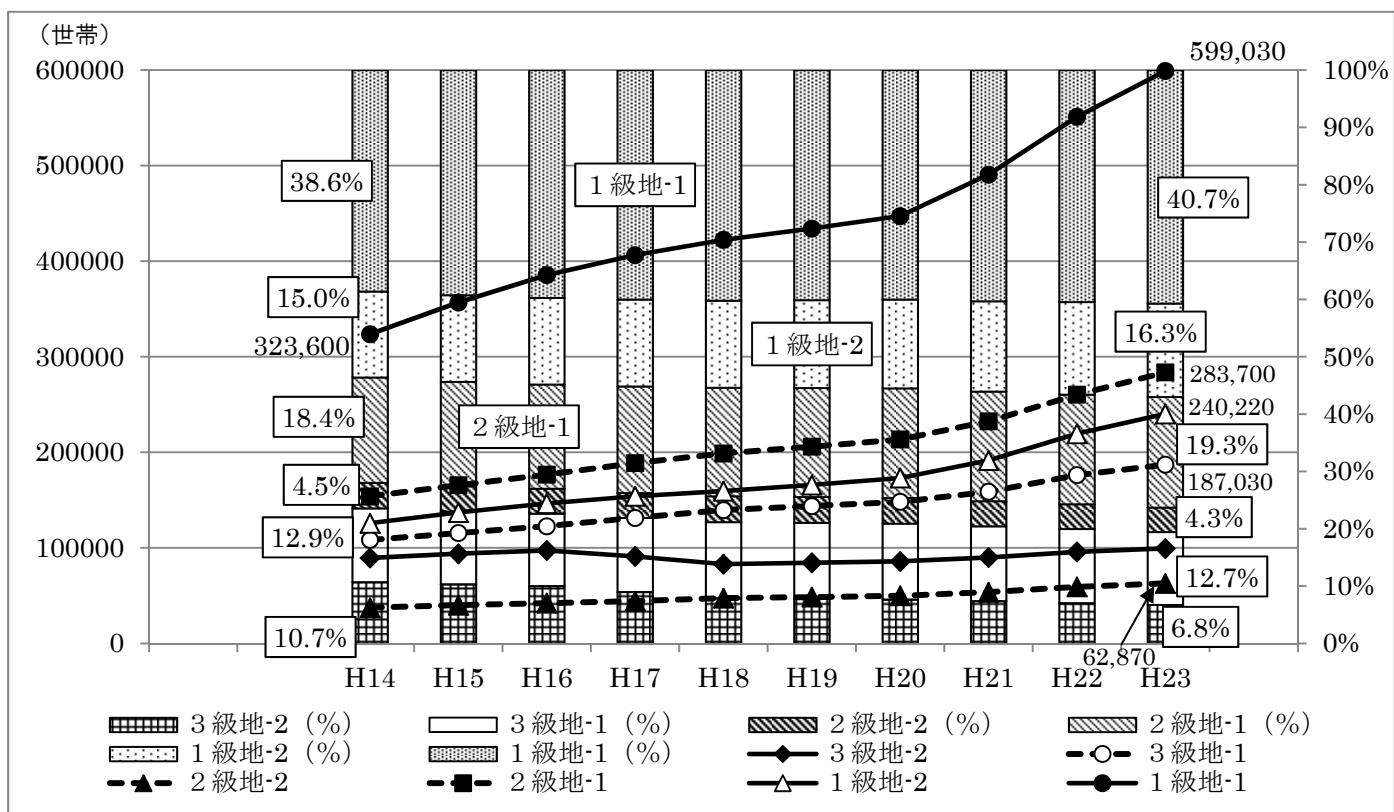
また、平成 14 年度から 24 年度までの推移をみると、支給水準が最も低い「3 級地の 2」のみ減少傾向（管内人口：約 2,110 万人→約 1,388 万人、管内世帯数：約 699 万世帯→約 531 万世帯）にあり、他の級地はいずれも増加傾向にある（以上、表 2 - (1) - イ - ⑰、⑱を参照）。



(注) 1 平成 14 年度から 23 年度までは厚生労働省「被保護者全国一斉調査」、24 年度は「被保護者調査」による。
 2 各年度 7 月 31 日現在のものである。

表 2 - (1) - イ - ⑱ 級地別被保護世帯数の推移
 (ポイント)

平成 23 年度における級地別被保護世帯数の構成比をみると、構成比が最も高いのが「1 級地の 1」の 40.7%で、「1 級地の 2」の 16.3%と合わせて、1 級地管内の世帯数が全体の約 6 割を占めている。他方、3 級地の構成比は、「3 級地の 1」が 12.7%、「3 級地の 2」が 6.8%で、合わせても 2 割に届かない水準となっている。



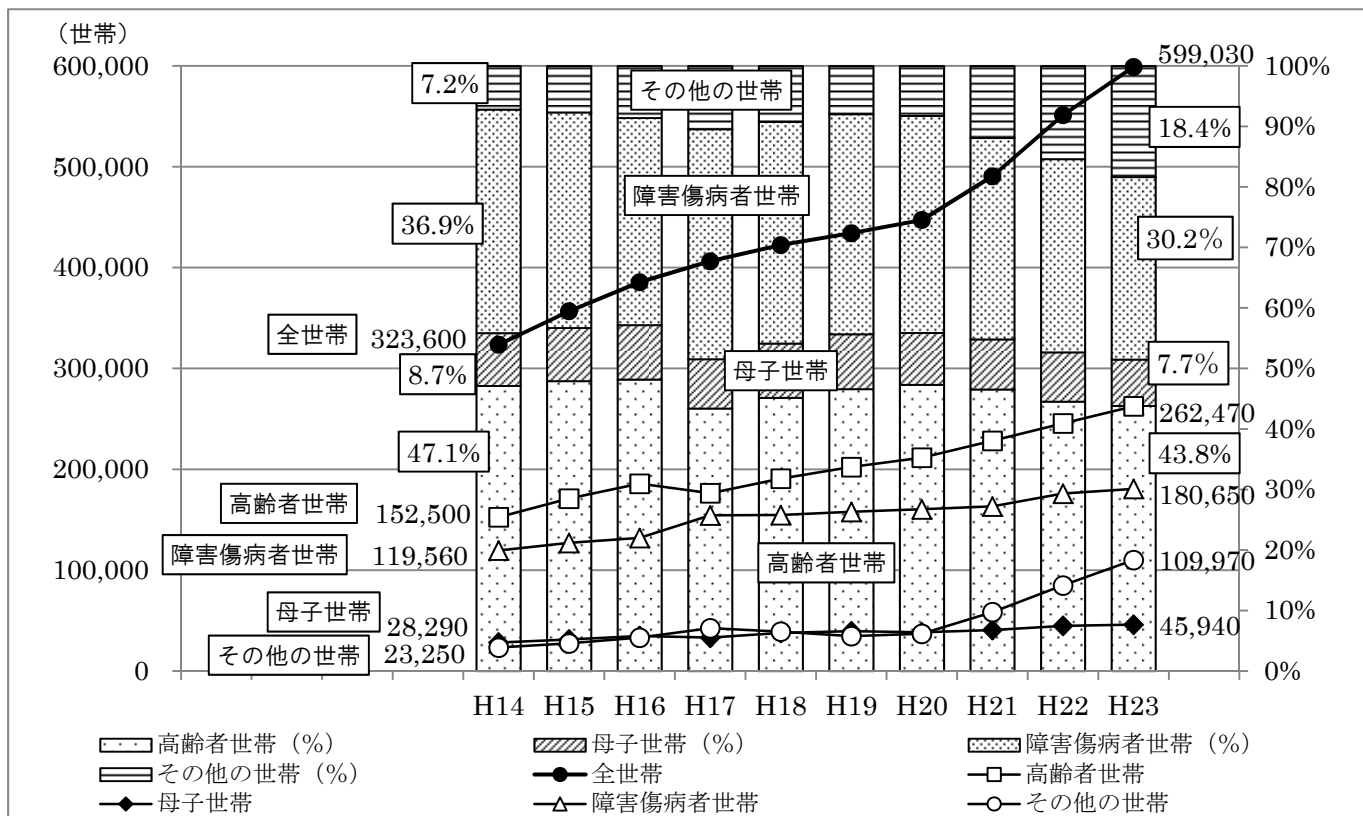
(注) 1 級地別被保護世帯数は、厚生労働省「被保護者全国一斉調査」による。構成比率は同世帯数を基に当省が算出した。
 2 級地別世帯数は各年度 7 月 31 日現在のものである。

表 2 - (1) - イ - ㉔ - i 1 級地 - 1 における世帯類型別被保護世帯数の推移

(ポイント)

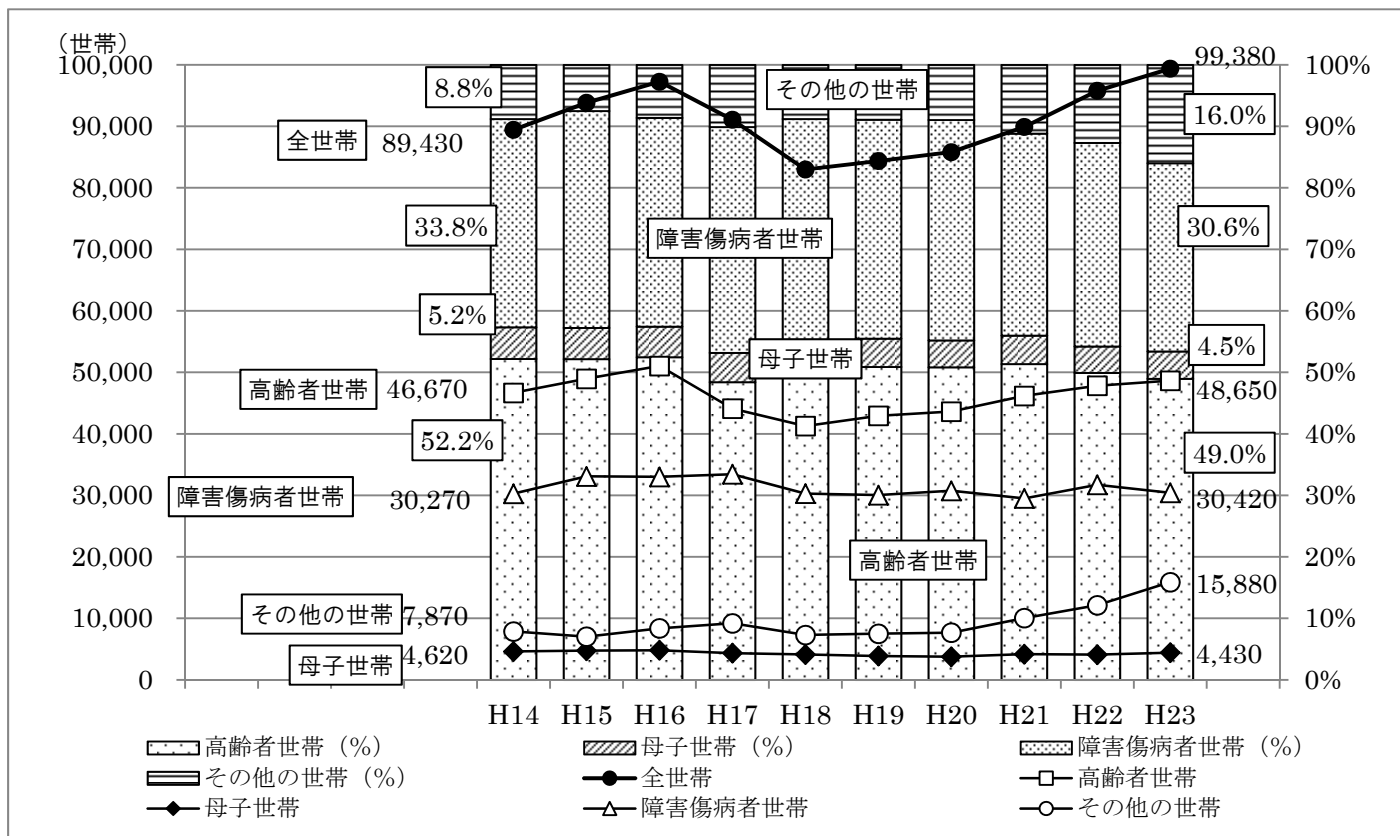
「1 級地の 1」における世帯類型別の被保護世帯数をみると、平成 23 年度で、「高齢者世帯」が約 26.2 万世帯、全体の約 43.8%と最も多く、次いで「障害傷病者世帯」(約 18.1 万世帯、約 30.2%)、「その他の世帯」(約 11.0 万世帯、約 18.4%)の順に多い。

また、平成 14 年度から 23 年度までの間の推移をみると、「高齢者世帯」も約 1.7 倍 (15.3 万世帯→26.2 万世帯)に増加しているが、特に「その他の世帯」の増加が顕著で、世帯数が 14 年度の約 2.3 万世帯から約 4.7 倍に増加し、構成比も 14 年度の約 7.2%から 2.5 倍以上に上昇している。特に平成 20 年のリーマン・ショック以降の増加が顕著なものとなっている。



(注) 1 被保護世帯数は、厚生労働省「被保護者全国一斉調査」による。構成比率は同世帯数を基に当省が算出した。
 2 級地別世帯数は各年度 7 月 31 日現在のものである。

表 2 - (1) - イ - ㉔ - ii 3級地-2における世帯類型別被保護世帯数の推移



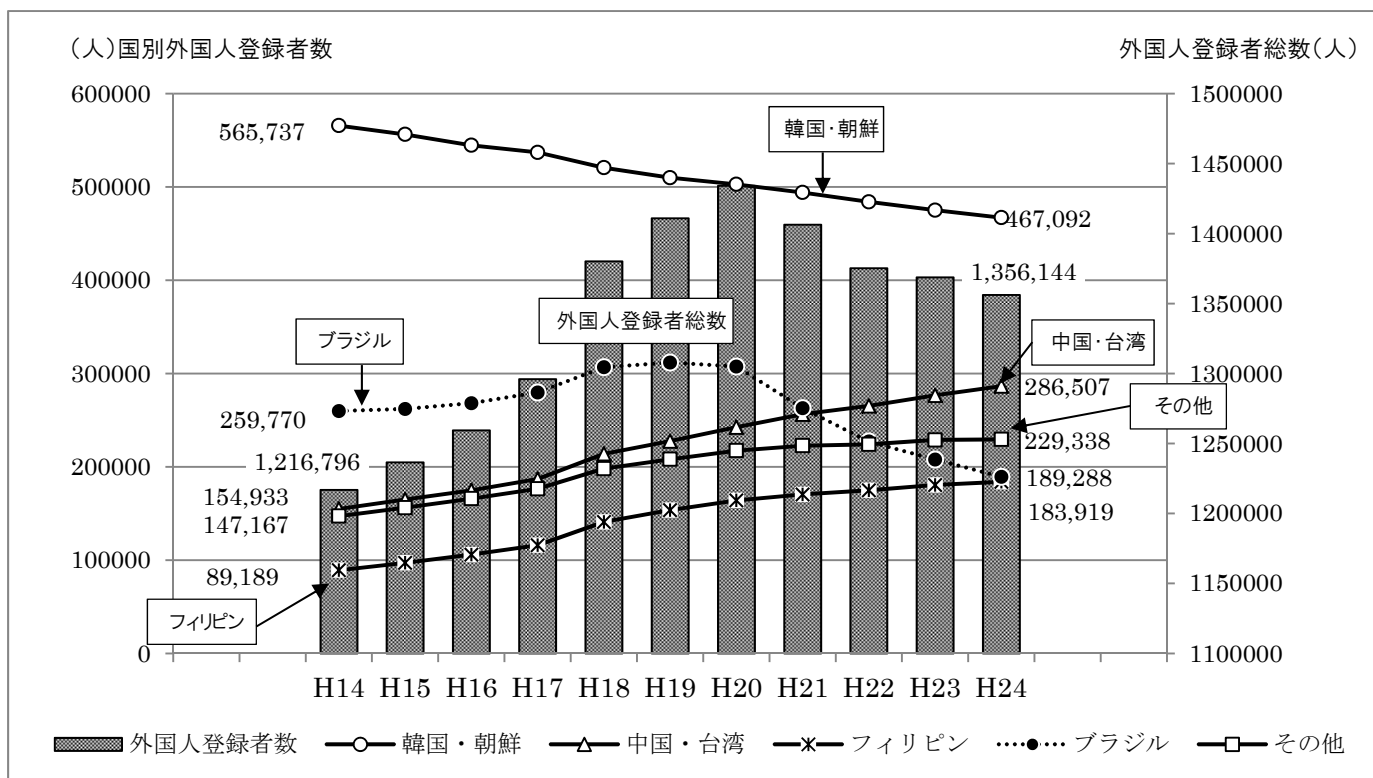
(注) 1 被保護世帯数は、厚生労働省「被保護者全国一斉調査」による。構成比率は同世帯数を基に当省が集計した。
 2 級地別世帯数は各年度7月31日現在のものである。

表 2 - (1) - ウ - ① 外国人登録者数（生活保護対象在留資格保有者数）の推移
（ポイント）

外国人登録者のうち生活保護の対象は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者及び認定難民の在留資格を有する者とされている。

これらの在留資格を保有する外国人登録者数は、平成 24 年度で約 135.6 万人となっており、リーマン・ショックがあった 20 年度以降減少傾向にある。

これを国籍別で見れば、「韓国・朝鮮」の国籍を有する者が最も多く約 46.7 万人で、全体の約 34.4% を占め、次いで「中国・台湾」の国籍を有する者（約 28.7 万人、全体の約 21.1%）が多い。

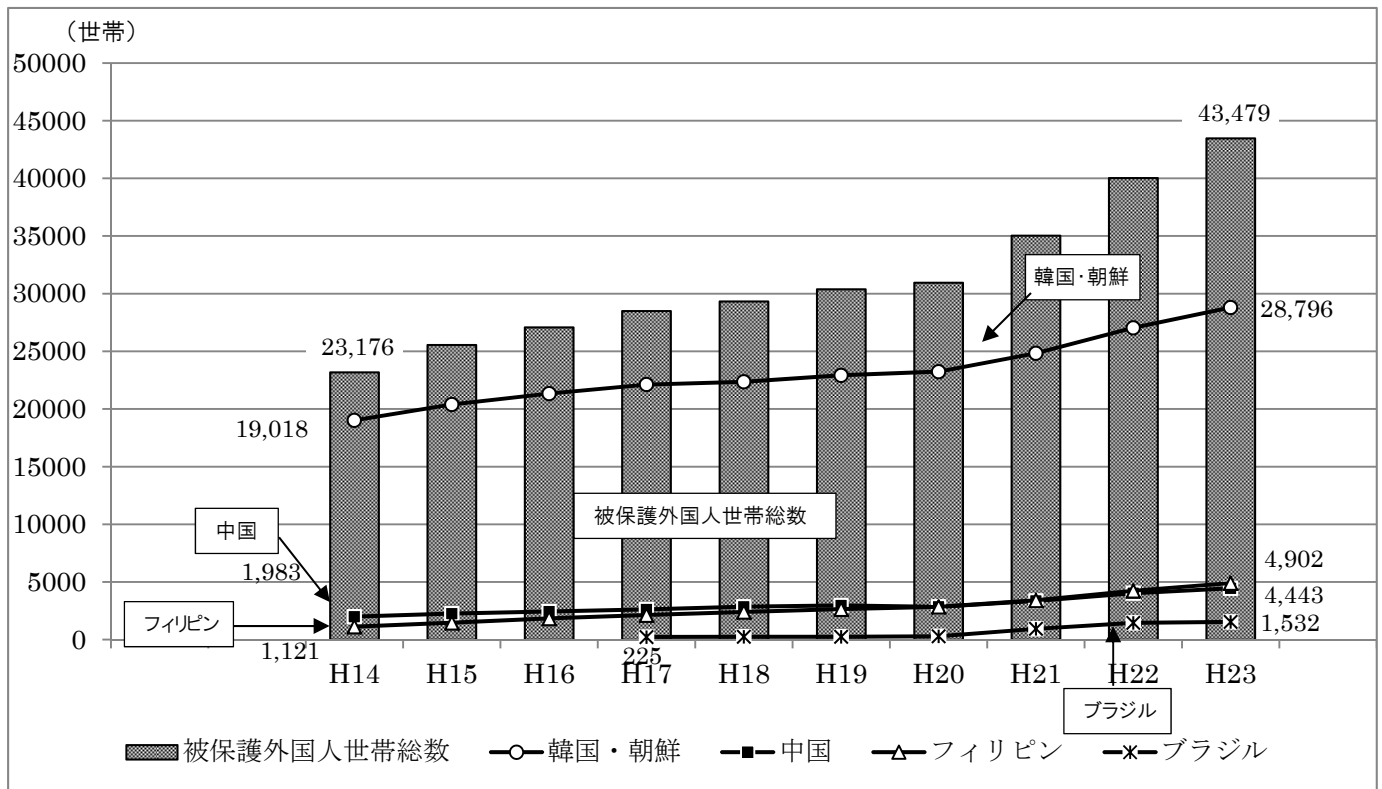


(注) 「外国人登録者数」は、法務省「在留外国人統計」に基づき、当省が生活保護の対象となる在留資格保有者（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び認定難民）数を集計した。

表 2 - (1) - ウ - ② 被保護外国人世帯数の推移（世帯主の国籍別）
（ポイント）

生活保護を受給する被保護外国人世帯数は、平成 23 年度で約 4.3 万世帯あり、「韓国・朝鮮」の国籍を有する世帯が最も多く約 2.9 万世帯で、全体の約 66.2% を占めている。

また、被保護外国人世帯数の平成 14 年度から 23 年度までの間の推移をみると、生活保護対象の在留資格保有者の減少傾向とは逆に、その数は増加傾向（2.3 万世帯→4.3 万世帯）にあり、特にリーマン・ショックがあった 20 年度以降その傾向が顕著になっている。

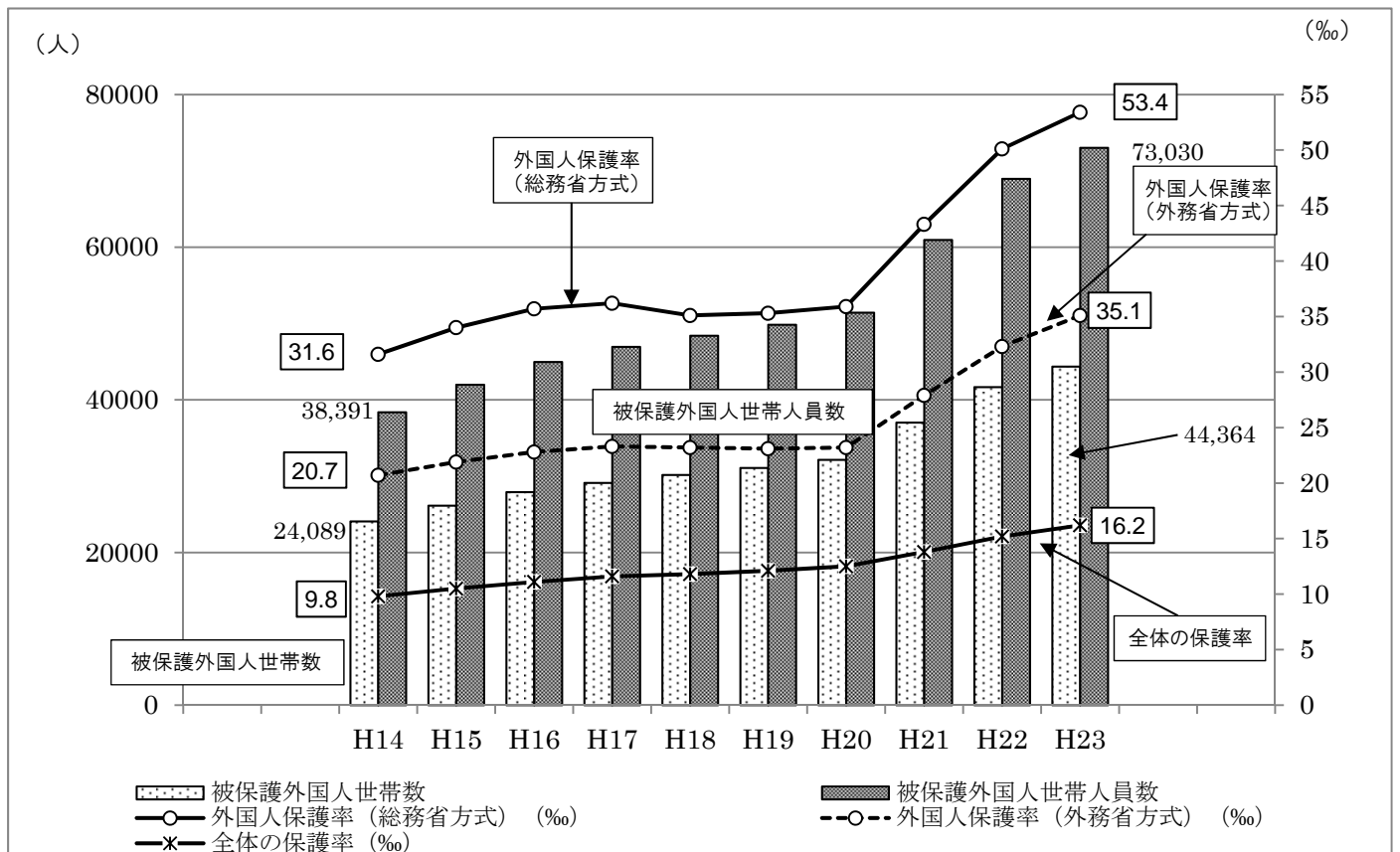


- (注) 1 「被保護外国人世帯総数」は、調査日現在、生活保護を適用される外国人が世帯主である被保護世帯数であり、国籍別外国人被保護世帯数は、世帯主の国籍により分類した世帯数である。
 2 厚生労働省「被保護者全国一斉調査」(各年度7月31日現在)による。
 3 ブラジルについては、平成16年度以前の被保護世帯は不明である。

表2- (1) -ウ-③ 被保護外国人世帯数・世帯人員数、保護率の推移
(ポイント)

平成23年度の被保護外国人の保護率について、外務省が「人種差別撤廃条約」の政府報告の中で算定しているように、世帯主が外国人である生活保護世帯に属する人員数を全外国人登録者数で除して算出する(外務省方式)と、その保護率は約35.1%となるが、世帯主が外国人である生活保護世帯に属する人員数を生活保護対象の在留資格を保有する外国人登録者数で除して算定する(総務省方式)と、その保護率は約53.4%と、日本人も含めた被保護者全体の保護率16.2%の約3.3倍の水準となる。

また、これら被保護外国人世帯に係る保護率について平成14年度から23年度までの推移をみると、総務省方式では14年度(約31.6%)の約1.7倍、外務省方式では14年度(約20.7%)の約1.7倍にそれぞれ増加しており、特にリーマン・ショックがあった20年度以降の増加が顕著になっている。



- (注) 1 「被保護外国人世帯人員数」は、厚生労働省「福祉行政報告例」の各年度の「日本国籍を有しない被保護世帯数及び被保護実人員、1か月平均別」における被保護実人員の総数の1か月平均である。
- 2 外国人保護率(総務省方式)は、外国人被保護世帯人員数を、法務省「在留外国人統計」における各年度の外国人登録者数のうち生活保護の対象となる在留資格(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び認定難民)の保有者数で除して算出したものである。
また、外国人保護率(外務省方式)は、外務省が「人種差別撤廃条約」の「政府報告」で算出している方式で算出したもので、外国人被保護世帯人員数を、法務省「在留外国人統計」における各年度の外国人登録者数で除して算出したものである。
- 3 全体の保護率は、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障統計年報データベース」による(国籍に係らず被保護実人員全体の1か月平均人員数を総務省統計局「推計人口」(各年度10月1日現在の総人口)で除したもの)。

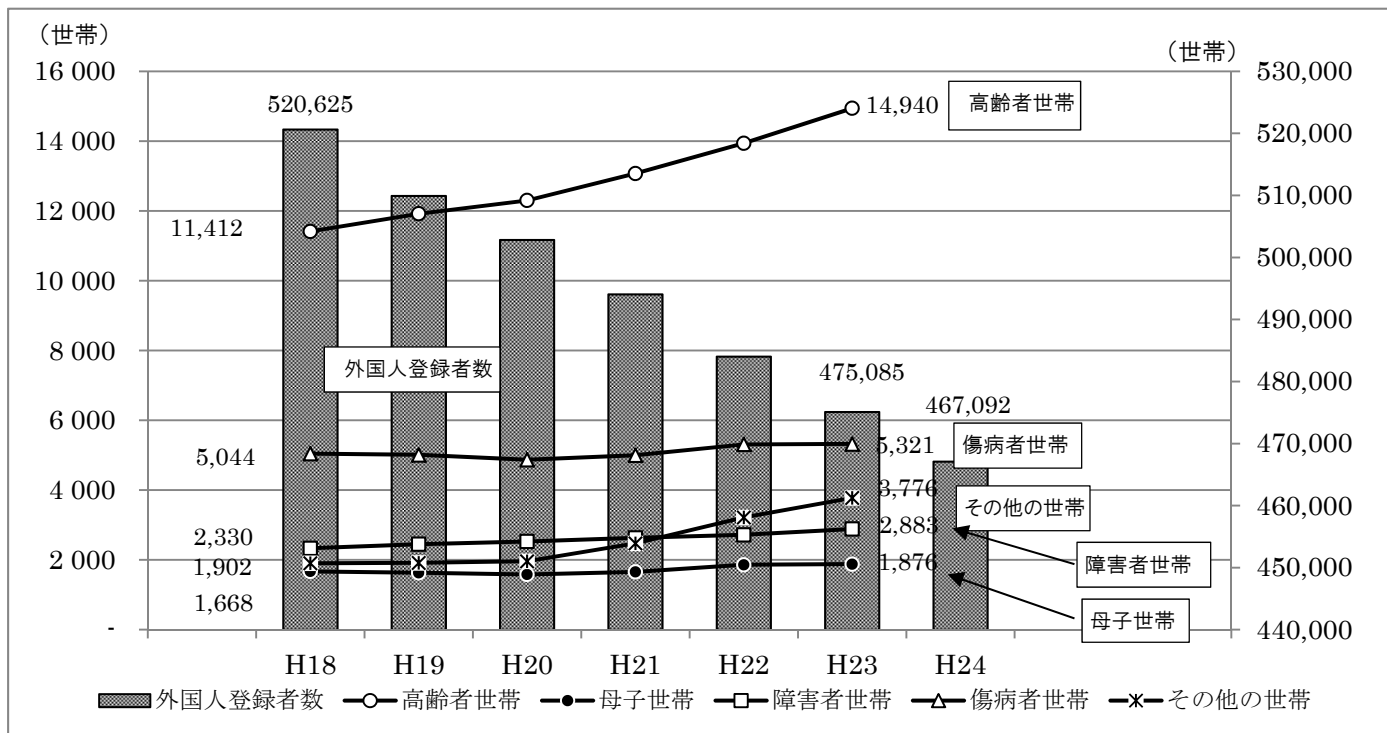
表2-(1)-ウ-④ 世帯類型別被保護外国人世帯数の推移(韓国・朝鮮)

(ポイント)

生活保護対象の在留資格保有者数は減少傾向(平成18年度約52.1万人、23年度約47.5万人、24年度約46.7万人)にある。

他方、被保護世帯数については、増加傾向にあり、最も多い「高齢者世帯」の増加(平成18年度約1.1万世帯、23年度約1.5万世帯)が顕著となっている。

また、「その他の世帯」についても増加しているが(平成18年度1,902世帯、23年度3,776世帯)、リーマン・ショックがあった20年度以降の増加が顕著になっている。



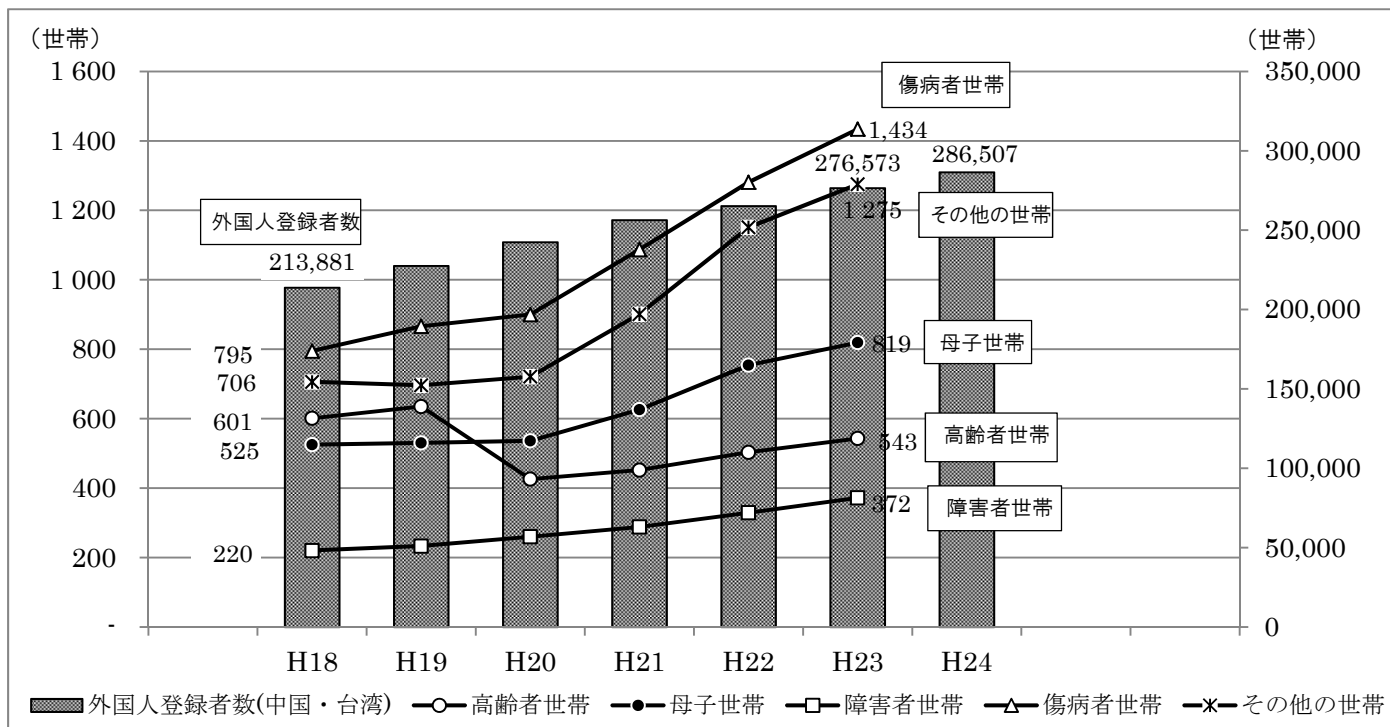
(注) 1 「外国人登録者数」は、法務省「在留外国人統計」に基づき、当省が生活保護の対象となる在留資格保有者（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び認定難民）数を集計した。
 2 被保護外国人世帯数は、厚生労働省「被保護者全国一斉調査」（各年度7月31日現在）による（調査日現在、生活保護を適用される外国人が世帯主である被保護世帯数。国籍別・類型別外国人被保護世帯数は、世帯主の国籍により分類した世帯類型別世帯数である。）。

表2-(1)-ウ-⑤ 世帯類型別被保護外国人世帯数の推移（中国・台湾）

(ポイント)

生活保護対象の在留資格保有者数は増加傾向（平成18年度約21.4万人、23年度27.7万人、24年度28.7万人）にある。

被保護世帯数についても、増加傾向にあり、最も多い「傷病者世帯」の増加（平成18年度795世帯、23年度1,434世帯）と、「その他の世帯」の増加（18年度706世帯、23年度1,275世帯）が顕著で、特にリーマン・ショックがあった20年度以降の増加が顕著になっている。



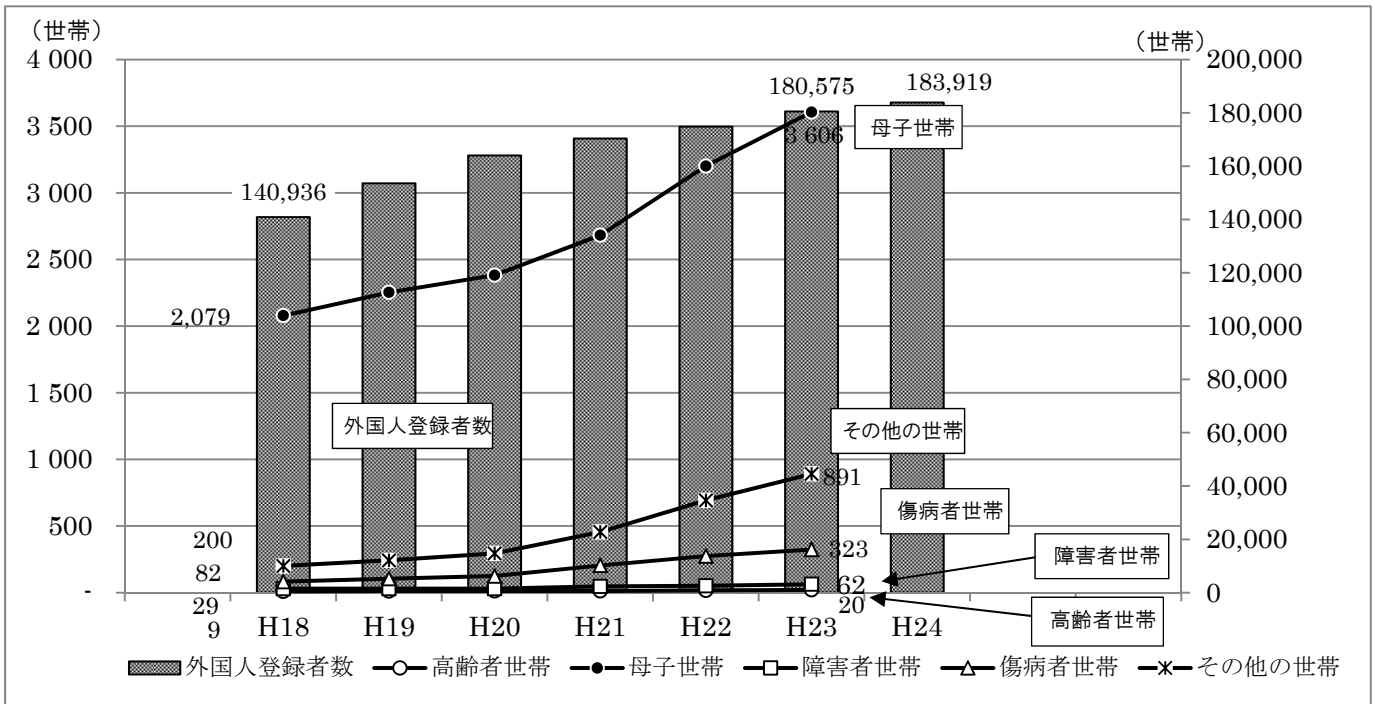
(注) 1 「外国人登録者数」は、法務省「在留外国人統計」に基づき、当省が生活保護の対象となる在留

- 資格保有者（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び認定難民）数を集計した。
- 2 被保護外国人世帯数は、厚生労働省「被保護者全国一斉調査」（各年度7月31日現在）による（調査日現在、生活保護を適用される外国人が世帯主である被保護世帯数。国籍別・類型別外国人被保護世帯数は、世帯主の国籍により分類した世帯類型別世帯数である。）。

表2-(1)-ウ-⑥ 世帯類型別被保護外国人世帯数の推移（フィリピン）
（ポイント）

生活保護対象の在留資格保有者数は増加傾向（平成18年度約14.1万人、23年度18.1万人、24年度18.4万人）にある。

被保護世帯数についても、増加傾向にあり、最も多い「母子世帯」の増加（平成18年度2,079世帯、23年度3,606世帯）と、「その他の世帯」の増加（18年度200世帯、23年度891世帯）が顕著で、特にリーマン・ショックがあった20年度以降の増加が顕著になっている。

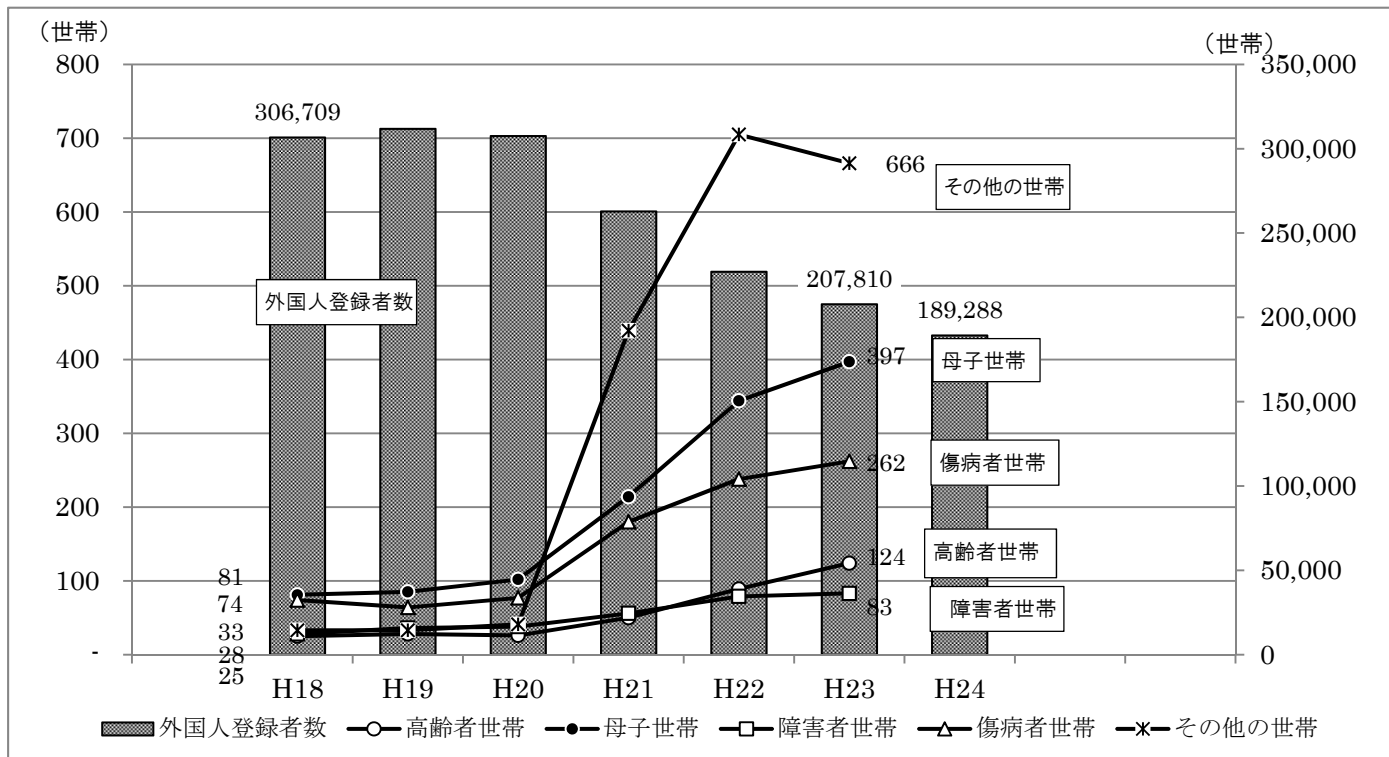


- (注) 1 「外国人登録者数」は、法務省「在留外国人統計」に基づき、本省が生活保護の対象となる在留資格保有者（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び認定難民）数を集計した。
- 2 被保護外国人世帯数は、厚生労働省「被保護者全国一斉調査」（各年度7月31日現在）による（調査日現在、生活保護を適用される外国人が世帯主である被保護世帯数。国籍別・類型別外国人被保護世帯数は、世帯主の国籍により分類した世帯類型別世帯数である。）。

表2-(1)-ウ-⑦ 世帯類型別被保護外国人世帯数の推移（ブラジル）
（ポイント）

生活保護対象の在留資格保有者数は減少傾向（平成18年度約30.7万人、23年度約20.8万人、24年度約18.9万人）にある。

他方、被保護世帯数については、増加傾向にあり、最も多い「その他の世帯」の増加（平成18年度33世帯、23年度666世帯）が最も顕著で、特にリーマン・ショックがあった20年度以降の増加が極めて顕著になっている。このほか、「母子世帯」（18年度81世帯、23年度397世帯）や「障害者世帯」（18年度74世帯、23年度262世帯）も、リーマン・ショックがあった20年度以降の増加が顕著になっている。



(注) 1 「外国人登録者数」は、法務省「在留外国人統計」に基づき、当省が生活保護の対象となる在留資格保有者（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び認定難民）数を集計した。
 2 被保護外国人世帯数は、厚生労働省「被保護者全国一斉調査」（各年度7月31日現在）による（調査日現在、生活保護を適用される外国人が世帯主である被保護世帯数。国籍別・類型別外国人被保護世帯数は、世帯主の国籍により分類した世帯類型別世帯数である。）。

表 2 - (1) - エ - ① 「生活保護法施行事務監査の実施結果報告について」(平成 12 年 10 月 25 日付け社援監第 19 号厚生省社会・援護局監査指導課長通知)
「2 法第 63 条及び法第 78 条の適用状況」の「(2) 法第 78 条の適用状況」
において記載することとされている事項(抜粋)

厚生労働省は、「生活保護法施行事務監査の実施結果報告について」(平成 12 年 10 月 25 日付け社援監第 19 号厚生省社会・援護局監査指導課長通知)において福祉事務所を設置する地方公共団体から提出を求めている「生活保護法施行事務監査の実施結果報告」に基づき、次のとおり、不正受給件数、不正受給金額、発見の契機、不正の内容等に関する情報を集計・分析している。

2 法第 63 条及び法第 78 条の適用状況

(2) 法第 78 条の適用状況

- ・ 福祉事務所名
- ・ 不正受給者の概要(ケース番号、世帯構成(注)、世帯類型、開始年月日、不正受給期間)
- ・ 発見の契機(種類、具体的内容)
- ・ 不正の内容(種類、具体的内容)
- ・ 措置状況(不正受給金額、必要経費、時効消滅金額、徴収決定額、分割徴収の適用の有無、行政措置(措置年月日)、法第 78 条適用年月日、ケース診断会議、告訴・告発等(告訴の年月日、告発の年月日、被害届の年月日、その他、検挙年月日)、結果の状況(審理中、刑確定年月日、不起訴)、是正改善前、是正改善後)
- ・ 備考(保護の停廃止等)

(注) 「世帯構成」には、世帯主及び世帯員のうち、法第 78 条の適用となった者及びその年齢が記載されている。

表 2-1(1)-I-② 不正受給件数の推移

不正受給件数は、平成14年度の8,204件から23年度には3万5,568件へと約4.3倍に増加している。

区分	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
不正受給件数(件)	8,204	9,264	10,911	12,535	14,669	15,979	18,623	19,726	25,355	35,568
(指数)	100.0	112.9	133.0	152.8	178.8	194.8	227.0	240.4	309.1	433.5

(注) 1 厚生労働省資料に基づき当省が作成した。
2 指数は平成14年度を100としたときの増減状況を示す。

表 2-1(1)-I-③ 不正受給金額の推移

不正受給金額は、平成14年度の53億6,065万円から23年度には173億1,299万円に約3.2倍に増加しており、不正受給1件当たりの不正受給金額については、49万円と14年度と比べ減少している。

区分	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
不正受給金額(千円)	5,360,659	5,853,929	6,203,506	7,192,788	8,978,492	9,182,994	10,617,982	10,214,704	12,874,256	17,312,999
(指数)	100.0	109.2	115.7	134.2	167.5	171.3	198.1	190.5	240.2	323.0
1件当たりの不正受給金額(千円)	653.4	631.9	568.6	573.8	612.1	574.7	570.2	517.8	507.8	486.8

(注) 1 厚生労働省資料に基づき当省が作成した。
2 指数は平成14年度を100としたときの増減状況を示す。

表2-1(1)-I-④ 発見の契機別不正受給件数の推移

平成24年度において、発見の契機が「照会・調査」とされている不正受給事案が3万7,278件（不正受給事案4万1,909件の88.9%）あり、次いで多いのが「通報・投書」の2,350件（同5.6%）となっている。

また、この「照会・調査」は、平成20年度の1万6,721件から3万7,278件と2.2倍に増加している。

区分	平成20年度			21年度			22年度			23年度			24年度		
	件数	割合	指数	件数	割合	指数	件数	割合	指数	件数	割合	指数	件数	割合	指数
照会・調査	16,721	89.8%	100.0	17,621	89.3%	105.4	22,661	89.4%	135.5	31,966	89.9%	191.2	37,278	88.9%	222.9
通報・投書	1,163	6.2%	100.0	1,266	6.4%	108.9	1,452	5.7%	124.8	1,813	5.1%	155.9	2,350	5.6%	202.1
その他	739	4.0%	100.0	839	4.3%	113.5	1,242	4.9%	168.1	1,789	5.0%	242.1	2,281	5.4%	308.7
計	18,623	100.0%	100.0	19,726	100.0%	105.9	25,355	100.0%	136.1	35,568	100.0%	191.0	41,909	100.0%	225.0

(注) 1 社会・援護局関係主管課長会議資料による。

2 指数は、平成20年度を100としたときの増減状況を示す。

3 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、計が100にならない場合がある。

表2-1(1)-I-⑤ 不正の内容別不正受給件数の推移

平成24年度において、不正の内容が「稼働収入の無申告」とされている不正受給事案が1万9,671件（不正受給事案4万1,909件の46.9%）あり、次いで「各種年金等の無申告」の8,729件（同20.8%）、「稼働収入の過小申告」の4,461件（同10.6%）、「保険金等の無申告」の1,551件（同3.7%）の順で多いものとなっている。

また、この「稼働収入の無申告」は、平成20年度の1万486件から1万9,671件と1.9倍に増加し、「各種年金等の無申告」は2,667件から8,729件と3.3倍に増加している。

区分	平成20年度			21年度			22年度			23年度			24年度		
	件数	割合	指数	件数	割合	指数	件数	割合	指数	件数	割合	指数	件数	割合	指数
稼働収入の無申告	10,486	56.3%	100.0	9,891	50.1%	94.3	11,026	43.5%	105.1	16,038	45.1%	152.9	19,671	46.9%	187.6
稼働収入の過小申告	2,029	10.9%	100.0	1,983	10.1%	97.7	2,055	8.1%	101.3	3,403	9.6%	167.7	4,461	10.6%	219.9
各種年金等の無申告	2,667	14.3%	100.0	4,022	20.4%	150.8	7,015	27.7%	263.0	8,821	24.8%	330.7	8,729	20.8%	327.3
保険金等の無申告	662	3.6%	100.0	742	3.8%	112.1	1,030	4.1%	155.6	1,325	3.7%	200.2	1,551	3.7%	234.3
預貯金等の無申告	354	1.9%	100.0	483	2.4%	136.4	556	2.2%	157.1	688	1.9%	194.4	778	1.9%	219.8
交通事故に係る収入の無申告	305	1.6%	100.0	292	1.5%	95.7	403	1.6%	132.1	527	1.5%	172.8	634	1.5%	207.9
その他	2,120	11.4%	100.0	2,313	11.7%	109.1	3,270	12.9%	154.2	4,766	13.4%	224.8	6,085	14.5%	287.0
計	18,623	100.0%	100.0	19,726	100.0%	105.9	25,355	100.0%	136.1	35,568	100.0%	191.0	41,909	100.0%	225.0

(注) 1 社会・援護局関係主管課長会議資料による。

2 指数は、平成20年度を100としたときの増減状況を示す。

表2-1(1)-E-⑥ 不正受給金額別不正受給件数の推移

平成24年度の不正受給事案6,693件のうち、不正受給金額が30万円未満のものが64.1% (4,292件) を占め、100万円以上のものは818件 (12.2%) となっている。
 また、その推移を平成22年度から24年度までの間についてみると、「10万円未満」のものが1,457件から2,653件と約1.8倍に増加しており、次に「10万円以上20万円未満」のものが650件から1,025件と約1.6倍に増加している。

区分	平成22年度		23年度		24年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
10万円未満	1,457	33.6%	2,025	35.7%	2,653	39.6%
10万円以上20万円未満	650	15.0%	874	15.4%	1,025	15.3%
20万円以上30万円未満	414	9.5%	525	9.3%	614	9.2%
30万円以上50万円未満	553	12.7%	712	12.6%	763	11.4%
50万円以上75万円未満	407	9.4%	466	8.2%	516	7.7%
75万円以上100万円未満	234	5.4%	329	5.8%	304	4.5%
100万円以上150万円未満	265	6.1%	346	6.1%	349	5.2%
150万円以上200万円未満	153	3.5%	134	2.4%	177	2.6%
200万円以上300万円未満	105	2.4%	137	2.4%	159	2.4%
300万円以上500万円未満	72	1.7%	75	1.3%	86	1.3%
500万円以上	30	0.7%	42	0.7%	47	0.7%
計	4,340	100.0%	5,665	100.0%	6,693	100.0%
						154.2

(注) 1 生活保護法施行事務監査の実施結果報告に基づき、当省が作成した。

2 指数は、平成22年度を100としたときの増減状況を示す。

3 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、計が100にならない場合がある。

表2-1(1)-エ①-i クロス分析(不正の内容×発見の契機)の件数

平成24年度の不正受給事案6,683件のうち不正の内容等が不明なものを除く6,683件について、不正の内容が「稼働収入の過小申告」、「稼働収入の無申告」、「稼働収入の過小申告」及び「各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告」の事案における発見の契機は、それぞれ81.1%、84.8%、48.8%に当たる事案が課税調査により発見されたものとなり、「重複受給」については、66.7%に当たる事案が関係機関からの通報・照会により発見されたものとなっている。不正の内容がこれら以外のものについては、実施機関による発見が最も多い。また、これら推移を平成22年度から24年度まで間についてみると、

- i) 「課税調査による発見」かつ「稼働収入の無申告」又は「稼働収入の過小申告」に該当する不正受給事案は、1,849件(不正受給全体の42.7%)から3,251件(不正受給全体の48.7%)へと約1.8倍に増加している。
- ii) 「課税調査による発見」かつ「各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告」に該当する不正受給事案は、717件(不正受給全体の10.2%)へと約5%減少している。
- iii) 「関係機関からの通報・照会」かつ「重複受給」かつ「重複受給」による発見は、1件から6件と増加しているものの、「実施機関による発見」は5件から2件に減少しており全体として8件から9件とほとんど変化がない。
- iv) 「実施機関による発見」かつ「世帯員の増減、転居、無届」に該当する不正受給事案は、36件から44件へと約1.2倍に増加しているが、不正受給件数が約1.5倍に増加していることを考慮すると必ずしも多いとは言えない。

区分	稼働収入関係			稼働収入以外の収入関係							扶助費の不正				その他		計
	A 稼働収入の無申告	B 稼働収入の過小申告	C 労災補償金等の無申告	D 任意保険金等の無申告	E 各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告	F 預貯金等の無申告	G 資産収入の無申告	H 交通事故の補償に係る無申告	I その他	J 住宅扶助	K その他(移送費等)	L 重複受給	M 世帯員の増減、転居、無届	N その他			
① 住民等からの通報・投書	39	3	0	1	3	5	3	4	10	11	1	1	12	4	97		
② 関係機関からの通報・照会	27	6	3	11	34	6	7	7	23	22	1	1	8	6	173		
③ 監査及び検査指摘	14	0	0	2	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	21		
④ 課税調査による発見	1,586	263	2	8	717	3	4	2	15	1	0	0	0	2	2,603		
⑤ 実施機関による発見	238	33	22	67	448	95	53	43	142	56	23	5	36	28	1,289		
⑥ その他	48	2	5	10	37	1	4	4	15	7	1	1	6	11	156		
計	1,952	307	32	99	1,242	111	72	64	205	97	37	8	62	51	4,339		
① 住民等からの通報・投書	57	7	2	6	16	4	2	8	26	16	4	0	3	4	151		
② 関係機関からの通報・照会	38	4	3	9	37	10	6	7	21	8	5	2	7	10	167		
③ 監査及び検査指摘	5	1	0	2	5	2	0	0	4	1	0	0	0	0	20		
④ 課税調査による発見	2,122	468	3	1	688	0	7	1	25	4	2	0	0	3	3,324		
⑤ 実施機関による発見	294	46	45	95	572	70	76	53	279	58	34	2	32	46	1,702		
⑥ その他	97	10	8	3	73	4	5	17	40	8	5	0	10	8	288		
計	2,613	536	61	116	1,391	86	96	86	395	95	50	4	52	71	5,652		
① 住民等からの通報・投書	97	14	2	2	10	4	4	15	27	17	2	0	10	5	209		
② 関係機関からの通報・照会	28	2	2	6	52	10	12	13	28	10	15	6	3	17	204		
③ 監査及び検査指摘	0	2	1	2	14	1	1	1	5	0	1	0	0	0	27		
④ 課税調査による発見	2,639	612	3	8	681	6	6	0	30	0	0	1	0	3	3,989		
⑤ 実施機関による発見	371	80	32	116	565	76	60	77	349	62	38	2	44	37	1,909		
⑥ その他	119	12	7	13	74	0	6	15	58	10	11	0	11	9	345		
計	3,254	722	47	147	1,396	97	89	120	497	99	67	9	68	71	6,683		

(注) 1 監査実施結果報告書に基づき、不正の内容等が不明なものを除き、当省が作成した。
 2 各年度各発見の契機で最も件数の多い不正の内容を網羅した。

表2-1(1)-エ①-ii クロス分析(不正の内容×発見の契機)の割合(各年度の不正受給件数を100%)

区分	稼働収入関係			稼働収入以外の収入関係							扶助費の不正				その他		計
	A 稼働収入の無申告	B 稼働収入の過少申告	C 労災補償金等の無申告	D 任意保険金等の無申告	E 各種年金及び福祉各法に基づき給付の無申告	F 預貯金等の無申告	G 資産収入の無申告	H 交通事故の補償に係る収入の無申告	I その他	J 住宅扶助	K その他(移送費等)	L 重複給付	M 世帯員の増減、転居、無届	N その他			
平成22年度	0.9%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.3%	0.0%	0.3%	0.1%	0.1%	2.2%	
① 住民等からの通報・投書	0.6%	0.1%	0.0%	0.3%	0.8%	0.1%	0.2%	0.2%	0.5%	0.3%	0.0%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	4.0%	
② 関係機関からの通報・照会	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	
③ 監査及び検査指摘	36.6%	6.1%	0.0%	0.2%	16.5%	0.1%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.0%	
④ 課税調査による発見	5.5%	0.8%	0.5%	1.5%	10.3%	2.2%	1.2%	1.0%	3.3%	1.3%	0.5%	0.1%	0.8%	0.6%	0.6%	29.7%	
⑤ 実施機関による発見	1.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.9%	0.0%	0.1%	0.2%	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.3%	3.6%	
⑥ その他	45.0%	7.1%	0.7%	2.3%	28.6%	2.6%	1.7%	1.5%	4.7%	2.2%	0.9%	0.2%	1.4%	1.2%	1.2%	100.0%	
計	1.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.5%	0.3%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	2.7%	
23年度	0.7%	0.1%	0.1%	0.2%	0.7%	0.1%	0.1%	0.1%	0.4%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.2%	3.0%	
① 住民等からの通報・投書	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	
② 関係機関からの通報・照会	37.5%	8.3%	0.1%	0.0%	12.2%	0.0%	0.1%	0.0%	0.4%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	58.8%	
③ 監査及び検査指摘	5.2%	0.8%	0.8%	1.7%	10.1%	1.2%	1.3%	0.9%	4.9%	1.0%	0.6%	0.0%	0.6%	0.8%	0.8%	30.1%	
④ 課税調査による発見	1.7%	0.2%	0.1%	0.1%	1.3%	0.1%	0.1%	0.3%	0.7%	0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.1%	5.1%		
⑤ 実施機関による発見	46.2%	9.5%	1.1%	2.1%	24.6%	1.5%	1.7%	1.5%	7.0%	1.7%	0.9%	0.1%	0.9%	1.3%	100.0%		
⑥ その他	1.5%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	3.1%		
計	0.4%	0.0%	0.0%	0.1%	0.8%	0.1%	0.2%	0.2%	0.4%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.3%	3.1%		
24年度	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	
① 住民等からの通報・投書	39.5%	9.2%	0.0%	0.1%	10.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	59.7%	
② 関係機関からの通報・照会	5.6%	1.2%	0.5%	1.7%	8.5%	1.1%	0.9%	1.2%	5.2%	0.9%	0.6%	0.0%	0.7%	0.6%	28.6%		
③ 監査及び検査指摘	1.8%	0.2%	0.1%	0.2%	1.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.9%	0.1%	0.2%	0.0%	0.2%	0.1%	5.2%		
④ 課税調査による発見	48.7%	10.8%	0.7%	2.2%	20.9%	1.5%	1.3%	1.8%	7.4%	1.5%	1.0%	0.1%	1.0%	1.1%	100.0%		
⑤ 実施機関による発見	計																

(注) 1 監査実施結果報告書に基づき、不正の内容等が不明なものを除き、当省が作成した。
 2 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、計が100にならない場合がある。

(単位：%)

表2-2(1)-エ-⑦-iii クロス分析(不正の内容×発見の契機)の割合(各年度の不正の内容の計を100%)

区分	稼働収入関係			稼働収入以外の収入関係						扶助費の不正				その他		計
	A 稼働収入の無申告	B 稼働収入の過少申告	C 労災補償金の無申告	D 任意保険金の無申告	E 各種年金及び福祉各法に基づき給付の無申告	F 預貯金等の無申告	G 資産収入の無申告	H 交通事故に係る収入の無申告	I その他	J 住宅扶助	K その他(移送費等)	L 重複受給	M 世帯員の増減、転居、無届	N その他		
平成22年度	① 住民等からの通報・投書	2.0%	1.0%	0.0%	1.0%	0.2%	4.5%	4.2%	6.3%	4.9%	11.3%	2.7%	12.5%	19.4%	7.8%	2.2%
	② 関係機関からの通報・照会	1.4%	2.0%	9.4%	11.1%	2.7%	5.4%	9.7%	10.9%	11.2%	22.7%	32.4%	12.5%	12.9%	11.8%	4.0%
	③ 監査及び検査指摘	0.7%	0.0%	0.0%	2.0%	0.2%	0.9%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%
	④ 職務調査による発見	81.3%	85.7%	6.3%	8.1%	57.7%	2.7%	5.6%	3.1%	7.3%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.9%	60.0%
	⑤ 実施機関による発見	12.2%	10.7%	68.8%	67.7%	36.1%	85.6%	73.6%	67.2%	69.3%	57.7%	62.2%	62.5%	58.1%	54.9%	29.7%
	⑥ その他	2.5%	0.7%	15.6%	10.1%	3.0%	0.9%	5.6%	12.5%	7.3%	7.2%	2.7%	12.5%	9.7%	21.6%	3.6%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
23年度	① 住民等からの通報・投書	2.2%	1.3%	3.3%	5.2%	1.2%	0.0%	2.1%	9.3%	6.6%	16.8%	8.0%	0.0%	5.8%	5.6%	2.7%
	② 関係機関からの通報・照会	1.5%	0.7%	4.9%	7.8%	2.7%	11.6%	6.3%	8.1%	5.3%	8.4%	10.0%	50.0%	13.5%	14.1%	3.0%
	③ 監査及び検査指摘	0.2%	0.2%	0.0%	1.7%	0.4%	2.3%	0.0%	0.0%	1.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
	④ 職務調査による発見	81.2%	87.3%	4.9%	0.9%	49.5%	0.0%	7.3%	1.2%	6.3%	4.2%	4.0%	0.0%	0.0%	4.2%	58.8%
	⑤ 実施機関による発見	11.3%	8.6%	73.8%	81.9%	41.1%	81.4%	79.2%	61.6%	70.6%	61.1%	68.0%	50.0%	61.5%	64.8%	30.1%
	⑥ その他	3.7%	1.9%	13.1%	2.6%	5.2%	4.7%	5.2%	19.8%	10.1%	8.4%	10.0%	0.0%	19.2%	11.3%	5.1%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
24年度	① 住民等からの通報・投書	3.0%	1.9%	4.3%	1.4%	0.7%	4.1%	4.5%	12.5%	5.4%	17.2%	3.0%	0.0%	14.7%	7.0%	3.1%
	② 関係機関からの通報・照会	0.9%	0.3%	4.3%	4.1%	3.7%	10.3%	13.5%	10.8%	5.6%	10.1%	22.4%	66.7%	4.4%	23.9%	3.1%
	③ 監査及び検査指摘	0.0%	0.3%	2.1%	1.4%	1.0%	1.0%	1.1%	0.0%	1.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
	④ 職務調査による発見	81.1%	84.8%	6.4%	5.4%	48.8%	6.2%	6.7%	0.0%	6.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	4.2%	59.7%
	⑤ 実施機関による発見	11.4%	11.1%	68.1%	78.9%	40.5%	78.4%	67.4%	64.2%	70.2%	62.6%	56.7%	22.2%	64.7%	52.1%	28.6%
	⑥ その他	3.7%	1.7%	14.9%	8.8%	5.3%	6.7%	6.7%	12.5%	11.7%	10.1%	16.4%	0.0%	16.2%	12.7%	5.2%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 1 監査実施結果報告書に基づき、不正の内容等が不明なものを除き、当省が作成した。

2 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、計が100にならない場合がある。

表2-2(1)-エ-⑦-iv クロス分析(不正の内容×発見の契機)の指数

区分	稼働収入関係			稼働収入以外の収入関係							扶助費の不正				その他		計
	A 稼働収入の無申告	B 稼働収入の過少申告	C 労災補償金等の無申告	D 任意保険金等の無申告	E 各種年金及び福祉各法に基づき給付の無申告	F 預貯金等の無申告	G 資産収入の無申告	H 交通事故の補償収入の無申告	I その他	J 住宅扶助	K その他(移送費等)	L 重複受給	M 世帯員の増減、転居、無届	N その他			
平成22年度	① 住民等からの通報・投書	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	② 関係機関からの通報・照会	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	③ 監査及び検査指摘	100.0	-	-	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
	④ 課税調査による発見	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	⑤ 実施機関による発見	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	⑥ その他	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
23年度	① 住民等からの通報・投書	146.2	233.3	-	600.0	533.3	0.0	66.7	200.0	260.0	145.5	400.0	0.0	25.0	100.0	155.7	
	② 関係機関からの通報・照会	140.7	66.7	100.0	81.8	108.8	166.7	85.7	100.0	91.3	36.4	41.7	200.0	87.5	166.7	96.5	
	③ 監査及び検査指摘	35.7	-	-	100.0	166.7	200.0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	95.2
	④ 課税調査による発見	133.8	177.9	150.0	12.5	96.0	0.0	175.0	50.0	166.7	400.0	-	-	-	150.0	127.7	
	⑤ 実施機関による発見	123.5	139.4	204.5	141.8	127.7	73.7	143.4	123.3	196.5	103.6	147.8	40.0	88.9	164.3	132.0	
	⑥ その他	202.1	500.0	160.0	30.0	197.3	400.0	125.0	212.5	266.7	114.3	500.0	0.0	166.7	72.7	184.6	
計	133.9	174.6	190.6	117.2	112.0	77.5	133.3	134.4	192.7	97.9	135.1	50.0	83.9	139.2	130.3		
24年度	① 住民等からの通報・投書	248.7	466.7	-	200.0	333.3	80.0	133.3	375.0	270.0	154.5	200.0	0.0	83.3	125.0	215.5	
	② 関係機関からの通報・照会	103.7	33.3	66.7	54.5	152.9	166.7	171.4	185.7	121.7	45.5	125.0	600.0	37.5	283.3	117.9	
	③ 監査及び検査指摘	0.0	-	-	100.0	466.7	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	128.6
	④ 課税調査による発見	166.4	232.7	150.0	100.0	95.0	200.0	150.0	0.0	200.0	0.0	-	-	-	150.0	153.2	
	⑤ 実施機関による発見	155.9	242.4	145.5	173.1	126.1	80.0	113.2	179.1	245.8	110.7	165.2	40.0	122.2	132.1	148.1	
	⑥ その他	247.9	600.0	140.0	130.0	200.0	0.0	150.0	187.5	386.7	142.9	1,100.0	0.0	183.3	81.8	221.2	
計	166.7	235.2	146.9	148.5	112.4	87.4	123.6	187.5	242.4	102.1	181.1	112.5	109.7	139.2	154.0		

(注) 1 監査実施結果報告書に基づき、不正の内容等が不明なものを除き、当省が作成した。

2 平成22年度からの増加率が全体の増加率よりも低い箇所を網掛けした。

3 「-」はゼロ除算によるエラーを示す。

表2-1(1)-1-⑧ 世帯類型別被保護世帯数(1か月平均)に占める不正受給件数の推移

平成24年度の不正受給件数(6,693件)のうち、世帯類型等が不明なものを除く6,683件)における世帯類型別の不正受給件数(注)に占める不正受給件数の割合)は、高齢者世帯が1.1%(11万6,818世帯で1,264件)、母子世帯が5.5%(1万8,972世帯で1,050件)、障害者世帯が1.8%(2万9,708世帯で521件)、傷病者世帯が2.6%(4万9,885世帯で1,287件)、その他の世帯が5.1%(5万799世帯で2,561件)と、比較的就労阻害要因が少ない母子世帯及びその他の世帯での発生率が高い。また、この発生率の推移を平成22年度から24年度までの間についてみると、母子世帯は1.5ポイント増加している一方、高齢者世帯は0.2ポイントの増加にとどまっている。

(注)被保護世帯数は被保護者調査等からデータが把握できなかった福祉事務所について記載した。

区分	平成22年度			23年度			24年度		
	被保護世帯数	不正受給件数	割合	被保護世帯数	不正受給件数	割合	被保護世帯数	不正受給件数	割合
高齢者世帯	106,394	982	0.9%	111,783	1,237	1.1%	116,818	1,264	1.1%
母子世帯	18,409	739	4.0%	19,167	861	4.5%	18,972	1,050	5.5%
障害者世帯	26,917	321	1.2%	28,987	448	1.5%	29,708	521	1.8%
傷病者世帯	51,796	922	1.8%	53,995	1,083	2.0%	49,885	1,287	2.6%
その他世帯	42,215	1,375	3.3%	46,193	2,023	4.4%	50,079	2,561	5.1%
計	245,730	4,339	1.8%	260,125	5,652	2.2%	265,462	6,683	2.5%

(注) 1 被保護世帯数は、被保護者調査(平成23年度以前は社会福祉行政業務報告)又は生活保護法施行事務監査資料による。
 なお、同資料からデータが把握できなかった福祉事務所(平成22年度は98事務所、23年度は98事務所、24年度は99事務所)について作成した。
 2 不正受給件数は、監査実施結果報告書に基づき、世帯類型等が不明なものを除き、当省が作成した。

表 2-1-1-1-1 クロス分析（世帯類型×不正の内容）の件数

平成24年度における世帯類型ごとの不正の内容別不正受給件数についてみると、世帯主が就労指導の対象とならないとみられる高齢者世帯、障害者世帯、傷病者世帯についても、不正の内容に「稼働収入の無申告」があり、高齢者世帯で325件（同世帯での不正受給1,264件の25.7%）、障害者世帯で195件（同521件の37.4%）、傷病者世帯で613件（同1,287件の47.6%、）あり、その件数は22年度から24年度までの間に、それぞれ1.7倍、1.6倍、1.5倍に増加している。

区分	稼働収入関係			稼働収入以外の収入関係							扶助費の不正				その他		計
	A 稼働収入の無申告	B 稼働収入の過少申告	C 労災補償金等の無申告	D 任意保険金等の無申告	E 各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告	F 預貯金等の無申告	G 資産収入の無申告	H 交通事故に係る収入の無申告	I その他	J 住宅扶助	K その他（移送費等）	L 重複受給	M 世帯員の増減、無転居、無届	N その他			
平成22年度	186	25	1	19	609	24	20	13	41	17	6	1	6	14	982		
高齢者世帯	519	89	5	12	32	12	6	7	32	6	7	0	7	5	739		
母子世帯	125	14	4	10	111	5	7	7	24	5	1	1	4	321			
障害者世帯	415	53	10	29	245	27	16	20	44	28	7	3	15	10	922		
傷病者世帯	707	126	12	29	245	43	23	17	64	41	16	3	30	19	1,375		
その他世帯	1,952	307	32	99	1,242	111	72	64	205	97	37	8	62	51	4,339		
計	303	36	7	27	642	31	28	22	98	16	5	1	7	14	1,237		
23年度	567	143	8	6	30	7	5	6	48	9	10	0	8	14	861		
高齢者世帯	173	34	6	14	138	2	15	10	36	7	6	0	4	3	448		
母子世帯	488	68	11	36	288	16	21	24	80	17	10	0	11	13	1,083		
障害者世帯	1,082	255	29	33	293	30	27	24	133	46	19	3	22	27	2,023		
傷病者世帯	2,613	536	61	116	1,391	86	96	86	395	95	50	4	52	71	5,652		
その他世帯	325	48	3	42	579	35	22	24	131	25	7	2	7	14	1,264		
計	687	185	2	16	35	10	10	10	50	11	13	0	12	9	1,050		
24年度	195	33	3	20	150	12	9	17	50	10	7	1	7	7	521		
高齢者世帯	613	92	17	33	303	10	18	34	101	16	10	2	20	18	1,287		
母子世帯	1,434	364	22	36	329	30	30	35	165	37	30	4	22	23	2,561		
障害者世帯	3,254	722	47	147	1,396	97	89	120	497	99	67	9	68	71	6,683		
傷病者世帯																	
その他世帯																	
計																	

(注) 1 監査実施結果報告書に基づき、不正の内容等が不明なものを除き、当省が作成した。
 2 各年度各世帯類型で最も件数の多い不正の内容を網掛けした。

表2-1(1)-1-ii クロス分析(世帯類型×不正の内容)の割合(各年度の不正受給件数を100%)

(単位: %)

区分	稼働収入関係				稼働収入以外の収入関係						扶助費の不正				その他			計
	A 稼働収入の無申告	B 稼働収入の過少申告	C 労災補償金等の無申告	D 任意保険金等の無申告	E 各種年金及び福祉各法に基づき給付の無申告	F 預貯金等の無申告	G 資産収入の無申告	H 交通事故の補償に係る収入の無申告	I その他	J 住宅扶助	K その他(移送費等)	L 重複受給	M 世帯員の増減、無転居、無届	N その他				
平成22年度	高齢者世帯	4.3%	0.6%	0.0%	0.4%	14.0%	0.6%	0.5%	0.3%	0.9%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	0.3%	22.6%		
	母子世帯	12.0%	2.1%	0.1%	0.3%	0.7%	0.3%	0.1%	0.2%	0.7%	0.1%	0.2%	0.0%	0.2%	0.1%	17.0%		
	障害者世帯	2.9%	0.3%	0.1%	0.2%	2.6%	0.1%	0.2%	0.2%	0.6%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	7.4%		
	傷病者世帯	9.6%	1.2%	0.2%	0.7%	5.6%	0.6%	0.4%	0.5%	1.0%	0.6%	0.2%	0.1%	0.3%	0.2%	21.2%		
計	16.3%	2.9%	0.3%	0.7%	5.6%	1.0%	0.5%	0.4%	1.5%	0.9%	0.4%	0.1%	0.7%	0.4%	31.7%			
23年度	高齢者世帯	45.0%	7.1%	0.7%	2.3%	28.6%	2.6%	1.7%	1.5%	4.7%	2.2%	0.9%	0.2%	1.4%	1.2%	100.0%		
	母子世帯	5.4%	0.6%	0.1%	0.5%	11.4%	0.5%	0.4%	0.4%	1.7%	0.3%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	21.9%		
	障害者世帯	10.0%	2.5%	0.1%	0.1%	0.5%	0.1%	0.1%	0.1%	0.8%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	15.2%		
	傷病者世帯	3.1%	0.6%	0.1%	0.2%	2.4%	0.0%	0.3%	0.2%	0.6%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	7.9%		
計	8.6%	1.2%	0.2%	0.6%	5.1%	0.3%	0.4%	0.4%	1.4%	0.3%	0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	19.2%			
24年度	高齢者世帯	19.1%	4.5%	0.5%	0.6%	5.2%	0.5%	0.4%	0.4%	2.4%	0.8%	0.3%	0.1%	0.4%	0.5%	35.8%		
	母子世帯	46.2%	9.5%	1.1%	2.1%	24.6%	1.5%	1.7%	1.5%	7.0%	1.7%	0.9%	0.1%	0.9%	1.3%	100.0%		
	障害者世帯	4.9%	0.7%	0.0%	0.6%	8.7%	0.5%	0.3%	0.4%	2.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	18.9%		
	傷病者世帯	10.3%	2.8%	0.0%	0.2%	0.5%	0.1%	0.1%	0.1%	0.7%	0.2%	0.2%	0.0%	0.2%	0.1%	15.7%		
計	2.9%	0.5%	0.0%	0.3%	2.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.7%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	7.8%			
計	高齢者世帯	9.2%	1.4%	0.3%	0.5%	4.5%	0.1%	0.3%	0.5%	1.5%	0.2%	0.1%	0.0%	0.3%	0.3%	19.3%		
	母子世帯	21.5%	5.4%	0.3%	0.5%	4.9%	0.4%	0.4%	0.5%	2.5%	0.6%	0.4%	0.1%	0.3%	0.3%	38.3%		
	障害者世帯	48.7%	10.8%	0.7%	2.2%	20.9%	1.5%	1.3%	1.8%	7.4%	1.5%	1.0%	0.1%	1.0%	1.1%	100.0%		
	傷病者世帯	10.8%	2.2%	0.0%	0.7%	5.1%	0.4%	0.4%	0.4%	1.8%	0.6%	0.4%	0.1%	0.3%	0.3%	38.3%		

(注) 1 監査実施結果報告書に基づき、不正の内容等が不明なものを除き、当省が作成した。

2 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、計が100にならない場合がある。

表2-1(1)-エ③-iii クロス分析(世帯類型×不正の内容)の割合(各年度の各世帯類型の計を100%)

(単位: %)

区分	稼働収入関係				稼働収入以外の収入関係						扶助費の不正				その他		計
	A 稼働収入の無申告	B 稼働収入の過少申告	C 労災補償金等の無申告	D 任意保険金等の無申告	E 各種年金及び福祉各法に基づき給付の無申告	F 預貯金等の無申告	G 資産収入の無申告	H 交通事故に係る収入の無申告	I その他	J 住宅扶助	K その他(移送費等)	L 重複受給	M 世帯員の増減、無転居、無届	N その他			
平成22年度	高齢者世帯	18.9%	2.5%	0.1%	1.9%	62.0%	2.4%	2.0%	1.3%	4.2%	1.7%	0.1%	0.6%	0.1%	1.4%	100.0%	
	母子世帯	70.2%	12.0%	0.7%	1.6%	4.3%	1.6%	0.8%	0.9%	4.3%	0.8%	0.0%	0.9%	0.0%	0.7%	100.0%	
	障害者世帯	38.9%	4.4%	1.2%	3.1%	34.6%	1.6%	2.2%	2.2%	7.5%	1.6%	0.3%	1.2%	0.3%	0.9%	100.0%	
	傷病者世帯	45.0%	5.7%	1.1%	3.1%	26.6%	2.9%	1.7%	2.2%	4.8%	3.0%	0.3%	1.6%	0.3%	1.1%	100.0%	
	その他世帯	51.4%	9.2%	0.9%	2.1%	17.8%	3.1%	1.7%	1.2%	4.7%	3.0%	0.2%	2.2%	0.2%	1.4%	100.0%	
計	45.0%	7.1%	0.7%	2.3%	28.6%	2.6%	1.7%	1.5%	4.7%	2.2%	0.9%	1.4%	0.2%	1.2%	100.0%		
23年度	高齢者世帯	24.5%	2.9%	0.6%	2.2%	51.9%	2.5%	2.3%	1.8%	7.9%	1.3%	0.4%	0.6%	0.1%	1.1%	100.0%	
	母子世帯	65.9%	16.6%	0.9%	0.7%	3.5%	0.8%	0.6%	0.7%	5.6%	1.0%	0.0%	0.9%	0.0%	1.6%	100.0%	
	障害者世帯	38.6%	7.6%	1.3%	3.1%	30.8%	0.4%	3.3%	2.2%	8.0%	1.6%	0.3%	0.9%	0.0%	0.7%	100.0%	
	傷病者世帯	45.1%	6.3%	1.0%	3.3%	26.6%	1.5%	1.9%	2.2%	7.4%	1.6%	0.0%	1.0%	0.0%	1.2%	100.0%	
	その他世帯	53.5%	12.6%	1.4%	1.6%	14.5%	1.5%	1.3%	1.2%	6.6%	2.3%	0.9%	1.1%	0.1%	1.3%	100.0%	
計	46.2%	9.5%	1.1%	2.1%	24.6%	1.5%	1.7%	1.5%	7.0%	1.7%	0.9%	0.9%	0.1%	1.3%	100.0%		
24年度	高齢者世帯	25.7%	3.8%	0.2%	3.3%	45.8%	2.8%	1.7%	1.9%	10.4%	2.0%	0.6%	0.6%	0.2%	1.1%	100.0%	
	母子世帯	65.4%	17.6%	0.2%	1.5%	3.3%	1.0%	1.0%	1.0%	4.8%	1.0%	0.0%	1.1%	0.0%	0.9%	100.0%	
	障害者世帯	37.4%	6.3%	0.6%	3.8%	28.8%	2.3%	1.7%	3.3%	9.6%	1.9%	0.2%	1.3%	0.2%	1.3%	100.0%	
	傷病者世帯	47.6%	7.1%	1.3%	2.6%	23.5%	0.8%	1.4%	2.6%	7.8%	1.2%	0.8%	1.6%	0.2%	1.4%	100.0%	
	その他世帯	56.0%	14.2%	0.9%	1.4%	12.8%	1.2%	1.2%	1.4%	6.4%	1.4%	1.2%	0.9%	0.2%	0.9%	100.0%	
計	48.7%	10.8%	0.7%	2.2%	20.9%	1.5%	1.3%	1.8%	7.4%	1.5%	1.0%	1.0%	0.1%	1.1%	100.0%		

(注) 1 監査実施結果報告書に基づき、不正の内容等が不明なものを除き、当省が作成した。

2 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、計が100にならない場合がある。

表2-1(1)-1-1-iv クロス分析（世帯類型×不正の内容）の指数

（単位：件）

区分	稼働収入関係			稼働収入以外の収入関係							扶助費の不正				その他			計		
	A 稼働収入の無申告	B 稼働収入の過申告	C 労災補償金の減少無申告	D 任意保険等の無申告	E 各種年金及び福祉各法に基づき給付の無申告	F 預貯金等の無申告	G 資産収入の無申告	H 交通事故に係る収入の無申告	I その他	J 住宅扶助	K その他（移送費等）	L 重複受給	M 世帯員の増減、無転居、無届	N その他						
平成22年度	高齢者世帯	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
	母子世帯	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	障害者世帯	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	傷病者世帯	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
23年度	高齢者世帯	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	母子世帯	162.9	144.0	700.0	142.1	105.4	129.2	140.0	169.2	239.0	94.1	83.3	100.0	116.7	100.0	126.0	126.0	126.0	126.0	126.0
	障害者世帯	109.2	160.7	160.0	50.0	93.8	58.3	83.3	85.7	150.0	150.0	142.9	—	114.3	280.0	116.5	116.5	116.5	116.5	116.5
	傷病者世帯	138.4	242.9	150.0	140.0	124.3	40.0	214.3	142.9	150.0	140.0	600.0	0.0	100.0	100.0	139.6	139.6	139.6	139.6	139.6
24年度	高齢者世帯	117.6	128.3	110.0	124.1	117.6	59.3	131.3	120.0	181.8	60.7	142.9	0.0	73.3	130.0	117.5	117.5	117.5	117.5	117.5
	母子世帯	153.0	202.4	241.7	113.8	119.6	69.8	117.4	141.2	207.8	112.2	118.8	100.0	73.3	142.1	147.1	147.1	147.1	147.1	147.1
	障害者世帯	133.9	174.6	190.6	117.2	112.0	77.5	133.3	134.4	192.7	97.9	135.1	50.0	83.9	139.2	130.3	130.3	130.3	130.3	130.3
	傷病者世帯	174.7	192.0	300.0	221.1	95.1	145.8	110.0	184.6	319.5	147.1	116.7	200.0	116.7	100.0	128.7	128.7	128.7	128.7	128.7
計	高齢者世帯	132.4	207.9	40.0	133.3	109.4	83.3	166.7	142.9	156.3	183.3	185.7	—	171.4	180.0	142.1	142.1	142.1	142.1	142.1
	母子世帯	156.0	235.7	75.0	200.0	135.1	240.0	128.6	242.9	208.3	200.0	700.0	100.0	175.0	233.3	162.3	162.3	162.3	162.3	162.3
	障害者世帯	147.7	173.6	170.0	113.8	123.7	37.0	112.5	170.0	229.5	57.1	142.9	66.7	133.3	180.0	139.6	139.6	139.6	139.6	139.6
	傷病者世帯	202.8	288.9	183.3	124.1	134.3	69.8	130.4	205.9	257.8	90.2	187.5	133.3	73.3	121.1	186.3	186.3	186.3	186.3	186.3
(注)	高齢者世帯	166.7	235.2	146.9	148.5	112.4	87.4	123.6	187.5	242.4	102.1	181.1	112.5	109.7	139.2	154.0	154.0	154.0	154.0	154.0
	母子世帯	174.7	192.0	300.0	221.1	95.1	145.8	110.0	184.6	319.5	147.1	116.7	200.0	116.7	100.0	128.7	128.7	128.7	128.7	128.7
	障害者世帯	132.4	207.9	40.0	133.3	109.4	83.3	166.7	142.9	156.3	183.3	185.7	—	171.4	180.0	142.1	142.1	142.1	142.1	142.1
	傷病者世帯	156.0	235.7	75.0	200.0	135.1	240.0	128.6	242.9	208.3	200.0	700.0	100.0	175.0	233.3	162.3	162.3	162.3	162.3	162.3

(注) 1 生活保護法施行事務監査の実施結果報告に基づき、不正の内容等が不明なものを除き、当省が作成した。

2 平成22年度からの増加率が全体の増加率よりも低い箇所を網掛けした。

3 「一」はゼロ除算によるエラーを示す。

表2-1(1)-1-1⑩ 年齢階層別被保護者数に占める不正受給件数の推移

平成24年度の不正受給件数(6,693件)のうち、不正受給者の年齢等が不明なものを除く6,466件)における年齢階層別の不正受給件数の割合は、「20歳以上30歳未満」が3.0%(1万1,502人で341件)、「40歳以上50歳未満」が2.8%(4万1,283人で1,157件)及び「30歳以上40歳未満」が2.8%(2万4,513人で675件)等である一方、「80歳以上」が0.5%(3万7,800人で177件)と年齢階層による一定の差がみられた。

また、この発生率の推移を平成22年度から24年度までの間についてみると、「30歳以上40歳未満」は0.7ポイント増加し、次いで「50歳以上60歳未満」が0.6ポイント増加している一方、「70歳以上80歳未満」及び「80歳以上」は0.1ポイント減少している。

(注) 被保護者数は被保護者調査等からデータが把握できた福祉事務所について記載した。

区分	平成22年度			23年度			24年度		
	被保護者数	不正受給件数	割合	被保護者数	不正受給件数	割合	被保護者数	不正受給件数	割合
20歳未満	45,451	415	0.9%	48,686	483	1.0%	54,421	677	1.2%
20歳以上30歳未満	8,883	240	2.7%	10,062	284	2.8%	11,502	341	3.0%
30歳以上40歳未満	21,010	434	2.1%	22,489	540	2.4%	24,513	675	2.8%
40歳以上50歳未満	30,993	735	2.4%	35,129	1,055	3.0%	41,283	1,157	2.8%
50歳以上60歳未満	44,862	607	1.4%	46,571	835	1.8%	52,707	1,043	2.0%
60歳以上70歳未満	74,613	1,170	1.6%	80,750	1,552	1.9%	92,803	1,792	1.9%
70歳以上80歳未満	61,746	562	0.9%	66,754	648	1.0%	79,385	604	0.8%
80歳以上	27,481	156	0.6%	29,833	179	0.6%	37,800	177	0.5%
計	315,039	4,319	1.4%	340,274	5,576	1.6%	394,414	6,466	1.6%

(注) 1 被保護者調査(平成23年度以前は被保護者全国一斉調査)による。なお、同資料からデータが把握できなかった福祉事務所(平成22年度は90事務所、23年度は92事務所、24年度は97事務所)について作成した。

2 不正受給件数については、監査実施結果報告書に基づき、不正受給者の年齢等が不明なものを除き、当省が作成した。

表2-1(1)-E-⑩-i クロス分析(不正受給者の年齢×不正の内容)の件数

平成24年度における年齢構成ごとの不正の内容別不正受給件数については「稼働収入の無申告」が半数以上を占めている一方、60歳以上の年齢層については「各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告」が40%以上で最も多い。

区分	稼働収入関係				稼働収入以外の収入関係						扶助費の不正				その他		計
	A 稼働収入の無申告	B 稼働収入の過少申告	C 労災補償金等の無申告	D 任意保険金等の無申告	E 各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告	F 預貯金等の無申告	G 資産収入の無申告	H 交通事故の補償に係る収入の無申告	I その他	J 住宅扶助	K その他(移送費等)	L 重複受給	M 世帯員の増減、転居、無届	N その他			
20歳未満	362	26	0	1	3	1	1	1	3	3	9	0	2	3	415		
20歳以上30歳未満	167	24	1	3	12	5	4	2	13	5	0	0	1	3	240		
30歳以上40歳未満	254	55	7	9	21	13	2	3	29	11	9	3	10	8	434		
40歳以上50歳未満	414	83	9	21	49	23	12	17	48	25	7	2	16	9	735		
50歳以上60歳未満	345	64	9	24	47	18	16	14	31	15	2	1	16	5	607		
60歳以上70歳未満	285	63	5	28	620	31	16	17	51	20	8	1	15	10	1,170		
70歳以上80歳未満	106	10	1	9	352	15	14	5	28	6	2	1	2	11	562		
80歳以上	7	1	0	6	118	4	5	4	6	4	0	0	0	1	156		
計	1,940	326	32	101	1,222	110	70	63	209	89	37	8	62	50	4,319		
20歳未満	404	51	1	1	3	3	1	2	3	0	0	0	1	3	483		
20歳以上30歳未満	178	26	5	0	17	4	2	0	25	8	6	2	7	4	284		
30歳以上40歳未満	299	69	12	12	27	8	9	6	53	16	8	0	11	10	540		
40歳以上50歳未満	617	161	18	20	51	14	12	17	82	21	10	1	12	19	1,055		
50歳以上60歳未満	445	118	9	28	81	13	19	19	64	17	7	0	8	7	835		
60歳以上70歳未満	433	90	14	33	758	20	32	22	99	17	7	1	7	19	1,552		
70歳以上80歳未満	168	18	0	18	320	18	14	13	57	11	2	0	3	6	648		
80歳以上	20	3	1	4	116	7	7	2	15	2	0	0	1	1	179		
計	2,564	536	60	116	1,373	87	96	81	398	92	50	4	50	69	5,576		
20歳未満	587	59	0	0	5	0	1	1	7	0	7	0	7	3	677		
20歳以上30歳未満	241	49	2	2	8	2	1	4	13	2	4	0	6	7	341		
30歳以上40歳未満	363	121	3	14	32	12	8	16	66	13	12	2	9	4	675		
40歳以上50歳未満	676	189	11	24	54	17	10	18	97	21	14	1	14	11	1,157		
50歳以上60歳未満	572	152	19	29	62	16	23	27	84	23	10	2	10	14	1,043		
60歳以上70歳未満	528	136	6	41	819	23	21	33	125	16	11	2	17	14	1,792		
70歳以上80歳未満	149	22	1	29	252	20	16	9	74	17	4	1	5	5	604		
80歳以上	37	1	0	0	86	6	5	2	24	2	2	1	2	5	177		
計	3,153	729	42	143	1,318	96	85	110	490	94	64	9	70	63	6,466		

(注) 1 監査実施結果報告書に基づき、不正の内容等が不明なものを除き、当省が作成した。
 2 一の不不正受給事案に複数の不正受給者がいる場合があることから、上記分類の不正受給事案が不正受給件数を上回ることがある。
 3 各年度各世帯類型で最も件数の多い不正の内容を網掛けした。

表2-1-1-エ-①-ii クロス分析(不正受給者の年齢×不正の内容)の割合(各年度の不正受給件数を100%)

区分	稼働収入関係				稼働収入以外の収入関係							扶助費の不正				その他		計
	A 稼働収入の無申告	B 稼働収入の過少申告	C 労災補償金等の無申告	D 任意保険金の無申告	E 各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告	F 預貯金等の無申告	G 資産収入の無申告	H 交通事故の補償に係る収入の無申告	I その他	J 住宅扶助	K その他(移送費等)	L 重複受給	M 世帯員の増減、無届	N その他				
平成22年度	20歳未満	8.4%	0.6%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	9.6%
	20歳以上30歳未満	3.9%	0.6%	0.0%	0.1%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	5.6%
	30歳以上40歳未満	5.9%	1.3%	0.2%	0.2%	0.5%	0.3%	0.0%	0.1%	0.7%	0.3%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	10.0%
	40歳以上50歳未満	9.6%	1.9%	0.2%	0.5%	1.1%	0.5%	0.3%	0.4%	1.1%	0.6%	0.0%	0.4%	0.2%	0.4%	0.2%	0.2%	17.0%
	50歳以上60歳未満	8.0%	1.5%	0.2%	0.6%	1.1%	0.4%	0.4%	0.3%	0.7%	0.3%	0.0%	0.4%	0.4%	0.1%	0.4%	0.1%	14.1%
	60歳以上70歳未満	6.6%	1.5%	0.1%	0.6%	14.4%	0.7%	0.4%	0.4%	1.2%	0.5%	0.2%	0.0%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	27.1%
	70歳以上80歳未満	2.5%	0.2%	0.0%	0.2%	8.2%	0.3%	0.3%	0.1%	0.6%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	13.0%
	80歳以上	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	2.7%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%
計	44.9%	7.5%	0.7%	2.3%	28.3%	2.5%	1.6%	1.5%	4.8%	2.1%	0.2%	1.4%	1.2%	1.4%	0.2%	1.2%	100.0%	
23年度	20歳未満	7.2%	0.9%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	8.7%
	20歳以上30歳未満	3.2%	0.5%	0.1%	0.0%	0.3%	0.1%	0.0%	0.4%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	5.1%
	30歳以上40歳未満	5.4%	1.2%	0.2%	0.2%	0.5%	0.1%	0.2%	0.1%	1.0%	0.3%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	9.7%
	40歳以上50歳未満	11.1%	2.9%	0.3%	0.4%	0.9%	0.3%	0.2%	0.2%	1.5%	0.4%	0.0%	0.2%	0.3%	0.0%	0.3%	0.3%	18.9%
	50歳以上60歳未満	8.0%	2.1%	0.2%	0.5%	1.5%	0.2%	0.3%	0.3%	1.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	15.0%
	60歳以上70歳未満	7.8%	1.6%	0.3%	0.6%	13.6%	0.4%	0.6%	0.4%	1.8%	0.3%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.3%	27.8%
	70歳以上80歳未満	3.0%	0.3%	0.0%	0.3%	5.7%	0.3%	0.3%	0.2%	1.0%	0.2%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	11.6%
	80歳以上	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	2.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%
計	46.0%	9.6%	1.1%	2.1%	24.6%	1.6%	1.7%	1.5%	7.1%	1.6%	0.1%	0.9%	1.2%	0.9%	0.1%	1.2%	100.0%	
24年度	20歳未満	9.1%	0.9%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.5%
	20歳以上30歳未満	3.7%	0.8%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	5.3%
	30歳以上40歳未満	5.6%	1.9%	0.0%	0.2%	0.5%	0.2%	0.1%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	10.4%
	40歳以上50歳未満	10.5%	2.9%	0.2%	0.4%	0.8%	0.3%	0.3%	1.5%	0.3%	0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	17.9%
	50歳以上60歳未満	8.8%	2.4%	0.3%	0.4%	1.0%	0.2%	0.4%	1.3%	0.4%	0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	16.1%
	60歳以上70歳未満	8.2%	2.1%	0.1%	0.6%	12.7%	0.4%	0.3%	0.5%	1.9%	0.2%	0.0%	0.3%	0.2%	0.0%	0.3%	0.2%	27.7%
	70歳以上80歳未満	2.3%	0.3%	0.0%	0.4%	3.9%	0.3%	0.2%	0.1%	1.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	9.3%
	80歳以上	0.6%	0.0%	0.0%	0.1%	1.3%	0.1%	0.1%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	2.7%
計	48.8%	11.3%	0.6%	2.2%	20.4%	1.5%	1.3%	1.7%	7.6%	1.5%	0.1%	1.1%	1.0%	0.1%	1.1%	1.0%	100.0%	

(注) 監査実施結果報告書に基づき、不正の内容等が不明なものを除き、当省が作成した。

表2-1(1)-E-①-iii クロス分析(不正受給者の年齢×不正の内容)の割合(各年度の年齢階層の計を100%)

区分	稼働収入関係				稼働収入以外の収入関係								扶助費の不正				その他		計
	A 稼働収入の無申告	B 稼働収入の過少申告	C 労災補償金等の無申告	D 任意保険金等の無申告	E 各種年金及び福祉各法に基づき給付の無申告	F 預貯金等の無申告	G 資産収入の無申告	H 交通事故の補償に係る収入の無申告	I その他	J 住宅扶助	K その他(移送費等)	L 重複受給	M 世帯員の増減、無転居、無居	N その他					
平成22年度	20歳未満	87.2%	6.3%	0.0%	0.2%	0.7%	0.2%	0.2%	0.7%	0.7%	2.2%	0.0%	0.5%	0.7%	100.0%				
	20歳以上30歳未満	69.6%	10.0%	0.4%	1.3%	5.0%	2.1%	0.8%	5.4%	2.1%	0.0%	0.0%	0.4%	1.3%	100.0%				
	30歳以上40歳未満	58.5%	12.7%	1.6%	2.1%	4.8%	3.0%	0.7%	6.7%	2.5%	2.1%	0.7%	2.3%	1.8%	100.0%				
	40歳以上50歳未満	56.3%	11.3%	1.2%	2.9%	6.7%	3.1%	2.3%	6.5%	3.4%	1.0%	0.3%	2.2%	1.2%	100.0%				
	50歳以上60歳未満	56.8%	10.5%	1.5%	4.0%	7.7%	3.0%	2.3%	5.1%	2.5%	0.3%	0.2%	2.6%	0.8%	100.0%				
	60歳以上70歳未満	24.4%	5.4%	0.4%	2.4%	53.0%	2.6%	1.4%	4.4%	1.7%	0.7%	0.1%	1.3%	0.9%	100.0%				
	70歳以上80歳未満	18.9%	1.8%	0.2%	1.6%	62.6%	2.7%	0.9%	5.0%	1.1%	0.4%	0.2%	0.4%	2.0%	100.0%				
	80歳以上	4.5%	0.6%	0.0%	3.8%	75.6%	2.6%	2.6%	3.8%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	100.0%				
計	44.9%	7.5%	0.7%	2.3%	28.3%	2.5%	1.6%	4.8%	2.1%	0.9%	0.2%	1.4%	1.2%	100.0%					
23年度	20歳未満	83.6%	10.6%	0.2%	0.2%	0.6%	0.2%	0.4%	0.6%	0.0%	2.1%	0.0%	0.2%	0.6%	100.0%				
	20歳以上30歳未満	62.7%	9.2%	1.8%	0.0%	6.0%	0.7%	0.0%	8.8%	2.8%	0.7%	2.5%	1.4%	100.0%					
	30歳以上40歳未満	55.4%	12.8%	2.2%	2.2%	5.0%	1.7%	1.1%	9.8%	3.0%	1.5%	0.0%	2.0%	1.9%	100.0%				
	40歳以上50歳未満	58.5%	15.3%	1.7%	1.9%	4.8%	1.3%	1.6%	7.8%	2.0%	0.9%	0.1%	1.1%	1.8%	100.0%				
	50歳以上60歳未満	53.3%	14.1%	1.1%	3.4%	9.7%	1.6%	2.3%	7.7%	2.0%	0.8%	0.0%	1.0%	0.8%	100.0%				
	60歳以上70歳未満	27.9%	5.8%	0.9%	2.1%	48.8%	1.3%	1.4%	6.4%	1.1%	0.5%	0.1%	0.5%	1.2%	100.0%				
	70歳以上80歳未満	25.9%	2.8%	0.0%	2.8%	49.4%	2.2%	2.0%	8.8%	1.7%	0.3%	0.0%	0.5%	0.9%	100.0%				
	80歳以上	11.2%	1.7%	0.6%	2.2%	64.8%	3.9%	1.1%	8.4%	1.1%	0.0%	0.0%	0.6%	0.6%	100.0%				
計	46.0%	9.6%	1.1%	2.1%	24.6%	1.6%	1.7%	7.1%	1.6%	0.9%	0.1%	0.9%	1.2%	100.0%					
24年度	20歳未満	86.7%	8.7%	0.0%	0.0%	0.7%	0.1%	0.1%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.4%	100.0%				
	20歳以上30歳未満	70.7%	14.4%	0.6%	0.6%	2.3%	0.3%	1.2%	3.8%	0.6%	0.0%	0.0%	1.8%	2.1%	100.0%				
	30歳以上40歳未満	53.8%	17.9%	0.4%	2.1%	4.7%	1.8%	2.4%	9.8%	1.9%	1.8%	0.3%	1.3%	0.6%	100.0%				
	40歳以上50歳未満	58.4%	16.3%	1.0%	2.1%	4.7%	1.5%	1.6%	8.4%	1.8%	1.2%	0.1%	1.2%	1.0%	100.0%				
	50歳以上60歳未満	54.8%	14.6%	1.8%	2.8%	5.9%	1.5%	2.6%	8.1%	2.2%	1.0%	0.2%	1.0%	1.3%	100.0%				
	60歳以上70歳未満	29.5%	7.6%	0.3%	2.3%	45.7%	1.3%	1.8%	7.0%	0.9%	0.6%	0.1%	0.9%	0.8%	100.0%				
	70歳以上80歳未満	24.7%	3.6%	0.2%	4.8%	41.7%	3.3%	1.5%	12.3%	2.8%	0.7%	0.2%	0.8%	0.8%	100.0%				
	80歳以上	20.9%	0.6%	0.0%	2.3%	48.6%	3.4%	1.1%	13.6%	1.1%	1.1%	0.6%	1.1%	2.8%	100.0%				
計	48.8%	11.3%	0.6%	2.2%	20.4%	1.5%	1.3%	7.6%	1.5%	1.0%	0.1%	1.1%	1.0%	100.0%					

(注) 1 監査実施結果報告書に基づき、不正の内容等が不明なものを除き、当省が作成した。

2 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、計が100にならない場合がある。

表2-1(1)-エ-①-iv クロス分析(不正受給者の年齢×不正の内容)の指数

区分	稼働収入関係				稼働収入以外の収入関係							扶助費の不正				その他		計
	A 稼働収入の無申告	B 稼働収入の過少申告	C 労災補償金等の無申告	D 任意保険金等の無申告	E 各種年金及び福祉各法に基づき給付の無申告	F 預貯金等の無申告	G 資産収入の無申告	H 交通事故に係る収入の無申告	I その他	J 住宅扶助	K その他(移送費等)	L 重複受給	M 世帯員の増減、無転居、無届	N その他				
20歳未満	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0		
20歳以上30歳未満	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0		
30歳以上40歳未満	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
40歳以上50歳未満	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
50歳以上60歳未満	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
60歳以上70歳未満	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
70歳以上80歳未満	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
80歳以上	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0		
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
20歳未満	111.6	196.2	-	100.0	100.0	300.0	100.0	200.0	100.0	0.0	111.1	-	50.0	100.0	116.4			
20歳以上30歳未満	106.6	108.3	500.0	0.0	141.7	80.0	50.0	0.0	192.3	160.0	-	-	700.0	133.3				
30歳以上40歳未満	117.7	125.5	171.4	133.3	128.6	61.5	450.0	200.0	182.8	145.5	88.9	0.0	110.0	125.0				
40歳以上50歳未満	149.0	194.0	200.0	95.2	104.1	60.9	100.0	100.0	170.8	84.0	142.9	50.0	75.0	211.1				
50歳以上60歳未満	129.0	184.4	100.0	116.7	172.3	72.2	118.8	135.7	206.5	113.3	350.0	0.0	50.0	140.0				
60歳以上70歳未満	151.9	142.9	280.0	117.9	122.3	64.5	200.0	129.4	194.1	85.0	87.5	100.0	46.7	190.0				
70歳以上80歳未満	158.5	180.0	0.0	200.0	90.9	120.0	100.0	260.0	203.6	183.3	100.0	0.0	150.0	54.5				
80歳以上	285.7	300.0	-	66.7	98.3	175.0	140.0	50.0	250.0	50.0	-	-	-	100.0				
計	132.2	164.4	187.5	114.9	112.4	79.1	137.1	128.6	190.4	103.4	135.1	50.0	80.6	138.0				
20歳未満	162.2	226.9	-	0.0	166.7	0.0	100.0	100.0	233.3	0.0	77.8	-	350.0	100.0				
20歳以上30歳未満	144.3	204.2	200.0	66.7	66.7	40.0	25.0	200.0	100.0	40.0	-	-	600.0	233.3				
30歳以上40歳未満	142.9	220.0	42.9	155.6	152.4	92.3	400.0	533.3	227.6	118.2	133.3	66.7	90.0	50.0				
40歳以上50歳未満	163.3	227.7	122.2	114.3	110.2	73.9	83.3	105.9	202.1	84.0	200.0	50.0	87.5	122.2				
50歳以上60歳未満	165.8	237.5	211.1	120.8	131.9	88.9	143.8	192.9	271.0	153.3	500.0	200.0	62.5	280.0				
60歳以上70歳未満	185.3	215.9	120.0	146.4	132.1	74.2	131.3	194.1	245.1	80.0	137.5	200.0	113.3	140.0				
70歳以上80歳未満	140.6	220.0	100.0	322.2	71.6	133.3	114.3	180.0	264.3	283.3	200.0	100.0	250.0	45.5				
80歳以上	528.6	100.0	-	66.7	72.9	150.0	100.0	50.0	400.0	50.0	-	-	-	500.0				
計	162.5	223.6	131.3	141.6	107.9	87.3	121.4	174.6	234.4	105.6	173.0	112.5	112.9	126.0				

(注) 1 監査実施結果報告書に基づき、不正の内容等が不明なものを除き、当省が作成した。

2 平成22年度からの増加率が全体の増加率よりも低い箇所を網掛けした。

3 「一」はゼロ除算によるエラーを示す。

調査の結果	説明図表番号
<p>(2) 生活保護行政の執行体制の整備状況</p> <p>ア 福祉事務所における体制の概要</p> <p>福祉事務所には、社会福祉法第 15 条第 1 項等の規定に基づき、長及び少なくとも次の所員を置くこととされている。</p> <p>① ②の業務の指導監督を行う所員（査察指導員）</p> <p>② 要保護者の資産、環境等を調査し、保護等の必要性を判断し、本人に生活指導等を行う業務を行う所員（現業員）</p> <p>③ 事務を行う所員</p> <p>このうち、現業員の配置数については、同法第 16 条において、市が設置する福祉事務所にあつては、被保護世帯が 240 世帯以下である場合は 3 人で、80 世帯増すごとにこれを 1 人加えるなどと、現業員の定数を条例で定めるに当たっての標準数が規定されている。</p> <p>また、査察指導員と現業員は、同法第 15 条第 6 項において、社会福祉主事でないといけないとされている。社会福祉主事の任用資格については、同法第 19 条第 1 項において、大学等で厚生労働大臣が指定した科目を修めた者（同項第 1 号）、養成機関等の課程を終了した者（同項第 2 号）、社会福祉士（同項第 3 号）、などが規定されている。このうち、第 19 条第 1 項第 1 号の規定に基づく任用資格については、厚生労働大臣が 34 科目を指定し、これらのうちの 3 科目の履修が必要とされているが、34 科目の中には、民法、行政法、経済学、社会学等があり、これらのみの 3 科目の履修によっても社会福祉主事の任用資格は得られることとなっている。</p> <p>なお、生活保護行政の実施体制については、平成 25 年 11 月 12 日の「生活保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」において、ケースワーカー、就労支援員などの増員を図る等により、適正な配置を確保するよう参議院厚生労働委員会から指摘がされている。</p> <p>イ 福祉事務所における体制整備の実態</p> <p>(7) 現業員等の配置状況</p> <p>福祉事務所における現業員の実際の配置状況については、次のとおり、厚生労働省の調査結果においても、今回の当省による実態調査においても、配置数及び資格保有の両面で、社会福祉法に規定された標準数及び規制と乖離している実態がみられた。</p> <p>① 厚生労働省の調査結果（全国 1,242 福祉事務所）</p> <p>平成 21 年度に厚生労働省が実施した「福祉事務所現況調査」においては、生活保護担当の現業員数が 1 万 3,881 人と配置標</p>	<p>表 2 - (2) - ①</p> <p>表 2 - (2) - ②</p> <p>表 2 - (2) - ③</p> <p>表 2 - (2) - ④</p>

<p>準数（1万5,560人）（注）に比べ約1,700人少なく、福祉事務所の約30%が同標準数を充足していない状況となっている。</p>	
<p>また、同調査においては、生活保護担当の現業員のうち約26%の者が社会福祉主事の資格を未取得となっている。</p>	表2-(2)-⑤
<p>② 当省の実態調査結果（調査対象102福祉事務所）</p>	
<p>平成24年度においては、生活保護担当の現業員数が法定標準数を満たしていない福祉事務所が67事務所あり、中には、現業員の配置数が同標準数の半数以下となっている福祉事務所も6事務所ある。</p>	表2-(2)-⑥
<p>また、社会福祉主事の資格を未取得の査察指導員が配置されている福祉事務所が22事務所、同資格を未取得の現業員が配置されている福祉事務所が68事務所あり、この中には、有資格者の査察指導員が一人もいないものや、現業員の約4分の3が無資格者であるものもある。</p>	表2-(2)-⑦
<p>なお、現業員充足率を無資格者のいる福祉事務所と無資格者のいない福祉事務所とで区分して算定したところどちらも約80%で、資格要件を遵守している福祉事務所がとりわけ現業員の確保ができていないというような状況は認められない。</p>	表2-(2)-⑧
<p>（注）上記①の配置標準数は、被保護世帯に対して、群部の福祉事務所は65で除し、市部の福祉事務所は80で除して算定しており、上記②の法定標準数は、社会福祉法第16条の規定に則して算定している。これら①の配置標準数と②の法定標準数の算定結果は必ずしも一致しない。</p>	
<p>(イ) 関係者の意識・意見</p>	
<p>a 現業員の意識</p>	
<p>今回、調査対象とした102福祉事務所の現業員757人に対して、福祉事務所の実施体制等について意識調査を実施した結果は、次のとおりであった。</p>	表2-(2)-⑨
<p>① 現行の配置基準（法定標準数）について「世帯数では決まらない」とした者が370人（48.9%）であった。</p>	
<p>② 社会福祉主事の資格を有していない者が現業員の業務を行うことが「困難だとは思わない」とする者が607人（80.2%）、「困難だとは思わない」とする者のうち、必要な知識、技能をどのように習得していくべきかとの質問に対し、「業務に従事する中で」と答えた者が535人（88.1%）であった。</p>	
<p>b 福祉事務所等の幹部職員の意見</p>	
<p>今回、調査対象とした各機関（都道府県、指定都市本庁及び福祉事務所）の幹部職員からは、現業員等に係る資格要件について、その必要性や改善点等に関し様々な意見が聴かれた。</p>	表2-(2)-⑩

ウ 厚生労働省の対応及び考え

厚生労働省は、現行の現業員数の標準数については、平成 11 年の社会福祉法の改正（注）により、それまでの法定最低数を変更したものであり、地方公共団体がこれを標準として地域の実情に応じて配置をしていけば、その配置数が標準数を下回っている場合でも違法ではないとしている。

また、社会福祉主事の資格を有しない者が現業員等の職務に従事している例が認められた場合には、通信教育等の手段で資格取得に努めるよう指導しているが、この資格要件については、福祉事務所を設置する地方公共団体がどういう人材を求めているのかということ踏まえ、その在り方について検討しているところであるとしている。

（注）地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）による改正を指す。

エ 今後の課題

厚生労働省では、福祉事務所の組織及び活動の現況を把握するため「福祉事務所現況調査」を実施し、上記のとおり現業員の配置数が標準数に比べて少ない福祉事務所があることや現業員のうち社会福祉主事の資格を有していない者が存在することなどを把握している。同調査は、毎年度実施することとされているものの、調査結果を集計及び公表したのは、平成 21 年度のもの直近となっている。

同省においては、今後、「福祉事務所現況調査」を実施し、その結果を分析するに際し、現業員等の標準数及び資格要件と実態との乖離による、福祉事務所の生活保護行政事務への影響について分析するとともに、生活保護行政の関係者の意見を収集し、その結果を踏まえ、福祉事務所における適切な執行体制の確保に向けた対処方針を明らかにしていくことが求められる。

表 2 - (2) - ⑪

表 2 - (2) - ① 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の規定

<p>(組織)</p> <p>第十五条 <u>福祉に関する事務所には、長及び少なくとも次の所員を置かなければならない。ただし、所の長が、その職務の遂行に支障がない場合において、自ら現業事務の指導監督を行うときは、第一号の所員を置くことを要しない。</u></p> <p>一 指導監督を行う所員</p> <p>二 現業を行う所員</p> <p>三 事務を行う所員</p> <p>2 所の長は、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の指揮監督を受けて、所務を掌理する。</p> <p>3 <u>指導監督を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督をつかさどる。</u></p> <p>4 <u>現業を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務をつかさどる。</u></p> <p>5 事務を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、所の庶務をつかさどる。</p> <p>6 <u>第一項第一号及び第二号の所員は、社会福祉主事でなければならない。</u></p> <p>(所員の定数)</p> <p>第十六条 <u>所員の定数は、条例で定める。ただし、現業を行う所員の数は、各事務所につき、それぞれ次の各号に掲げる数を標準として定めるものとする。</u></p> <p>一 都道府県の設置する事務所にあつては、生活保護法の適用を受ける被保護世帯（以下「被保護世帯」という。）の数が三百九十以下であるときは、六とし、被保護世帯の数が六十五を増すごとに、これに一を加えた数</p> <p>二 <u>市の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が二百四十以下であるときは、三とし、被保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数</u></p> <p>三 町村の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が百六十以下であるときは、二とし、被保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数</p> <p>(資格等)</p> <p>第十九条 <u>社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。</u></p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に</p>

基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

- 二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
 - 三 社会福祉士
 - 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
 - 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 前項第二号の養成機関の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

(注) 1 下線は当省が付した。

2 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）による改正前の第 16 条（旧第 15 条）の規定は次のとおりである。

第 15 条

所員の定数は、条例で定める。但し、現業を行う所員の数は、各事務所につき、それぞれ 左の各号に掲げる数以上でなければならない。

一～三（略）

表 2 - (2) - ② 社会福祉主事の資格に関する科目指定 (昭和 25 年厚生省告示
第 226 号)

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学及び家政学
のうち三科目以上

表 2 - (2) - ③ 生活保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (抜粋)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一～五 (略)

六 生活保護制度の実施体制については、受給者が急増していることや、個々人の異なる状況に時間をかけて密接に対応していく必要があることから、地方自治体に対する地方交付税措置を改善し、地方自治体におけるケースワーカー、就労支援員などの増員を図る等により、適正な配置を確保すること。

七 5年後の見直しに際しては、生活保護受給者数、人口比受給率、生活保護の捕捉率、餓死、孤立死などの問題事例等の動向を踏まえ、生活保護受給者、これを支援する団体、貧困問題に関し優れた見識を有する者等、関係者の意見を十分に徴した上で、必要な改正を行うこと。

右決議する。

(注) 1 参議院厚生労働委員会が平成 25 年 11 月 12 日に決議したものである。

2 下線は当省が付した。

表 2 - (2) - ④ - i 福祉事務所における現業員の配置状況

単位：箇所、人

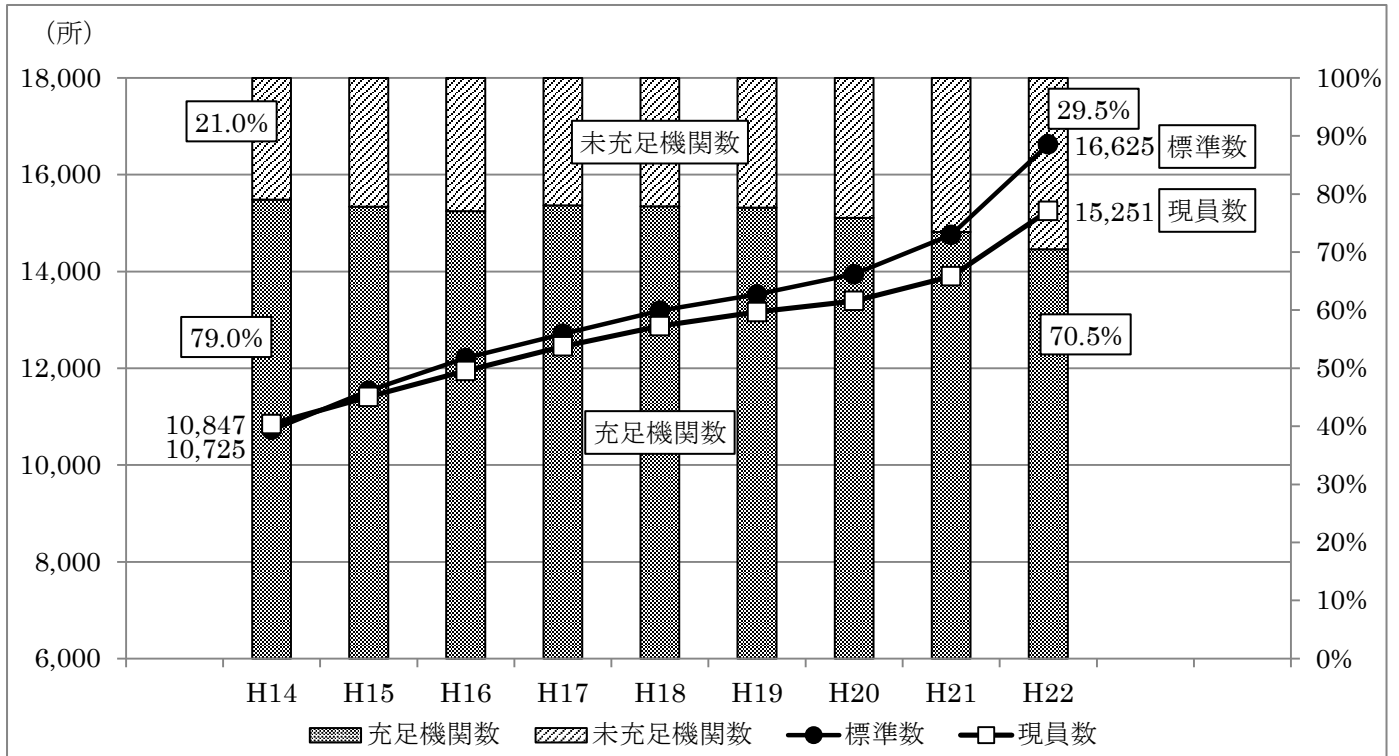
区 分	福祉事務所数 (A)	配置標準数 (B)	配置人員 (C)	充足率 (C/B)	充足率 100%以上 の事務所数 及び (A) に対 する割合	充足率 100%未 満の事務所数 及び (A) に対 する割合
総 数	1, 2 4 2	1 5, 5 6 0	1 3, 8 8 1	8 9. 2%	8 2 8 (6 6. 7%)	4 1 4 (3 3. 3%)
郡 部	2 2 6	1, 2 3 7	1, 2 4 6	1 0 0. 7%	1 7 5 (7 7. 4%)	5 1 (2 2. 6%)
市 部	1, 0 1 6	1 4, 3 2 3	1 2, 6 3 5	8 8. 2%	6 5 3 (6 4. 3%)	3 6 3 (3 5. 7%)

(注) 1 厚生労働省「平成 21 年福祉事務所現況調査」の「生活保護担当現業員の配置状況」に基づき当省で作成した。

2 同調査において、配置標準数は、被保護世帯に対し、郡部の福祉事務所は 6 5 : 1、市部の福祉事務所は 8 0 : 1 でそれぞれ算定されている。

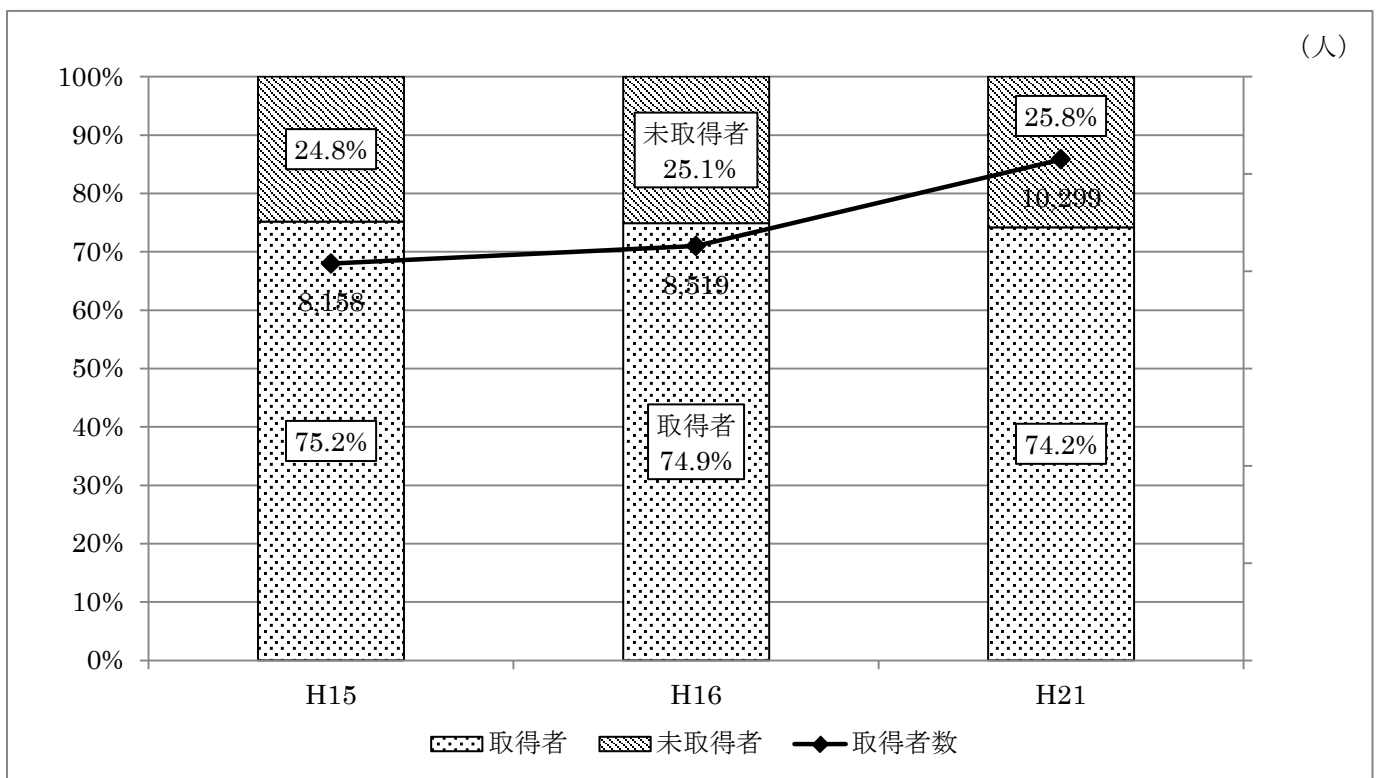
3 調査時点は、平成 21 年 10 月 1 日現在である。

表 2 - (2) - ④ - ii 福祉事務所における現業員の配置状況等の推移



(注) 1 「標準数」及び「現員数」は、厚生労働省「生活保護の現況と課題」に基づき当省で作成した。
 2 各年度4月1日現在のものである。
 3 現員数は他法等の業務を兼務する職員を含む。標準数は社会福祉法第16条に基づく数と被保護世帯数を基に郡部実施機関の場合は65、市部の場合は80で除して得た数(小数点以下第1位を四捨五入)と比較していずれか少ない方の数の合計である。

表 2 - (2) - ⑤ 生活保護担当現業員の資格(社会福祉主事)取得率の推移



(注) 厚生労働省「福祉事務所現況調査」による(各年10月1日現在)。

表 2 - (2) - ⑥ 調査対象 102 福祉事務所の現業員の配置状況等

単位：人、事務所

年 度	平成 2 2	2 3	2 4
福祉事務所数 (A)	1 0 0	1 0 0	1 0 2
現業員標準数 (B)	2, 9 9 6	3, 2 0 3	3, 4 1 0
現業員現員数 (C)	2, 4 4 0	2, 6 2 8	2, 7 5 9
充足率 (C/B)	8 1. 4%	8 2. 0%	8 0. 9%
B > C の事務所数 (D)	6 6	7 0	6 7
充足率が 5 0%以下 の事務所数	5	3	6

(注) 1 福祉事務所提出資料に基づき当省で作成した。

2 各年度 4 月 1 日現在の数値である。

3 現業員標準数は、福祉事務所が提出した被保護世帯数データに基づき、当省で社会福祉法第 16 条の規定に則して算定した。

4 調査対象 102 福祉事務所の中には、平成 24 年度に新規に設置された 2 事務所が含まれているため、事務所数の母数は 24 年度が 102 事務所、22 年度、23 年度は 100 事務所となっている。

表 2 - (2) - ⑦ 調査対象 102 福祉事務所の査察指導員数及び現業員数に占める
社会福祉主事無資格者の割合等

単位：人、事務所

年 度	平成 2 2	2 3	2 4
福祉事務所数 (A)	1 0 0	1 0 0	1 0 2
査察指導員数 (B)	3 7 2	4 0 5	4 3 0
うち無資格者 (C)	7 3	6 1	7 7
C / B (%)	1 9 . 6 %	1 5 . 1 %	1 7 . 9 %
無資格の査察指導員がいる事務所数 (D)	2 5	1 9	2 2
無資格者のいる事務所の占める割合 (D / A) (%)	2 5 . 0 %	1 9 . 0 %	2 1 . 6 %
無資格率の最大値 (注 4)	1 0 0 . 0 % (9 事務所)	1 0 0 . 0 % (3 事務所)	1 0 0 . 0 % (5 事務所)
現業員数 (E)	2, 4 4 0	2, 6 2 8	2, 7 5 9
うち無資格者 (F)	6 6 0	6 2 9	5 7 5
F / E (%)	2 7 . 0 %	2 3 . 9 %	2 0 . 8 %
無資格の現業員がいる事務所数 (G)	6 8	6 8	6 8
F の占める割合 (G / A) (%)	6 8 . 0 %	6 8 . 0 %	6 6 . 7 %
無資格率の最大値 (%) (注 4)	1 0 0 . 0 %	8 5 . 7 %	7 5 . 3 %

(注) 1 福祉事務所提出資料に基づき当省で作成した。

2 各年度 4 月 1 日現在の数値である。

3 調査対象 102 福祉事務所の中には、平成 24 年度に新規に設置された 2 事務所が含まれているため、事務所数の母数は 24 年度が 102 事務所、22 年度、23 年度は 100 事務所となっている。

4 「無資格率の最大値」については、各福祉事務所の査察指導員又は現業員の現員数に占める無資格者の占める割合のうち最も大きな割合を示す事務所の数値を記載した。

(例) 現業員現員数 73 人中無資格者 55 人の場合は「75.3%」と記載

また、当該数値に該当する福祉事務所が複数ある場合は事務所数を () 書きで記載した。

表 2 - (2) - ⑧ 調査対象 102 福祉事務所の現業員の資格の有無と充足率

単位：人、事務所

年 度	平成 2 2	2 3	2 4
福祉事務所数 (A)	1 0 0	1 0 0	1 0 2
現業員標準数 (B)	2, 9 9 6	3, 2 0 3	3, 4 1 0
現業員現員数 (C)	2, 4 4 0	2, 6 2 8	2, 7 5 9
充足率 (C / B) (%)	8 1. 4%	8 2. 0%	8 0. 9%
無資格の現業員が いる事務所数 (D)	6 8	6 8	6 8
D の事務所の現業 員標準数合計 (E)	2, 4 9 3	2, 5 0 4	2, 5 9 3
D の事務所の現業 員現員数合計 (F)	2, 0 1 8	2, 0 6 3	2, 0 9 9
E / F (%)	8 0. 9%	8 2. 4%	8 0. 9%
無資格の現業員が いない事務所数 (G)	3 2	3 2	3 4
F の事務所の現業 員標準数合計 (H)	5 0 3	6 9 9	8 1 7
F の事務所の現業 員現員数合計 (I)	4 2 2	5 6 5	6 6 0
I / H (%)	8 3. 9%	8 0. 8%	8 0. 8%

(注) 1 福祉事務所提出資料に基づき当省で作成した。

2 各年度 4 月 1 日現在の数値である。

3 現業員標準数は、福祉事務所が提出した被保護世帯数データに基づき、当省で社会福祉法第 16 条の規定に則して算定した。

4 調査対象 102 福祉事務所の中には、平成 24 年度に新規に設置された 2 事務所が含まれているため、事務所数の母数は 24 年度が 102 事務所、22 年度、23 年度は 100 事務所となっている。

表 2 - (2) - ⑨ 現業員への意識調査結果（関係部分抜粋）

単位：人、%

<p>調査対象者の属性等</p> <p>※ 詳細は 2 (3) 参照</p>	<p>① 担当被保護世帯数</p> <table border="1" data-bbox="475 443 1305 544"> <thead> <tr> <th>～65</th> <th>65～80</th> <th>80～120</th> <th>120～</th> <th>未回答</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58 (7.7)</td> <td>140 (18.5)</td> <td>466 (61.6)</td> <td>83 (11.0)</td> <td>10 (1.3)</td> <td>757 (100.0)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 社会福祉主事資格の有無</p> <table border="1" data-bbox="475 622 1305 723"> <thead> <tr> <th>有</th> <th>無</th> <th>未回答</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>569 (75.2)</td> <td>183 (24.2)</td> <td>5 (0.7)</td> <td>757 (100.0)</td> </tr> </tbody> </table>	～65	65～80	80～120	120～	未回答	合計	58 (7.7)	140 (18.5)	466 (61.6)	83 (11.0)	10 (1.3)	757 (100.0)	有	無	未回答	合計	569 (75.2)	183 (24.2)	5 (0.7)	757 (100.0)																
～65	65～80	80～120	120～	未回答	合計																																
58 (7.7)	140 (18.5)	466 (61.6)	83 (11.0)	10 (1.3)	757 (100.0)																																
有	無	未回答	合計																																		
569 (75.2)	183 (24.2)	5 (0.7)	757 (100.0)																																		
<p>業務実施体制等</p>	<p>① 現在の担当世帯数</p> <table border="1" data-bbox="475 801 1305 925"> <thead> <tr> <th>少ない</th> <th>適当</th> <th>多い</th> <th>未回答</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 (1.5)</td> <td>330 (43.6)</td> <td>412 (54.4)</td> <td>4 (0.5)</td> <td>757 (100.0)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 適当と答えた 330 人の世帯数別内訳</p> <table border="1" data-bbox="475 1003 1305 1104"> <thead> <tr> <th>～65</th> <th>65～80</th> <th>80～120</th> <th>120～</th> <th>未回答</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45 (13.6)</td> <td>86 (26.1)</td> <td>181 (54.8)</td> <td>14 (4.2)</td> <td>4 (1.2)</td> <td>330 (100.0)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 法定標準数は実態に即しているか</p> <table border="1" data-bbox="475 1193 1305 1720"> <tbody> <tr> <td>実態に即した適切な基準</td> <td>170 (22.5)</td> </tr> <tr> <td>基準とされている世帯数は少なすぎる</td> <td>18 (2.4)</td> </tr> <tr> <td>基準とされている世帯数は多すぎる</td> <td>153 (20.2)</td> </tr> <tr> <td>業務量は単に世帯数で決まるものではないので、適切な基準だとは思わない</td> <td>370 (48.9)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>36 (4.8)</td> </tr> <tr> <td>未回答</td> <td>10 (1.3)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>757 (100.0)</td> </tr> </tbody> </table>	少ない	適当	多い	未回答	合計	11 (1.5)	330 (43.6)	412 (54.4)	4 (0.5)	757 (100.0)	～65	65～80	80～120	120～	未回答	合計	45 (13.6)	86 (26.1)	181 (54.8)	14 (4.2)	4 (1.2)	330 (100.0)	実態に即した適切な基準	170 (22.5)	基準とされている世帯数は少なすぎる	18 (2.4)	基準とされている世帯数は多すぎる	153 (20.2)	業務量は単に世帯数で決まるものではないので、適切な基準だとは思わない	370 (48.9)	その他	36 (4.8)	未回答	10 (1.3)	合計	757 (100.0)
少ない	適当	多い	未回答	合計																																	
11 (1.5)	330 (43.6)	412 (54.4)	4 (0.5)	757 (100.0)																																	
～65	65～80	80～120	120～	未回答	合計																																
45 (13.6)	86 (26.1)	181 (54.8)	14 (4.2)	4 (1.2)	330 (100.0)																																
実態に即した適切な基準	170 (22.5)																																				
基準とされている世帯数は少なすぎる	18 (2.4)																																				
基準とされている世帯数は多すぎる	153 (20.2)																																				
業務量は単に世帯数で決まるものではないので、適切な基準だとは思わない	370 (48.9)																																				
その他	36 (4.8)																																				
未回答	10 (1.3)																																				
合計	757 (100.0)																																				
<p>業務に必要な知識・技能</p>	<p>① 社会福祉主事資格を有していない者が現業員の業務を実施することは困難か。</p> <table border="1" data-bbox="451 1832 1305 1991"> <tbody> <tr> <td>そのとおりだと思う</td> <td>137 (18.1)</td> </tr> <tr> <td>そうだとは思わない</td> <td>607 (80.2)</td> </tr> <tr> <td>未回答</td> <td>13 (1.7)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>757 (100.0)</td> </tr> </tbody> </table>	そのとおりだと思う	137 (18.1)	そうだとは思わない	607 (80.2)	未回答	13 (1.7)	合計	757 (100.0)																												
そのとおりだと思う	137 (18.1)																																				
そうだとは思わない	607 (80.2)																																				
未回答	13 (1.7)																																				
合計	757 (100.0)																																				

(参考)資格の有無別回答数		
区 分	有資格者	無資格者
そのとおりだと思う	85 (15.2)	51 (28.7)
そうだとは思わない	476 (84.8)	127 (71.3)
合 計	561 (100.0)	178 (100.0)

※ 資格の有無未回答者 5 人及び上記①の回答の未回答者 13 人の計 18 人を除いている。

② ①で「そうだとは思わない」とした場合、現業員の業務に必要な知識、技能をどのように修得していくものとするか。

都道府県等が実施する研修	278 (45.8)
福祉事務所内研修	354 (58.3)
現業員の業務や補助業務に従事する中で	535 (88.1)
その他	72 (11.9)

※ 複数回答あり。()内は①で「そうだとは思わない」607 人に対する割合である。

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) - ⑩ 社会福祉主事資格に関する幹部職員の意見

区 分	意 見 の 概 要
社会福祉主事制度の意義等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護業務を実施するに当たって必要となる <u>一定程度の識見を担保する上で社会福祉主事資格は必要</u>である。それぞれのケースで、問題や状況も異なることから、現業員は色々な科目を学んでいることが重要である。 なお、当市は福祉職の採用を始めたが、これまでより長く活躍してくれるだろうと期待している。(福祉事務所課長) ・ 当方では、福祉職職員の採用を行っており、社会福祉主事に必要な資格は採用時点で取得済みとなっている。<u>現業員にとって人を捉える目、視点等が重要であり、社会福祉主事の資格を持った人材は必要である</u>と考える。(福祉事務所課長)
資格規制に係る問題点等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修得した知識や技法をいかせる社会福祉主事の有資格者が生活保護事務に携わることは理想とするところである。しかし、有資格者が少ない現況にあっては、<u>有資格者のみで生活保護行政を運営することになれば、人事の硬直化を招き、柔軟な福祉事務所の運営実施を妨げる</u>ことになってしまいかねないと推察する。 また、平成 17 年度から導入した自立支援プログラムのように、近年の生活保護事務は、担当職員個人の努力や経験等に依存した取組だけでなく、担当職員の経験等を組織全体として共有し、被保護世帯に対する支援等を組織的に取り組むことになっている。こうした取組が、現業員の知識や経験の不足を補い、各福祉事務所の生活保護事務の実施に役立っていると感じている。 生活保護行政に携わる職員には、<u>生活保護制度利用者の周辺にある社会資源をいかせるコーディネイト力が問われているもの</u>と思う。 (指定都市本庁課長)
その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現業員は事務職員ではなく、現業業務において適切な指導等を行うには対人折衝能力等が必要であるため、社会福祉法第 15 条第 6 項の規定を削除して社会福祉主事の資格を保有しない者でも配置できるように仕組みを変えるということは現実的ではない。社会福祉主事の資格の有無により <u>業務に必要な能力(対人折衝能力等)を適切に測られるようにする</u>など、現行の仕組みで力量を持った者を現業員として配置できるような <u>仕組みにしたほうが良い</u>と考える。(福祉事務所長) ・ 現業員、査察指導員のいずれについても社会福祉主事資格の有無による業務処理能力の差はない。<u>職務経験で資格取得できるようにすることを検討してもよいのではないか。</u>(福祉事務所主幹) ・ 資格はあくまでも現業員としての能力の目安に過ぎず、いわゆる三科目主事と言われるように現業業務にとって必要な知識を担保するものではないため、<u>意欲・資質を有する者ならば資格を有していなくても問題ない。</u>(福祉事務所長)

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) - ⑪ 平成 21 年の福祉事務所現況調査の調査事項等

調査の目的	福祉事務所について、その組織及び活動の現況を把握することにより、福祉事務所の運営指導等に関する基礎資料を得ること
調査の根拠	統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく一般統計
調査事項	①福祉事務所番号、②福祉事務所名、③所在地、④電話番号、⑤管内の状況（世帯数、人口、被保護世帯数、被保護人員）、⑥所管区域、⑦支所等数、⑧家庭児童相談室の設置、⑨特殊勤務手当の支給状況、⑩保健所等との一体化の有無、⑪職種別、担当法令別（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、その他）職員数、保有資格（社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士）、⑫生活保護担当査察指導員の経験年数、⑬生活保護担当現業員の経験年数、⑭福祉六法以外の福祉関係業務の所掌状況、⑮生活保護における外部委託の状況、⑯他の協議会等との連絡調整状況、⑰成年後見制度利用支援事業の利用状況、⑱精神障害者（生活保護受給）退院促進支援、⑲就労支援の実績、⑳福祉専門職（相談援助職）の採用について、㉑独自の取組（人材育成、総合的な相談支援の強化）、㉒組織図及び配置人員
調査の時期	平成 21 年 10 月 1 日現在の状況

（注）厚生労働省の資料に基づき当省で作成した。

調査の結果	説明図表番号
<p data-bbox="193 295 603 327">(3) 生活保護行政の現場の意識</p> <p data-bbox="217 342 1145 472">今回、102 福祉事務所の現業員 757 人に対して、日々携わる生活保護行政の執行事務や所属する福祉事務所の実施体制等について意識調査を実施した結果は、次のとおりである。</p> <p data-bbox="217 488 1145 757">① 業務負担に関しては、どの業務に負担が大きいかとの問いに対し、「被保護世帯に対する訪問計画に基づく訪問調査」を挙げた者が 240 人（31.7%）と最も多かった。また、就労支援対策、再保護対策、関係機関との連携、不正受給対策等に関し、現在の取組について十分だと思うかとの問いに対し、「そうとは思わない」とする者が多数みられた。</p> <p data-bbox="217 772 1145 945">② 福祉事務所の体制に関しては、現行の現業員の配置数（標準数）について、世帯数で決まるものではないとする者や社会福祉主事の資格を有していなくても業務を行うことが困難だとは思わないとする者が多数みられた。</p>	<p data-bbox="1171 342 1334 374">表 2 - (3)</p>

表 2 - (3) 現業員の意識調査について

(調査の実施方法等)

1 調査対象者

調査対象 102 事務所の現業員 757 人

2 調査の目的等

「生活保護に関する実態調査」の一環として、生活保護業務に従事している福祉事務所の現業員を対象に、平成 25 年 8 月 1 日現在の同業務に対する現場の意識、実情等を把握するもの。

3 調査の時期

平成 25 年 8 月 1 日～9 月 30 日

4 調査の方法

(1) 総務省（行政評価局、管区行政評価（支）局、沖縄行政評価事務所及び行政評価事務所）から、調査対象 102 事務所に調査表をメールで送付

(2) その際、次の基準により調査対象現業員を選定の上、調査表を配布

① 事務所に在籍している現業員の半数を目途に選定する。ただし、現業員数が 21 名以上の場合は、10 名とする。

② 対象者は、性別、年齢、経験年数、意見等に偏りが生じないように、なるべく次のことに配慮する。

i) 20 代・30 代かつ経験年数が 3 年未満の者が半数

ii) 2 割程度が女性

iii) 50・60 代若しくは経験年数 5 年以上の現業員がいれば当該現業員のうちそれぞれ 1 人は選定するようにする。

(3) 記入した調査表をメール又は郵送により、総務省に送付するよう依頼

5 調査事項及び調査結果

問 1 業務における負担

生活保護業務で、業務量的にどの業務が大変だとお感じですか。

<業務区分>

ア 生活困窮者からの面接相談など被保護者以外からの相談や苦情への対応(事前相談を含む。)及びこれらに付随する事務

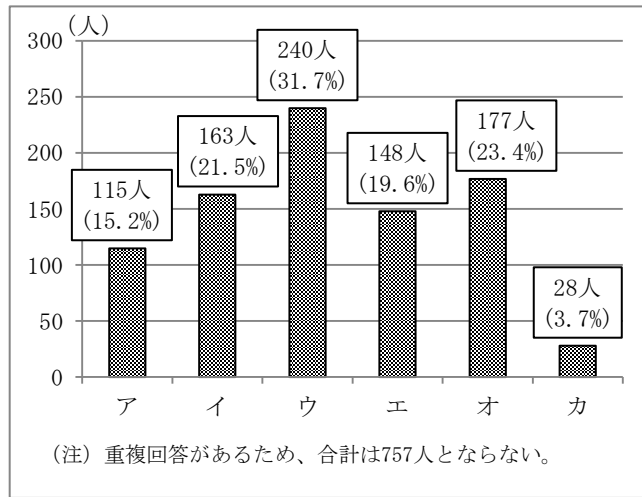
イ 新規申請処理(申請の受付～訪問調査、稼働能力(病状)調査、資産・収入調査、扶養能力調査～保護の要否決定、援助方針・訪問計画の策定)及びこれに付随する事務

ウ 被保護世帯に対する訪問計画に基づく訪問調査

エ 被保護世帯の状況に応じて実施する臨時の訪問調査等(ウを除き、被保護者と直接面談等(電話も含む。))を行い、助言(就労支援等を含む。)、指導指示若しくは調査を行うもの。

オ その他被保護世帯に対する事務(保護費計算、稼働能力(病状)調査、資産・収入調査、扶養能力調査)及びこれらに付随する事務

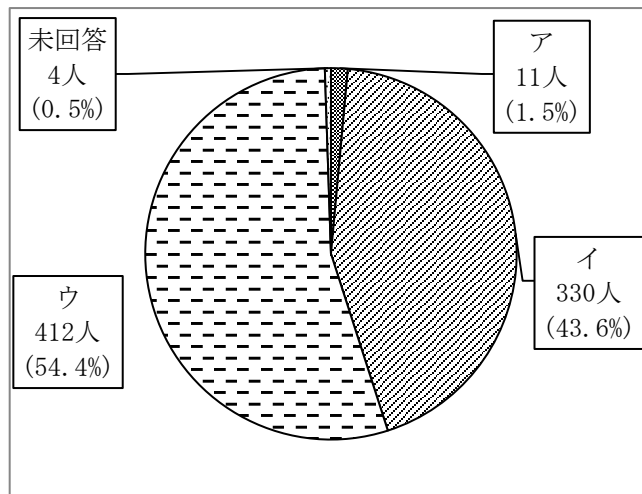
カ 国等への統計報告等の各種報告事務、その他(生活保護以外を含まない。)



問2 業務の実施体制

① あなたの担当世帯数は多いと考えますか。

- ア 少ない
- イ 適当
- ウ 多い



② 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 16 条の配置基準は、生活保護の現場業務の実態に即したものだと思いませんか。該当するものを 1 つ選択してください。

ア 実態に即した適切な基準だと思う

イ 80 世帯（又は 65 世帯）以上の世帯に係る業務を 1 人で現に処理しており、基準とされている世帯数は少なすぎると思う

ウ 80 世帯（又は 65 世帯）に係る業務を 1 人で処理することは困難であり、基準とされている世帯数は多すぎると思う

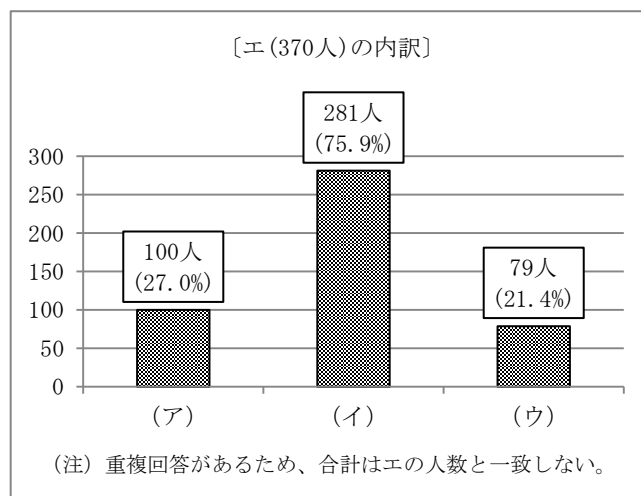
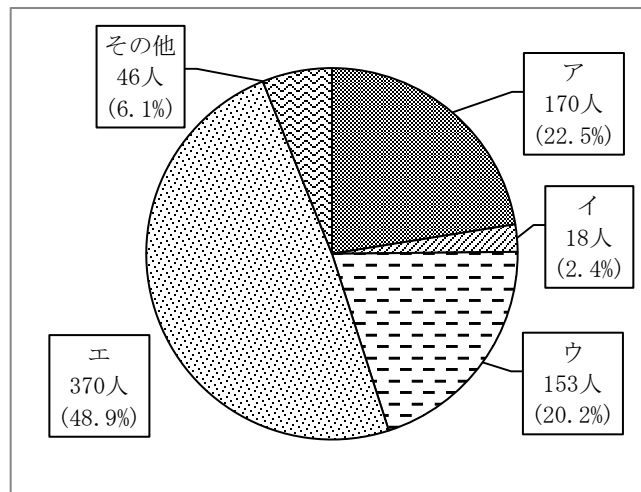
エ 現業員の業務量は単に世帯数で決まるものではないので、実態に即した適切な基準だとは思わない

⇒ 現業員の業務量は単に世帯数で決まるものではないので、実態に即した適切な基準だとは思わないとした場合、どのような基準にすべきだと思いますか。該当するものをすべて選択してください。

(ア) 現業員の業務量は、保護実施中の業務よりも、新規保護申請に係る業務に左右されるので、それを考慮した基準とすべき

(イ) 現業員の業務量は、担当する世帯類型による影響が高いため、世帯類型を考慮した基準とすべき

(ウ) その他



③ 現業員の業務負担の軽減を図るため、現業員が従事するとされている業務（社会福祉法第15条第4項）について、現業員以外の職員（事務職員（一般職員）や専門職員等（臨時職員））の活用について、どう思いますか（査察指導員は含まないで考えてください）。

ア 現業員以外の職員は、どのような場合であっても現業員の業務に活用すべきでない

イ 現業員以外の職員は、現業員の業務の全部又は一部について活用すべき

⇒ 現業員の業務の全部又は一部について活用すべきとした場合、どのように活用すべきだと思いますか。次の i) 及び ii) の設問に沿って該当するものを選択してください。

i) 事務職員（一般職員）に現業員と同等の業務を行わせることについて、どう思いますか。

(ア) 現業員以外の職員のうちの一般職員を、現業員の業務全般について、現業員と同等に活用すべき

(イ) 現業員以外の職員のうちの一般職員を、現業員の業務の一部（若しくは一部の世帯）について、現業員と同等に活用すべきではない

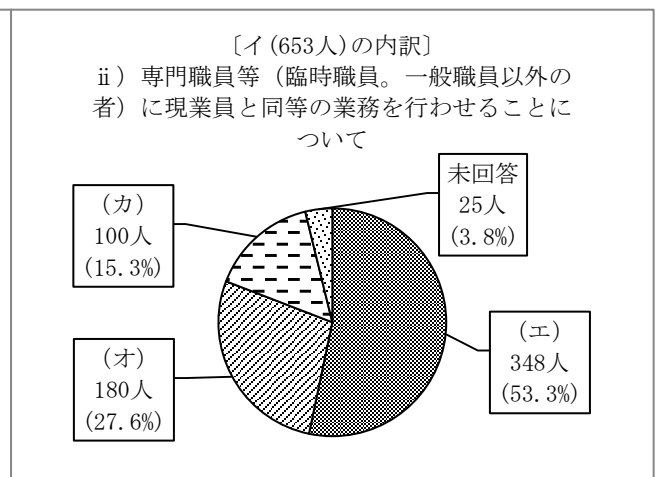
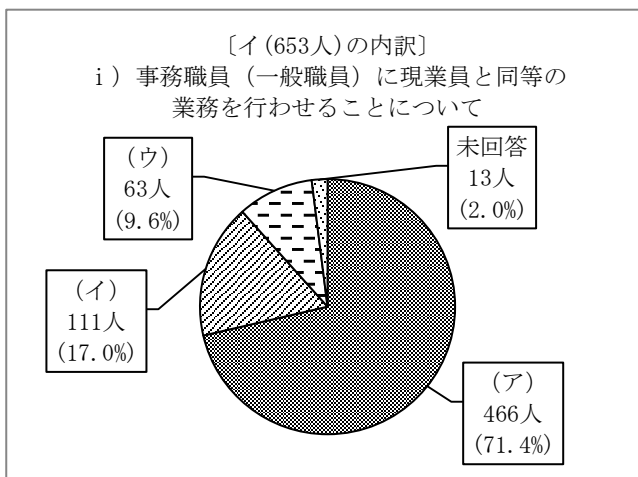
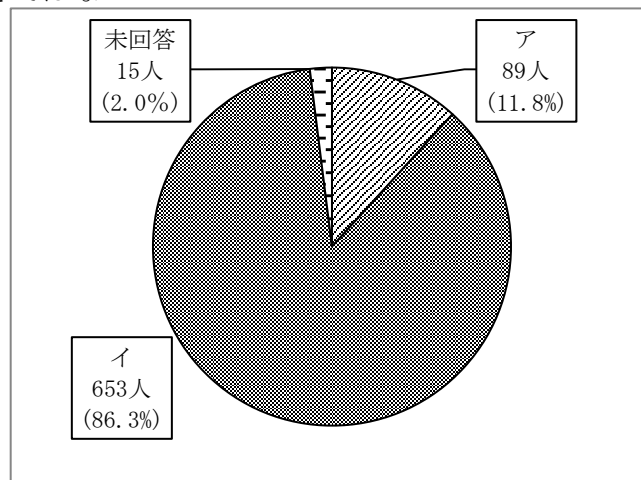
(ウ) 現業員以外の職員のうちの一般職員を、現業員の業務全般について、現業員と同等に活用すべきではない

ii) 専門職員等（臨時職員。一般職員以外の者）に現業員と同等の業務を行わせることについて、どう思いますか。

(エ) 現業員以外の職員のうちの専門職員等を、現業員の業務全般について、現業員と同等に活用すべき

(オ) 現業員以外の職員のうちの専門職員等を、現業員の業務の一部（若しくは一部の世帯）について、現業員と同等に活用すべきではない

(カ) 現業員以外の職員のうちの専門職員等を、現業員の業務全般について、現業員と同等に活用すべきではない



④ 現在、生活困窮者や被保護者の適切な保護、不正・不適正受給対策や自立支援対策等を行う上で必要となる外部機関等との連携、協力は十分に図られていると思いますか。

ア そうだと思う

イ そうだとは思わない

⇒ そうだとは思わないとした場合、どのような外部機関等との連携・協力が必要なのか、該当する外部機関等を選択してください。

(ア) 民生委員

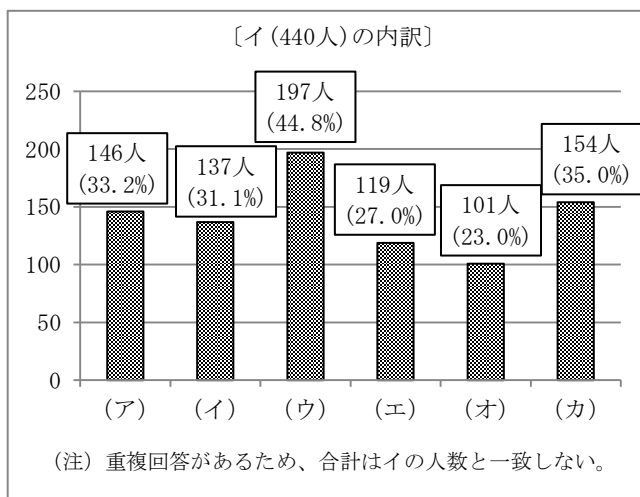
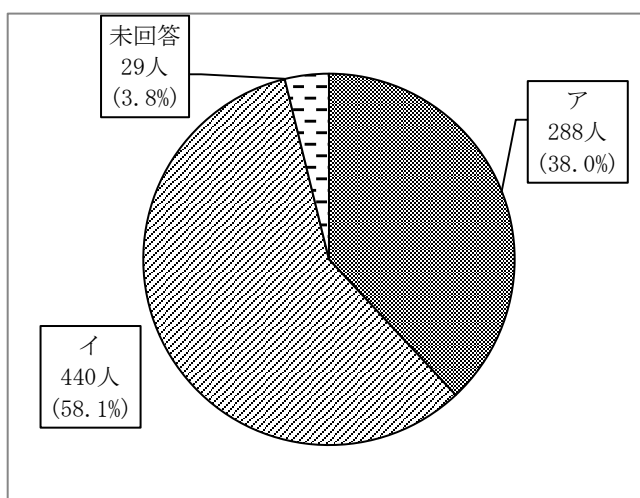
(イ) 公共職業安定所

(ウ) 警察

(エ) ライフライン（水道、電気、ガス等）事業者

(オ) 社会福祉協議会

(カ) その他の機関



3 現業員に必要な知識、技能等

① 現業員は、社会福祉法に基づき社会福祉主事の資格が必要とされていますが、社会福祉主事の資格を有していない者が現業員の業務を実施することは、資格を取得していないことによる知識・技能不足から困難だと思いますか。

ア そのとおりだと思う

イ そうだとは思わない

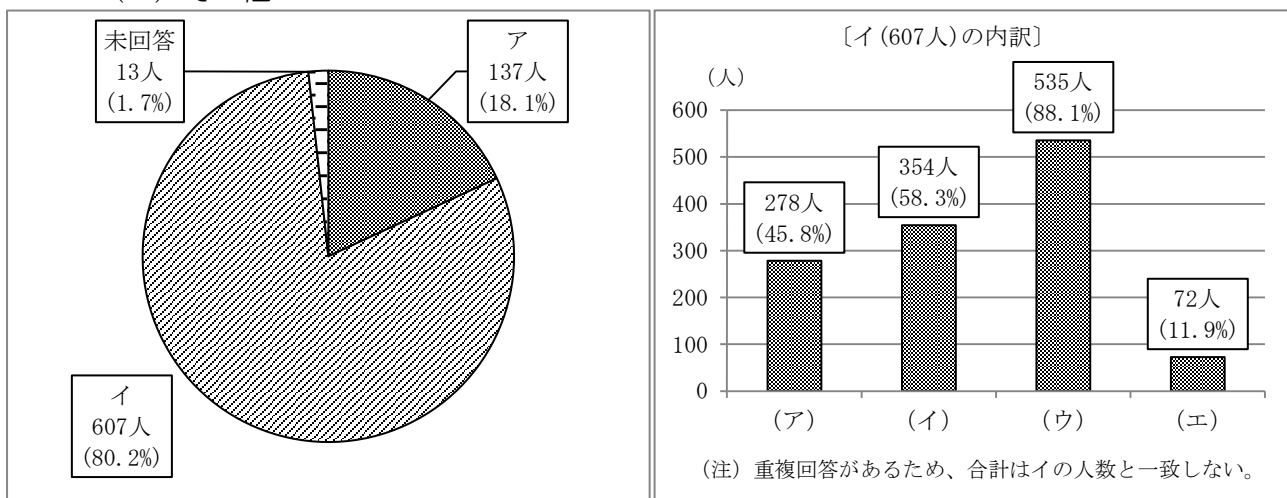
⇒ そうだとは思わないとした場合、現業員として業務を実施していく上で必要となる知識、技能は、どのように習得していくものだと思いますか。該当するもの全てを選択ください。

(ア) 都道府県等が実施する研修で

(イ) 福祉事務所内で実施する研修で

(ウ) ケースワーカーの業務や補助業務に従事する中で

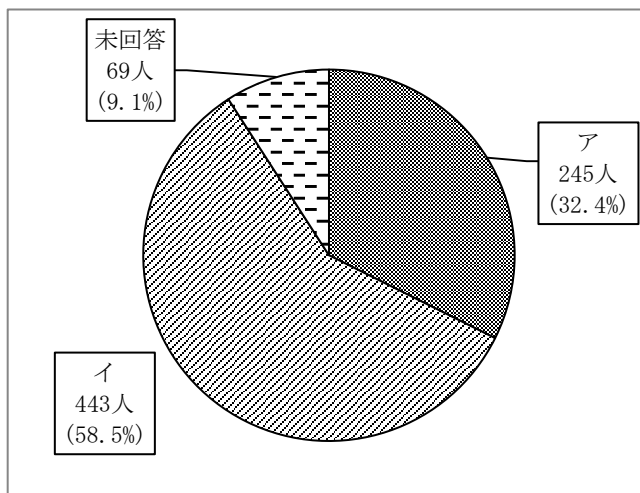
(エ) その他



② 都道府県等が実施する研修は、現業員の知識・技能の向上を図る上で、十分な内容となっていると思いますか。

ア そうだと思う

イ そうだとは思わない

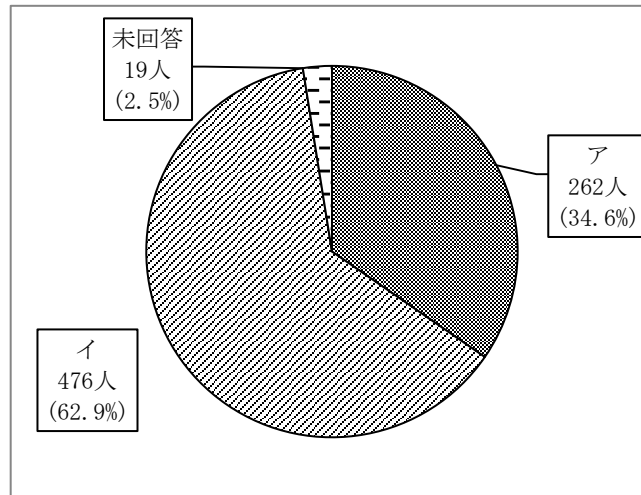


問4 不正受給対策

現在実施されている訪問調査を始めとした各種調査や関係機関との連携等の取組は、不正受給の未然防止、早期発見を図る上で、十分なものだと思いますか。

ア そうだと思う

イ そうだとは思わない

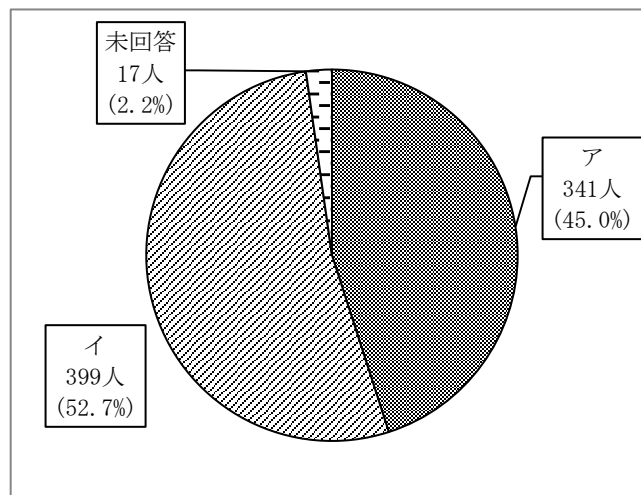


問5 経済的自立支援対策

現在実施されている被保護世帯の経済的な自立を目指す「福祉から就労」支援事業を始めとした各種事業・取組は、十分な効果を上げていると思いますか。

ア そうだと思う

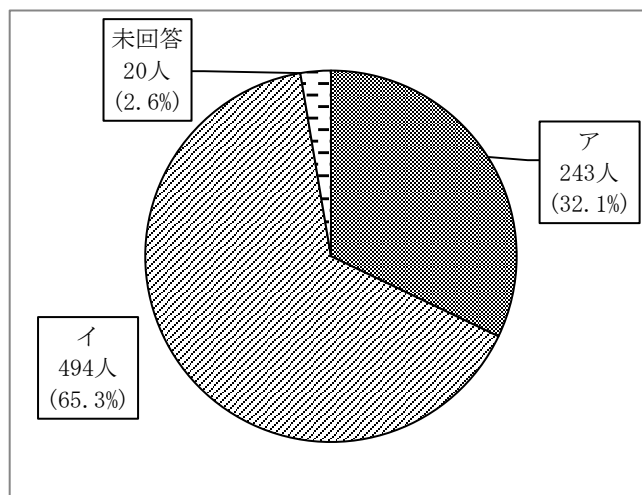
イ そうだとは思わない



問6 再保護対策

保護の廃止後、短期間で再び経済的に困窮し被保護世帯に戻ってしまう世帯が多く発生していますが、これを防止、抑制するための取組（国、都道府県、福祉事務所又はハローワーク等関係機関等における対応）は、十分なものだと思いますか。

- ア そうだと思う
- イ そうだとは思わない



（参考）調査対象者の基本情報

ア 性別

男性：528人（69.7%）、女性：224人（29.6%）、未回答：5人（0.7%）

イ 年齢

20代：281人（37.1%）、30代：250人（33.0%）、40代：123人（16.2%）、50代：89人（11.8%）、60代：13人（1.7%）、未回答：1人（0.1%）

ウ 生活保護業務経験（通算年数）

1年未満：118人（15.6%）、1年以上3年未満：368人（48.6%）、3年以上5年未満：144人（19.0%）、5年以上：125人（16.5%）、未回答：2人（0.3%）

エ 担当被保護世帯数

65世帯未満：58人（7.7%）、65世帯以上80世帯未満：140人（18.5%）、80世帯以上120世帯未満：466人（61.6%）、120世帯以上：83人（11.0%）、未回答：10人（1.3%）

オ 社会福祉主事資格の有無

資格あり：569人（75.2%）、資格なし：183人（24.2%）、未回答：5人（0.7%）

3 生活保護行政の執行状況

勸 告	説明図表番号
<p>(1) 就労支援事業等における適切な効果の検証及び事業等の見直し</p>	
<p>(就労支援の対象となる被保護世帯の動向)</p>	
<p>世帯類型別の被保護世帯数の構成割合の内訳をみると、就労阻害要因が比較的少なく就労支援の対象の中心となると考えられる「その他の世帯」の構成割合は、平成 25 年 7 月時点で 10 年前（15 年度）と比べ約 2 倍の 18.3%と大きく増加している。</p>	表 3 - (1) - ①
<p>また、平成 14 年度から 23 年度までの間における保護開始世帯数と廃止世帯数の推移をみると、毎年、保護開始世帯数が廃止世帯数を上回り、純増の状況が続いている。これを世帯類型別にみると、「その他の世帯」については、平成 20 年のリーマン・ショックの翌年度に、保護開始世帯数が廃止世帯数を大きく上回り、その後、その差は小さくなってきているものの、「高齢者世帯」等他の世帯類型に比べ、純増数が顕著なものとなっている。</p>	表 3 - (1) - ②
<p>(就労支援の重要性)</p>	
<p>こうした中、社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会が平成 25 年 1 月に取りまとめた報告書では、稼働可能な者については、保護開始直後から脱却後まで切れ目なく、どの段階でも就労等を通じて積極的に社会に参加し、自立することができるよう支援を行うことが必要であるため、稼働可能層の自立支援が、しっかり行われることが特に重要であるとされている。また、就労可能な者については、就労による保護からの早期脱却を図るため、集中的な就労支援を行うことが必要であるとされている。</p>	表 3 - (1) - ③
<p>(国の就労支援に関する取組)</p>	
<p>厚生労働省は、都道府県、指定都市及び中核市に対し、「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握について」（平成 14 年 3 月 29 日付け社援発第 0329024 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「就労及び就職状況把握通知」という。）を発出し、保護の実施機関に対し、福祉事務所において、就労可能な被保護者の稼働能力の活用状況等を把握するため、就</p>	表 3 - (1) - ④
<p>労・求職状況管理台帳を整備することを求めている。また、「平成 17 年度における自立支援プログラムの基本方針について」（平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331003 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「自立支援プログラム基本方針」という。）を発出し、福祉事務所が被保護世帯の自立を組織的に支援するための個別のプログラム（以下「自立支援プログラム」という。）を策定・実施し、これによる自立支援に積極的に取り組むことを求めている。なお、「自立支援プログラム導入のための手引（案）</p>	表 3 - (1) - ⑤
<p>について」（平成 17 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事</p>	表 3 - (1) - ⑥

<p>務連絡。以下「自立支援プログラム導入手引」という。)では、自立支援プログラムは、保護の実施機関が、管内の被保護世帯の実状や社会資源の状況を踏まえつつ、その自主性・独自性を生かして策定し、運用することが効果的であるとされている。</p>	
<p>また、厚生労働省は、就労可能な被保護者に対する就労支援事業として、次の取組等を推進している。</p>	
<p>① 「「福祉から就労」支援事業の実施について」(平成 23 年 4 月 1 日付け雇児発 0401 第 20 号・社援発 0401 第 27 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知。以下「平成 23 年 4 月連名通知」という。)に基づき、福祉事務所と公共職業安定所(以下「安定所」という。)が連携して就労支援プランを策定し、各種就労支援メニューを実施する「福祉から就労」支援事業(以下「支援事業」という。)</p>	表 3 - (1) - ⑦
<p>② 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「補助事業通知」という。)に基づき、福祉事務所に配置された就労支援員(専門職員)が、安定所への同行訪問、履歴書の書き方等の指導を行い、就労を支援する「就労支援員等を活用した就労支援プログラム」(以下「支援員活用プログラム」という。)</p>	表 3 - (1) - ⑧
<p>なお、平成 24 年度における支援事業及び支援員活用プログラム(以下、これらを合わせて「主要就労支援事業」という。)それぞれの予算執行額は、22.1 億円(支援事業の支援対象のうち、生活保護に係る被保護者数で按分)、58.0 億円となっている。</p>	
<p>(支援事業等に対する評価)</p>	
<p>これら支援事業等については、自立支援プログラム導入手引において、実施の状況、その効果等についての評価を随時及び定期的実施し、これに基づいて必要な見直し等を行うことにより、その充実を図るよう求めている。</p>	表 3 - (1) - ⑥ (再掲)
<p>また、厚生労働省は、支援事業の行政事業レビューを平成 25 年度に実施しており、「成果目標及び成果実績(アウトカム)」として、支援対象者数 7 万人以上、就職者数 3 万人以上を設定し、特に就職者数が重要であるとしている。さらに、支援事業を除く自立支援プログラムについては、平成 24 年度の政策評価の中で、被保護者を含む「生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること」という施策目標について実績評価を実施し、有効性の評価の測定指標として、i) 自立支援プログラムの策定数、ii) 自立支援プログラムの各年度の参加者数、iii) 自立支援プログラムにより就職・増収した者の数、iv) 住宅手当受給中に常用就職した者の割合及びv) 指導監査の実施率を用いている。</p>	表 3 - (1) - ⑨ 表 3 - (1) - ⑩
<p>(国による支援事業等の実態把握)</p>	

<p>厚生労働省は、平成 19 年度以降、被保護世帯に対する今後の国の支援対策の検討に当たり、現在実施されている就労支援施策等の効果等の分析に活用するため、都道府県、指定都市及び中核市を通じて、管内福祉事務所における就労支援等の状況について調査を実施している。当該調査の結果に基づき、厚生労働省は、就労支援の実績について全国ベースで取りまとめを行うとともに、就労支援の状況（世帯類型別、年齢別、最終学歴別）、支援開始から就労開始までの期間等について把握している。また、同省は、支援事業についても、全国ベースでの実績のほか、都道府県別の実績についても把握している。</p>	<p>表 3 - (1) - ⑪</p> <p>表 3 - (1) - ⑫</p>
<p>(生活福祉・就労支援協議会の設置)</p> <p>厚生労働省は、都道府県、指定都市、中核市及び都道府県労働局に対し、「生活福祉・就労支援協議会の設置について」（平成 22 年 2 月 19 日付け職発 0219 第 3 号・能発 0219 第 2 号・雇児発 0219 第 3 号・社援発 0219 第 4 号厚生労働省職業安定局長、職業能力開発局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）を發出し、保護の実施機関及び安定所に対し、福祉事務所等の福祉部門及び安定所等の雇用部門の連携・協力を図るため、各都道府県及び地域（原則として一つの安定所の管轄区域）に生活福祉・就労支援協議会（以下「地域協議会」という。）を設置し、地域協議会において、関係機関の間で各支援施策・事業を通じた成果の確認と検証及び運用上の問題点・課題についての検討を行うよう求めている。</p>	<p>表 3 - (1) - ⑬</p>
<p>今回、調査対象とした 102 福祉事務所における主要就労支援事業の実施状況等について調査した結果、以下のとおり、主要就労支援事業による保護の廃止世帯数が限定的であり、また、その効果の検証及び見直しを的確に行うことが困難な状況がみられた。</p>	
<p>ア 主要就労支援事業による保護廃止への効果</p> <p>102 福祉事務所のうち、平成 20 年度から 24 年度までの間の廃止理由別保護廃止世帯数を確認できた 84 事務所におけるその推移をみると、「働きによる収入の増加・取得」による保護廃止世帯数の保護廃止世帯総数に占める割合は、20 年度 9.5%から 24 年度 14.2%と増加している。しかし、主要就労支援事業の効果は、こうした保護廃止の側面からみた場合には、次のとおり、限定的なものとなっていた。</p>	<p>表 3 - (1) - ⑭</p>
<p>① 平成 24 年度においては、101 福祉事務所が支援事業又は支援員活用プログラムを実施している。主要就労支援事業により保護の廃止に至った者については、確認できた 89 事務所で計 1,296 人となっているが、これが「働きによる収入の増加・取得」による保護廃止世帯の総数（4,356 世帯）に占める割合は 29.8%となっている。</p>	<p>表 3 - (1) - ⑮</p>
<p>また、1,296 人のうち 810 人については、就労・求職状況管理台帳</p>	<p>表 3 - (1) - ⑯</p>

<p>を整備している福祉事務所の管内のものとなっているが、これらの福祉事務所の当該管理台帳に登載されている就労可能な被保護者の総数（2万8,354人）に占める割合は2.9%にとどまっている。</p> <p>② 平成24年4月から9月までの間に保護を開始した「その他の世帯」に属する被保護者（830人）のうち、支援事業又は支援員活用プログラムへの参加が確認できた171人について、25年8月末現在の保護状況をみると、</p> <p>i) 支援事業に参加した33人のうち、「働きによる収入の増加・取得」により保護の廃止に至った者は7人（21.2%）、</p> <p>ii) 支援員活用プログラムに参加した138人のうち、「働きによる収入の増加・取得」により保護の廃止に至った者は19人（13.8%）となっている。</p> <p>イ 主要就労支援事業の実施状況</p> <p>102福祉事務所における主要就労支援事業の実施状況をみると、次のとおり、その実施効果を検証する上で重要となる指標に関する把握や設定の水準が福祉事務所によって区々となっており、事業の効果検証及びその結果に基づく見直しを的確に行うことが困難な状況となっていた。</p> <p>(7) 事業の実施効果の検証指標</p> <p>102福祉事務所においては、次のとおり、主要就労支援事業の実施効果を検証する上で重要となる事業の対象者、参加者及び達成者の把握や設定の水準が事務所によって区々となっている。</p> <p>① 就労可能な被保護者の把握</p> <p>主要就労支援事業の参加者の候補となり得る就労可能な被保護者（事業の対象者）について102福祉事務所における把握状況をみると、</p> <p>i) 管内の就労可能な被保護者数を整理していないものが10事務所、</p> <p>ii) 就労可能な被保護者の把握に漏れがあるものが8事務所、</p> <p>iii) 把握している就労可能な被保護者数が適切なものとは認められないものが3事務所</p> <p>ある。</p> <p>② 支援事業における参加者の選定</p> <p>支援事業の参加者の選定基準については、平成23年4月連名通知において、i) 稼働能力を有する、ii) 就労意欲が一定程度ある、iii) 就労に当たって阻害要因がない、及びiv) 事業への参加に同意しているという4つの要件全てを満たした者について積極的に選定を行うこととされている。</p> <p>他方、厚生労働省は、選定に当たっては、どのような対象者を重</p>	<p>表3-(1)-⑰</p>
<p>① 就労可能な被保護者の把握</p> <p>主要就労支援事業の参加者の候補となり得る就労可能な被保護者（事業の対象者）について102福祉事務所における把握状況をみると、</p> <p>i) 管内の就労可能な被保護者数を整理していないものが10事務所、</p> <p>ii) 就労可能な被保護者の把握に漏れがあるものが8事務所、</p> <p>iii) 把握している就労可能な被保護者数が適切なものとは認められないものが3事務所</p> <p>ある。</p>	<p>表3-(1)-⑱</p>
<p>② 支援事業における参加者の選定</p> <p>支援事業の参加者の選定基準については、平成23年4月連名通知において、i) 稼働能力を有する、ii) 就労意欲が一定程度ある、iii) 就労に当たって阻害要因がない、及びiv) 事業への参加に同意しているという4つの要件全てを満たした者について積極的に選定を行うこととされている。</p> <p>他方、厚生労働省は、選定に当たっては、どのような対象者を重</p>	<p>表3-(1)-⑰ (再掲)</p>

<p>点的に支援するかなど、福祉事務所に一定の裁量があるとしている。</p> <p>このため、102 福祉事務所においては、「就労意欲がある程度高く、稼働阻害要因がない比較的就労に結びつきそうな者」を選定するとするものがある一方、「就労意欲はあるものの求職活動に積極的でない者」を選定するとするものや「ある程度就労意欲のある者」を選定するとするものがあるなど、福祉事務所によって、参加者の選定が区々となっている。</p>	<p>表 3 - (1) - ⑱</p>
<p>③ 主要就労支援事業への参加者の規模</p> <p>102 福祉事務所における主要就労支援事業の参加者について、当該事業の主な対象者と考えられる「その他の世帯」の世帯数を母数として、その割合（以下「参加率」という。）を算定すると、平成 24 年度は、平均参加率が支援事業で 11.2%、支援員活用プログラムで 32.9%となっている。</p> <p>また、これを福祉事務所ごとにみると、厚生労働省が支援事業の参加者の選定に当たっては福祉事務所に一定の裁量があるとしていること等により、参加者の選定内容が必ずしも同じではないこともあって、次のとおり、参加率は福祉事務所によって様々で、この中には、複数年度にわたり低調なものもある。</p> <p>i) 支援事業の参加率について、平均参加率の 1.5 倍以上となる 17%以上のものが 29 事務所ある一方、平均参加率の半分の 5.5%未滿のものが 25 事務所あり、このうち、2.5%未滿のものも 10 事務所ある。</p> <p>ii) 支援員活用プログラムの参加率について、平均参加率の 1.5 倍以上となる 50%以上のものが 21 事務所ある一方、平均参加率の半分の 16.5%未滿のものが 16 事務所あり、このうち、8.0%未滿のものも 8 事務所ある。</p>	<p>表 3 - (1) - ⑳</p>
<p>④ 主要就労支援事業の達成者の内容</p> <p>主要就労支援事業における事業実施の効果の検証については、自立支援プログラム導入手引で検証方法や検証結果に基づく事務・事業の見直し方法等具体的な内容は示されていない。また、「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成 12 年 10 月 25 日付け社援第 2393 号厚生省社会・援護局長通知）の別紙である生活保護法施行事務監査事項（以下「監査事項」という。）の着眼点においても、主要就労支援事業に対する検証内容の適切性をチェックすることになっていない。</p>	<p>表 3 - (1) - ㉑ （再掲） 表 3 - (1) - ㉒</p>
<p>このため、平成 24 年度に支援事業又は支援員活用プログラムを実施した 101 福祉事務所が、事業実施の効果の検証指標とした達成</p>	<p>表 3 - (1) - ㉓</p>

<p>者の定義についてみると、i) 就労・就職とするもの、ii) 就労・就職に増収を含めるもの、iii) 就労・就職に保護の廃止（自立）を含めるもの等、事務所によって区々となっている。</p>	
<p>また、102 福祉事務所のうち、97 事務所では、平成 23 年度において「働きによる収入の増加・取得」により保護を廃止した 4,205 世帯のうち、348 世帯（8.3%）が離職等により 24 年度末までに再び保護の受給（以下「再保護」という。）に至っている。この保護の廃止から再保護までの期間について、「その他の世帯」の再保護ケース 627 世帯（72 事務所）でみると、保護廃止後 6 か月未満で再保護となっているケースが 94 世帯（15.0%）、このうち 40 世帯（42.6%）が 3 か月未満で再保護となっている状況にあるが、達成者のカウントに関し、この点は全く考慮されていない。</p>	<p>表 3 - (1) - ㉓ - i、ii</p>
<p>このため、平成 23 年度及び 24 年度の支援事業においては、支援事業により就職したが、短期間で離職した者など（2 事務所）があるが、いずれの者も達成者として計上されている。</p>	<p>表 3 - (1) - ㉔</p>
<p>(イ) 主要就労支援事業の達成率</p>	
<p>平成 24 年度に支援事業又は支援員活用プログラムを実施した 101 福祉事務所における達成率（参加者全体に占める達成者の割合）について、各事務所が整理した参加者数及び達成者数を基に算定すると、支援事業については、これを実施した 86 事務所の平均で 48.9%、支援員活用プログラムについては、これを活用した 82 事務所の平均で 40.5%となる。</p>	<p>表 3 - (1) - ㉕</p>
<p>これらを福祉事務所ごとにみると、次のとおり、達成率は事務所によって様々で、複数年度にわたり低調のものがあるなど十分な事業の見直しがなされていない状況となっている。</p>	
<p>① 支援事業については、平均達成率より 20 ポイント以上高い達成率 70%以上のものが 15 事務所ある一方、平均達成率より 20 ポイント以上低い達成率 30%未満のものが 26 事務所あり、10%未満のものも 7 事務所ある。</p>	
<p>また、この中には、3 か年連続で達成率が 30%未満のものが 6 事務所あり、このうち、被保護世帯全体に占める「その他の世帯」の割合が 28.4%と全国平均（約 18%）より 10 ポイント以上高いにもかかわらず、特段の見直しがなされないまま、3 か年連続で達成者が皆無となっているもの（1 事務所）や、「その他の世帯」の世帯数が年々増加しているものの、「就労支援事業」による達成者数は年々減少しているもの（1 事務所）がある。</p>	<p>表 3 - (1) - ㉖ （再掲）</p>
<p>② 支援員活用プログラムについては、平均達成率より 20 ポイント以上高い達成率 60%以上のものが 8 事務所ある一方、平均達成率よ</p>	<p>表 3 - (1) - ㉗ （再掲）</p>

り 20 ポイント以上低い達成率 20%未満のものが 11 事務所あり、このうち 10%未満のものも 4 事務所ある。

また、この中には、3 か年連続で達成率が 20%未満のものが 3 事務所ある。

ウ 福祉事務所と安定所との連携状況

102 福祉事務所の支援事業における安定所との連携状況についてみると、支援事業の対象者の捉え方が異なる、地域協議会が開催されていないなど、両者の連携が不十分なこと等が原因となって支援事業の実施が困難となっているものが 6 事例ある。

エ 主要就労支援事業に対する現業員の意識

102 福祉事務所の現業員に対して実施した意識調査の結果では、「現在実施されている被保護世帯の経済的な自立を目指す支援事業を始めとした各種事業・取組は、十分な効果を上げていると思いますか」という問いに対して、「そうだと思う」と回答した者は 45.0%、「そうだとは思わない」と回答した者は 52.7%であった。

また、「そうだとは思わない」と回答した現業員における、効果が上がっていると思わない部分についての主な意見は、i) 就労意欲が低い者への就労支援に関するもの、ii) 安定所等関係機関等との連携に関するもの、iii) 生活保護の制度・仕組み・手続に関するものとなっており、この中には、評価の指標として、就労者数が妥当か疑問であり、そこを検討しないと就労支援の効果があるかどうかは分からないとする意見もあった。

【所見】

したがって、厚生労働省は、主要就労支援事業の的確な見直し及び改善を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 主要就労支援事業について、国、各福祉事務所等における適切な効果の検証及び的確な見直しが可能となるよう、i) 事業の対象者、参加者、達成者等の事業効果を検証するための指標の内容（計上対象者の範囲等）、ii) 事業の対象者に占める参加者の割合を加味した事業効果の検証、検証結果に基づく見直しの手順・方法等について、その目安を保護の実施機関に示すこと。また、これに沿った福祉事務所等における適切な事業効果の検証等について、保護の実施機関に対し指導すること。
- ② ①において保護の実施機関に対して指導した事項について、その履行状況の確認を監査事項に着眼点として明示するとともに、監査時に当該履行状況を確認し、必要な指導を行うこと。また、都道府県等に対し、これと同様の措置を講ずるよう指導すること。
- ③ 支援事業の実績が低調な福祉事務所について、安定所と十分な連携が

表 3 - (1) - ㊸

<p>図られていない場合には、都道府県労働局及び当該安定所の管轄区域内にある福祉事務所を管理する保護の実施機関に対し、地域協議会の活用等により、安定所と福祉事務所との間の日常的な連携の確保に向けた取組が行われるよう指導すること。</p>	
--	--

表 3 - (1) - ① 世帯類型別の保護世帯数の構成割合の内訳

単位：世帯、%

	平成15年度	25年7月
被保護世帯総数	939,733 (100.0%)	1,580,991 (100.0%)
その他の世帯	84,941 (9.0%)	289,256 (18.3%)
高齢者世帯	435,804 (46.4%)	715,072 (45.2%)
母子世帯	82,216 (8.7%)	111,448 (7.0%)
傷病・障害者世帯	336,772 (35.8%)	465,215 (29.4%)

(注) 1 厚生労働省の資料を基に当省が作成した。

2 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

表3-1(1)-② 保護開始世帯数と廃止世帯数の年次推移(世帯類型別)

	平成14年		15年		16年		17年		18年					
	開始	廃止	開始	廃止	開始	廃止	開始	廃止	開始	廃止				
総数	16,894	10,817	6,077	19,440	12,965	6,475	17,050	11,758	15,662	11,757	3,905	15,348	11,670	3,678
高齢者世帯	4,137	2,854	1,283	4,615	3,317	1,298	4,235	3,284	3,600	3,324	276	3,774	3,578	196
うち単身世帯	3,262	2,550	712	3,784	2,992	792	3,426	2,986	2,964	3,051	-87	3,155	3,327	-172
母子世帯	1,591	616	975	1,690	658	1,032	1,598	755	1,435	790	645	1,430	812	618
傷病者世帯	7,782	5,562	2,220	9,127	6,567	2,560	7,535	5,295	6,928	5,013	1,915	6,672	4,652	2,020
うち単身世帯	6,748	5,130	1,618	8,094	6,133	1,961	6,566	4,873	5,971	4,593	1,378	5,794	4,273	1,521
障害者世帯	595	468	127	789	568	221	725	499	799	646	153	908	681	227
うち単身世帯	453	378	75	603	467	136	547	400	633	557	76	742	575	167
その他の世帯	2,789	1,317	1,472	3,219	1,855	1,364	2,957	1,925	2,900	1,984	916	2,564	1,947	617
うち単身世帯	1,834	906	928	2,182	1,335	847	2,065	1,429	2,048	1,463	585	1,802	1,426	376

	19年		20年		21年		22年		23年					
	開始	廃止	開始	廃止	開始	廃止	開始	廃止	開始	廃止				
総数	13,885	10,404	3,481	16,310	11,198	5,112	25,227	11,641	24,088	13,070	11,018	20,521	13,841	6,680
高齢者世帯	3,552	3,506	46	4,188	3,953	235	5,609	4,079	5,873	4,621	1,252	5,366	4,793	573
うち単身世帯	2,937	3,218	-281	3,436	3,681	-245	4,641	3,803	4,892	4,305	587	4,628	4,568	60
母子世帯	1,312	729	583	1,414	715	699	1,934	689	2,070	597	1,473	1,738	739	999
傷病者世帯	5,724	3,956	1,768	6,506	4,016	2,490	7,482	3,580	6,339	3,327	3,012	5,350	3,172	2,178
うち単身世帯	4,979	3,654	1,325	5,602	3,746	1,856	6,412	3,322	5,338	3,040	2,298	4,601	2,898	1,703
障害者世帯	821	667	154	978	731	247	1,120	725	1,249	840	409	1,123	1,010	113
うち単身世帯	676	582	94	816	642	174	912	635	1,019	737	282	935	887	48
その他の世帯	2,476	1,546	930	3,224	1,783	1,441	9,082	2,568	8,557	3,685	4,872	6,944	4,127	2,817
うち単身世帯	1,678	1,147	531	2,151	1,280	871	6,551	2,027	6,319	2,932	3,387	5,211	3,225	1,986

(注) 厚生労働省の資料を基に当省が作成した。

表 3 - (1) - ③ 社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書（抜粋）

<p>IV 生活保護制度の見直しについて</p> <p>2. 切れ目のない就労・自立支援とインセンティブの強化について</p> <p>○ <u>保護開始直後から脱却後まで、稼働可能な者については、切れ目なく、また、どの段階でも、就労等を通じて積極的に社会に参加し、自立することができるよう支援を行うことが必要である。</u>このため、生活保護受給者への支援の中で、そのような取組を促す見直しを行う必要がある。</p> <p>(1) 保護開始段階での取組について</p> <p>○ <u>稼働可能層の自立支援が、しっかり行われることが特に重要</u>である。その際、生活保護の受給に至った者が、就職できないという状況が長く続くと、自立が困難になってくる傾向があるため、早期に対策を講じることが必要である。</p> <p>○ このため、<u>就労可能な者については、就労による保護からの早期脱却を図るため、保護開始時点で例えば6月間を目途に、生活保護受給者主体の自立に向けた計画的な取組についての確認を行い、そのことについて本人の納得を得て集中的な就労支援を行うことが必要</u>である。</p>
--

(注) 下線は当省が付した。

表 3 - (1) - ④ 「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握について」(平成 14 年 3 月 29 日付け社援発第 0329024 号厚生労働省社会・援護局長通知)
(抜粋)

<p>2 対象者</p> <p>保護の実施機関が <u>就労可能と判断する被保護者</u>（高校在学、傷病、障害等のため、就労が困難と保護の実施機関が判断する者以外の被保護者をいう。なお、現に就労している被保護者も含む。）</p> <p>なお、自立支援プログラムその他の実施機関による就労支援対策が実施され、当該被保護者の就労・求職状況が把握されている場合は対象としないものとする。また、対象者として選定する際には、支援方針にその旨記載するなど、実施機関としての方針を明確にすること。</p> <p>4 就労・求職状況管理台帳の整備</p> <p><u>保護の実施機関は、収入申告及び稼働能力活用状況の申告又は稼働能力の活用状況を把握するため、就労可能な被保護者ごとに、別紙 3 を参考として「就労・求職状況管理台帳」を作成すること。</u></p> <p>就労可能な被保護者が収入申告及び求職活動状況の申告を行ったときは、就労・求職状況管理台帳にその旨記載し、収入額、就労日数、求職活動日数等その概要についても記載すること。</p> <p>なお、被保護者から提出された申告書等については、個別のケース台帳において保管し、また、就労・求職状況について、被保護者から聞き取った内容は、ケース記録に記載する</p>

こと。

(注) 下線は当省が付した。

表3- (1)-⑤ 「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」(平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知)(抜粋)

今般、生活保護制度について、経済的な給付に加え、組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換するため、その具体的実施手段として「自立支援プログラム」の導入を推進していくこととしたので、平成17年度においては、別紙の諸点に留意しつつ、自立支援プログラムによる自立支援に積極的に取り組まれるとともに、都道府県におかれては管内実施機関に周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。

(別紙)

平成17年度における自立支援プログラムの基本方針

第1 自立支援プログラム導入の趣旨

- 略
- 略

なお、全ての被保護者は、自立に向けて克服すべき何らかの課題を抱えているものと考えられ、またこうした課題も多様なものと考えられる。このため、自立支援プログラムは、就労による経済的自立(以下「就労自立」という。)のためのプログラムのみならず、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること(以下「日常生活自立」という。)、及び社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること(以下「社会生活自立」という。)を目指すプログラムを幅広く用意し、被保護者の抱える多様な課題に対応できるようにする必要がある。

第2 実施機関における自立支援プログラムの策定の流れ

1 管内の被保護者の状況把握

実施機関においては、管内の被保護世帯の状況を概観し、被保護者の状況やその自立阻害要因の状況を把握する必要がある。

この際、被保護世帯を年齢別、世帯構成別、自立阻害要因別等に類型化するとともに、必要と考えられる自立支援の方向性を明確化する。

2 個別支援プログラムの整備

- (1)・(2) 略
- (3) 個別支援プログラムの整備方法
略

この際、他の実施機関における取組事例等を積極的に参考とするほか、専門的知識を有する者の非常勤職員や嘱託職員等としての雇用、地域の適切な社会資源（民生委員、社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業者等）への外部委託（アウトソーシング）等により、実施体制の充実を積極的に図るとともに、セーフティネット支援対策等事業費補助金や生業扶助を積極的に活用する。

表 3 - (1) - ⑥ 「自立支援プログラム導入のための手引（案）について」（平成 17 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）抜粋

～はじめに～

平成 17 年度から生活保護制度において自立支援プログラムの導入を推進していくこととしている。この手引（案）は、自立支援プログラムを実施機関が策定し、運用するに当たって留意すべき事項や参考となると考えられる事項等を、厚生労働省社会・援護局保護課において取りまとめたものである。

しかし、自立支援プログラムは、実施機関が、管内の被保護世帯の実状や社会資源の状況を踏まえつつ、その自主性・独自性を生かして策定・運用していただくことが効果的であると考えている。（以下、略）

別紙

自立支援プログラム導入のための手引（案）

第 2 実施機関における自立支援プログラムの策定の流れ

3 個別支援プログラムの見直し等

個別支援プログラムについては、実施の状況、その効果等についての評価を随時及び定期的に実施し、これに基づいて必要な見直し等を行うことにより、その充実を図るよう努められたい。

表 3 - (1) - ⑦ 「「福祉から就労」支援事業の実施について」（平成 23 年 4 月 1 日付け雇児発 0401 第 20 号・社援発 0401 第 27 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）抜粋

（別添）

「福祉から就労」支援事業実施要領

2 事業の概要

安定所は、地方公共団体の管理に属する福祉事務所その他の行政機関等（以下「福祉事務所等」という。）の長等から安定所長に就労支援の要請があった者（以下「支援候補者」という。）のうち、下記 5 (1) の生活保護受給者等就労支援チーム（以下「就労支援チーム」という。）が支援事業により就労支援をすることが適当であると認めた者（以下「支援対象

者」という。)に対し、福祉事務所等の職員や関係機関と連携を図りつつ、就労支援を行う。就労支援に当たっては、就労支援チームが、個別の面接を行うとともに、就労支援プランの策定、職業準備プログラムのメニュー（以下「プログラムメニュー」という。）の選定、就労支援メニュー（以下「支援メニュー」という。）の選定等の支援方針の決定を行うとともに、決定された支援方針に基づき、福祉事務所等と安定所が連携して就労支援を実施する。

6 支援対象者の範囲

支援対象者の範囲は、生活保護受給者等であって、就労支援チームが、次の（１）から（４）のすべての条件を満たし、本事業の活用が効果的な者とし、協定に位置づけた目標を踏まえ、積極的な選定を行うこととする。

（１）稼働能力を有する者

身体的・精神的側面から判断して、稼働能力を有し、就労が可能な状態にある者を対象とする。

本人から傷病や障害のため就労が困難であるとの申立てがあり、福祉事務所等による病状等の調査が不十分な者や、福祉事務所等が長期的な自立目標を達成するためにはさらに健康状態の回復に努めるべき者と判断した者等は対象としない。

（２）就労意欲が一定程度ある者

長期間就労の経験がない等の理由により、就労意欲が著しく低い者等については、就労支援の効果が見込めないことから、就労意欲が一定程度ある者を対象とする。

なお、就労意欲が著しく低い者について、国・地方公共団体が行う就労意欲の喚起・向上に係る支援（国・地方公共団体がNPO法人等に委託して実施する支援を含む。以下「意欲喚起・向上支援」という。）と連携して支援することにより、支援期間内に就労意欲が一定程度醸成されることが見込まれる場合は対象とする。

（３）就労に当たって阻害要因がない者

就労に当たって阻害要因がない者を対象とする。

なお、家族の介護が常時必要である等の就職に当たって阻害要因がある者であっても、就労活動開始時点において、阻害要因が解消され、就労が可能と見込まれる場合には対象とする。

（４）事業への参加に同意している者

事業への参加に同意している者を対象とし、福祉事務所等又は安定所における事業への積極的な参加の勧奨にもかかわらず事業への参加に同意しない者は対象としない。

表 3- (1) - ⑧ 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号厚生労働省社会・援護局長通知）抜粋

(別添 1)

自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領

3 事業内容

(1) 就労支援事業

就労支援員、キャリアカウンセラー等を確保し、就労意欲の喚起、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、公共職業安定所への同行訪問等を行い、就労による経済的自立の支援を図る。

表3-1-9 平成25年行政事業レビューシート（事業名：「福祉から就労」支援事業費）（抜粋）

成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標
	①支援対象者数7万人以上 ②就職者数3万人以上 (平成23年度は、支援対象者の就職率40%以上)

(注) 厚生労働省の資料による。

表3-1-10 実績評価書（施策目標名：生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること（施策目標VII-1-1））（抜粋）

測定指標	指標1 自立支援プログラムの策定数	基準値	実績値					目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		—	2,869	3,605	3,787	3,864	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上
	指標2 自立支援プログラムの各年度の参加者数	基準値	実績値					目標値
		—	101,232	129,138	174,314	213,613	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上
	指標3 自立支援プログラムにより就職・増収した者の数	基準値	実績値					目標値
		—	18,171	17,190	17,102	21,542	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上
	指標4 住宅手当受給中に常用就職した者の割合	基準値	実績値					目標値
		—	—	—	7.8	30	37.3	前年度末以上
	年度ごとの目標値	前年度末以上	前年度末以上	前年度末以上	前年度末以上	前年度末以上	前年度末以上	前年度末以上
	指標5 指導監査の実施率	基準値	実績値					目標値
		—	100.0%	99.9%	99.9%	99.9%	集計中	100.0%
	年度ごとの目標値	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>○自立支援プログラムの策定数、参加者数、自立支援プログラムにより就労・増収した者の数(指標1、指標2、指標3)は平成22年度までの実績において、増加傾向にあり、目標を達成しています。就労支援に特化した就労支援員を福祉事務所に増員するとともに、就労支援担当者の研修会を開催し、自立支援プログラムの好事例を紹介するなど、効果的な支援の実施に努めています。</p> <p>○住宅手当受給中に常用就職した者の割合(指標4)は増加しており、目標を達成しています。住宅手当受給者に対して就労支援を行う支援員を配置することや、失業により生活に困窮しているなどの要件を満たした者に対しては、生活の立て直しのための総合支援資金貸付を行うなど、住宅手当による居住支援のみならず、総合的な支援の実施に努めています。</p> <p>○指導監査の実施率(指標5)は、平成22年度までの実績において、目標をほぼ達成しています。実施に当たっては、その実施計画を策定するとともに、福祉事務所ごとの過去の監査結果、最近の保護の動向等を勘案して、保護の開始及び廃止時における対応の適正実施や課税調査等の不正受給防止に係る対応の徹底など、監査の重点事項を定めるなど、効果的な監査指導を実施するよう努めています。</p>
	効率性の評価	<p>○自立支援プログラムは、自治体ごとにさまざまなプログラムを策定していますが、そのうち福祉事務所の就労支援員を活用した自立支援プログラムについては、厳しい雇用失業情勢の中、その財政効果(生活保護受給者が就労により増収や保護から脱却したことによる効果額(推計)ー就労支援員に係る予算執行額)は、毎年度増加(※)しており、効果的な取組が行われていると考えられます。</p> <p>(※)約29.2億円(平成20年度) 約29.8億円(平成21年度) 約30.7億円(平成22年度)</p> <p>○各年度ごとの住宅手当の新規決定件数に対する常用就職者数の割合は毎年度増加しており、効果的な支援が実施されていると考えられます。</p>

(注) 厚生労働省の資料による。

表 3 - (1) - ⑪ 就労支援等の状況調査（平成 24 年度）（抜粋）

① 就労支援プログラムによる就労支援の取組結果、通常ケースワーク（助言）による就労支援の取組結果
<ul style="list-style-type: none"> i 「福祉から就労」支援事業におけるチーム支援 対象者（対前年増加率）：36,407 人（47.0%） 就労・増収者（対前年増加率）：21,610 人（61.2%） 就労・増収率：59.4% ii 福祉事務所における就労支援員を活用した就労支援プログラム（就労支援事業） 対象者（対前年増加率）：93,531 人（15.9%） 就労・増収者（対前年増加率）：41,580 人（34.1%） 就労・増収率：44.5% iii 福祉事務所における上記 ii 以外の就労支援プログラム 対象者（対前年増加率）：15,517 人（-24.6%） 就労・増収者（対前年増加率）：4,546 人（-14.4%） 就労・増収率：29.3% iv （参考）ケースワーカーによる就労支援 対象者（対前年増加率）：231,318 人（-6.0%） 就労・増収者（対前年増加率）：40,805 人（1.7%） 就労・増収率：17.6%
② 就労支援の状況（世帯類型別）
<ul style="list-style-type: none"> i 就労支援の対象者の 7 割はその他世帯に属する稼働年齢層にある者 ii 就労支援の対象者のうち、就労・増収者の割合は 42.9% iii 就労支援の対象者のうち、廃止者の割合は 8.9%
③ 就労支援の状況（年齢別）
<ul style="list-style-type: none"> i 年齢別の就労支援の対象者の 7 割以上が 40 代以上。50 代以上でも 4 割を超えている。 ii 若年齢であるほうが就労・増収率ならびに廃止率が高い傾向にある。
④ 就労支援の状況（最終学歴別）
<ul style="list-style-type: none"> i 就労支援の対象者の最終学歴は、約 9 割が高等学校卒以下。うち、最終学歴が中学校卒の者は 43.6% ii 就労・増収率および廃止率は、最終学歴が高いほど高くなる傾向にある。
⑤ 就労支援開始から就労開始までの期間
<ul style="list-style-type: none"> i 就労・増収者の約 7 割は、就労支援開始から 6 か月以内に、就労開始となっている。 ii 就労・増収者の割合は、就労支援が開始されてからの期間が短いほど高く、長期化するほど低くなる傾向

- ⑥ 就労支援の実績（雇用形態と就労・増収、廃止の関係）
- i 就労・増収者の雇用形態は、正社員が 16.5%、その他非正規雇用の者は 83.5%
 - ii 就労・増収者のうちの廃止者については、正社員の割合が 29.5%
 - iii 正社員とその他非正規雇用の者の収入について、平均削減額の差は 17.1 千円／月、廃止者の平均削減額の差は 16.9 千円／月と、正社員雇用となったの方が削減額は多い傾向にある。
- ⑦ 就労支援の実績（年齢と収入の関係）
- i 就労・増収者一人当たりの平均保護費削減額は 45.5 千円／月。廃止者の平均保護費削減額は 102.9 千円／月。
 - ii 一人当たりの平均保護費削減額がもっとも高いのは、40 代
 - iii 40 代をピークに徐々に削減額は上がるが、50 代以降は減少していく傾向
- ⑧ 就労支援の実績（職種と就労・増収、廃止の関係）
- i 24 年度に就労・増収した就職先は清掃、生産・製造、接客・給仕の順
 - ii 各職種ごとの就労・増収した者のうち、保護廃止となった職種は建設・土木、輸送機械運転、営業の順
 - iii 清掃は就労・増収者割合ではもっとも高いが、廃止率はもっとも低い
- ⑨ 年齢と学歴の関係（正社員雇用の割合）
- i 若年齢で学歴が高いほど、正社員雇用となる傾向が高い
 - ii 10 代で最終学歴が中学校卒の場合、正社員雇用となる割合は 60 代に次いで低い
 - iii 一方で、10 代で最終学歴が高等学校卒となると、10 代の正社員雇用の割合は 26% となる。

(注) 厚生労働省の資料を基に当省が作成した。

表3-(1)-⑫ 「福祉から就労」支援事業の実績について

都道府県	平成24年度			
	支援対象者数	就職者数		
		うち生活保護受給者	うち生活保護受給者	
1 北海道	3,140	2,212	2,299	1,635
2 青森	714	205	556	110
3 岩手	791	469	568	329
4 宮城	668	457	413	253
5 秋田	548	221	401	145
6 山形	1,015	226	852	95
7 福島	476	302	296	169
8 茨城	922	550	511	273
9 栃木	834	649	366	277
10 群馬	1,272	602	836	299
11 埼玉	4,494	3,076	2,486	1,696
12 千葉	2,249	1,176	910	472
13 東京	6,804	4,662	4,906	3,514
14 神奈川	1,955	1,511	1,287	966
15 新潟	863	538	563	296
16 富山	632	244	481	99
17 石川	254	148	148	79
18 福井	417	190	249	105
19 山梨	299	204	187	125
20 長野	1,587	589	802	238
21 岐阜	1,903	743	834	383
22 静岡	1,572	900	1,045	586
23 愛知	1,142	986	624	538
24 三重	921	526	569	359
25 滋賀	813	359	424	194
26 京都	1,326	629	745	338
27 大阪	4,162	2,907	2,872	1,978
28 兵庫	3,296	1,236	2,009	614
29 奈良	270	144	201	102
30 和歌山	875	519	370	174
31 鳥取	1,057	398	558	167
32 島根	418	245	264	133
33 岡山	607	471	302	202
34 広島	2,223	1,376	1,117	644
35 山口	1,615	769	1,063	459
36 徳島	900	348	638	248
37 香川	375	192	222	119
38 愛媛	707	350	433	202
39 高知	607	356	403	206
40 福岡	3,517	1,584	2,350	968
41 佐賀	1,040	459	575	220
42 長崎	775	506	507	295
43 熊本	772	619	551	435
44 大分	786	372	498	168
45 宮崎	837	424	573	254
46 鹿児島	758	603	466	368
47 沖縄	450	155	297	81
計	63,658	36,407	39,627	21,610

(注) 厚生労働省の資料による。

表3- (1) - ⑬ 「生活福祉・就労支援協議会の設置について」(平成22年2月19日
付け職発0219第3号・能発0219第2号・雇児発0219第3号・社援発
0219第4号厚生労働省職業安定局長、職業能力開発局長、雇用均等・
児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)(抜粋)

(別添)

生活福祉・就労支援協議会設置要領

1 目的

住居・生活に困窮する離職者に対しては、その住居の確保、生活支援及び就労支援を図るための第2のセーフティネットと呼ばれる各種支援施策が整備されてきているところであるが、これらの支援施策の効果を高め、対象者が安定的な就労機会を確保して生活再建を図ることができるようにするためには、これらの支援施策の実施機関である福祉部門と雇用部門の各機関が密接な連携を図っていくことが重要である。

また、生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び住宅手当受給者等に対する就労支援を行う「福祉から就労」支援事業の実施に当たって、生活保護、児童扶養手当、住宅手当等の支給等を担当する福祉部門と雇用部門の各機関が、就労支援の目標を共有するとともに、就労支援における役割分担と連携方法を明確にし、効果的・効率的な就労支援を実施していくことが重要である。

あわせてこれらの支援施策や事業の対象者は、多重債務やこころの悩みを抱える者も少なくなく、自殺対策の推進の観点からも、それらの者を専門的な相談窓口に的確につないでいく配慮も必要である。

このため、各都道府県及び地域(原則として一つの公共職業安定所(以下「安定所」という。)の管轄区域をいうが、同一の地域労働市場圏内や住民の日常生活活動の地域範囲内に複数の安定所が設置されている場合は、当該複数の安定所の管轄区域をいう。以下同じ。)において、福祉部門及び雇用部門の各機関の間において連携・協力を図るための具体的な協議や調整等を行うことを目的として、各機関の実務責任者から構成される「生活福祉・就労支援協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会の設置単位と名称

協議会は、都道府県及び地域を単位として設置する。

原則として、都道府県単位の協議会(以下「都道府県協議会」という。)の名称は「〇〇県生活福祉・就労支援協議会」、地域単位の協議会(以下「地域協議会」という。)の名称は「〇〇地域生活福祉・就労支援協議会」とする。

なお、協議事項が広範囲にわたったり技術的事項について実務的な検討が必要である場合等であって、協議会の会合の中では取り扱いきれない場合においては、協議会の下に、適宜分科会や専門委員会を置いてこれに検討・協議を委ねることとして差し支えない。

4 協議事項

(2) 協議事項

イ 各支援施策・事業の実施状況及び成果の確認と検証

①～④ 略

⑤ 各支援施策・事業を通じた成果の確認と検証（各支援施策全体で、どのくらいの住居・生活に困窮する離職者に対して支援を行うことができ、その就労自立に成果をあげたか。「福祉から就労」支援事業を通じてどのくらいの支援対象者の就労自立を実現できたか。）

ウ 各種支援施策・事業の運用上の問題点・課題の検討

各種支援施策・事業を実施するために関係機関の間で行う連携（周知・誘導・連絡・通報・調整・要請等）において発生している運用上の問題点・課題を整理し、その解決策を検討する。特にアドバイザーから誘導した対象者が結果として誘導先の施策を受けられているかどうか、住宅手当など第2のセーフティネット関連施策の対象者について連携した就労支援が行われているかの現状を点検し、それが実現できていない場合は、その原因を分析し対策を検討する。

（注）なお、協議会では解決できない制度上の問題点・課題については、担当部局を通じて本省の担当部局に報告する。

表3-(1)-⑭ 廃止理由別保護廃止世帯数の年次推移（平成20～24年度）

単位：世帯、%

年 度		平成20	21	22	23	24
廃止世帯数		22,444 100.0%	26,281 100.0%	27,775 100.0%	29,561 100.0%	29,390 100.0%
廃止理由の内訳	傷病治癒	2,295 10.2%	424 1.6%	310 1.1%	229 0.8%	165 0.6%
	死亡	6,728 30.0%	7,306 27.8%	8,120 29.2%	8,394 28.4%	8,499 28.9%
	失踪	2,194 9.8%	2,703 10.3%	3,010 10.8%	2,895 9.8%	2,729 9.3%
	働きによる収入の増加・取得	2,140 9.5%	2,495 9.5%	3,019 10.9%	3,792 12.8%	4,167 14.2%
	働き手の転入	192 0.9%	146 0.6%	162 0.6%	152 0.5%	166 0.6%
	社会保障給付金の増加	934 4.2%	1,406 5.3%	1,403 5.1%	1,262 4.3%	986 3.4%
	仕送りの増加	131 0.6%	126 0.5%	151 0.5%	153 0.5%	173 0.6%
	親類縁者等の引取り	607 2.7%	630 2.4%	717 2.6%	735 2.5%	859 2.9%
	施設入所	347 1.5%	376 1.4%	429 1.5%	426 1.4%	392 1.3%
	医療費の他法負担	92 0.4%	92 0.4%	112 0.4%	129 0.4%	102 0.3%
	ケース移管	2,908 13.0%	3,767 14.3%	4,004 14.4%	4,350 14.7%	4,092 13.9%
	その他	3,876 17.3%	6,810 25.9%	6,338 22.8%	7,044 23.8%	7,060 24.0%

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 本表は、調査対象102福祉事務所のうち、平成20年度から24年度までの各年度の廃止理由別廃止世帯数が全て確認できた84事務所について集計した。
 3 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

表3-(1)-⑮ 主要就労支援事業による保護廃止への貢献度（平成22～24年度）

単位：世帯、人、%

	平成22年度	23年度	24年度
「働きによる収入の増加・取得」による保護廃止世帯数 a	2,524	3,738	4,356
主要就労支援事業による廃止者数 b	390	818	1,296
b/a	15.5	21.9	29.8

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象102福祉事務所のうち、主要就労支援事業による廃止者数が確認できた89事務所について集計した。

表3-(1)-⑯ 主要就労支援事業による就労可能な被保護者の保護廃止率（平成22～24年度）

単位：人、%

	平成22年度	23年度	24年度
就労・求職状況管理台帳登載者数 a	13,469	16,140	28,354
主要就労支援事業による廃止者数 b	218	289	810
b/a	1.6	1.8	2.9

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象102福祉事務所のうち、主要就労支援事業による廃止者数が確認できた54事務所について集計した。

表3-(1)-⑰ 主要就労支援事業へ参加し、「働きによる収入の増加・取得」により保護の廃止に至った者の数

単位：人、%

	参加者数 a	「働きによる収入の増加・取得」により保護の廃止に至った者数 b	b / a
支援事業	33	7	21.2
支援員活用プログラム	138	19	13.8
合計	171		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成24年4月から9月までの間に保護を開始した「その他の世帯」に属する被保護者(830人)のうち、支援事業又は支援員活用プログラムへの参加が確認できた171人(59福祉事務所)の25年8月末現在の保護状況について作成した。

表 3 - (1) - ⑱ 主要就労支援事業の参加者候補となり得る就労可能な被保護者の把握状況

区 分	把握状況	事務所数
就労・求職状況管理台帳の未整備	就労・求職状況管理台帳を整備しておらず、管内の就労可能な被保護者数も整理していないもの	10
就労・求職状況管理台帳の記載不備又は不適切な記載	稼働収入の無申告による不正受給をしていた稼働年齢層にある被保護者を就労・求職状況管理台帳に登載しておらず、就労可能な被保護者数の把握に漏れがみられるもの	8
	「その他の世帯」の世帯数と比べて就労・求職状況管理台帳登載者数が極端に少ないなど、就労可能な被保護者数が適切なものと認められないもの	3

(注) 当省の調査結果による。

表 3 - (1) - ⑲ 福祉事務所における支援事業の対象者の選定に係る相違の状況

No.	支援事業の対象者の選定状況
例 1	就労意欲がある程度高く、稼働阻害要因がない者であり、自立に対する意欲がある比較的就労に結びつきそうな被保護者を選定
例 2	原則、30 歳、40 歳代の稼働能力のある者を選定
例 3	全く就労意欲のない者や自ら求職活動を行う者を除く、ある程度就労意欲のある者など幅広く対象
例 4	稼働能力があり未就労者の中から、就労意欲はあるものの求職活動に積極的でない者を選定
例 5	稼働能力があり未就労の者の中から現業員の意見も踏まえ、就労意欲が高く、自立の可能性の高い者（職歴・資格などを有する者）で、公共職業安定所の同意が得られると思われる者を選定
例 6	15 歳から 64 歳の稼働年齢層にある者のうち、就労意欲が高い者を選定

(注) 当省の調査結果による。

表 3 - (1) - ㊹ 主要就労支援事業への参加率（平成 24 年度）

支援事業 (86 福祉事務所)	平均参加率	11.2%
	参加率 17%（平均参加率の 1.5 倍）以上	29 事務所
	参加率 17%以上 20%未満	4 事務所
	参加率 20%以上 30%未満	9 事務所
	参加率 30%以上 40%未満	3 事務所
	参加率 40%以上 50%未満	2 事務所
	参加率 50%以上	11 事務所
	参加率 5.5%以上 17%未満	32 事務所
	参加率 5.5%（平均参加率の 2 分の 1）未満	25 事務所
	参加率 2.5%以上 5.5%未満	15 事務所
	参加率 2.5%未満	10 事務所
過去 3 か年（22～24 年度）連続で参加率 5.5%未満	15 事務所	
支援員活用プログラム (82 福祉事務所)	平均参加率	32.9%
	参加率 50%（平均参加率の 1.5 倍）以上	21 事務所
	参加率 16.5%以上 50%未満	45 事務所
	参加率 16.5%（平均参加率の 2 分の 1）未満	16 事務所
	参加率 8.0%以上 16.5%未満	8 事務所
	参加率 8.0%未満	8 事務所
	過去 3 か年（22～24 年度）連続で参加率 16.5%未満	7 事務所

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、調査対象 102 福祉事務所のうち、平成 24 年度において支援事業を実施した 86 事務所及び支援員活用プログラムを実施した 82 事務所の実績があるものについて作成した。

3 参加率は、「その他の世帯」の世帯数に占める支援事業又は支援員活用プログラムへの参加者の割合をいう。

表 3 - (1) - ㉑ 「生活保護法施行事務監査の実施について」(平成 12 年 10 月 25 日
付け社援第 2393 号厚生省社会・援護局長通知)(抜粋)

別紙	
生活保護法施行事務監査事項	
主眼事項	着眼点
1 保護の適正実施 の推進 (2) 保護受給中に おける指導援助 の推進	6 個別具体的な指導援助の充実 (1) 稼動年齢層の者のいるケースに対する指導援助の状況 ウ 就労に関する個別支援プログラムを積極的に活用するな ど、自立に向けた適切な指導援助が行われているか。

表 3 - (1) - ㉔ 主要就労支援事業の達成者の定義（平成 24 年度）

事業の別	達成者の定義状況	事務所数
支援事業 (86 福祉事務所)	i) 就労・就職とするもの	34 事務所
	ii) 就労・就職に増収を含めるもの	47 事務所
	iii) 就労・就職に保護の廃止（自立）を含めるもの	3 事務所
	iv) 就労・就職に職場定着を含むもの	1 事務所
	v) 就労・就職に 1 円以上の収入認定を含むもの	1 事務所
支援員活用プログラム (82 福祉事務所)	i) 就労・就職とするもの	33 事務所
	ii) 就労・就職に増収を含めるもの	44 事務所
	iii) 就労・就職に保護の廃止（自立）を含めるもの	4 事務所
	v) 就労・就職に 1 円以上の収入認定を含むもの	1 事務所

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、調査対象 102 福祉事務所のうち、平成 24 年度において支援事業を実施した 86 事務所及び支援員活用プログラムを実施した 82 事務所の実績があるものについて作成した。

表 3 - (1) - ㉓ - i 平成23年度に「働きによる収入の増加・取得」により保護の廃止となった世帯のうち、離職等により24年度末までに再保護に至ったケース等

単位：世帯、%

平成23年度の「働きによる収入の増加・取得」による保護廃止世帯数	4,205
うち離職等により24年度末までに再保護となったケース	348 (8.3)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 本表は、調査対象102福祉事務所のうち、「働きによる収入の増加・取得」による保護の廃止世帯数を確認できた97事務所について作成した。

表 3 - (1) - ㉓ - ii 平成23年度に保護が廃止となった世帯で24年度末までに再保護となった「その他の世帯」のうち、「働きによる収入の増加・取得」による保護廃止から再保護までの期間別世帯数

単位：世帯、%

平成23年度に保護が廃止となった世帯で24年度末までに再保護となった「その他の世帯」ケース a	627	
「働きによる収入の増加・取得」による保護廃止から再保護までの期間	1か月未満	3
	1か月以上2か月未満	21
	2か月以上3か月未満	16
	小計 b (b/c)	40 (42.6)
	3か月以上4か月未満	13
	4か月以上5か月未満	25
	5か月以上6か月未満	16
	計 c (c/a)	94 (15.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 本表は、調査対象102福祉事務所のうち、平成23年度に保護が廃止となった世帯で24年度末までに再保護となった「その他の世帯」のケースが確認された72事務所について作成した。

表 3 - (1) - ㉔ 主要就労支援事業の実施状況の例

具体的な例	事務所数
<p>○主要就労支援事業により就労又は保護の廃止に至ったものの、短期間で離職又は再度の保護受給となったケースが発生している例</p> <p>(その1)平成24年度においては、支援事業により参加者4人のうち2人(達成率50.0%)が就労に至っているが、当該2人は約半月、約1か月と、短期間で離職している。</p> <p>また、同年度において、支援員活用プログラムの支援を受け就労した23人のうち12人(52.2%)が離職している(25年8月末現在)。</p> <p>(その2)被保護者は、平成23年度に支援事業等の支援を受け就労し、「働きによる収入の増加・取得」により保護が廃止となったものの、その後、体調悪化により自己退職し、保護の廃止から6か月後に再度保護の受給に至っている。なお、同年度における支援事業の達成率は、67.9%となっている。</p>	2
<p>○「その他の世帯」の構成割合が全国平均より10ポイント上回っているものの、支援事業による達成者が3か年連続して皆無となっている例</p> <p>平成24年度における被保護世帯を世帯類型別にみると、「その他の世帯」が全国平均(約18%)より10ポイント高い28.4%となっているが、同年度における支援事業の実績は、参加者4人、達成者(就職者)0人と低調となっている。なお、この傾向は、平成22年度、23年度も同様である。</p> <p>(低調となっている理由・背景事情)</p> <p>① 就労支援に関する専門的知識・経験を有していないため、特段の対応は行っていないとしており、支援事業以外の就労支援プログラムについても、3か年の実績は皆無となっていること。</p> <p>② 支援事業の支援対象者(参加者)の支援を専担する就職支援ナビゲーターが配置されていないこと。</p> <p>③ 関係機関の間で支援事業に対する認識に相当ズレがあるとされていること。</p>	1
<p>○「その他の世帯」の世帯数は年々増加しているものの、「就労支援事業」による参加者数及び達成者数は年々減少している例</p> <p>支援事業、支援員活用プログラム等を一体とした就労支援事業の平成22~24年度の3か年における「その他の世帯」の世帯数、当該事業の参加者数、達成者(就職者)数の推移をみたところ、「その他の世帯」の世帯数は年々増加(平成22年度41世帯、23年度42世帯、24年度61世帯)しているものの、当該事業による参加者数及び達成者数は年々減少(参加者数:22年度81人、23年度46人、24年度14人。達成者数:22年度24人、23年度15人、24年度4人)している。</p>	1

(注) 当省の調査結果による。

表 3 - (1) - ㊸ 主要就労支援事業の達成率（平成 24 年度）

支援事業 (86 事務所で実施)	平均達成率	48.9%
	達成率 70%（平均達成率に 20 ポイント加算）以上	15 事務所
	達成率 70%以上 80%未満	6 事務所
	達成率 80%以上	9 事務所
	達成率 30%以上 70%未満	45 事務所
	達成率 30%（平均達成率から 20 ポイント減算）未満	26 事務所
	達成率 20%以上 30%未満	12 事務所
	達成率 10%以上 20%未満	7 事務所
	達成率 10%未満	7 事務所
	過去 3 か年（22～24 年度）連続で達成率 30%未満	6 事務所
支援員活用プログラム (82 事務所で実施)	平均達成率	40.5%
	達成率 60%（平均達成率に 20 ポイント加算）以上	8 事務所
	達成率 60%以上 70%未満	5 事務所
	達成率 70%以上 80%未満	2 事務所
	達成率 80%以上	1 事務所
	達成率 20%以上 60%未満	63 事務所
	達成率 20%（平均達成率から 20 ポイント減算）未満	11 事務所
	達成率 10%以上 20%未満	7 事務所
	達成率 10%未満	4 事務所
	過去 3 か年（22～24 年度）連続で達成率 20%未満	3 事務所

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、調査対象 102 福祉事務所のうち、平成 24 年度において支援事業を実施した 86 事務所及び支援員活用プログラムを実施した 82 事務所の実績があるものについて作成した。

3 達成率は、福祉事務所等が把握する支援事業又は支援員活用プログラムへの参加者数に占める達成者の割合をいう。なお、一部の事務所については、当該自治体全域のデータを計上し算出した。

4 一部の事務所では、支援事業と支援員活用プログラムとを一体的に実施している。

表 3 - (1) - ㉔ 福祉事務所と安定所との連携状況の例

区 分	連携不十分な状況	事例数
主に両者間の意思の疎通に起因するもの	(例 1) 支援事業の対象者の捉え方が福祉事務所の就労支援員と安定所の就職支援ナビゲーターとの間で異なること等から、支援事業の支援対象者(参加者)が皆無となっているもの	2
	(例 2) 平成 23 年度以降現在に至るまで、支援事業の支援対象者が皆無となっており、地域協議会が毎年開催されていないなど連携を図る場が十分確保されていないもの	
主に福祉事務所側の不都合に起因するもの	(例 1) 遠隔地にあること等の理由から、安定所を利用しづらいため、支援事業の活用実績が皆無又は低調となっているもの	4
	(例 2) 支援事業については、i) 被保護者への説明、ii) 安定所への個人票等の提出、iii) 安定所担当者を含めた被保護者との面接の実施等支援までに手間がかかるため、支援事業を実施していないとするもの	

(注) 当省の調査結果による。

勸告	説明図表番号
<p>(2) 保護申請処理の迅速かつ的確な実施</p> <p>(保護申請の処理期限)</p> <p>保護の実施機関は、生活保護法第 24 条第 3 項 (注) において、保護の申請があった日から 14 日 (以下「法定期限」という。) 以内に保護の要否等を決定し、申請者に対して書面で通知しなければならないとされている。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に時間を要する等特別な理由がある場合はこれを保護の申請があった日から 30 日 (以下「延長期限」という。) まで延ばすことができるとされており、この場合は、保護の要否等を決定した書面に処理が遅延した理由を明示することとされている。これら法定期限や延長期限として設定されている日数は、生活保護法が制定された昭和 25 年以降見直しがされていない。</p> <p>(注)平成 25 年 12 月の生活保護法の一部改正で当該規定は第 24 条第 5 項となった。以下同じ。</p> <p>(保護の要否等の決定のために行う各種調査等)</p> <p>生活保護法第 29 条において、福祉事務所が保護の決定、実施のために必要があるときは、官公署に必要な資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、雇主その他関係人 (以下「金融機関等」という。) に報告を求めることができるとされている。このうち官公署については、平成 25 年 12 月の生活保護法の一部改正において、福祉事務所から求めがあったときは資料の提供等を行うものとするが、金融機関等の回答義務は規定されていない。</p> <p>厚生労働省は、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)、 「生活保護行政を適正に運営するための手引き」(平成 18 年 3 月 30 日付け社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「生活保護行政適正運営手引」という。) 等の通知を发出し、これらの通知において、保護の実施機関は、保護の要否等を決定するために、次のような調査を実施することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申請者の生活状況等を把握するため、申請があったときから 1 週間以内に当該申請者の住居所等に訪問して調査する「訪問調査」 ② 申請者の資産、収入等が不明な時には、生活保護法第 29 条に基づき関係先に対して、預貯金残高や生命保険加入の有無、年金記録等を調査する「資産、収入調査」 ③ 申請者が稼働能力を活用しているか否かを判断するために必要な場合に、年齢、医学的な面のほか生活歴等を把握・分析した上で 	<p>表 3 - (2) - ①</p> <p>表 3 - (2) - ②</p>

<p>評価した稼働能力を前提として、求職活動状況や就労の場を得ることができるかなどを調査する「稼働能力調査」</p> <p>④ 申請者に係る扶養義務者の存否を確認し、存在する場合は、その扶養義務者の職業、収入等扶養の可能性を調査する「扶養調査」</p> <p>また、生活保護行政適正運営手引において、保護の要否等を決定するに当たり、資産、能力等の活用や扶養義務者の扶養が十分でない申請者に対する調査指導を徹底し、保護の要否等の決定までに調査指導に未処理のないように留意することとしている。</p>	
<p>今回、調査対象とした 102 福祉事務所が平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間に処理した約 25 万件の申請を対象に、申請処理状況やそれに伴う各種調査の実施状況を調査した結果、次のとおり、各種調査に長期を要する現状の下、各福祉事務所における申請処理に関する方針や各種調査の取扱いが区々になっており、実際の申請処理においても、迅速な保護又は不正受給の防止が十分確保されていない状況がみられた。</p>	表 3 - (2) - ③
<p>ア 保護申請に対する要請</p> <p>申請者が申請時に保有する手持ち金（預貯金を含む。）は、102 福祉事務所から任意に抽出した申請事案 470 件の平均が約 2 万 6,000 円である。このうち、手持ち金 1 万円未満の案件が 267 件（56.8%）みられ、国民の健康で文化的な最低限度の生活の保障のみならず、生命・健康の維持の観点からも迅速な申請処理が求められる状況にある。</p>	表 3 - (2) - ④
<p>一方、102 福祉事務所が平成 22 年度から 24 年度までの間に発覚した不正受給事案における不正受給期間についてみると、各年度とも不正受給事案の約 10%が、保護開始時から不正受給が行われているものとなっており、不正受給の未然防止の観点から、申請時における調査や指導が必ずしも的確に行われているとは言い難い状況にある。</p>	表 3 - (2) - ⑤
<p>イ 保護の要否等の決定に際し必要となる各種調査に要する日数</p> <p>福祉事務所が、保護の要否等を決定するに当たり行う各種調査のうち資産、収入調査や扶養調査などは、調査先（金融機関等や扶養義務者）の理解と協力がなければ、必要な情報の収集や意思の確認を早期に行うことが困難なものである。</p> <p>102 福祉事務所が平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間に処理した申請事案から任意で 1,849 件を抽出し、資産、収入調査のうち主要な調査となっている金融機関への預貯金残高の調査及び生命保険会社への保険加入状況の調査について、照会から回答が揃うまで</p>	表 3 - (2) - ⑥

<p>の所要日数を調査した結果、i) 預貯金残高の調査については、同調査を実施している事案 1,662 件のうち 1,381 件 (83.1%)、ii) 生命保険の加入の有無の調査については、同調査を実施している事案 1,617 件のうち 1,390 件 (86.0%) が、14 日を超えており、申請後直ちに照会を実施したとしても、必要な調査・指導を終えた上で法定期限内に保護の要否等の決定を行うことが困難な現状となっている。</p>	
<p>また、扶養調査についても、同調査を実施している事案 1,259 件のうち 254 件 (20.2%) のものが、14 日を超えている。</p>	
<p>ウ 福祉事務所における法定期限の延長及び各種調査に関する方針</p>	
<p>上記イのとおり法定期限内に必要な調査を完了した上で保護の要否等を決定することが困難な状況である中、厚生労働省においては、これを踏まえた延長期限の適用の可否や各種調査に関する具体的な取扱いや対処方策等を示していない。このため、102 福祉事務所においては、</p>	<p>表 3 - (2) - ⑦</p>
<p>i) 迅速な保護を重視し、申請者側の事情がない限り、法定期限内に把握できた情報で処理するなどとする事務所が 19 事務所 (18.6%)、</p> <p>ii) 法定期限内に処理するか延長するかケース・バイ・ケースであるとする事務所が 53 事務所 (52.0%)、</p> <p>iii) 申請処理には多くの調査を必要とするため、申請処理期間を基本的に 30 日まで延長しているなどとする事務所が 26 事務所 (25.5%)</p>	
<p>みられるなど、法定期限に対する考え方や取扱方策が区々になっている。</p>	
<p>また、調査対象とした 33 都道府県等 (11 指定都市を含む。)、102 福祉事務所の中には、申請時における資産、収入調査、稼働能力調査又は扶養調査の実施について、保護の開始後に行えばよいなどとして消極的な方針を持つものがみられる。</p>	<p>表 3 - (2) - ⑧</p>
<p>こうしたこともあり、102 福祉事務所における平成 24 年度の資産、収入調査の実施状況を都道府県単位でみると、調査の実施率 (保護申請件数に占める調査世帯数の割合) は、全国平均が 82.6%となっているが、100%台のものから 50%台のものまでである。また、調査世帯 1 世帯当たりの官公署や金融機関等に対する調査件数は、全体平均が 28 件となっているが、50 件近いものから 10 件台のものまである。</p>	<p>表 3 - (2) - ⑨</p>
<p>エ 申請事案の処理状況</p>	
<p>102 福祉事務所における申請事案の処理状況をみると、次のとお</p>	

<p>り、要保護者に対する迅速な保護と不正受給の防止の観点から問題がある状況にある。</p>	
<p>(7) 要保護者に対する迅速な保護の観点から問題がある状況</p> <p>102 福祉事務所における平成 22 年度から 24 年度までの 3 年間の申請事案 15 万 871 件のうち申請処理期間が把握できた 12 万 6,395 件（延べ 269 事務所）についてみると、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 法定期限を超えて処理されていた事案が 4 万 5,435 件（12 万 6,395 件の 35.9%）、 ii) 延長期限を超えて処理されていた事案が 2,309 件（12 万 6,395 件の 1.8%） <p>である。</p>	<p>表 3 - (2) - ⑩</p>
<p>また、102 福祉事務所における平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間の申請事案のうち、延長期限の 30 日を超えて処理されていた事案 504 件について任意に抽出し調査したところ、主な理由は、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 資産、収入調査の遅延を理由とするものが 46 事務所で 146 件、 ii) 稼働能力調査の長期化を理由とするものが 8 事務所で 22 件、 iii) 扶養調査の遅延を理由とするものが 19 事務所で 37 件 <p>である。</p>	<p>表 3 - (2) - ⑪</p>
<p>なお、法定期限内に処理しなかった事案の中には、法定期限を延長した理由を保護の要否等決定通知書に記載していないものもある。</p>	<p>表 3 - (2) - ⑫</p>
<p>(4) 不正受給の防止の観点から問題がある状況</p> <p>不正受給事案は、稼働収入、年金、保険金等の無申告・過少申告が大半を占めるものとなっている。申請時にその確認を行うための主要な方法である預貯金調査及び生命保険調査の実施状況を、上記イの申請事案 1,849 件についてみると、照会した各機関からの回答が揃わないまま保護の要否等を決定している事案が、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 預貯金調査については、同調査を実施している申請事案 1,662 件中 1,030 件（62.0%）、 ii) 生命保険調査については、同調査を実施している申請事案 1,617 件中 1,255 件（77.6%）となっている。 <p>また、これらの中には、金融機関等への照会自体を保護の要否等決定後に実施している事案が、預貯金調査について 71 件（4.3%）、生命保険調査について 66 件（4.1%）となっている。</p>	<p>表 3 - (2) - ⑬ （再掲）</p>

【所見】

したがって、厚生労働省は、保護申請時に係る要保護者の迅速な保護及び不正受給の未然防止を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 保護申請の処理について、毎年度の監査等を通じて、申請処理及び各種調査の実態を把握した上で、法定期限内に申請処理がなされていない事案及び各種調査の結果が確認されないまま保護の要否決定が行われている事案の発生状況及びその発生理由・原因を把握・分析すること。

また、その結果を踏まえ、

i) 保護の実施機関に対し、保護申請の適切な処理について指導及び助言するとともに、都道府県等に対し、これと同様の措置を講ずるよう指導すること、

ii) 迅速かつ的確な申請処理及び各種調査の実施に関する方策を検討し、必要な措置を講ずること。

② 資産収入調査について、福祉事務所における迅速かつ的確な保護申請の処理に資するよう、金融機関等に対して必要な協力要請を行うこと。

表 3 - (2) - ① 保護申請に係る生活保護法の規定

	改正後	改正前
申請 処 理 に 係 る 規 定	<p>(申請による保護の開始及び変更)</p> <p>第二十四条 <u>保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。</u></p> <p>一 ～五 (略)</p> <p>2 <u>前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。</p> <p>4 <u>前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。</u></p> <p>5 <u>第三項の通知は、申請のあつた日から十四日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。この場合には、同項の書面にその理由を明示しなければならない。</u></p> <p>6 保護の申請をしてから三十日以内に第三項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。</p>	<p>(申請による保護の開始及び変更)</p> <p>第二十四条</p> <p>保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。</p> <p>2 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。</p> <p>3 第一項の通知は、申請のあつた日から十四日以内にしなければならない。但し、扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。この場合には、同項の書面にその理由を明示しなければならない。</p> <p>4 保護の申請をしてから三十日以内に第一項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。</p>

<p>調査に係る規定</p>	<p>(資料の提供等)</p> <p>第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は <u>第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第三条第二項に規定する共済組合等(次項において「共済組合等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の 雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。</u></p> <p>一 <u>要保護者又は被保護者であつた者</u> 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)</p> <p>二 <u>前号に掲げる者の扶養義務者</u> 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。)</p> <p>2 <u>別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。</u></p>	<p>(調査の囑託及び報告の請求)</p> <p>第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。</p>
----------------	---	--

(注) 下線は平成 25 年 12 月の改正事項である。

表3-1(2)-② 申請時に係る各種調査の実施方法等

<p>生活保護法による保護の実施要領 について (昭和36年4月1日付け厚生省発社 第123号 厚生事務次官通知)</p>	<p>生活保護法による保護の実施要領 について (昭和38年4月1日付け社発第246 号厚生省社会局長通知)</p>	<p>生活保護の適正実施の推進につい て(昭和56年11月17日付け社保第 123号厚生省社会局保護課長・監査指 導課長通知)</p>	<p>生活保護法施行事務監査実施要綱 (平成12年10月25日付け社保第 2393号厚生省社会・援護局長通知)</p>	<p>生活保護行政を適正に運営するた めの手引き (平成18年3月30日付け社援保発 第0330001号厚生労働省社会・援護 局保護課長通知)</p>
<p>訪 問 調 査</p>	<p>第1-2 調査及び援助方針等 1 訪問調査 要保護者の生活状況等を把握 し、援助方針に反映させることや、 これに基づく自立を助長するため の指導を行うことを目的として、 世帯の状況に応じ、訪問を行うこ と(後略)。 (1)申請時等の訪問 保護の開始又は変更の申請等の あった場合は、<u>申請書等を受理し た日から1週間以内に訪問し、実 地に調査すること。</u></p>	<p>(略)</p>	<p>-</p>	<p>I 申請時から保護の決定に至るま での対応 1 申請相談から保護の決定まで の対応の概略 (2)(前略)さらに、必ず実地調査 を行うとともに、申請以前の生 活状況や保護の申請に至った 理由を把握する。</p>

資産	第8 収入の認定 収入の認定は次により行うこと。 1 収入に関する申告及び調査 (1) 要保護者が保護の開始又は変更の申請をしたときのほか、次のような場合に、当該被保護者の収入に関し、申告を行わせること ア 実施機関において収入に関する定期又は随時の認定を行おうとするとき。 イ (略) (2) 収入に変更あるときの申告は、(略) (3) 収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際これら事項を証明すべき書類があれば、必ずこれを提出させること。 (4) 収入の認定にあたっては、 <u>世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて精密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること。</u>	(略)	新規申請の場合 (1) 保護の新規申請における資産の保有状況及び収入状況の調査把握をより確実にするため、申請者等に対し次の措置を講ずること。 ア 資産の保有状況については、土地、建物、預貯金、自動車等の保有状況、生命保険の加入状況の種別ごとに入力したうえ、当該記入内容が事実に相違ない旨を求めると。また、保護の実施機関が行う資産の保有状況に関する関係先照会に同意する旨を記し署名捺印した書面を申請者等から提出させること。また、保護の実施機関が関係先照会に同意する旨を記し署名捺印した書面を申請者等から提出させること。 イ 収入状況については、 <u>勤労収入、年金、仕送り、保険金等その収入の種類ごとに克明に記入したうえ、当該記入内容が事実に相違ない旨を記し署名捺印した書面を申請者等から提出させること。</u> ウ 訪問調査及び提出資料による収入状況の把握は、 <u>収入状況に不明な点が残る場合には、必要に応じて雇用主等の関係先に照会を行うとともに関係先と連携を図ることにより、事実的の確な把握に努めること。</u>	【着眼点】 2 保護開始時における調査の徹底 (1) 資産等の申請書、資産申告書(不動産、預貯金、生命保険、自動車等)及び収入申告書(稼動収入、年金等)の内容は、 <u>審査資料等に基づき十分審査されているか。</u> また、 <u>生活圏内の関係先(金融機関、保険会社、年金事務所等)調査等によって十分に検証・確認されているか。</u> イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書は適切に徴取されているか。 ウ 急迫性が無いにも関わらず、 <u>保護開始決定後に調査していること</u> はないか。 エ 保護申請前に転居してきた者については、 <u>前居住地の関係先照会等</u> は行われているか。 オ 法第63条を適用し、保護を開始した場合は、 <u>文書</u> により本人に周知されているか。	I 申請相談から保護の決定に至るまでの対応 1 申請相談から保護の決定までの対応の概略 (1) (略) (2) (前略) 保護の受給要件(生活保護法(以下「法」という。))第4条を満たしているかどうかを判断するため、要保護者から必要な書類を、 <u>要保護者から必要とするにも、資産、収入等が不明な時には、保護の決定又は実施のために必要がある場合に要保護者の資産及び収入の状況について保護の実施機関又は福祉事務所(以下単に「保護の実施機関」という。))が、公署に対し調査を囑託し、又は関係人に対し報告を求めること</u> ができる旨規定した法第29条に基づき調査(以下「法第29条に基づき調査」という。))を、 <u>能力活用の確認が必要と認められる要保護者には、法第28条に基づき検診命令を実施し、要件の確認の審査を徹底する。</u> さらに、(以下略)
収入				3 収入申告等の徴取 (1) 収入申告は、原則として文書により行わせる必要がある。収入申告書には収入の種類、金額等を正確に記載させるとともに、その内容を挙証する給与明細書等の添付が必要である。また、収入申告書様式の中に挙証資料の添付、虚偽申告の禁止及び指定期日までの提出義務等を注記しておく、被保護者にあらかじめ周知しておくことにも留意する。 (2)、(3) (略) (4) 資産申告書は、 <u>保護開始時に資産の保有状況を正確に記載させるとともに、その内容を挙証する関係書類の添付が必要である。</u> 特に(以下略)	

扶養調査	<p>第5 扶養義務の取扱い 要保護者に扶養義務者があつた場合、扶養義務者に扶養及びその他の支援助を求めよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できるときは、その扶養義務のあるときは、その扶養を優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えては扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによつて解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと。</p>	<p>第5 扶養義務の取扱い 1 扶養義務者の存否の確認について (1) 保護の申請があつたときは、要保護者の扶養義務者のうち次に掲げるものの存否をすみやかに確認すること。この場合には、要保護者よりの申告によるものと、さらに必要があるときは、戸籍謄本等により確認すること。 ア 絶対的扶養義務者 イ 相対的扶養義務者のうち次に掲げるもの (7) 現に当該要保護者又は扶養している者 (4) 過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者 2 扶養能力の調査について (1) 1により把握された扶養義務者について、その職業、収入等について要保護者その他より聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査すること。なお、(後略) (2) 次に掲げる者(以下「重点的扶養能力対象者」という。)については、更にアからエにより扶養能力を調査すること。(以下略)</p>	<p>【着眼点】 2 保護開始時における調査の徹底 (4) 扶養義務履行の指導状況 ア 扶養義務者の存否の確認は行われているか。 イ 居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認は行われているか。 ウ 扶養義務者について、職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性は調査されているか。 エ また、精神的な支援の可能性についても確認されているか。 オ 重点的扶養能力調査対象者が管内に居住している場合には、実地に調査されているか。 カ 重点的扶養能力調査対象者が管外に居住する場合には、回答期限を付して照会し、回答がないときに、再照会は行われているか。回答がないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会が行われているか。 キ 重点的扶養能力調査対象者に対する扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。 ク 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対する扶養能力調査は適切に行われているか。 キ (扶養能力等の変更)</p>	<p>1 申請相談から保護の決定に至るまでの対応 1 申請相談から保護の決定までの対応の概略 (3) (前略) 資産、能力及び他方他施策の活用や、扶養義務者の扶養が十分でないケースに対しては、適切な助言指導を行う。</p>
------	--	---	--	---

稼働能力調査	第4 稼働能力の活用 要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させると。	第4 稼働能力の活用 1 稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を適用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。 また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど組織的な検討を行うこと。 2 稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。 3 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に就職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。 4 就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。		【着眼点】 2 保護開始時における調査の徹底 (3) 病状及び稼働能力活用状況の把握 病状及び稼働能力の活用状況が確に把握されているか。また、必要に応じて検診命令等は活用されているか。	I 申請相談から保護の決定に至るまでの事務の概略 1 申請相談から保護の決定までの対応の概略 (2) (前略) 能力活用の確認が必要と認められる要保護者には、法第28条に基づき検診命令を実施し、要件の確認審査を徹底する。(後略) (3) (前略) 資産、能力及び他方他施策の活用や、扶養義務者の扶養が十分でないケースに対しては、適切な助言指導を行う。

【職や住まいを失った方々への支援の徹底について（平成21年3月18日付け社援保発第0318001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）】

2 保護の申請から保護の適用までの対応
(3) 適切な審査の実施
生活保護の決定に当たっては、急迫の場合を除き、通常の手順に従って必要な審査を行った上で、法定期間内での適切な処理に努める必要がある。
特に、稼働能力の活用の判断に当たっては、保護の実施要領の規定に従い、①稼働能力があるか否か、②その稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断することとなる。
したがって、単に稼働能力があることをもって保護の要件を欠くものではないが、一方で、実際に稼働能力を活用する就労の場を得られるにもかかわらず職に就くことを拒んでいる場合は保護の要件を欠くことになる。このため、本人の生活歴・職歴等を聴取し、本人の稼働能力に見合った就労の場が得られるかどうかについて十分見極め、必要な支援を行われない。

<p>保護の要否決定</p>	<p>第10 保護の決定 保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業(高等学校等への就学に必要な経費を除く。)、葬祭に必要な経費の順に充当させ、それを定めること。</p>	<p>第10 保護の決定 1 年齢改定 (略) 2 保護の要否及び程度の決定 (略) 3 保護の開始時期 保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とする。なお、町村長が申請申請書を受理した日、またたは、最初の申請があった場合には、最初の保護の実施機関が申請を受理した日と、それぞれ取り扱うこと。</p>	<p>1 新規申請の場合 (2) (1)のイ、イによる書面及び(1)のイによる記入内容並びにこれらに関する資料の提出並びにこれに関する調査を拒む等の者に対しては、保護の決定(変更の実施に当たっては、生活保護法(以下「法」という。)第4条、第8条及び第9条の趣旨に照らし、保護の申請者の現在の要を的確に把握したうえで、法第24条に基づき、保護の要否、種類、程度及び方法を決定しなればならないとされていること)から、資産の保有状況又は収入状況の調査につき保護の申請者の協力が得られない場合、適切な保護の決定を行うことが困難となる。従って、このような場合には、保護の申請者に対し、生活保護法の趣旨、内容等につき十分に説明を行うとともに、やむを得なければ、法第28条の規定による保護申請を却下することについて検討すること。</p>	<p>【主眼事項】 1 保護の適正実施の推進 (1) 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底 【着眼点】 1 面接相談時等における適切な対応と事務処理 (7) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。 【主眼事項】 (3) 適正な保護の決定事務の確保 【着眼点】 1 保護の開始 保護の開始は、急迫性がないにも関わらず要保護者の資産及び収入に係る必要な関係先調査をせずに開始していることではないか。また、保護の開始・申請の却下は、要否の判定を適正に行い決定されているか。</p>	<p>I 申請相談から保護の決定に至るまでの事務の概略 1 申請相談から保護の決定までの対応の概略 (3) 保護の要否判定、保護の決定にあたっては、要保護者の調査指導を徹底し、未処理のないよう留意することともに、ケースカンファレンスを適宜活用し、処遇方針等を明確にする。特に、処遇困難ケースについては、その後のケース処理については、重大な影響を及ぼすこととなるので、自立阻害要因を的確に把握し、ケースカンファレンス等により検討を行う等により組織として当該被保護者の状況に応じた処遇方針を樹立するよう徹底する。 また、資産、能力及び他方他施策の活用や、扶養義務者の扶養が十分でないケースに対しては、適切な助言指導を行う。資産、能力等の活用に関する助言指導に従わないときは、真に切迫した状況(生存が危うい場合その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合をいう。以下「急迫状況」という。)にある場合を除き、保護の要件を欠くものとして申請を却下することも検討する。保護の要否判定の結果、資産、能力等を活用してもなお、最低生活費の需要が満たされない場合、保護を開始することとなる。</p>
----------------	--	---	--	--	---

【職や住まいを失った方々への支援の徹底について（平成21年3月18日付け社援保発第0318001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）】

- 2 保護の申請から保護の適用までの対応
 - (2) 住居の確保等についての情報提供及び関係機関との連携(略)
 - (3) 適切な審査の実施
 - (4) 保護の開始決定に当たっての留意点

保護の開始決定に当たっては、特に次の点に留意されたい。

 - ア 保護の開始決定は、申請者の住居が確保されたとき（アパート等に入居したとき、又は入居できなくなったとき）以降、又は施設等に入所したとき以降に行うこと。なお、住居が確保されていないことを理由として保護申請を却下することはできないものであること。
 - イ 保護の開始日は、申請日以降であって、要保護状態にあると判定された日とするとしている。したがって、申請日以降に他の支援等により一定期間要保護状態になかったことが明らかである場合を除き、通常、その申請日が保護の開始日となることに留意すること。その際、生活扶助費については第1類及び第2類の表に掲げる額並びに加算額等を合算した額を計上すること。

【失業等により生活に困窮する方々への支援の留意事項について（平成21年12月25日付け社援保発第1225第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）】

- 1 速やかな保護決定

失業等により生活に困窮する方が、所持金がなく、日々の食費や求職のための交通費等も欠く場合には、申請後も日々の食費等に事欠く状態が放置されることのないようにする必要がある。そのため、臨時特例つなぎ資金貸付制度等の活用について積極的に支援し、保護の決定に当たっては、申請者の窮状にかんがみて、可能な限り速やかに行うよう努めること。

(注) 1 各通知を当省が披料したものである。
 2 下線は当省が付した。

表3-1(2)-③ 申請件数の推移

単位：件

区分	年度	平成20	21	22	23	24	合計
調査対象 福祉事務 所の値	申請件数(A)	40,373	55,923	54,736	48,713	47,422	247,167
	却下等(B)	3,463	4,756	4,735	4,492	4,739	22,185
	B/A (%)	8.6	8.5	8.7	9.2	10.0	9.0
全国値	申請件数	197,505	282,804	299,781	271,307	271,307 (注2)	1,322,704

(注) 1 「全国値」については厚生労働省提出資料、「調査対象福祉事務所の値」については調査対象102福祉事務所の提出資料、に基づき当省で作成した。

2 平成24年度の全国値については、26年7月現在、厚生労働省において未集計であるため、23年度のデータを仮置している。

3 年度については、保護開始日を基準としている。

4 「却下等」は、福祉事務所が保護申請を却下した件数に、申請の取下げがあったものも含む。

表 3 - (2) - ④ 申請時の手持ち金の額等

金 額	件 数	全体 (470 件) に占める割合
1 万円未満	2 6 7 件	5 6 . 8 %
1 万円以上 5 万円未満	1 2 8 件	2 7 . 2 %
5 万円以上	7 5 件	1 6 . 0 %
合 計	4 7 0 件	1 0 0 . 0 %
平均の手持ち金額		2 5 , 8 0 3 円

- (注) 1 当省が調査対象 102 福祉事務所から任意に抽出した 470 件について作成した。
 2 手持ち金は、福祉事務所が保護の要否等を決定する際に、申請時の所持金（預貯金等を含む。）として把握していた額である。

表 3 - (2) - ⑤ 保護開始時からの不正受給件数

単位：件

年 度	平成 2 2	2 3	2 4	合 計
不正受給件数 (A)	4 , 0 9 0	5 , 5 5 2	6 , 6 9 3	1 6 , 3 3 5
うち保護開始時からのもの (B)	4 6 7	5 8 5	6 0 6	1 , 6 5 8
割合 (B / A)	1 1 . 4 %	1 0 . 5 %	9 . 1 %	1 0 . 1 %

- (注) 1 監査実施結果報告書に基づき当省で作成した。
 2 平成 24 年度は調査対象 102 事務所分のデータ、23 年度は、そのうちデータの把握できた 101 事務所分、22 年度は同様に 99 事務所分について作成した。
 3 保護開始から不正受給が始まるまでの期間が不明なものを除く。

表 3 - (2) - ⑥ 各種調査の実施状況

単位：件

区 分		申請処理期間			計
		14 日以下	15～30 日	31 日以上	
抽出申請数		5 6	1, 2 8 9	5 0 4	1, 8 4 9
資産収入 (預貯金)	調査実施件数	4 6	1, 1 7 9	4 3 7	1, 6 6 2
	照会から回答まで 14 日を超えているもの	3 6 (78.3%)	9 8 4 (83.5%)	3 6 1 (82.6%)	1, 3 8 1 (83.1%)
	照会が決定後 (注 2)	9 (19.6%)	3 9 (3.3%)	2 3 (5.3%)	7 1 (4.3%)
	回答が決定後 (注 3)	3 9 (84.8%)	7 7 7 (65.9%)	2 1 4 (49.0%)	1, 0 3 0 (62.0%)
資産収入 (生命保険)	調査実施件数	3 9	1, 1 4 7	4 3 1	1, 6 1 7
	照会から回答まで 14 日を超えているもの	3 0 (76.9%)	1, 0 0 6 (87.7%)	3 5 4 (82.1%)	1, 3 9 0 (86.0%)
	照会が決定後 (注 2)	6 (15.4%)	3 6 (3.1%)	2 4 (5.6%)	6 6 (4.1%)
	回答が決定後 (注 3)	3 3 (84.6%)	9 3 7 (81.7%)	2 8 5 (66.1%)	1, 2 5 5 (77.6%)
扶 養 調 査	調査実施件数	3 4	8 7 9	3 4 6	1, 2 5 9
	照会から回答まで 14 日を超えているもの	5 (14.7%)	1 6 7 (19.0%)	8 2 (23.7%)	2 5 4 (20.2%)
	照会が決定後 (注 2)	1 1 (32.4%)	1 7 8 (20.3%)	3 9 (11.3%)	2 2 8 (18.1%)
	回答が決定後 (注 3)	2 2 (64.7%)	3 5 8 (40.7%)	9 4 (27.2%)	4 7 4 (37.6%)

- (注) 1 本表は、調査対象 102 福祉事務所が平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間に処理した申請から任意に抽出した 1,849 件の調査結果である。
- 2 「照会が決定後」の件数とは、調査した 1,849 件の申請のうち、当該区分の開始時調査（保護の可否等決定のため必要な調査）のうち、区分ごとに最後に実施された照会が、保護の可否等決定後となっているものの申請件数である。
- 3 「回答が決定後」の件数とは、調査した 1,849 件の申請のうち、当該区分の開始時調査（保護の可否等決定のため必要な調査）のうち、区分ごとに最後に受理した回答が、保護の可否等決定後となっているものの申請件数である。

表 3 - (2) - ⑦ 福祉事務所の申請処理の考え方、対処方策等

単位：事務所

区 分	事務所数	主 な 例
<p>i) 迅速な保護を重視して、申請者側の事情がない限り、調査が終了しなくても法定期限内に把握した情報で処理するなどとしている事務所</p>	<p>19 (18.6%)</p>	<p>○ 申請の際には多くの調査を必要とするため、14日までに把握している情報で要否決定している。後日、調査結果が出た時点で再度要否を検討し、必要に応じ戻入している。</p> <p>○ 本来であれば法定期限内に決定を行うものであり、金融機関等からの回答が遅延している場合等であっても、保護の要否の決定については法定期限を遵守するように努めている。</p> <p>○ 保護の開始申請があったときは、原則、申請のあった日から14日以内に、保護の要否等を決定している。ただし、申請者の事情で14日以内に訪問調査が未実施の場合など特別の理由がある場合は、30日まで決定を保留する場合がある。</p> <p>決定後、生活保護法第29条の規定に基づく調査等の結果により却下等に該当する案件があれば、決定を取り消すなどの措置を講じている。</p>
<p>ii) 法定期限内に処理するか延長するかケース・バイ・ケースであるとする事務所</p>	<p>53 (52.0%)</p>	<p>○ 申請があった日から14日以内に調査を完了するように業務を進めるが、扶養調査のように保護の決定に影響を与えない調査であれば保護の決定後に行う場合もある。</p> <p>なお、保護の決定に影響を与えるような調査で、例えば文書回答が遅れており、他の方法では確認できないような場合は、保護決定の通知の期限を、申請があった日から30日以内に延長している。</p> <p>○ 申請に対する決定は、なるべく14日以内に通知、遅くとも30日以内に通知することとしている。一方、ほとんどの案件に</p>

区 分	事務所数	主 な 例
		<p>において各種調査の終了までに 31 日以上要している実態がある。このため、申請者の状況や調査の進行を踏まえ、全ての調査が終了していなくとも、現業員の判断で、それまでの調査結果をもって、14 日以内又は 30 日以内に要否判定・通知を行うこととし、後日、調査結果が出た時点で必要に応じ保護措置変更（要否判定を含む。）を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 14 日以内に保護の要否等の決定を行うように努めているが、申請の際には多くの調査を必要とするため、14 日以内では調査が完了していないことも多い。14 日を超える場合、ある程度決定の判断材料が整った段階でケース診断会議にて開始の可否を決定しているが、開始決定後、新たに資産等が判明したときは、その都度収入認定等の処理を行う。 ○ 申請者がそれほど困窮していない場合で、かつ要否判定に必要な調査が終わらないために 14 日以内に決定ができない場合には、30 日まで延ばしている。ただし、全ての調査が終わらなかったとしても 30 日以内には決定を出すようにしており、その場合には、把握できた内容や主訴を基に要否判定する。 ○ 14 日以内に処理することを前提に計画を立てているが、14 日以内に調査が終わらない場合は 30 日以内に処理するようにし、30 日以内に調査が終了しないと見込まれる場合は、同日までに把握している情報で要否を決定する。後日、調査結果が出た時点で再度要否を検討している。
iii) 申請処理には多くの調査を必要とするため、申請処理期	26 (25.5%)	○ 関係機関等調査に時間を要するため、法定の 2 週間以内での処理は困難であり、基

区 分	事務所数	主 な 例
間を原則30日まで延長するなどとしている事務所		<p>本的に30日以内に処理している。疑義がある場合は、調査の結果を待って決定せざるを得ない。</p> <p>○ 申請から決定については、戸籍調査・扶養調査を始め、多くの調査を必要とする一方で、個人情報保護の厳格化などにより、生活保護法で定められた14日以内に処理することは事実上困難となっている。そのため、基本的に30日以内に処理するよう計画を立てており、特に保護費に直接的な影響のある資産調査などについてはそれに間に合わせるよう努力している。扶養調査については、決定までに完遂できないことが多いが、なるべく早い時期に完了するようにしている。</p>
iv) その他	4 (4.0%)	<p>○ 毎週水曜日にケース診断会議を開催することとしており、各種調査がほぼ終了した段階で同会議において組織的に検討している。</p> <p>○ 生活保護法第29条の規定に基づく調査の回答がある程度出そろうまではケース診断会議において要否判断を行うことはできず、少なくとも半数程度の回答を待っている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は調査対象102事務所に対する割合である。

表3-2-⑧ 申請を受け付けてから保護の可否等を決定するまでの間の各種調査に消極的な方針の例

資産収入調査	<p>大都市部の実態に即し、個々の金融機関への調査に代えて生活に使用している通帳により生活実態や出入金の状況の確認を行った上で、必要があれば金融機関調査を行うよう管内実施機関に対して指導助言を行っている。</p>
稼働能力調査	<p>稼働能力の活用が不十分として申請却下した案件において、「当該生活困窮者が、その具体的な稼働能力を前提として、それを活用する意思を有しているときは、当該生活困窮者の具体的な環境の下において、その意思のみに基づいて直ちにその稼働能力を活用する就労の場を得ることができると認めることができない限り、なお当該生活困窮者はその利用し得る能力を、その最低限度の生活の維持のために活用しているものであって、稼働能力の活用要件を充足することができると解する」などとして、敗訴したことがある。その経験を踏まえ、現に生活に困窮していれば稼働能力があっても保護を開始すべきと考えているため、申請受付してから保護の可否等決定するまでは稼働能力の活用の有無を判断していない。</p> <p>稼働能力調査は、保護が開始してから就労指導等を行うために実施している。</p>
扶養調査	<p>扶養援助については、要保護世帯への収入資産調査と異なり、保護受給するに当たっての前提要件ではない。保護が開始された後に、被保護世帯の理解を得ながら実際に扶養の期待可能性がある親族への扶養調査を検討することとしても、扶養についての要件確認は十分可能である。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3 - (2) - ⑨ 開始時資産、収入調査の実施状況

単位：件

都道府県	調査対象福祉事務所数	年 度	平成 2 2			2 3			2 4		
合 計	1 0 2	申請件数 (A)	54,736			48,713			47,422		
		調査先延件数 (B)	1,342,053			1,145,672			1,100,021		
		調査世帯数 (実数) (C)	44,241			40,516			39,184		
		調査実施率 (C/A)	80.8%			83.2%			82.6%		
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	30			28			28		
		収入認定等	4,937			3,808			3,392		
北 海 道	6	申請件数 (A)	4,226			3,939			3,913		
		調査先延件数 (B)	175,173			151,287			157,776		
		調査世帯数 (実数) (C)	4,236			3,729			3,529		
		調査実施率 (C/A)	100.2%			94.7%			90.2%		
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	41			41			45		
		収入認定等	398			213			188		
青 森	3	申請件数 (A)	1,473			1,434			1,379		
		調査先延件数 (B)	50,526			46,828			35,984		
		調査世帯数 (実数) (C)	1,473			1,434			1,379		
		調査実施率 (C/A)	100.0%			100.0%			100.0%		
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	34			33			26		
		収入認定等	304			261			262		
宮 城	6	申請件数 (A)	2,387			1,775			1,851		
		調査先延件数 (B)	52,871			42,523			37,719		
		調査世帯数 (実数) (C)	2,285			1,766			1,651		
		調査実施率 (C/A)	95.7%			99.5%			89.2%		
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	23			24			23		
		収入認定等	92			134			85		
東 京 都	7	申請件数 (A)	9,857			8,572			8,106		
		調査先延件数 (B)	71,922			71,867			60,730		
		調査世帯数 (実数) (C)	3,788			4,162			4,327		
		調査実施率 (C/A)	38.4%			48.6%			53.4%		
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	19			17			14		
		収入認定等	170			195			239		

都道府県	調査対象福祉事務所数	年 度	平成 2 2	2 3	2 4
埼玉県	6	申請件数 (A)	2,826	2,505	2,473
		調査先延件数 (B)	78,058	75,134	65,688
		調査世帯数 (実数) (C)	2,755	2,434	2,339
		調査実施率 (C/A)	97.5%	97.2%	94.6%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	28	31	28
		収入認定等	279	272	294
富山県	3	申請件数 (A)	490	358	403
		調査先延件数 (B)	16,464	10,946	12,098
		調査世帯数 (実数) (C)	490	357	395
		調査実施率 (C/A)	100.0%	99.7%	98.0%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	34	31	31
		収入認定等	20	19	16
福井県	3	申請件数 (A)	384	376	452
		調査先延件数 (B)	10,420	12,496	14,543
		調査世帯数 (実数) (C)	383	376	449
		調査実施率 (C/A)	99.7%	100.0%	99.3%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	27	33	32
		収入認定等	164	42	67
愛知県	6	申請件数 (A)	3,904	3,152	2,977
		調査先延件数 (B)	57,257	47,396	44,352
		調査世帯数 (実数) (C)	2,236	1,971	1,772
		調査実施率 (C/A)	57.3%	62.5%	59.5%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	26	24	25
		収入認定等	82	42	46
岐阜県	3	申請件数 (A)	1,409	1,248	992
		調査先延件数 (B)	62,797	56,040	44,672
		調査世帯数 (実数) (C)	1,408	1,213	938
		調査実施率 (C/A)	99.9%	97.2%	94.6%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	45	46	48
		収入認定等	291	256	226

都道府県	調査対象福祉事務所数	年 度	平成 2 2	2 3	2 4
静岡県	6	申請件数 (A)	1,535	1,326	1,300
		調査先延件数 (B)	44,643	35,150	35,887
		調査世帯数 (実数) (C)	1,535	1,291	1,282
		調査実施率 (C/A)	100.0%	97.4%	98.6%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	29	27	28
		収入認定等	250	261	259
大阪府	6	申請件数 (A)	8,319	7,634	6,633
		調査先延件数 (B)	278,147	171,586	153,326
		調査世帯数 (実数) (C)	8,290	7,252	6,262
		調査実施率 (C/A)	99.7%	95.0%	94.4%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	34	24	24
		収入認定等	93	105	41
京都府	5	申請件数 (A)	1,797	1,655	1,771
		調査先延件数 (B)	34,341	30,413	37,265
		調査世帯数 (実数) (C)	1,471	1,300	1,572
		調査実施率 (C/A)	81.9%	78.5%	88.8%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	23	23	24
		収入認定等	136	104	105
滋賀県	3	申請件数 (A)	681	621	718
		調査先延件数 (B)	18,099	19,963	21,999
		調査世帯数 (実数) (C)	765	621	696
		調査実施率 (C/A)	112.3%	100.0%	96.9%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	24	32	32
		収入認定等	101	59	52
岡山県	4	申請件数 (A)	1,530	1,341	1,245
		調査先延件数 (B)	54,897	45,226	45,272
		調査世帯数 (実数) (C)	1,463	1,328	1,066
		調査実施率 (C/A)	95.6%	99.0%	85.6%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	38	34	42
		収入認定等	438	179	151
広島県	6	申請件数 (A)	3,233	2,935	2,600
		調査先延件数 (B)	62,261	69,827	51,531
		調査世帯数 (実数) (C)	2,293	2,753	1,955
		調査実施率 (C/A)	70.9%	93.8%	75.2%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	27	25	26
		収入認定等	312	448	265

都道府県	調査対象福祉事務所数	年 度	平成 2 2	2 3	2 4
徳島県	4	申請件数 (A)	1,155	1,147	1,006
		調査先延件数 (B)	37,782	34,223	32,565
		調査世帯数 (実数) (C)	1,137	1,144	1,006
		調査実施率 (C/A)	98.4%	99.7%	100.0%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	33	30	32
		収入認定等	246	217	170
香川県	5	申請件数 (A)	1,206	1,024	1,071
		調査先延件数 (B)	48,595	40,779	47,289
		調査世帯数 (実数) (C)	1,204	1,017	1,069
		調査実施率 (C/A)	99.8%	99.3%	99.8%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	40	40	44
		収入認定等	184	166	172
高知県	3	申請件数 (A)	1,812	1,639	1,491
		調査先延件数 (B) (注5)	14,745	13,386	16,056
		調査世帯数 (実数) (C) (注5)	657	412	565
		調査実施率 (C/A) (注5)	—	—	—
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	22	32	28
		収入認定等	137	121	130
福岡県	6	申請件数 (A)	3,210	2,720	2,378
		調査先延件数 (B)	84,781	74,292	63,157
		調査世帯数 (実数) (C)	3,140	2,657	2,317
		調査実施率 (C/A)	97.8%	97.7%	97.4%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	27	28	27
		収入認定等	540	352	203
佐賀県	3	申請件数 (A)	645	619	639
		調査先延件数 (B)	21,496	19,237	19,958
		調査世帯数 (実数) (C)	626	606	625
		調査実施率 (C/A)	97.1%	97.9%	97.8%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	34	32	32
		収入認定等	411	54	74
熊本県	4 (注6)	申請件数 (A)	347	330	1,576
		調査先延件数 (B)	7,229	7,369	44,100
		調査世帯数 (実数) (C)	330	330	1,573
		調査実施率 (C/A)	95.1%	100.0%	99.8%
		一世帯当たり調査件数 (B/C)	22	22	28
		収入認定等	58	86	167

都道府県	調査対象福祉事務所数	年 度	平成 2 2	2 3	2 4
		沖縄県	4	申請件数 (A)	2,310
調査先延件数 (B)	59,549			69,704	58,054
調査世帯数 (実数) (C)	2,276			2,363	2,417
調査実施率 (C/A)	98.5%			100.0%	98.7%
一世帯当たり調査件数 (B/C)	26			29	24
収入認定等	231			222	180

- (注) 1 調査対象機関（都道府県等又は福祉事務所）提出資料に基づき当省で作成した。
- 2 「調査先延件数」とは、銀行、生命保険会社、年金事務所、雇用先、その他関係先に対して資産、収入調査を実施した件数をいう。また、「調査世帯数（実数）」とは、調査が実施された申請世帯数をいう。
- 3 「収入認定等」とは、資産、収入調査の結果が主たる要因となって、保護開始の際に収入認定が行われたものや申請が却下されたもののほか、申請者が取り下げたものも含まれる。
- 4 一部の福祉事務所では、「調査世帯数」等に職権保護による開始案件に係る調査の実績を含んでいる等により、調査実施率が100%を超える場合がある。
- 5 高知県内の福祉事務所については、「調査世帯数」等は、当該年度内の3か月分のデータのみ把握している。調査対象とした3福祉事務所は、受け付けた申請に対して必ず資産、収入調査を実施していると説明していること、仮に3ヶ月分の調査実績を4倍すると、年間申請件数との対比は100%上回っていることから、調査実施率は約100%と推計できる。
- 6 調査対象福祉事務所は4事務所であるが、そのうち平成24年度に設置された福祉事務所が2事務所含まれることから、平成22年度、同23年度のデータは2事務所分になっている。
- そのため、「合計」欄の調査対象福祉事務所数も102となっているが、平成22年度、同23年度のデータは100事務所分となっている。

表 3 - (2) - ⑩ 申請処理の実施状況

単位：件、%

年 度	平成 2 2	2 3	2 4	合 計
申請件数 (A)	4 6, 1 2 8	3 6, 2 6 0	4 4, 0 0 7	1 2 6, 3 9 5
うち処理期間 14 日超 (B)	1 5, 2 0 0	1 3, 7 7 2	1 6, 4 6 3	4 5, 4 3 5
14 日を超える 割合 (B/A) %	3 3. 0	3 8. 0	3 7. 4	3 5. 9
うち処理期間 30 日超 (C)	8 3 4	7 1 9	7 5 6	2, 3 0 9
30 日を超える 割合 (C/A) %	1. 8	2. 0	1. 7	1. 8
(参考) 102 事務所の申請件 数合計 (処理期間が 把握できなかったも のも含む。)	5 4, 7 3 6	4 8, 7 1 3	4 7, 4 2 2	1 5 0, 8 7 1

(注) 1 申請書受理簿等の福祉事務所提出資料に基づき当省で作成した。

なお、本表は調査対象 102 福祉事務所のうち、処理期間データが把握できた次の福祉事務所について作成している。

平成 22 年度：85 事務所、23 年度：87 事務所、24 年度：97 事務所

2 処理期間とは、生活保護法第 24 条第 1 項 (現第 3 項) (表 3 - (2) - ①参照) の申請があった日から同条第 3 項 (現第 5 項) の通知に至る日までの期間をいい、初日は不算入である。

表 3 - (2) - ⑪ 申請処理遅延の具体例等

資産、収入調査が遅延したもの	46 事務所	146 件
<p>(例 1)</p> <p>申請者の所有する田畑等の活用状況について調査を進めていたが、申請者は詳細を把握しておらず、その長男、次男に対して確認をする必要があったなどにより、資産、収入調査に日数を要した。</p> <p>(例 2)</p> <p>預貯金の確認のために通帳を見せるように指示していたが、紛失したとのことで提出がなかった。そのため、銀行へ預貯金残高等を照会した結果の回付があるのを待っていた。</p> <p>(例 3)</p> <p>申請者から、長男及び次男を被保険者とする学資保険があるとの申告があったため、回答を待っていたが、申請から長期間経過したため一端開始した。</p>		
稼働能力調査が長期化したもの	8 事務所	22 件
<p>(例 1)</p> <p>申請者は過去 3 回就労指導違反で、廃止になっていたため、その経緯や車を所有していたことから、申請者の就労意欲や車の処分状況を慎重に調査していた。</p> <p>(例 2)</p> <p>脳梗塞のため家業が行えず保護申請したが、軽作業は可能であり、就労の意思も認められたことから、求職活動をするよう求め、その状況の報告を受けていた。</p>		
扶養調査が遅延したもの	19 事務所	37 件
<p>(例 1)</p> <p>申請者は、以前姉から援助を受けていたため、姉との関係の確認に時間を要した。姉からは扶養が見込まれない状況が確認できたため保護を開始した。</p> <p>(例 2)</p> <p>申請者には別居中の妻がいて、妻に対して文書で扶養調査を行っていたが回答がないため、実地調査を行うなどして時間を要した。</p>		

(注) 調査対象福祉事務所が平成 20 年度から 24 年度までに処理した申請のうち、延長期限の 30 日を超えて処理されていた事案 504 件から抽出して作成した。

表 3 - (2) - ⑫ 法定期限を延長した理由が明示されていない事案

単位：件

申請処理期間	抽出数 (A)	延長理由明示なし (B)	割合 (B/A)
15 ～ 30 日	1, 289	113	8.8%
31 日 以 上	504	53	10.5%
合 計	1, 793	166	9.3%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「延長理由明示なし」には、申請があつてから要否等決定通知を行うまでの期間が法定期限を超えているにもかかわらず、それを延長した理由が保護の要否等決定通知書に未記載のものを計上した。

勸 告	説明図表番号
<p>(3) 不正受給事案等の処理の迅速化 (不正受給への対応に関する仕組み等)</p> <p>不正受給については、生活保護法第 78 条において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、その費用の額の全部又は一部を、不正受給者から徴収できるものとされている。</p> <p>また、生活保護行政適正運営手引において、収入未申告等に係る疑義が生じた場合の対応として、事実確認（金融機関等に対する調査、本人に対する事実確認等）を行い、所長等幹部職員を交えて要保護世帯の処遇方針等を協議する会議（以下「ケース診断会議」という。）を開催し、不正受給であることの判断やその後の処理方法等について決定することとされている。福祉事務所は、その後、必要な行政措置（保護の廃止、停止及び保護費の変更）を行うとともに、生活保護法第 78 条を適用し、徴収金の回収に着手することとなるが、これらの標準処理期間等については、生活保護行政適正運営手引には記載されていない。</p> <p>なお、不正受給事案のうち、収入未申告等に係る疑義発生の契機が課税調査である場合は、「課税調査の徹底及び早期実施について」（平成 20 年 10 月 6 日付け社援保発 1006001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において、継続して収入があることが判明したときには、当該収入について遅くとも 8 月分の保護費に反映させることとされており、収入未申告等の疑義発生から行政措置までの処理期限が設定されている。</p> <p>(徴収金の回収手続)</p> <p>生活保護行政適正運営手引において、生活保護法第 78 条に基づく徴収金の徴収については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）等に基づく徴収手続によることとされ、同法第 231 条の規定に基づき、歳入を収入するときは、調定（当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額等を調査し決定する行為）した上で、不正受給者に対して納入の通知を行うことになっている。</p> <p>なお、調定する場合は、一括調定することが原則であるが、同施行令第 171 条の 6 の規定に基づき履行延期の特約の処理をした上で、分割調定することも可能であるとされている。</p> <p>また、同法第 231 条の 3 において、当該歳入を納期限までに納付しない者に対して、督促をしなければならないものとされており、同法第 236 条第 4 項において、この督促や納入の通知には、時効中断の効</p>	<p>表 3 - (3) - ①</p> <p>表 3 - (3) - ②</p> <p>表 3 - (3) - ③</p> <p>表 3 - (3) - ② (再掲)</p> <p>表 3 - (3) - ④</p>

力があるとされている。

(不正受給対策の意義)

保護費は、税を財源とする国費・公費により賄われており、国民の理解を得ることができるよう適切に支給する必要がある、そうした観点からも不正受給について適切な対策を講じていくことが重要である。また、その迅速かつ的確な処理についても、生活保護制度に対する国民の信頼性を確保する上で必要なものである。

(生活保護法第 63 条に基づく返還金)

生活保護法には、不正受給の他に支給した保護費の返還を求める仕組みとして、同法第 63 条の規定に基づく費用返還の仕組みがある。同条では、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護の実施機関の定める額を返還しなければならないものとされている。これについては、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成 24 年 7 月 23 日付け社援保発第 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)において、被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証され、やむを得ない理由が認められるときなどに同条を適用することが妥当とされている。

また、収入未申告等に係る疑義が生じた場合の事務の流れについては、ケース診断会議で同法第 63 条又は第 78 条の適用可否の検討が行われるまでは、この費用返還についても不正受給と同じものとなる。

なお、「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)において、同法第 63 条に基づく返還金についても、第 78 条に基づく徴収金と同様に、地方自治法、地方自治法施行令等の徴収手続によることとされている。

今回、調査対象とした 102 福祉事務所における不正受給事案に関する処理状況等について調査した結果、次のとおり、発生した事案への迅速な対応により不必要な保護費の支給月を最小化するとともに徴収金等の回収に早期に着手する必要性が認められた。

ア 徴収金の回収状況等

(ア) 徴収金の回収率等

生活保護法第 78 条に基づく徴収金の回収率を把握できた 72 福祉事務所について、平成 22 年度から 24 年度までの間における現年度回収率(現年度に新規に調定した徴収金に占める現年度に回収した金額の割合)をみると、当該徴収金については、被保護者は元来資力が乏しく、当該不正受給により得た金銭を既に費消している場合もあり、回収が難しいものとなっていることから、25%

表 3 - (3) - ①
(再掲)

表 3 - (3) - ②
(再掲)

表 3 - (3) - ④
(再掲)

表 3 - (3) - ⑤ -
ア

<p>前後で推移している。また、この中には、現年度回収率が 10%未 満の福祉事務所が平成 24 年度で 9 事務所みられる。</p>	
<p>これらは現年度回収率であるが、通常、過年度回収率（過年度に 調定したが回収できなかった徴収金に占める現年度に回収した金 額の割合）の方が、現年度回収率よりも低い傾向にあることから、 全体の回収率は更に低いものとなると想定される。</p>	表 3 - (3) - ⑥
<p>なお、同様に生活保護法第 63 条に基づく返還金の現年度回収率 についてみると、同法第 78 条に基づく徴収金より高い 70%以上と なっている。これは、同法第 63 条が、急迫の場合等において資力 があるにもかかわらず、保護を受けたときに適用されるものであ ること等が要因であるが、被保護者に資力があることを踏まえる と、必ずしも十分な回収率とは言えない。</p>	表 3 - (3) - ⑤ - イ
<p>(イ) 徴収金等の不納欠損処理</p>	
<p>生活保護法第 78 条に基づく徴収金の不納欠損（地方自治法の規 定に基づき消滅又は免除等された債権）の状況を把握できた 72 事 務所について、平成 22 年度から 24 年度までの間に回収ができず 不納欠損処理された金額についてみると、各年度の調定額の 13% から 19%程度の金額となり、合計 9 億 4,000 万円が計上されてい る。</p>	表 3 - (3) - ⑦
<p>また、同法第 63 条に基づく返還金についてみても、各年度の調 定額の 6%から 8%程度の金額が不納欠損処理されている。</p>	
<p>イ 不正受給事案に係る事務処理状況</p>	
<p>(ア) 102 福祉事務所で平成 22 年度から 24 年度までの間に発生した 不正受給事案のうち、監査実施結果報告書により収入未申告等の 疑義発生から行政措置までの期間、生活保護法第 78 条の適用（徴 収金回収の着手）までの期間等について調査した結果、次のとお り、標準処理期間が設定されていないこともあり、行政措置及び 同法第 78 条の適用までに長期を要し、徴収金の拡大や徴収金の回 収の困難化が危惧されるものがみられる。</p>	
<p>① 収入未申告等の疑義の発生時期から行政措置までの期間</p>	表 3 - (3) - ⑧
<p>収入未申告等の疑義が発生した時期が確認でき、かつ、行政措 置が講じられた事案 1,506 件のうち、行政措置を講ずるまでに 1 か月以上を要している事案が 1,043 件 (69.3%) あり、そのうち 6 か月以上を要している事案が 201 件 (13.3%) ある。また、この 中には行政措置を講ずるまでに 1 年以上を要している事案も 32 件 (2.1%) ある。</p>	
<p>② 収入未申告等の疑義の発生時期から生活保護法第 78 条の適用 までの期間</p>	表 3 - (3) - ⑨

<p>収入未申告等の疑義が発生した時期が確認できた事案 7,831 件のうち、生活保護法第 78 条の適用までに 1 か月以上を要している事案が 6,347 件 (81.0%) あり、そのうち 6 か月以上を要している事案が 1,784 件 (22.8%) ある。また、この中には、同条の適用までに 1 年以上を要している事案も 348 件 (4.4%) ある。</p> <p>③ ケース診断会議の開催から生活保護法第 78 条適用までの期間 事実確認後に開催するケース診断会議についてみても、同会議の開催日等が確認できた事案 1 万 2,882 件中、生活保護法第 78 条の適用までに 1 か月以上を要している事案が 1,458 件 (11.3%) あり、そのうち 6 か月以上を要している事案が 220 件 (1.7%) ある。また、この中には、同条の適用までに 1 年以上を要している事案も 74 件 (0.6%) ある。</p> <p>(イ) 102 福祉事務所の平成 22 年度から 24 年度までの間の課税調査を契機にした不正受給事案の処理状況をみると、行政措置を講じた事案 2,014 件のうち、8 月分の保護費に反映できていない事案が 1,071 件 (53.2%) あり、半数以上の事案で処理期間が遵守されていない状況がみられる。</p> <p>なお、生活保護法第 63 条の適用事案については、監査実施結果報告書において必要なデータを記載することになっていなかったため、上記のような分析はできなかった。しかし、収入未申告等の事案については、最終的に不正受給事案となった事案と同じ流れで処理されていくことから、上記の不正受給事案と同様の状況が危惧されるところである。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、厚生労働省は、不正受給事案の処理の迅速化を図るため、次の措置を講ずるとともに、生活保護法第 63 条の適用事案についても、同様の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 収入未申告の事実が明らかになってから i) 行政措置までの期間、ii) 生活保護法第 78 条の適用までの期間等について、標準処理期間を設定し、保護の実施機関に示すこと。</p> <p>その際、収入未申告の疑義発生から事実を明らかにする過程においても、迅速な事務処理を行う必要があることを併せて示すこと。</p> <p>② 保護の実施機関に対して、これらの標準処理期間とともに、課税調査を契機とした不正受給事案の処理期間（8 月分の保護費に反映）を遵守するよう監査等を通じて指導すること。また、都道府県等に対し、これと同様の措置を講ずるよう指導すること。</p>	<p>表 3 - (3) - ⑩</p> <p>表 3 - (3) - ⑪</p>
---	---

表 3 - (3) - ① 不正受給又は費用徴収の適用に関する規定等

区 分	不正受給	費用返還
<p>生活保護法 (昭和 25 年 法律第 144 号) < 抜粋 ></p>	<p>第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。</p>	<p>第六十三条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。</p>
<p>「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成 24 年 7 月 23 日付け社援保発第 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) < 抜粋 ></p>	<p>2 改善に向けた取組 (2) 法第 78 条に基づく費用徴収の決定について (前略) 法第 78 条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものとし、当該基準に該当すると判断される場合は、法第 78 条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこと。 ① <u>保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずこれに応じなかったとき</u> ② <u>届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき</u> ③ <u>届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき</u></p>	<p>2 改善に向けた取組 (2) 法第 78 条に基づく費用徴収の決定について 法第 63 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある要保護者に対して保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図るために、当該被保護者に返還を求めるものであり、被保護者の作為又は不作為により保護の実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではない。 <u>被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるとき</u>や、<u>保護の実施</u></p>

区 分	不正受給	費用返還
	<p>④ <u>課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき</u></p>	<p><u>機関及び被保護者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき</u>等は法第 63 条の適用が妥当である（後略）</p>
<p>「生活保護法施行事務監査の実施結果報告」（平成 12 年 10 月 25 日付け社援監第 19 号厚生省社会・援護局監査指導課長通知）</p>	<p>稼働収入関係 A 稼働収入の無申告 B 稼働収入の過小申告</p> <p>稼働収入以外の収入関係 C 労災補償金等の無申告 D 任意保険金等の無申告 E 各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告 F 預貯金等の無申告 G 資産収入の無申告 H 交通事故の補償に係る収入の無申告 I その他</p> <p>扶助費の不正 J 住宅扶助 K その他（移送費等）</p> <p>その他 L 重複受給 M 世帯員の増減、転居、無届 N その他</p>	<p>① 各種年金の遡及受給 ② 保険の解約返戻金 ③ 資産売却 ④ 交通事故等の補償金 ⑤ 扶助費算定誤り ⑥ 介護保険償還金 ⑦ 雇用保険給付金 ⑧ 入院給付金 ⑨ 高額療養費償還金 ⑩ その他</p>

（注）下線は当省が付した。

表 3 - (3) - ② 「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」(平成 18 年 3 月 30 日付け社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) 抜粋

Ⅲ 保護受給中に収入未申告等があった場合の対応

1 基本的な考え方

収入未申告等については、訪問調査、課税調査及び地域住民からの通報等を契機として、実施機関が把握している収入等の状況についても疑義が生じた場合には、不正受給であるかないかについて検討することとなるが、この段階では単に「収入未申告等の疑い」があることに過ぎないので、保護の実施機関としては、まずは事実の的確な把握をすることが必要である。

特に、地域住民からの通報については、単に何らかの誤解に基づくものや被保護者に対するいやがらせ等の目的に基づく虚偽の情報であったりすることもあり、また、通報以外に不正の事実を挙証する資料等がないのが一般的であり、通報以外に収入の未申告を疑う根拠がない時点では、直接被保護者に事実関係を確認するのではなく、他の方法で挙証資料を収集することに努める必要がある。

(以下、略)

2 就労収入等の収入未申告等が疑われる場合の対応

(前略)

(1) 本人に対する収入申告書等の提出指導

本人から定期的に収入申告書等を徴取しておくことのほか、日頃の訪問調査活動の際に就労状況について聴取し実態の把握に努めることが必要であり、収入申告書の徴取が行われていなかった場合には、提出を指導することが必要である。

(2) 就労先（事業者等）に対する確認方法

就労先（事業所等）が判明しているときには、就労先訪問等によって事態を把握した上で、就労の事実が判明した場合には、就労先等に対し、給与明細等就労事実を挙証する資料となるものの提出を依頼する。就労先の事業者と被保護者との関係を考慮し、まずは本人に対し事実確認を行った後、就労先への照会を行う方が適切である場合もあるので留意する。

就労の事実が確認されたにもかかわらず、就労先から資料の提出を受けられない場合であって、他に就労の事実を証明する資料が入手できない場合には、被保護者本人に就労先等での就労の実態について事実確認した上で、これを認めた場合には本人から就労事実に関する資料を提出させる。本人がこれを拒む場合には、提出について指示を行う。

(3) その他の確認方法

その他、収入未申告等の事実確認のため、課税調査による所得額の把握、金融機関からの預貯金残高証明や生命保険会社の保険金等支払照明等について、法第

29条に基づく調査等の実施によって徴収する等、挙証資料の収集に努める。

(4) 本人に対する事実確認

(1)ないし(3)の資料により、収入未申告等の事実が確認できた場合には、本人に対し、収入申告書の提出及び申告義務違反についての釈明に関しての指示を行う。口頭指導による履行期限を過ぎても収入申告書が提出されない場合には、文書による収入申告指示（指示に従わない場合には、法第62条第3項により、保護の廃止等の措置をとることになる旨を附記する）を行う。

なお、就労先が判明していない場合や、就労先調査等によっては、収入未申告等の事実が確認できない場合には、本人から事情聴取するとともに収入申告書の提出を求める。

(5) 本人に対する事実確認に当たっての留意事項

収入未申告等が疑われる被保護者に対する事実確認については、当該者との信頼関係が損なわれないよう十分配慮する必要があることから、原則として、その事実が客観的な資料により概ね確認された時点で、これらの資料を根拠として示しつつ行う。

(以下略)

3 ケース診断会議の開催

客観的資料の収集や本人に対する事実確認を経て、収入未申告等による不正受給の事実が確認できた時点で、所長等幹部職員を交えたケース診断会議等を開催し、不正受給であることの判断やその後の処分等について、組織として、十分に協議検討して決定する。この際には、不正受給の内容が明らかとなるケース検討票を作成するとともに、参考資料（例：不正事実の発見に至るまでの経過記録、関係機関調査結果の概要、不正受給額（費用徴収すべき金額）積算書等）を整理し、会議での協議検討・決定が円滑に行われるよう工夫する。

なお、不正事実の認定に先立ち、実施機関側に瑕疵等（例：届け出の義務等の指導は日頃から行っているか、収入申告書等は定期的に徴取しているか等）がないかを点検し、処分内容の検討に当たって参考とするとともに、以降の事務執行に当たり是正すべき事項は是正する。

IV 費用返還（徴収）及び告訴等の対応

収入未申告等の場合や保護の開始後に資産・収入等があったことが後日に判明した場合には、当然保護に要した費用の返還を求めなければならない。その際適用される条文は、具体的には法第63条と法第78条とに大別されるが、その取扱いには十分留意する必要がある。

なお、届出義務を怠り、または虚偽の申告等の不正な手段により保護を受けたケースに対しては、不正受給額全額の返還を命ずるとともに、特に悪質なケースについては、告訴等をする等厳正な対応が必要である。

1 法第 63 条の適用判断

(1) 法第 63 条の適用

生活保護は最低生活を満たし得る資力（資産・収入）があればそれを活用することが前提となっている。例外的に、次のような場合には、個々のケースの実情に照らし、要保護者が有する資力について法第 63 条の費用返還の対象として必要な保護を行っている。

ア 要保護者が急迫状態にあつて直ちに保護を必要とする状況にあるケース

イ 資力はあるが、これを最低生活の維持のために充てることができない特段の事情のあるケース

この適用にあたっては、要保護者が資力を有していることを認識しているので、実施機関は当該資産の取扱いを十分説明し、来るべき時機が到来すれば費用返還すべきことを通知することとなる。

(2) 費用返還額の決定

費用返還額については、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額とすべきであるが、こうした取扱いを行うことが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、実施要領等に定める範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いとして差し支えないこととしているので、ケースの実態を的確に把握し、場合によってはケース診断会議を活用したうえ、必要な措置を講じる。

2 法第 78 条の適用判断

(1) 法第 78 条の趣旨

(略)

(2) 法第 78 条の適用

ア 不正受給かどうかの判断は、事実確認の調査を行ったうえで、不正受給の事実が確認できた時点で所長等幹部職員を交えたケース診断会議等で十分協議検討し、その処理方法等を決定する。

イ 会議では、費用返還（法第 63 条）又は費用徴収（法第 78 条）の検討を行うとともに、保護の要否判定を行う。

ウ 法第 78 条によることが妥当であると考えられるものは、具体的には以下の状況が認められるような場合である。

(ア) 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき

(イ) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき

(ウ) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき

- したがって、例えば被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第 63 条でなく法第 78 条を適用すべきである。
- また、費消したという本人の申立のみで安易に法第 63 条を適用し、不正受給額の一部を返還免除するような安易な取扱いは厳に慎むべきものである。

3 費用徴収方法

(1) 不正受給額の確定

返還額の決定は、保護の実施機関ではなく、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が一方的に行うものであり、さらに法第 78 条による徴収額は、不正受給額を全額決定するものであって、法第 63 条のような実施機関の裁量の余地はない。

(2) (略)

(3) 費用徴収方法

ア 法第 78 条に基づく徴収金についての国庫負担金との精算は、地方自治法、同法施行令等の徴収手続により行う。

イ 徴収額が決定された時点において、不正受給が明らかになったことについて文書を送付する（この文書は納入の通知ではない）。

ウ その調定方法については、返納すべき金額を一括して調定（一括調定）することが原則であるが、必要に応じ、分割して返納額を調定（分割調定）しても差し支えない。

エ 分割納付を認める場合は、事前に返済誓約書の提出を求め分割納入の決定を行う。

オ 既に調定済債権について履行期限の延長の処分をする場合は納入義務者から「履行延期申請書」を徴し行い、履行期限の処分を決定した場合には「履行延期承認通知書」を作成し、債務者に通知する。

カ 債権の管理にあたっては、以下の事項に留意のうえ適正に行う。

- 保護係と管理（経理）係との間の連絡を密にし、双方が連携して返還金等の督促及び指導に当たること。
- 生活保護廃止後の者の返還金等に係る債権管理について担当に引き継ぎを行うこと。
- 被保護者の転出先の把握や債務の相続人に対する対応を十分に行うこと。
- 納入未済額について、時効中断等の措置を的確に行うこと。

(注) 下線は当省が付した。

表 3 - (3) - ③ 課税調査の徹底及び早期実施について（平成 20 年 10 月 6 日付
け社援保発 1006001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）抜
粋

- 1 実施機関における課税調査の実施時期及び課税調査により未申告の収入が判明した際の迅速な事務処理について
各実施機関が作成する生活保護業務の実施方針に基づく事業計画において、課税調査を 6 月以降、各自治体で課税資料の閲覧可能な時期に速やかに実施することを明記し、早期に調査を実施すること。
また、調査の結果、未申告の収入が判明した場合には、まず当該世帯がその収入を継続して得ているか否かについて速やかに確認すること。その結果、現在も継続して収入があることが判明した場合には、当該収入について遅くとも 8 月分の保護費に反映させるよう迅速な認定処理を行うこと。
- 2 実施機関における課税調査の組織的な実施体制の整備について
課税調査の実施漏れや実施の遅れ等の事態を防止するため、主に査察指導員による進行管理や課税調査結果の点検等、課税調査を的確に行う体制の整備を図ること。
- 3 都道府県等が実施する指導監査時の対応について
(略)
- 4 課税調査の調査対象者について
課税調査の 調査対象は、調査対象期間において生活保護を受給していた者全員 を対象として実施されたい。
管外に転出した者や保護廃止となった者であっても、生活保護費の不正受給については是正されるべきものであり、被保護者間の公平性の確保を図るべき ことや課税情報の閲覧可能時期が翌年の 6 月以降となることの実情を踏まえ、調査対象とする。

(注) 下線は当省が付した。

表3-③-④ 生活保護法第63条に基づく返還金及び第78条に基づく徴収金の回収に係る規定等

○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）〈抜粋〉

（歳入の収入の方法）

第二百三十一条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

（督促、滞納処分等）

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2～11（略）

（金銭債権の消滅時効）

第二百三十六条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治29年法律第89号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第153条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（債権）

第二百四十条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

4（略）

○ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）〈抜粋〉

(歳入の調定及び納入の通知)

第百五十四条 地方自治法第二百三十一条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

2～3 (略)

(督促)

第百七十一条 普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。)について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(履行延期の特約等)

第百七十一条の六 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、次の各号の一に該当する場合においては、その 履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

二～五 (略)

2 (略)

(免除)

第百七十一条の七 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 (略)

3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

○ 平成18年3月2日「生活保護関係全国係長会議」資料

(国庫負担金の精算について)

② 債権が発生した場合は速やかに、債権額の全額を調定することが基本である。

しかし、明らかに全額を一括で返還できない場合は、地方自治法施行令第171条の6の規定に基づき「履行延期の特約」を行うことにより、分割して調定できるところになっている。この場合は、国庫負担金の精算にあたっては、その年度に調定した額のみを計上することとなる。

(例) (略)

○ 「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)

問 13-7 返還金等の滞納処分

(問) 法第 63 条による返還金、法第 77 条又は第 78 条による徴収金を納付しない者について国税滞納処分の例による徴収ができるか。

(答) 地方公共団体の歳入については、法律で特に定めない限り、強制徴収の方法を講ずることができないので、現在のところ、設問に係る 返還金又は徴収金は、一般債権と同様の保全手続(これについては地方自治法、同施行令等に規定があるほか通常の民事手続が必要となる。) にしたがって徴収すべきものである。

(注) 下線は当省が付した。

表3-(3)-⑤-ア 生活保護法第78条に基づく徴収金の回収状況

単位：円

区 分	生活保護法第78条に基づく徴収金			
	平成22年度	23年度	24年度	合 計
現年度調定額 (A)	1,621,487,859	1,878,476,245	2,287,427,591	5,787,391,695
現年度調定額に係る回収額 (B)	400,840,741	480,293,161	537,065,989	1,418,199,891
現年度回収率 (B/A)	24.7%	25.6%	23.5%	24.5%

(注) 1 生活保護費等国庫負担金に係る事業実績報告書による。

2 調査対象102福祉事務所のうち、生活保護法第78条に基づく徴収金の回収状況を確認できた72事務所について当省が集計したものである。

表3-(3)-⑤-イ 生活保護法第63条に基づく返還金の回収状況

単位：円

区 分	生活保護法第63条に基づく返還金			
	平成22年度	23年度	24年度	合 計
現年度調定額 (C)	3,655,176,213	3,644,473,254	3,872,690,433	11,172,339,900
現年度調定額に係る回収額 (D)	2,586,412,092	2,913,063,511	2,800,912,341	8,300,387,944
現年度回収率 (D/C)	70.8%	79.9%	72.3%	74.3%

(注) 1 生活保護費等国庫負担金に係る事業実績報告書による。

2 調査対象102福祉事務所のうち、生活保護法第78条に基づく徴収金の回収状況を確認できた72事務所について当省が集計したものである。

表3-(3)-⑥ 現年度回収率と過年度回収率との比較例

単位：円

例1

区 分	生活保護法第78条の基づく徴収金	(参考)
		生活保護法第63条の基づく返還金
前年度繰越額 (A)	365,425,312	557,364,961
前年度繰越額に係る回収額 (B)	11,651,128	23,164,184
過年度回収率 (B/A)	3.2%	4.2%
現年度新規に調定した額 (C)	59,651,348	326,979,141
現年度新規に調定した額に係る回収額 (D)	2,302,342	162,879,110
現年度回収率 (D/C)	3.9%	49.8%
不納欠損処理された額 (時効成立等) (E)	9,476,925	36,255,542
次年度繰越額 (A - B + C - D - E)	401,646,265	662,045,266

例2

区 分	生活保護法第78条の基づく徴収金	(参考)
		生活保護法第63条の基づく返還金
前年度繰越額 (A)	860,989,000	272,859,000
前年度繰越額に係る回収額 (B)		
過年度回収率 (B/A)	6.0%	9.4%
現年度新規に調定した額 (C)		
現年度新規に調定した額に係る回収額 (D)		
現年度回収率 (D/C)	14.6%	79.9%
不納欠損処理された額 (時効成立等) (E)	0	0
次年度繰越額 (A - B + C - D - E)	971,745,000	306,829,000

例3

区 分	生活保護法第78条の基づく徴収金	(参考)
		生活保護法第63条の基づく返還金
前年度繰越額 (A)	79,969,494	29,534,680
前年度繰越額に係る回収額 (B)	2,353,305	852,526
過年度回収率 (B/A)	2.9%	2.9%
現年度新規に調定した額 (C)	21,950,107	44,293,089
現年度新規に調定した額に係る回収額 (D)	9,556,802	42,408,386
現年度回収率 (D/C)	43.5%	95.7%
不納欠損処理された額 (時効成立等) (E)	9,419,882	1,421,215
次年度繰越額 (A - B + C - D - E)	80,589,612	29,145,642

(注) 1 調査対象67市区町村のうち、包括外部監査結果報告書が公表されていた3市区町村の資料に基づき当省が作成した。

2 例1、2、3は、それぞれ別の地方公共団体の別の年度のものである。

3 斜線部は、当該包括外部監査結果報告書からは不明なものである。

表3-(3)-⑦-ア 生活保護法第78条に基づく徴収金の不納欠損

単位：円

区 分	生活保護法第78条に基づく徴収金			
	平成22年度	23年度	24年度	合 計
不納欠損処理されたもの (A)	310,612,531	322,643,848	308,342,209	941,598,588
うち、適切に不納欠損処理されたもの(B)	293,534,971	309,196,036	283,344,369	886,075,376
適切に不納欠損処理されたものの割合(B/A)	94.5%	95.8%	91.9%	94.1%
現年度調定額(C)	1,621,487,859	1,878,476,245	2,287,427,591	5,787,391,695
現年度調定額と不納欠損処理額との対比(A/C)	19.2%	17.2%	13.5%	16.3%

(注) 1 生活保護費等国庫負担金に係る事業実績報告書による。

2 調査対象102福祉事務所のうち、法第78条に基づく徴収金の不納欠損状況を確認できた72福祉事務所について、当省が集計したものである。

3 適切に不納欠損処理されたものとは、適切に納入指導や時効中断措置を行った結果やむを得ない事由により不納欠損処理されたものをいう。

表3-(3)-⑦-イ 生活保護法第63条に基づく返還金の不納欠損

単位：円

区 分	生活保護法第63条に基づく返還金			
	平成22年度	23年度	24年度	合 計
不納欠損処理されたもの (D)	240,093,015	288,492,119	312,564,695	841,149,829
うち、適切に不納欠損処理されたもの(E)	226,418,870	262,943,817	295,469,314	784,832,001
適切に不納欠損処理されたものの割合(E/D)	94.3%	91.1%	94.5%	93.3%
現年度調定額(F)	3,655,176,213	3,644,473,254	3,872,690,433	11,172,339,900
現年度調定額と不納欠損処理額との対比(D/F)	6.6%	7.9%	8.1%	7.5%

(注) 1 生活保護費等国庫負担金に係る事業実績報告書による。

2 調査対象102福祉事務所のうち、生活保護法第78条に基づく徴収金の不納欠損状況を確認できた72福祉事務所について、当省が集計したものである。

3 適切に不納欠損処理されたものとは、適切に納入指導や時効中断措置を行った結果やむを得ない事由により不納欠損処理されたものをいう。

表3-(3)-⑧ 収入未申告等の疑義発生から行政措置までの期間

単位：件

区 分	平成22年度	23年度	24年度	合 計
不正受給件数 (A)	4,090	5,552	6,693	16,335
行政措置を講じているもの (B)	1,104	1,509	1,584	4,197
割合 (B/A)	27.0%	27.2%	23.7%	25.7%
当該期間が判明したもの (C)	436	446	624	1,506
割合 (C/B)	39.5%	29.6%	39.4%	35.9%
1か月未満 (D)	126	130	207	463
割合 (D/C)	28.9%	29.1%	33.2%	30.7%
1か月以上 (E)	310	316	417	1,043
割合 (E/C)	71.1%	70.9%	66.8%	69.3%
うち1か月以上3か月未満 (F)	153	167	187	507
割合 (F/C)	35.1%	37.4%	30.0%	33.7%
うち3か月以上6か月未満 (G)	102	92	141	335
割合 (G/C)	23.4%	20.6%	22.6%	22.2%
うち6か月以上 (H)	55	57	89	201
割合 (H/C)	12.6%	12.8%	14.3%	13.3%
Hのうち1年以上 (I)	3	11	18	32
割合 (I/C)	0.7%	2.5%	2.9%	2.1%
当該期間が不明なもの	668	1,063	960	2,691

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成24年度は調査対象102事務所の不正受給事案全件について作成した。また、平成23年度はデータが把握できた101事務所分、22年度はデータの把握できた99事務所分について作成した。

表3-(3)-⑨ 収入未申告等の疑義発生から生活保護法第78条適用までの期間

単位：件

区 分	平成22年度	23年度	24年度	合計
不正受給件数 (A)	4,090	5,552	6,693	16,335
当該期間が判明したもの (B)	1,686	2,548	3,597	7,831
割合 (B/A)	41.2%	45.9%	53.7%	47.9%
1か月未満 (C)	281	468	735	1,484
割合 (C/B)	16.7%	18.4%	20.4%	19.0%
1か月以上 (D)	1,405	2,080	2,862	6,347
割合 (D/B)	83.3%	81.6%	79.6%	81.0%
うち1か月以上3か月未満 (E)	465	791	1,090	2,346
割合 (E/B)	27.6%	31.0%	30.3%	30.0%
うち3か月以上6か月未満 (F)	496	708	1,013	2,217
割合 (F/B)	29.4%	27.8%	28.2%	28.3%
うち6か月以上 (G)	444	581	759	1,784
割合 (G/B)	26.3%	22.8%	21.1%	22.8%
Gのうち1年以上 (H)	79	100	169	348
割合 (H/B)	4.7%	3.9%	4.7%	4.4%
当該期間が不明なもの	2,404	3,004	3,096	8,504

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成24年度は調査対象102事務所の不正受給事案全件について作成した。また、平成23年度はデータが把握できた101事務所分、22年度はデータの把握できた99事務所分について作成した。

表3-(3)-⑩ ケース診断会議の開催から生活保護法第78条適用までの期間

単位：件

区 分	平成22年度	23年度	24年度	合 計
不正受給件数 (A)	4,090	5,552	6,693	16,335
当該期間が判明したもの (B)	2,687	4,609	5,586	12,882
割合 (B/A)	65.7%	83.0%	83.5%	78.9%
1か月未満 (C)	2,359	4,063	5,002	11,424
割合 (C/B)	87.8%	88.2%	89.5%	88.7%
1か月以上 (D)	328	546	584	1,458
割合 (D/B)	12.2%	11.8%	10.5%	11.3%
うち1か月以上3か月未満 (E)	202	381	418	1,001
割合 (E/B)	7.5%	8.3%	7.5%	7.8%
うち3か月以上6か月未満 (F)	57	93	87	237
割合 (F/B)	2.1%	2.0%	1.6%	1.8%
うち6か月以上 (G)	69	72	79	220
割合 (G/B)	2.6%	1.6%	1.4%	1.7%
Gのうち1年以上 (H)	23	24	27	74
割合 (H/B)	0.9%	0.5%	0.5%	0.6%
ケース診断会議を開催しているが、当該期間が不明なもの	515	145	385	1,045
ケース診断会議を開催したかどうか不明なもの	888	798	722	2,408

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成24年度は調査対象102事務所の不正受給事案全件について作成した。また、平成23年度はデータが把握できた101事務所分、22年度はデータの把握できた99事務所分について作成した。

表3-(3)-⑪ 行政措置が8月分の保護費に反映できなかった不正受給事案

単位：件

区 分	平成22年度	23年度	24年度	合 計
不正受給件数 (A)	4,090	5,552	6,693	16,335
発見の契機が課税調査であり、かつ、行政措置を講じたもの (B)	583	683	748	2,014
割合 (B/A)	14.3%	12.3%	11.2%	12.3%
うち8月分の保護費に反映できなかったもの (C)	351	314	406	1,071
割合 (C/B)	60.2%	46.0%	54.3%	53.2%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成24年度は調査対象102事務所の不正受給事案全件について作成した。また、平成23年度はデータが把握できた101事務所分、22年度はデータの把握できた99事務所分について作成した。

勸告	説明図表番号
<p>(4) 定期訪問の適正化</p> <p>(定期訪問の実施)</p> <p>保護の実施機関は、生活保護法第 28 条第 1 項の規定に基づき、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることとされている。また、局長通知において、訪問の実施に当たっては、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえ、年間訪問計画を策定の上調査を行うこと（以下「定期訪問」という。）とされている。</p> <p>(定期訪問の目的)</p> <p>定期訪問の目的は、局長通知において、i) 要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映すること、ii) これに基づく自立を助長するための指導を行うこととされている。</p> <p>こうした定期訪問の目的に沿って、被保護世帯に対する適切な保護と自立の促進を的確に行っていくためには、被保護世帯の状態に応じた適時適切な生活状況等の把握と自立に向けた指導が必要であり、このため、被保護世帯の状態に応じた頻度で定期訪問することが必要である。</p> <p>また、こうした目的に鑑みれば、定期訪問は、被保護世帯に対する援助の水準に大きな影響をもたらすものであることから、福祉事務所の如何を問わず、一定水準の取組が求められる。</p> <p>(定期訪問の頻度)</p> <p>定期訪問の実施頻度については、局長通知において、i) 訪問計画に基づく家庭訪問は少なくとも 1 年に 2 回以上、ii) 入院入所者等については、少なくとも 1 年に 1 回以上訪問することとされている。</p> <p>(訪問計画の策定)</p> <p>訪問計画の策定については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日付け社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）において、福祉事務所が、被保護世帯の世帯類型や助言指導の必要性等に応じた統一的な訪問基準を作成し、これに基づいて訪問計画を策定することとして差し支えないとされている。</p> <p>今回、調査対象 102 福祉事務所における定期訪問の実施状況について調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>ア 定期訪問の実績</p>	<p>表 3 - (4) - ① - ア</p> <p>表 3 - (4) - ① - イ</p> <p>表 3 - (4) - ① - ウ</p>

<p>102 福祉事務所における定期訪問の実績（訪問時不在の件数を含む。以下同じ。）をみると、次のとおり、局長通知に示された基準を遵守した取組が必ずしも実施されていない。</p>	
<p>(7) 福祉事務所ごとの定期訪問の実績</p>	
<p>定期訪問の実績については、被保護世帯1世帯当たりの年間平均訪問の実績（平成24年度）が、年に4回以上6回未満のものが33事務所、6回以上のものが8事務所あるなど、局長通知における「少なくとも1年に2回以上」との基準の2倍以上の回数で定期訪問を行っている事務所がある一方、この基準を下回るものが4事務所ある。このうち3事務所においては、過去3年間（平成22年度から24年度までの間）を通じ訪問実績が年2回を下回るものとなっている。</p>	<p>表3-(4)-②-ア</p>
<p>これら訪問実績が低調な3事務所については、訪問計画において、年1回訪問のケースに分類される被保護世帯を除いた他の被保護世帯が全て年2回訪問ケースであると仮定して訪問回数を計算したとしても、訪問実績は、これを下回る結果となっており、局長通知における「少なくとも年2回以上、入院入所者等は年1回以上」とする基準を遵守した取組が行われていない。</p>	<p>表3-(4)-②-イ</p>
<p>(イ) 被保護世帯ごと定期訪問の実態</p>	
<p>平成24年度に発覚した不正受給事案から抽出した1,144件（注）により定期訪問の実施状況を見ると、ケースワーカーが業務多忙であったこと、厚生労働省が認めていないにもかかわらず、被保護者が福祉事務所に来た際に面接したことをもって定期訪問の代替としたことなどを理由として、</p> <p>i) 局長通知において、少なくとも年1回以上とされているが、不正受給期間において1年を通じ一度も訪問した実績がない期間がある事案が34件（3.0%）、さらに、訪問したものの不在等により1年を通じ一度も面接していない事案が25件（2.2%）、</p> <p>ii) 入院入所者等でないにもかかわらず、不正受給期間において年1回しか訪問していない期間がある事案が82件（7.2%）、さらに、年2回以上訪問したものの不在等により1回しか面接していない事案が51件（4.5%）</p>	<p>表3-(4)-③</p>
<p>みられる。</p> <p>（注）各福祉事務所において、不正受給事案から「課税調査による発見」であるものを除いた事案から任意に抽出したものである。</p>	
<p>イ 訪問計画の策定状況及び達成状況</p>	
<p>102 福祉事務所における訪問計画の策定状況及び達成状況をみると、次のとおり、福祉事務所ごとの訪問計画水準に相違がみられ、</p>	

<p>また、計画の意義が乏しいものとなっている状況である。</p> <p>(7) 定期訪問の計画水準</p> <p>102 福祉事務所では、1 事務所を除き、いずれも統一的な訪問基準を作成し、それを個々の被保護世帯に当てはめて、年間計画を立てている。</p> <p>その計画の内容についてみると、課長通知においても、被保護世帯に応じた訪問の基準及び訪問計画の設定水準等に関し特段の提示もなされていないことから、福祉事務所によって、i) 訪問計画における訪問頻度区分の数の相違（4 区分～6 区分）、ii) 方法の相違（「月 1 回以上」等の区分の設定の有無、世帯類型別区分の有無）、iii) 内容の相違（訪問頻度区分の該当世帯等）がみられ、世帯の状態が同じ被保護世帯であっても、福祉事務所によって訪問計画水準が異なる状況になっている。</p> <p>(イ) 訪問計画の達成率</p> <p>102 福祉事務所の定期訪問における計画の達成状況についてみると、次のとおり、訪問計画と実績との間に乖離が生じている事務所がある。</p> <p>また、この中には、訪問計画や定期訪問の実施方法について特段の見直しが行われていないため、複数年にわたり継続的な乖離が生じている事務所があり、これらの事務所における訪問計画は、計画としての機能を実質的に失っている。</p> <p>a 福祉事務所ごとの達成率</p> <p>平成 24 年度における 102 福祉事務所それぞれの訪問計画の達成率（訪問計画に定めた訪問回数に占める実際に訪問した回数の割合）についてみると、達成率が 120%以上 150%未満のものが 15 事務所、150%以上のものが 4 事務所あり、これら 19 事務所のうち、6 事務所においては、22 年度から 24 年度までの間を通じ、達成率が 120%を超えている。</p> <p>他方、達成率が 50%未満のものが 1 事務所、50%以上 70%未満のものが 5 事務所、70%以上 80%未満が 5 事務所あり、これら 11 事務所のうち、6 事務所においては、平成 22 年度から 24 年度までの 3 年間を通じ、達成率が 80%未満となっている。</p> <p>b 訪問計画と実績との乖離の原因・理由等</p> <p>(a) 定期訪問の計画水準</p> <p>世帯類型別の構成比が標準的（各世帯類型の構成比が全国平均と 5 ポイント以内の差）である 26 福祉事務所について、被保護世帯 1 世帯当たりの訪問計画回数をみると、2.1 回のものから 5.8 回のものまであり、福祉事務所によって計画水準に差</p>	<p>表 3 - (4) - ④ - ア、イ</p> <p>表 3 - (4) - ⑤</p> <p>表 3 - (4) - ⑥ - ア</p>
---	--

<p>異がある。</p> <p>(b) 定期訪問への取組状況</p> <p>現業員1人当たり平均担当世帯数が標準的(75世帯以上85世帯未満)で、被保護世帯1世帯当たりの訪問計画回数が2.8回～3.2回である福祉事務所5事務所について、計画の達成率をみると、最小で81.9%、最大で118.2%となっており、福祉事務所による定期訪問への取組が区々となっている状況にある。</p> <p>(c) 訪問計画と実績との乖離の原因・理由</p> <p>102福祉事務所の中には、訪問計画と実績の乖離(訪問計画の未達成)の原因・理由について、定期訪問の目的や重要性が必ずしも十分に理解されていないこともあって、i) 現業員等の業務が多忙で対応し切れないこと、ii) 被保護者が保護費の受理、関係資料の提出等のため福祉事務所に来所した際に面接を行ったり、電話確認により対応したりしたことをもって定期訪問を省略する場合があることを挙げる事務所がある。</p>	<p>表3-(4)-⑥-イ</p> <p>表3-(4)-③ (再掲)</p>
<p>【所見】</p> <p>したがって、厚生労働省は、定期訪問の適正な実施を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 保護の実施機関に対し、福祉事務所における定期訪問の目的及び重要性についての周知徹底並びに局長通知に定められた基準(少なくとも年2回以上の家庭訪問等)の遵守について指導すること。</p> <p>② 各福祉事務所の被保護世帯に対する同一水準のサポートを可能とし、また、計画に基づく訪問という定期訪問の枠組みが機能するよう、被保護世帯の状態に応じた定期訪問の訪問基準の考え方等を保護の実施機関に対し示すとともに、これに沿った訪問計画の策定及び運用について指導すること。</p> <p>③ ①及び②において保護の実施機関に対して指導した事項について、その履行を確保するため、監査時において、福祉事務所における平均訪問回数の実績が年2回を下回る事務所、あるいは、訪問計画件数と実績に乖離がある事務所等を中心に、定期訪問の計画の策定状況及び実施状況を確認し、必要な指導を行うこと。また、都道府県等に対し、これと同様の措置を講ずるよう指導すること。</p>	

表 3 - (4) - ① - ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）抜粋

<p>(調査及び検診)</p> <p>第二十八条 <u>保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。</u></p> <p>2～4 (略)</p>
--

(注) 下線は当省が付した。

表 3 - (4) - ① - イ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知）抜粋

<p>第 12 訪問調査等</p> <p>1 訪問調査</p> <p><u>要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと。</u>訪問の実施にあたっては、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえ、年間訪問計画を策定のうえ行うこと。なお、世帯の状況に変化があると認められる等訪問計画以外に訪問することが必要である場合には、随時に訪問を行うこと。また、訪問計画は被保護者の状況の変化等に応じ見直すこと。</p> <p>(1) 申請時等の訪問</p> <p>(略)</p> <p>(2) 訪問計画に基づく訪問</p> <p>訪問計画は、次に掲げる頻度に留意し策定すること。</p> <p>ア 家庭訪問</p> <p><u>少なくとも 1 年に 2 回以上訪問すること。</u></p> <p>ただし、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)を利用しており、施設管理者等により日常的に生活実態が把握され、その状況が福祉事務所に報告されている世帯については、入院入所者と同様に 1 年に 1 回以上訪問することとして差しつかえない。</p> <p>また、被保護者本人からの(平成 17 年 3 月 31 日付け社発第 0331003 号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる)個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡により必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を 3 回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。</p> <p>イ 入院入所者訪問</p>

(ア) 入院している患者については、少なくとも1年に1回以上、本人及び担当主治医等に面接して、その病状等を確認すること。

(イ) 生活扶助を目的とする施設若しくは介護施設に入所している者又は保護施設通所事業を利用している者については、1年に1回以上訪問すること。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表3-(4)-①-ウ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知）
抜粋

第12 調査及び援助方針

問1 実施機関において、被保護世帯の世帯類型や助言指導の必要性等に応じた統一的な訪問基準を作成し、それに基づいて訪問計画を策定することとして差しつかえないか。

答 訪問調査については、①生活状況の把握、②保護の要否及び程度の確認、③自立助長のための助言指導などを目的として実施することが考えられるところであるが、これらの訪問目的を達成するために考慮された訪問基準であれば、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

なお、上記の訪問基準の設定を行った場合であっても、被保護者の個々の状況に応じて、適宜、必要な訪問調査の実施に留意されたい。

(注) 下線は当省が付した。

表3-(4)-②-ア 福祉事務所ごとの被保護1世帯当たり年間平均訪問実績

単位：事務所

被保護世帯1世帯当たり 年間平均訪問回数	平成22年度	23年度	24年度
1回未満	1	1	0
1回以上2回未満	7	6	4
2回以上4回未満	60	66	57
4回以上6回未満	24	20	33
6回以上	8	7	8
合計	100	100	102

- (注) 1 調査対象機関（福祉事務所又は都道府県等）提出資料に基づき当省で作成した。
 2 「被保護世帯1世帯当たり年間平均訪問回数」は、福祉事務所の訪問実績を訪問計画の各区分対象者の合計で除した値である。
 3 調査対象102事務所のうち、平成24年度に設置された事務所が2事務所含まれるため、22年度及び23年度のデータは100事務所分となっている。

表3-1(4)-②-1 平成22～24年度を通じ訪問実績が低調な福祉事務所

福祉事務所名	平成22年度			23年度			24年度							
	訪問実績 (a1)	被保護世帯 数(b1)	被保護世帯 1世帯当たり 年間平均 訪問回数 (a1/b1)	訪問実績 (a2)	被保護世帯 数(b2)	被保護世帯 1世帯当たり 年間平均 訪問回数 (a2/b2)	訪問実績 (a3)	被保護世帯 数(b3)	被保護世帯 1世帯当たり 年間平均 訪問回数 (a3/b3)	訪問計画 上、年1回 訪問区分の ケース数 (c)	その他の訪 問頻度区分 のケース数 (d)=(b3)- (c)	(d)が全て 年2回訪問 区分ケース とした場合 の訪問回数 (e)=(d)×2	(f) =(c)+(e)	(a3)-(f)
仙台市太白福祉事務所	3,383	2,298	1.4	3,646	2,563	1.4	4,014	2,655	1.5	104	2,551	5,102	5,206	▲ 1,192
寝屋川市福祉事務所	7,972	4,017	1.9	7,096	4,551	1.5	8,482	4,772	1.7	166	4,606	9,212	9,378	▲ 896
守山市福祉事務所	259	134	1.9	259	134	1.9	250	134	1.8	9	125	250	259	▲ 9

(注) 1 調査対象機関(福祉事務所又は都道府県等)提出資料に基づき当省で作成した。

2 「被保護世帯数」(b1～b3)は、各年度4月1日現在の訪問基準の各区分の合計数である。

3 「被保護世帯1世帯当たり年間平均訪問回数」は、福祉事務所の訪問実績を被保護世帯数(訪問計画の各区分対象者の合計)で除し、小数点第2位以下を切り捨てて算出した値である。

表3-4(4)-③ 被保護世帯ごとの定期訪問の実態

ア) 1年を通じ一度も面接していない期間がある事案

計画未達成の理由	福祉事務所数	ケース数 (割合)	訪問計画案件数別内訳												
			年12回	年6回	年4回	年3回	年2回	年1回	不明						
訪問実績なし	業務多忙	5	9 (0.8%)	0	3	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	来所面接により状況を把握	5	9 (0.8%)	1	0	5	2	1	1	0	0	0	0	0	
	不明	10	16 (1.4%)	1	3	5	1	2	1	1	3	3	3	3	
	小計	20	34 (3.0%)	2	6	14	4	4	1	1	3	3	3	3	
訪問したが、不在のため面接実績なし	15	25 (2.2%)	0	4	11	3	1	3	3	3	3	3	3	3	
合計	35	59 (5.2%)	2	10	25	7	5	4	4	4	4	4	4	6	

イ) 入院・入所者以外で、1年を通じ1回しか面接していない期間がある事案

計画未達成の理由	福祉事務所数	ケース数 (割合)	訪問計画案件数別内訳											
			年12回	年6回	年4回	年3回	年2回	年1回	不明					
訪問実績1回のみ	業務多忙	10	37 (3.2%)	4	7	12	11	3	0	0	0	0	0	0
	来所面接により状況を把握	6	6 (0.5%)	1	1	1	2	1	0	0	0	0	0	
	不明	18	39 (3.4%)	3	5	4	9	10	0	8	8	8	8	
	小計	34	82 (7.2%)	8	13	17	22	14	0	8	8	8	8	
2回以上訪問したが、不在のため面接実績1回のみ	20	51 (4.5%)	6	8	14	11	8	0	2	2	2	2	2	
合計	54	133 (11.6%)	14	21	31	33	22	0	10	10	10	10	10	

(注) 1 調査対象機関(福祉事務所又は都道府県等)提出資料に基づき当省で作成した。

2 本表の対象事案は、以下により抽出したものである。

ア) 1年を通じ一度も面接していない期間がある事案

① 調査対象102福祉事務所において、監査実施結果報告書によって報告されている平成24年度不正受給事案の中から、発見の契機が「課税調査による発見」のものを除き、任意に抽出(1,144件)

② ①のうち、訪問実績が0回の事案を抽出

イ) 1年を通じ1回しか面接していない期間がある事案

① ア) ①に同じ

② ①のうち、訪問計画が年1回で被保護世帯主が入院・入所中と考えられるものを除き、訪問実績が1回ものを抽出

3 ケース数欄の()内は、上述の抽出事案1,144件に占める割合を示す。

4 訪問計画案件数の内訳の合計は、ケース数と一致しない場合がある。

表 3 - (4) - ④ - ア 訪問基準の水準の差異

訪問基準が区々となっている例	該当訪問基準
ア 定期訪問の頻度が最も高い「月 1 回以上」の区分が設定されていないなど被保護世帯の状態に応じた定期訪問の頻度区分の設定が区々となっており、4 区分のものから 6 区分のものまである例	
i) 訪問頻度区分が 4 区分となっているもの うち、「月 1 回以上」区分を設定していないもの	①、②、⑥ ①
ii) 訪問頻度区分が 5 区分となっているもの	④
iii) 訪問頻度区分が 6 区分となっているもの	③、⑤
イ 世帯類型に対応した区分を設定しているものと設定していないものがある。	
i) 世帯類型に対応した区分設定となっているもの	①、②、③
ii) 世帯類型に対応した区分設定となっていないもの	④、⑤、⑥
ウ 被保護世帯の状態は同じでも、異なった区分設定がされているもの	
i) 常に病状把握が必要な世帯の区分が異なる者 「月 1 回以上」に区分	②
「2 か月に 1 回以上」に区分	③
ii) 稼働年齢層の年齢定義が異なるもの	
18～64歳と定義	⑤
15～59歳と定義	⑥
iii) 増収指導を必要とするケースの区分が異なるもの	
「月 1 回以上」に区分	④
「3 か月に 1 回以上」に区分	②

(注) 1 調査対象102福祉事務所の提出資料に基づき当省で作成した。
2 「該当訪問基準」の①～⑥の区分は、図表 3 - (4) - ④ - イによる。

表 3 - (4) - ⑤ 福祉事務所ごとの訪問計画達成率

単位：事務所

訪問計画達成率	平成22年度	23年度	24年度
80%未満 (うち、22年度から連続して80%未 満の事務所)	23 (-)	17 (14)	11 (6)
┌50%未満	6	3	1
┌50%以上70%未満	7	8	5
┌70%以上80%未満	10	6	5
80%以上100%未満	35	33	34
100%以上120%未満	27	35	38
120%以上 (うち、22年度から連続して120% 以上の事務所)	15 (-)	15 (8)	19 (6)
┌120%以上150%未満	11	10	15
┌150%以上	4	5	4
合計	100	100	102

- (注) 1 調査対象機関（福祉事務所又は都道府県等）提出資料に基づき当省で作成した。
 2 「訪問計画達成率」は、訪問計画に定めた訪問回数に占める実際に訪問した回数（被保護世帯が不在であった場合を含む。）の割合を示す。
 3 調査対象102事務所のうち、平成24年度に設置された事務所が2事務所含まれるため、22年度及び23年度のデータは100事務所分となっている。

表3- (4) - ⑥ - ア 被保護世帯類型の構成比がほぼ同一水準の事務所
における訪問計画回数（平成24年度）

被保護世帯1世帯当たり年間平均訪問計画回数	福祉事務所数
2.0回以上3.0回未満（最小値：2.1回）	6
3.0回以上4.0回未満	15
4.0回以上5.0回未満	2
5.0回以上6.0回未満（最大値：5.8回）	3
合計	26

- （注）1 調査対象機関（福祉事務所又は都道府県等）提出資料に基づき当省で作成した。
- 2 本表は、調査対象102福祉事務所のうち、管内被保護世帯の世帯類型別構成比が、全国平均値（高齢者世帯42.6%、母子世帯7.6%、障害者・傷病者世帯32.8%、その他の世帯17.0%（厚生労働省「福祉行政報告例」（23年度）による。））と5ポイント以内の差となっている福祉事務所について作成している。
- 3 「被保護世帯1世帯当たり年間平均訪問計画回数」は、訪問計画回数を被保護世帯数（訪問計画の各区分対象者の合計）で除した値である。

表 3 - (4) - ⑥ - イ 訪問計画水準及び現業員体制がほぼ同一水準の福祉事務所
 における訪問計画達成率（平成24年度）

被保護世帯 1 世帯 当たり年間平均 訪問計画 回数 現業員 1 人 当たり平均担当世帯数	2.8	2.9	3.0	3.1	3.2
75					
76					
77	82.3%				
78					
79					
80					96.3%
81				91.7%	
82					
83	118.2%	81.9%			
84					
85					

- (注) 1 調査対象機関（福祉事務所又は都道府県等）提出資料に基づき当省で作成した。
- 2 本表は、調査対象102事務所のうち、①現業員 1 人当たり平均担当世帯数が 75世帯以上85世帯未満かつ②被保護世帯 1 世帯当たり訪問計画回数が2.8～3.2回とほぼ同一水準である 5 福祉事務所について作成している。
- 3 「被保護世帯 1 世帯当たり年間平均訪問計画回数」は、平成24年度の訪問計画回数を被保護世帯数（訪問計画の各訪問区分対象者の合計）で除した値である。
- 4 「現業員 1 人当たり平均担当世帯数」は、被保護世帯数を現業員数で除した値である。
- 5 訪問計画達成率は、平成24年度の訪問実績（訪問計画に定めた訪問回数に占める実際に訪問した回数の割合）を訪問計画回数で除した値である。

勸告	説明図表番号
<p>(5) 扶養義務者からの費用徴収等の実行性の確保 (扶養義務者による扶養に関する生活保護法の規定)</p> <p>生活保護法第4条第2項において、民法に定める扶養義務者の扶養は、保護に優先して行われるものとされているため、同法第77条において、被保護者に扶養義務者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、その費用の全部又は一部を徴収することができることとされている。また、扶養義務者の負担すべき額について、福祉事務所と扶養義務者との間で協議が調わないとき等は、福祉事務所の申立てにより家庭裁判所がこれを定めることとされている。</p> <p>また、改正後の生活保護法第24条第8項において、福祉事務所が、扶養義務者が扶養義務を履行していないと認められる場合に、保護の開始決定をしようとするときは、当該扶養義務者に対し書面で保護を開始する者の氏名等を通知しなければならないものとされ、同法第28条第2項において、扶養義務者等に対して、報告を求めることができるとされており、福祉事務所による扶養義務者への積極的な対応を可能とする規定が整備されたところである。</p> <p>(扶養調査の実施等)</p> <p>扶養調査については、局長通知において、次のとおり実施することとされている。</p> <p>① 要保護者からの申告・戸籍謄本等の確認により、扶養義務者の存否を把握する。</p> <p>② これにより把握された扶養義務者について、要保護者からの聴取等により、その職業、収入等を確認し、金銭的な扶養、精神的な支援の可能性を調査する。</p> <p>③ 重点的扶養能力調査対象者（生活保持義務関係者（夫婦及び未成熟の子に対する親）等）については、その者が保護の実施機関の管内に居住する場合は実地調査、管外に居住する場合は回答期限を付した照会等により、世帯構成、職業、収入、社会保険の加入状況等の調査を行い、重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者についてもこれに準じて調査を行う。</p> <p>また、i) 重点的扶養能力調査対象者に十分な扶養能力があるにもかかわらず、正当な理由なく扶養を拒み、他に円満な解決の途がない場合には、家庭裁判所に対する調停又は審判の申立ても考慮し、ii) 必要があるときは、i) の手続と並行して取りあえず必要な保護を行い、家庭裁判所の決定があった後、生活保護法第77条の規定により、</p>	<p>表3-(5)-①-ア</p> <p>表3-(5)-①-イ</p> <p>表3-(5)-①-ウ</p> <p>表3-(5)-①-エ</p>

扶養義務者から、扶養可能額の範囲内において、保護に要した費用を徴収する等の方法を考慮することとされている。

扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合は、速やかに調査を行うものとされ、これらに変動がなくても重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査を年1回程度は行うこととされている（以下、この調査を「フォローアップ調査」という。）。

今回、重点的扶養能力調査対象者に対するフォローアップ調査及び生活保護法第77条の規定に基づく扶養義務者からの費用徴収の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア フォローアップ調査の実施状況

調査対象 102 福祉事務所における重点的扶養能力調査対象者に対するフォローアップ調査の実施状況をみると、半数以上の 56 事務所（54.9%）において、年1回行うこととしていない。

こうした状況にあるフォローアップ調査について、福祉事務所においては、業務多忙の中、実施しても引取りや協力が得られる可能性が低く、十分な費用対効果が見込めないため、調査に消極的であるとする意見が多い。また、前回の扶養の可能性調査の際に、連絡、引き取り、金銭的協力等について一度拒否された場合は、状況の変化がない限り、再度扶養能力の調査を実施しても、扶養義務者との関係を悪化させるだけであるといった意見も聴かれた。

イ 扶養義務者からの費用徴収状況

扶養義務者からの費用の徴収実績をみると、徴収対象とする扶養義務者の範囲や経済状況、家裁への申立ての手順・基準が明確でないこと等から、次のとおり、i) 徴収件数、ii) 徴収実績がある地方公共団体及び徴収事案の内容、iii) 家事審判事件及び家事調停事件の件数ともに限定的なものとなっている。

① 平成 22 年度から 24 年度までの間における扶養義務者からの費用徴収は、全国で 551 件にとどまっており、うち、339 件（61.5%）が大阪市によるものとなっている。

② 大阪市に対して、扶養義務者からの費用徴収事案の内容について聴取した結果、ほとんどの事案が、生活保護法第 18 条第 2 項第 2 号の規定に基づいて支出した葬祭扶助費に係るものであるとしている。

③ 同法第 77 条の規定に基づく家事審判事件及び家事調停事件の実績は、生活保護法施行後の昭和 27 年度から平成 24 年度までの間に、それぞれ 13 件、11 件あるのみで、平成 15 年度以降は 0 件と

表 3 - (5) - ②

表 3 - (5) - ③

表 3 - (5) - ④

表 3 - (5) - ⑤

<p>なっている。</p> <p>ウ 厚生労働省の動き</p> <p>厚生労働省は、「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」（平成 25 年 1 月 23 日）における指摘や、福祉事務所からの生活保護法第 77 条の規定に基づく調停手続の方法が分からないといった意見を受けて、平成 25 年 3 月 11 日に開催した「社会・援護局関係主管課長会議」において、扶養請求調停手続の流れ等を示したマニュアルや具体的な扶養請求調停手続のモデルケースを示すとしている。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、厚生労働省は、重点的扶養能力調査対象者に対するフォローアップ調査の効果的実施及び扶養義務者からの費用徴収の枠組みの積極的活用を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① フォローアップ調査について、趣旨・目的を明確にするとともに、保護の実施機関に対し、その重要性を周知し、実施を指導すること。</p> <p>② 保護の実施機関に対し、生活保護法第 77 条の規定に基づく扶養義務者からの費用徴収について、いずれの福祉事務所においても、その実施が必要な場合に円滑に実施できるようにするため、同条の適用対象となる扶養義務者の範囲やその経済状況、当該扶養義務者との協議の進め方等について具体的に示すとともに、扶養請求調停手続について、その流れ等を示したマニュアルや具体的なモデルケースを早急に示すこと。</p> <p>また、保護の実施機関に対し、これらに沿った費用徴収の適切な実施について指導すること。</p> <p>③ ①及び②において保護の実施機関に対して指導した事項について、監査時に、福祉事務所における履行状況を確認し、必要な指導を行うこと。また、都道府県等に対し、これと同様の措置を講ずるよう指導すること。</p>	<p>表 3 - (5) - ⑥ - ア 表 3 - (5) - ⑥ - イ</p>
---	--

表 3 - (5) - ① - ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）抜粋

（保護の補足性）

第四条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

（費用の徴収）

第七十七条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者がいるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

（注）下線部は当省が付した。

表 3 - (5) - ① - イ 改正後の生活保護法（平成 26 年 7 月 1 日施行）抜粋

（申請による保護の開始及び変更）

第二十四条 （略）

2～7 （略）

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

9～10 （略）

（報告、調査及び検診）

第二十八条 （略）

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

3～5 （略）

（注）下線部は当省が付した。

表 3 - (5) - ① - ウ 生活保護法施行規則の一部を改正する省令案の概要抜粋

<p>2 改正の内容</p> <p>(2) 扶養義務者に対する通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護の実施機関が扶養義務者に対して通知する事項として、保護を開始する者の氏名及び当該者からの保護の開始の申請があった日を規定する。 ○ また、当該通知を行うことが適当でない場合として、 <ul style="list-style-type: none"> ① 保護の実施機関が、当該扶養義務者に対して法第 77 条第 1 項の規定による費用の徴収を行う蓋然性が高くないと認めた場合 ② 保護を開始する者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力を受けているものであると認めた場合 ③ ①及び②のほか、保護の実施機関が、当該通知を行うことにより保護を開始する者の自立に重大な支障を及ぼすおそれがあると認めた場合 <p>を規定する。</p>
--

(注) 1 「生活保護法施行規則の一部を改正する省令（案）」に関するパブリックコメント手続（平成26年2月27日公示、同日から26年3月28日まで意見募集）時の資料による。

2 下線部は当省が付した。

表 3 - (5) - ① - エ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知）抜粋

<p>第 5 扶養義務の取扱い</p> <p>1 扶養義務者の存否の確認について</p> <p>(1) <u>保護の申請があったときは、要保護者の扶養義務者のうち次に掲げるものの存否をすみやかに確認すること。この場合には、要保護者よりの申告によるものとし、さらに必要があるときは、戸籍謄本等により確認すること。</u></p> <p>ア 絶対的扶養義務者</p> <p>イ 相対的扶養義務者のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 現に当該要保護者又はその世帯に属する者を扶養している者 (イ) 過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者 <p>(2) 扶養義務者の範囲は、次表のとおりであること。</p> <p>親等表（略）</p> <p>(3) 扶養義務者としての「兄弟姉妹」とは、父母の一方のみを同じくするものを含むものであること。</p> <p>2 扶養能力の調査について</p>

(1) 1により把握された扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査すること。なお、調査にあたっては、金銭的な扶養の可能性のほか、被保護者に対する定期的な訪問・架電、書簡のやり取り、一時的な子どもの預かり等(以下「精神的な支援」という。)の可能性についても確認するものとする。

(2) 次に掲げる者(以下「重点的扶養能力調査対象者」という。)については、更にアからエにより扶養能力を調査すること。

① 生活保持義務関係にある者

② ①以外の親子関係にある者のうち扶養の可能性が期待される者

③ ①、②以外の、過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者

ア 重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関の管内に居住する場合には、実地につき調査すること。

重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関の管外に居住する場合には、まずその者に書面により回答期限を付して照会することとし、期限までに回答がないときは、再度期限を付して照会を行うこととし、なお回答がないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。ただし、重点的扶養能力調査対象者に対して直接照会することが真に適当でない認められる場合には、まず関係機関等に対して照会を行い、なお扶養能力が明らかにならないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。

なお、相当の扶養能力があると認められる場合には、管外であっても、できれば実地につき調査すること。

イ 調査は、重点的扶養能力調査対象者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等について行うこと。

ウ アの調査依頼を受けた保護の実施機関は、原則として3週間以内に調査の上回答すること。

エ 調査に際しては、重点的扶養能力調査対象者に要保護者の生活困窮の実情をよく伝え、形式的にわたらないよう留意すること。

(3) 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者については、次により扶養能力を調査すること。なお、実施機関の判断により、重点的扶養能力調査対象者に対する調査方法を援用しても差しつかえない。

ア 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者への照会は、原則として書面により回答期限を付して行うこと。なお、実施

機関の判断により電話連絡により行うこととしても差しつかえないが、不在等により連絡が取れない場合については、再度の照会又は書面による照会を行うこと。また、電話連絡により照会した場合については、その結果及び聴取した内容をケース記録に記載するとともに、金銭的な援助が得られる場合については、その援助の内容について書面での提出を求めること。

イ 実施機関において重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対して直接照会することが真に適當でない認められる場合には、扶養の可能性が期待できないものとして取り扱うこと。

ウ 照会の際には要保護者の生活困窮の実情をよく伝えるとともに、重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等の把握に努めること。

(4)～(6) (略)

3 扶養の履行について

(1) 重点的扶養能力調査対象者が十分な扶養能力があるにもかかわらず、正当な理由なくして扶養を拒み、他に円満な解決の途がない場合には、家庭裁判所に対する調停又は審判の申立てをも考慮すること。この場合において、要保護者にその申立てを行わせることが適當でない判断されるときは、社会福祉主事が要保護者の委任を受けて申立ての代行を行ってもよいこと。なお、重点的扶養能力調査対象者以外の者について家庭裁判所に対して調停等を申立てることを妨げるものではない。

(2) (1)の場合において、必要があるときは、(1)の手続の進行と平行してとりあえず必要な保護を行ない、家庭裁判所の決定があった後、法第77条の規定により、扶養義務者から、扶養可能額の範囲内において、保護に要した費用を徴収する等の方法も考慮すること。

なお、法第77条の規定による費用徴収を行なうに当たっては、扶養権利者が保護を受けた当時において、当該扶養義務者が法律上の扶養義務者であり、かつ、扶養能力があったこと及び現在当該扶養義務者に費用償還能力があることを確認すること。

(3) 扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合は、すみやかに、調査のうえ、再認定等適宜の処理を行うこと。

なお、重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は、年1回程度は行うこと。

(注) 下線部は当省が付した。

表 3 - (5) - ② 重点的扶養能力調査対象者に対するフォローアップ
調査の実施状況

調査の実施頻度	事務所数	割合
年 1 回実施	46	45.1%
必要に応じて実施	47	46.1%
未実施	9	8.8%
計	102	100%

(注) 当省の調査結果による。

表3-5(5)-③ 扶養義務者からの費用徴収

単位：件、円

年度 地方公共団体名	平成22年度			23			24			合計		
	件数 (割合)	調定額 (割合)	徴収額 (割合)	件数 (割合)	調定額 (割合)	徴収額 (割合)	件数 (割合)	調定額 (割合)	徴収額 (割合)	件数 (割合)	調定額 (割合)	徴収額 (割合)
全国計	163	40,473,015	38,302,940	225	31,662,953	21,199,818	163	49,176,540	35,765,755	551	121,312,508	95,268,513
うち大阪市	118	11,700,219	11,183,403	111	12,439,530	12,273,429	110	15,897,661	15,457,582	339	40,037,410	38,914,414
	(72.4%)	(28.9%)	(29.2%)	(49.3%)	(39.3%)	(57.9%)	(67.5%)	(32.3%)	(43.2%)	(61.5%)	(33.0%)	(40.8%)

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省で作成した。

表 3 - (5) - ④ 生活保護法第 77 条（費用の徴収）の適用例

単身者（被保護者でない者）が死亡したが、親族が判明しないため、その葬儀を行った者（病院長、民生委員等）に対して生活保護法第 18 条第 2 項第 2 号に基づく葬祭扶助を支給した。

その後親族が判明したことから、同法第 77 条により、当該葬祭扶助に係る費用を徴収した。

【参考】生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の抜粋
（葬祭扶助）

第十八条 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 検案
- 二 死体の運搬
- 三 火葬又は埋葬
- 四 納骨その他葬祭のために必要なもの

2 左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。

- 一 被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないとき。
- 二 死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がいない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。

（注）当省の調査結果による。

表3-(5)-⑤ 生活保護法第77条に基づく家事審判事件及び家事調停事件の実績

単位：件

区分 年	家事審判事件					家事調停事件						
	新受	既決				未決	新受	既決				未決
		認容	却下	取下	その他			調停成立	調停不成立	取下	その他	
昭和27年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和28年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和29年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和30年	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0
昭和31年	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和32年	1	0	0	0	0	1	2	0	0	1	0	1
昭和33年	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
昭和34年	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
昭和35年	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
昭和36年	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0
昭和37年	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
昭和38年	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0
昭和39年	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和40年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和41年	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
昭和42年	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
昭和43年	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和44年	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
昭和45年	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
昭和46年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
昭和47年	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0
昭和48年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和49年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和50年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和51年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和52年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和53年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和54年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和55年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和56年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和57年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和58年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和59年	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
昭和60年	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和61年	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
昭和62年	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0
昭和63年	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1
平成元年	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0
平成2年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成3年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成4年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成5年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成6年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成7年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成8年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成9年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成10年	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
平成11年	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
平成12年	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
平成13年	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
平成14年	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成15年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成16年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成17年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成18年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成19年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成20年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成21年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成22年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成23年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成24年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	13	4	0	6	3	15	11	5	0	5	1	6

(注) 厚生労働省の資料による。

表3-(5)-⑥-ア 「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書（平成25年1月25日）」抜粋

IV 生活保護制度の見直しについて
4. 不正・不適正受給対策の強化等について
(1) (略)
(2) 生活保護費の適正支給の確保について
① (略)
② 扶養義務の適切な履行の確保について
(扶養義務者に対する福祉事務所への説明責務について)
(略)
(家庭裁判所による扶養請求調停手続きの活用について)
○ <u>福祉事務所と扶養義務者の間で扶養の範囲について協議が調わなかった場合、家庭裁判所に対する調停等の申立手続きの積極的活用を図るため、扶養請求調停手続きの流れ等を示したマニュアルや具体的な扶養請求調停手続きのモデルケースを示し、着実な扶養義務履行の一つの手段とすることが必要である。</u>

(注) 下線部は当省が付した。

表3-(5)-⑥-イ 「社会・援護局関係主管課長会議資料（平成25年3月11日）」抜粋

(文章編資料)
1～3 (略)
4 不正・不適正受給対策
(1)～(6) (略)
(7) 扶養義務の適切な履行の確保
(略)
また、 <u>福祉事務所と扶養義務者の間で扶養の範囲について協議が調わなかった場合、家庭裁判所に対する調停等の申立手続きの積極的活用を図るため、扶養請求手続きの流れ等を示したマニュアルや具体的な扶養請求調停手続きのモデルケースを示すこととしている</u> ので御了知願いたい。
(後略)

(注) 下線部は資料に付されていたものである。

勸告	説明図表番号
<p>(6) 医療扶助受給者における短期頻回転院への対処 (医療扶助受給者の転院)</p> <p>厚生労働省は、医療扶助受給者における転院に関し、次のとおり、都道府県等宛てに通知している。</p> <p>ア 入院患者が転院を要する場合の事務手続</p> <p>「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」(昭和48年5月1日付け社保第87号厚生省社会局保護課長通知)により、①福祉事務所が現に入院中の指定医療機関から転院を必要とする理由を徴し、必要止むを得ない理由がある場合には転院を認める、②転院先医療機関から医療要否意見書等の提出を求め、改めて入院承認期間を設定する、③医療扶助の変更決定を行うこととされている。</p> <p>イ 転院先が都道府県域を超えた医療機関となる場合の取扱い</p> <p>上記アの課長通知により、①遠隔地にあるため、i) 交通費が必要な場合、ii) 必要な調査及び指導に支障がある場合、②その医療機関以外の居住地の近隣の指定医療機関でも十分医療の目的を果たせるような場合には、都道府県域をまたぐ入院は不相当であるとされている。</p> <p>ウ 転退院の必要性の判定</p> <p>局長通知により、医療扶助受給者の転退院の必要性の判定を行う場合に検診が必要と認められるときには検診命令を実施すべきとしている。また、「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助運営要領」という。)において、福祉事務所は、医療の要否の判定又は保護の決定実施上の医学的判断に関し疑義があるとき、都道府県本庁に対し技術的助言を求めることができるとされている。</p> <p>(短期頻回転院への対応)</p> <p>被保護者に対する医療扶助費は、基本的に入院、通院問わず医療費の全額が支給され、かつ、被保護者の入院費のみならず通院費や転院移送費も全額支給される枠組みとなっている。</p> <p>厚生労働省は、医療扶助受給者における不必要な長期入院や頻回受診について、医療扶助費の無用な高額化を招くことから、平成26年3月3日開催の社会・援護局関係主管課長会議等において、生活保護等版電子レセプト管理システムを活用することにより、受診日数が過度に多い等不適切な受診行動が疑われる者や、長期にわたり入院している者等の把握が容易にできるようになっているとして、受診者に対す</p>	<p>表3-(6)-①</p> <p>表3-(6)-① (再掲)</p> <p>表3-(6)-②</p> <p>表3-(6)-③</p> <p>表3-(6)-④</p> <p>表3-(6)-⑤</p> <p>表3-(6)-⑥</p>

<p>る適正受診の徹底や退院促進に向けた支援等について確実に実施するよう、保護の実施機関に対し指導している。</p> <p>他方、医療扶助費が高額となる要因としては、これら長期入院や頻回受診のほか、i) 診療報酬点数は、入院期間が短期間であるほど加算点数が高いことや、ii) 転院の都度、転院移送費が発生することや転院先の医療機関において初診・検査が行われる可能性があることから、短期間で頻りに転院を繰り返すこと（以下「短期頻回転院」という。）が想定される。しかし、厚生労働省は、この短期頻回転院に関しては、長期入院患者や頻回受診者のような措置を講ずるものとしておらず、短期頻回転院の現状についても把握していないのが現状となっている。</p>	<p>表 3 - (6) - ⑦</p>
<p>(指定医療機関に対する指導)</p> <p>生活保護法第 49 条の規定に基づき、i) 厚生労働大臣が、国の開設した病院、診療所又は薬局について、ii) 都道府県知事が、その他の病院、診療所、薬局、医師又は歯科医師について、医療扶助のための医療を担当させる機関として指定した指定医療機関は、同法第 50 条第 2 項の規定により、被保護者の医療について、都道府県知事の行う指導に従わなければならないとされている。</p> <p>なお、平成 25 年 12 月の生活保護法の一部改正によって、医師及び歯科医師については、指定医療機関として指定することが廃止されたところである。</p>	<p>表 3 - (6) - ④ (再掲)</p>
<p>また、この一部改正では、第 51 条第 2 項において、指定の取消し要件が明記され、「保険医療機関でなくなったとき」、「診療報酬の請求に関し不正があったとき」等が要件となっており、同法第 50 条第 2 項において、指定医療機関への指導権限が、従来の都道府県知事から厚生労働大臣（地方厚生局長）にまで拡大されている。</p>	<p>表 1 - (5) - ② (再掲)</p>
<p>(短期頻回転院に関する会計検査院による指摘)</p> <p>会計検査院は、平成 26 年 3 月 19 日の会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 30 条の 2 の規定に基づく国会及び内閣への報告の中で、短期頻回転院に関する指摘を行っており、厚生労働省に対して、i) 転院の要否確認等の適切化についての福祉事務所への指導、ii) その指導を通じた短期頻回転院の一層の実態把握により、iii) 対応方針の不断の検討を行うよう求めている。</p>	<p>表 3 - (6) - ⑧ 表 3 - (6) - ⑨</p>
<p>今回、調査対象とした 102 福祉事務所における医療扶助の実施状況について調査した結果、以下のような事例等がみられた。</p> <p>ア 短期頻回転院の事例</p> <p>短期頻回転院が特定の指定医療機関の間で都道府県域を越えて行</p>	<p>表 3 - (6) - ⑩</p>

<p>われ、頻繁かつ都道府県域を越えた高額な転院移送費の発生、診療報酬の高止まり等を招いている事例が3事例（平成24年度の医療扶助費総額724万円～857万円）みられる。</p> <p>また、これらの事例に係る福祉事務所以外の事務所においても、同様の例が約130人存在するとしているもの（1事務所）がある。</p> <p>さらに、平成21年度に公表された奈良県大和郡山市の山本病院に関する「生活保護医療扶助不正請求事案に関する調査・再発防止委員会報告書」（平成21年12月）でも、短期頻回転院の実態について言及されているところである。</p> <p>イ 短期頻回転院に対する福祉事務所の対応</p> <p>上記アの事例等に係る福祉事務所等に対し、短期頻回転院事案に対する取組について聴取した結果、次のような見解である。</p> <p>① 短期頻回転院の中には、2週間から1か月という短期間で遠隔地の医療機関を転院するケースもある。このようなケースの場合、福祉事務所では、被保護者に対し、訪問等での的確な病状把握、本人の意思確認ができない。</p> <p>② 通常、指定医療機関からの連絡は転院の直前に電話で連絡があり、場合によっては転院後であるケースもある。こうした状況であるため、福祉事務所では転院に係る事務手続（転院の必要性の判断）は行っていない。転院の必要性は主治医の判断によるものであり、福祉事務所にはそれを覆すだけの医学的知見はなく、転院の判断を覆すことは事実上困難である。</p> <p>③ 短期頻回転院は都道府県域を超えて広域に転院している実態にあるが、都道府県知事の指導権限は、他の都道府県にある指定医療機関には及ばないため指導ができない。</p> <p>④ 転院に際し検診を命じた実績はない。仮に検診を命ずる場合であっても、既に指定医療機関の入院患者であることを考慮すると、現に入院している当該指定医療機関での検診となるのではないか。その場合はセカンドオピニオンにはならない。また、他の指定医療機関での検診は現実的には困難と思われる。</p> <p>⑤ 短期頻回転院について、以前から、その存在を認知しており、長期入院患者等の場合と同様、生活保護等版電子レセプト管理システム等の活用により実態把握が可能であると考えるが、厚生労働省からは、短期頻回転院に関し、実態把握を含め特段の指導もないため、特に対応していない。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、厚生労働省は、医療扶助の適正化を図る観点から、以下</p>	<p>表3-(6)-⑩</p>
---	-----------------

の措置を講ずる必要がある。

① 保護の実施機関に対し、短期頻回転院者の実態を把握するため、長期入院患者等の実態把握の場合と同様、生活保護等版電子レセプト管理システム等の活用により短期頻回転院者を把握するとともに、その結果を報告するよう指示すること。

② 保護の実施機関に対し、指定医療機関による不必要な短期頻回転院を発見及び防止するため、次のとおり指示すること。

i) 入院や転院を行う理由について、主治医等への確認を行うこと。

ii) 転院ごとに検査料等の診療報酬を算定しているケースについては、適切な検査が行われているかどうか、医療機関へ確認を行うこと。

iii) 指定医療機関からの福祉事務所への転院の連絡は、自院では診療できないどのような診療を転院先で行うためなのか等転院の必要性や転院先指定医療機関を選択した理由を明記した書面により求めること。

また、保護の実施機関に対し、その書面の内容に沿った診療が転院先において行われているのか等を確認するため、レセプト点検により転院先指定医療機関の診療内容と転院元指定医療機関の診療内容を突合するなど、転院の必要性を検証するための具体的な措置を示すこと。

なお、保護の実施機関に対し、福祉事務所における転院等の必要性の検討に当たっては、必要に応じて都道府県へ技術的助言の求めを行うことについて指示すること。

③ ①及び②により、不必要な短期頻回転院を発見した場合には、その是正を図るため、当該事案に関係した指定医療機関に対し所要の措置を講ずること。また、都道府県に対し、同様の措置を講ずるよう指導すること。

④ ①及び②において保護の実施機関に対して指示及び明示した事項について、監査時に、福祉事務所における履行状況を確認し、必要な指導を行うこと。また、都道府県等に対し、これと同様の措置を講ずるよう指導すること。

表3- (6) -① 生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について（昭和48年5月1日付け社保第87号厚生省社会局保護課長通知）抜粋

[入院患者が転院を要する場合の事務手続]

(問9) 入院中の患者が転院を必要とする場合は、どのような手続を行なったらよいか。

(答) 現に入院中の患者が他の指定医療機関に転院を要する事由が生じた場合は、あらかじめ現に入院中の指定医療機関から、転院を必要とする理由、転院をさせようとする医療機関名等につき連絡を求め、その結果必要止むを得ない理由があると認められるときは、転院を認めるべきである。この場合、転院先医療機関から、医療要否意見書等の提出を求め、あらためて入院承認期間を設定したうえ医療扶助の変更決定を行なうことになる。

[県外入院の取扱い]

(問6) 患者が県外の指定医療機関に入院を希望した場合その医療機関でなければ疾病の治療を行ない難いと認められる等の特別の事由がある場合以外は、これを認めないこととしてよいか。

(答) 指定医療機関の選定にあたっては、医療扶助運営要領第3の1の(3)のオに定める標準により行うものであり、この場合当該要保護者の希望を参考とし、福祉事務所長がその委託先を決定するものであるが、患者の希望する指定医療機関が遠隔地にあるため、交通費を必要とし、または必要な調査および指導を行なううえに支障をきたし、しかもその医療機関以外の近隣の指定医療機関でも十分医療の目的を果たせるような場合には、患者の希望のみによって医療機関を選定することは適当ではない。

なお、県境に居住地をもつ要保護者の場合は、県内の指定医療機関に委託するよりも、県外の指定医療機関に委託した方が適当である場合もあるので、この取扱いは機械的に県外入院を認めない趣旨であると解してはならない。

表3- (6) -② 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）抜粋

第11の4 検診命令

(1) 検診を命ずべき場合

次のような場合には、要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずること。なお、この場合事前に嘱託医の意見を徴することとし、さらに必要と認められる場合には都道府県庁（指定都市及び中核市にあつては市本庁とする。）の技術的な助言を求めること。

ア～オ（略）

カ 現に医療扶助の適用を受けている者の転退院の必要性の判定を行なうにつき、検診が必要と認められるとき。

キ、ク（略）

表3- (6) -③ 生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和36年9月30日
付け社発第727号厚生省社会局長通知）抜粋

<p>第2 医療扶助運営体制</p> <p>医療扶助関係事務を円滑かつ適切に実施できるよう、次の運営体制を標準として、その事務処理体制を整備すること。</p> <p>2 福祉事務所関係</p> <p>(8) 都道府県本庁に対する技術的助言の求め</p> <p>保護の実施機関は、都道府県知事に対し、次の点につき必要に応じて連結し又は技術的な助言を求めること。</p> <p>ア 医療機関等の指定に関する事項</p> <p>イ 医療の要否の判定又は保護の決定実施上の医学的判断に関し疑義があると保護の実施機関が認めた事項</p> <p>ウ 他法他施策関係について必要とされる事項</p> <p>エ その他特に求められた事項</p>
--

表3- (6) -④ 生活保護法（昭和25年法律第144号）抜粋

<p>(医療扶助)</p> <p>第十五条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。</p> <p>一 診察</p> <p>二 薬剤又は治療材料</p> <p>三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術</p> <p>四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>六 移送</p> <p>(医療機関の指定)</p> <p>第四十九条 厚生労働大臣は、<u>国の開設した病院若しくは診療所又は薬局についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院、診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）若しくは薬局又は医師若しくは歯科医師について開設者又は本人の同意を得て、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。</u></p> <p>(指定医療機関の義務)</p> <p>第五十条 前条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。</p> <p>2 <u>指定医療機関は、被保護者の医療について、都道府県知事の行う指導に従わなければならない。</u></p>

(注) 下線は当省が付した。

表3- (6) -⑤ 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）抜粋

<p>別表第1第3章-3 移送費</p> <p>移送費の額は、移送に必要な最小限度の額とする。</p>

表 3 - (6) - ⑥ 社会・援護局関係主管課長会議資料（平成 26 年 3 月 3 日社会・援護局保護課）抜粋

<p>6 医療扶助の適正な実施について</p> <p>(1) 生活保護等版レセプト管理システムを活用した取組の推進等について</p> <p>ア 生活保護等版レセプト管理システムを活用した取組の推進</p> <p>生活保護等版レセプト管理システム（以下「電子レセプトシステム」という。）は、受給者や医療機関別にレセプトの抽出が容易に行えるなど効率的・効果的なレセプト点検等が可能であるため、各地方自治体において創意工夫し活用することにより、医療扶助の適正化に向けた取組に与するものである。</p> <p>平成 24 年 10 月には、電子レセプトシステムの改修を行い、薬の過剰な多剤投与を受けている者や重複受診を行っている者など適正化の対象となり得る者を容易に抽出できるよう機能強化を行っている。これにより、不適切な受診行動が疑われる事例の把握が効率化され、受給者に対する指導等へ重点を置くことができるなど、受給者の適正受診に向けた取組を効果的に実施できるものと考えている。</p> <p>実際に、地方自治体からは、システム改修により速やかな適正受診指導及び早期の改善に結びついているといった適正受診指導への効果が上がっているとの報告をいただいているところである。また、電子レセプトシステムを、後発医薬品へ切り替えた場合の差額通知書の作成や、先発医薬品の使用量に注目して後発医薬品に関する理解が十分でないと考えられる方に対して重点的に説明を行うなど後発医薬品の使用促進への取組に活用している事例もあると承知している。</p> <p>また、平成 25 年 3 月には、請求に突出した特徴が見られる医療機関を容易に抽出できるよう機能強化を行ったところであり、電子レセプトシステムにより抽出されたことをもって不適正ということにはならない点に留意が必要であるが、これにより不適切な請求等が疑われる医療機関を絞り込み、重点的に点検・指導等を実施していくことが可能になるものと考えている。</p> <p>電子レセプトシステムは、<u>これを積極的に活用することによって、様々な医療扶助の適正化に向けた効率的かつ効果的な取組に繋がるものであるため、国においても、マニュアルの改訂等を通じて支援していくこととするので、地方自治体におかれても、積極的に電子レセプトシステムを活用し、医療扶助の適正化に向けた実効性のある取組を実施されたい。</u></p> <p>イ 電子レセプトシステムの活用状況等の把握</p> <p>近年、医療扶助の適正実施に向けた取組を強化していくことが求められている状況にあって、更なる適正化を推進していくことが重要であるが、同時に現在行っている適正化の取組の効果についても検証していくことが必要であると考えている。</p> <p>このため、今後、各地方自治体にも協力を得ながら、電子レセプトシステムの活用状況も含めた医療扶助の適正実施に向けた取組の状況や効果を検証する予定であるのでご了知願いたい。</p> <p>ウ 電子レセプトシステムの基本マスタ等の更新</p> <p>電子レセプトシステムの保守管理については、各地方自治体において、保守管理業者と契約を締結する等により、システム機器の管理や基本マスタの更新等を行っていただいているところであるが、昨年、システムの開発業者及び社会保険診療報酬支払基金より、各自治体において行う必要がある基本マスタやバージョンアッププログラムの更新が不十分なために、画像生成に不具合が生じている自治体が一部あるとの報告があった。「『生活保護等版レセプト管理システム』運用の手引き」（2015. 9. 2 第 6 版）の 2 - ①「基本マスタの更新」にあるように、基本マスタやプログラムの更新は、当該システムの使用のために必須であるため、適宜、システムへの取り込みを実施するようご留意いただきたい。</p>
--

特に、平成 26 年度は診療報酬改定が行われるので、遺漏なきよう対応いただくようお願いする。

(2) 後発医薬品の更なる使用促進について
(略)

(3) 医療扶助における適正受診の徹底等について

医療扶助を受給している者のうち自立に向けた支援や適正受診に係る助言指導が必要な者については、これまでも「医療扶助における長期入院患者の実態把握について」(昭和 45 年 4 月 1 日付社保発第 72 号) などにより、具体的な対象者を把握し、主治医訪問等により患者の実態を踏まえた上で必要な対応を行っていただいているところであるが、一部の福祉事務所において十分な取組がされていない状況もみられるところである。前述(1)アのとおり、電子レセプトシステムを活用することにより、受診日数が過度に多い等不適切な受診行動が疑われる者や、長期にわたり入院している者等の把握は容易にできることとしたところであり、受給者に対する適正受診の徹底や退院促進に向けた支援等について確実に実施するようお願いする。

また、向精神薬の重複処方に係る適正化や自立支援医療(人工透析療法)の優先適用に向けた地方自治体の取組状況については、平成 26 年度も引き続き地方厚生局による確認を実施する予定であるのでご了解願いたい。

(4) 柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について
(略)

(注) 下線は当省が付した。

表 3 - (6) - ⑦ 診療報酬の算定方法 (平成 20 年厚生労働省告示第 59 号) 抜粋

第 2 部 入院料等
通則
第 1 節 入院基本料
区分
A 1 0 0 一般病棟入院基本料 (1 日につき)
1 7 対 1 入院基本料 1,566 点
2 10 対 1 入院基本料 1,311 点
3 13 対 1 入院基本料 1,103 点
4 15 対 1 入院基本料 945 点
注 3 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ 1 日につき所定点数に加算する。
イ 14 日以内の期間 450 点 (特別入院基本料等については、300 点)
ロ 15 日以上 30 日以内の期間 192 点 (特別入院基本料等については、155 点)

表 3 - (6) - ⑧ 会計検査院法 (昭和 22 年法律第 73 号) 抜粋

第三十条の二 会計検査院は、第三十四条又は第三十六条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

表3- (6) - ⑨ 生活保護の実施状況についての報告書(要旨)(平成26年3月会計検査院)抜粋

2 検査の状況

(1) 医療扶助の状況

ア 退院指導等の実施状況

被保護者である入院患者で精神及び行動の障害に分類される者の割合は47.8%となっており、被保護者以外の入院患者における割合18.7%と比べて高い割合を占めており、その多数が長期に入院している傾向があり、入院に係る医療扶助を恒常的に受けている状況が見受けられた。

そして、医療扶助継続の要否等を検討する要否意見書の枚数は24年3月の1か月間で1福祉事務所当たり20枚未満から7,000枚以上となっており、嘱託医1人当たりの枚数では100枚未満から1,000枚以上と開差が見受けられた。

また、医療扶助による入院継続を要しないとされた長期入院患者のうち退院に至っていない者の過半数は、精神及び行動の障害に分類される者であった。そして、退院に至っていない理由を退院後の受入施設が見つからないためとしている者が延べ1,199人のうち延べ662人と多数を占めていた。また、退院に向けた医療機関との調整に当たっては、82事業主体のうち53事業主体において、現業員が単独で対応していた。さらに、例外的給付を受けているが、退院促進に係る指導を特段受けていない者も見受けられた。

一方、事業主体が退院促進に係る指導を行う際に、生活保護部局が行う独自支援事業や障害者施策等の一環として行う精神障害者地域移行・地域定着支援事業を併せて行い、退院に至った者も見受けられた。

イ 高頻度入院の状況

23年度に延べ3医療機関以上に入院した被保護者1,373人のうち132人は、特定の8医療機関に10回以上入退院を繰り返していた。そして、8医療機関のいずれかに1回以上入院した349人の中には福祉事務所による転院の要否の検討が事後的に行われている者が見受けられ、それらの医療機関を転院する都度、初診料や検査料等の同種の診療報酬が算定されている状況も見受けられた。

ウ 向精神薬等の重複処方状況

(略)

エ 頻回受診者の状況

福祉事務所において、過度な診療日数が改善されていない頻回受診者1,242人について、通院台帳等が整備されていない者が550人見受けられ、通院台帳等が整備されている者のうち、訪問指導が行われていない者が99人見受けられた。

(2) 生活扶助及び住宅扶助の状況

ア～エ (略)

オ 住宅の家賃の額の差異の状況

住宅扶助に係る家賃の額について、1,778棟を抽出して家賃等の差額をみたところ、被保護世帯が一般住居に係る家賃よりも高額の家賃で契約している疑義がある事態が112棟において見受けられた。

3 所見

以上のような状況を踏まえて、厚生労働省においては、保護の実施において、被保護者の支援をより効果的、効率的に行うことができることとなるよう、前記の検査の状況に記載した各種事態の実態把握に努めるとともに、次の点等に留意しつつ、今後とも各種施策の立案、見直しなどに努めていく必要がある。

(1) 医療扶助について

ア 被保護者である長期入院患者で精神及び行動の障害に分類される者等について、事業主体がその病状の把握や退院後の受入先の確保をより円滑かつ適切に行うことができることとなるよう介護、障害等に関する部門も含めた体制整備を図ることの必要性や、退院促進に係る指導の一層の充実及び他の施策との連携等について検討すること

イ 高頻度入院者について、転院の要否の確認等の業務が適切に行われるよう事業主体を引き続き指導するとともに、指導を通じて高頻度入院者の実態の一層の把握に努めて、その対応方針について不断の検討を行っていくこと

ウ (略)

エ 頻回受診者について、事業主体における台帳整備や訪問指導等の充実を図らせるとともに、適正受診の更なる促進に努めること

(2) 生活扶助及び住宅扶助について

ア～エ (略)

オ 被保護世帯であるがゆえに合理的な理由もなく高額の家賃が設定されていることはないか実態の把握に努めるとともに、適切な家賃額となっているかどうかを判断できるような仕組みを設けるなど、住宅扶助の適切な在り方について検討すること

表3-(6)-⑩ 短期頻回転院が特定の指定医療機関の間で都道府県域を越えて行われ、頻繁かつ都道府県域を越えた高額な転院移送費の発生、診療報酬の高止まり等を招いている例

【事例1】(足立区中部福祉事務所)

医療扶助を受ける被保護者は、平成22年6月から25年7月までの3年2か月の間に12病院間で34回転院した。

- 1 同一病院での複数回入院(主なもの)と広域転院の状況
8回入院(都道府県域外(以下「県域外」という。)の1病院)、5回入院(県域外の1病院)、4回入院(県域外の2病院、都道府県域内(以下「県域内」)の2病院)
- 2 短期転院の状況(入院日数別入院回数)
 - i) 14日以内(加算450点) = 4回/34回(11.8%)
 - ii) 15日以上30日以内(加算192点) = 20回/34回(58.8%)
- 3 転院移送費の発生状況
 - i) 合計移送費 717,005円
 - ii) 転院1回平均移送費 47,800円
 - iii) 平成24年度医療扶助費合計 7,244,835円

【事例2】(江戸川区福祉事務所(第一課))

医療扶助を受ける被保護者は、平成18年12月から25年10月までの6年11か月の間に16病院間で43回転院した。

- 1 同一病院での複数回入院(主なもの)と広域転院の状況
9回入院(県域外の1病院)、6回入院(県域外の2病院)、4回入院(県域外の2病院)
- 2 短期転院の状況(入院日数別入院回数)
 - i) 14日以内(加算450点) = 2回/41回(4.9%)
 - ii) 15日以上30日以内(加算192点) = 13回/41回(31.7%)
- 3 転院移送費の発生
 - i) 合計移送費 1,031,995円
 - ii) 転院1回平均移送費 46,909円
 - iii) 平成24年度医療扶助費合計 8,263,450円

【事例3】(新宿区福祉事務所)

医療扶助を受ける被保護者は、平成23年7月から25年9月までの2年3か月の間に12病院間で25回転院した。

- 1 同一病院での複数回入院(主なもの)と広域転院の状況
5回入院(県域外の1病院)、4回入院(県域外の1病院)、3回入院(県域外の1病院、県域内の2病院)
- 2 短期転院の状況(入院日数別入院回数)
 - i) 14日以内(加算450点) = 5回/25回(20.0%)
 - ii) 15日以上30日以内(加算192点) = 11回/25回(44.0%)
- 3 転院移送費の発生
 - i) 合計移送費 369,220円
 - ii) 転院1回平均移送費 36,922円
 - iii) 平成24年度医療扶助費合計 8,570,848円

また、同福祉事務所では、同様の例が他にも40人程度あるとしている。

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 上記事例に係る福祉事務所以外においても、同様の例が約130人存在するとしている福祉事務所(1事務所)がある。

表3－(6)－⑪ 「生活保護医療扶助不正請求事案に関する調査・再発防止委員会報告書」(平成21年12月)要旨(抜粋)

事案の概要

平成21年7月奈良県警が山本病院理事長らを詐欺容疑で逮捕

【経緯】

- 捜査依頼・・・平成19年10月 県が過剰診療等を告発する投書等を添えて郡山警察署に捜査を依頼
- 逮捕容疑・・・生活保護患者に対し、心臓カテーテル手術をしたように偽装診療報酬(8件約835万円)を不正に受給 → 現在公判中

【山本病院の概要】

- 所在地 奈良県大和郡山市
- 病床数 80床(一般35床・療養45床)

奈良県の対応

「調査・再発防止委員会」を7月29日に設置

【目的】

- (1) 生活保護の不適正利用及び過剰診療の実態並びに背景・原因の調査
- (2) 再発防止策の検討

【委員】

社会保障、医療、保険等に関する有識者8名により構成

委員会の調査結果

1 過剰診療等の実態

- 病院従事者5名の証言
 - ・ 生活保護患者に対し、症状の有無に関係なく心臓カテーテル検査を実施
 - ・ 心電図異常や冠動脈狭窄を捏造
- 専門医2名によりカルテ11例を検証
 - ・ ほぼ全例で診療ガイドラインに照らして過剰診療
 - ・ 多くの症例で症状、検査所見の捏造があったと推察

2 生活保護入院患者の実態

- 本病院入院患者のうち半数以上が生活保護患者
- 県外の患者が86%、大阪市の患者が60%
- 山本病院の生活保護入院患者については、
 - ・ 41%が複数の病院に転院しながら年間を通して入院
 - ・ 51%が手術や検査の説明を十分に受けず
 - ・ 73%に対して心臓カテーテル検査やステント留置術を実施
 - ・ 転院先が大阪の特定の病院に集中(10病院で82%)

3 県における指導・検査の現状

- 不適切な診療が行われているとの告発を受け検査等を実施していたが、権限上、書類の

形式審査にとどまり、診療内容の確認ができなかった。
○県外の生活保護患者も含む各医療機関単位の医療扶助の状況を把握しておらず、効果的な指導が十分行われていない。

再発防止に向けての提言

以下、略

(注) 奈良県の資料を基に当省が作成した。

勸告	説明図表番号
<p>(7) 検診命令の適切かつ効果的な実施</p> <p>(検診命令の実施)</p> <p>生活保護法第 28 条第 1 項において、保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の健康状態等を調査するため、当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師又は歯科医師の検診を受けるべき旨を命じることができるとされている。</p> <p>(検診命令の実施基準)</p> <p>厚生労働省は、検診命令を行う場合について、局長通知により、i) 保護の要否等の決定に当たって稼働能力の有無につき疑いがあるとき、ii) 医療扶助の決定をしようとする場合に、要保護者の病状に疑いがあるとき、iii) 現に医療扶助による給付を受けている者につき当該給付の継続の必要性について疑いがあるとき、iv) 自立助長の観点から健康状態を確認する必要があるときなどを示している。</p> <p>(通院移送費に関する検診命令)</p> <p>通院移送費（被保護者が通院等する際に必要な交通費）の給付額の決定に関する審査の流れについては、医療扶助運営要領において、i) 給付要否意見書により主治医の意見の確認、ii) 嘱託医協議（必要に応じて検診命令）を経て、医療扶助の必要性を決定するとともに、受診する指定医療機関、経路、利用する交通機関等の決定を行い、通院移送費を決定するものとされている。</p> <p>また、受診する医療機関については、原則要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する指定医療機関に限るものとされている。</p> <p>(検診命令の活用促進)</p> <p>厚生労働省は、平成 25 年 3 月 11 日に開催された社会・援護局関係 主管課長会議において、保護の実施機関に対し、福祉事務所による検診命令の徹底等について指導するとともに、地方公共団体からの意見を受け、検診命令がより円滑に実施されるよう、局長通知を同月に改正し、検診を行う医師等の範囲について、公的医療機関に限らず選定できることを明確にしたところである。</p> <p>今回、調査対象とした 102 福祉事務所における検診命令の実施状況について調査した結果、福祉事務所において検診命令を行えば検診料負担や事務負担が生ずることになるほか、i) 検診命令の対象ケースが明確となっていないこと、ii) 現行の検診命令の実施基準の趣旨等や検診命令の効用について周知徹底されていないと考えられることから、次のとおり検診命令が効果的に活用されていない事例がみられた。</p>	<p>表 3 - (7) - ①</p> <p>表 3 - (7) - ②</p> <p>表 3 - (7) - ③</p> <p>表 3 - (7) - ④</p> <p>表 3 - (7) - ⑤</p>

<p>① 検診命令の活用により医療扶助費の適正支給に資すると認められる事例</p> <p>医療扶助における通院移送費に関する疑義については、検診命令の対象ケースとして明確に位置付けられておらず、主治医の意見のみをもって適否を判断している状況にあることから、北海道から千葉県、青森県から東京都など他の都道府県の指定医療機関へ通院し、1回の通院移送費が9万円以上など高額になっている事例（6事例）</p>	<p>表3-(7)-⑥</p>
<p>② 検診命令の実施により不正受給の防止に効果があったと認められる事例</p> <p>傷病を訴えながら通院実績がない被保護者に対し、検診命令による稼働能力の把握をしなかったが、実際には就労収入を得、不正受給（稼働収入の無申告）となった事例等（8事例）</p>	<p>表3-(7)-⑦</p>
<p>【所見】</p> <p>したがって、厚生労働省は、医療扶助費の適正支給及び不正受給の防止を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 保護の実施機関に対し、「都道府県域を超える受診である場合」や「同一病態にある当該地域の他の患者の受診に係る交通費と比較して高額である場合」等であって、福祉事務所が通院移送費の給付の決定に当たり、検診の実施を必要と認めたときは、検診を受けるべき旨を命ずることができることを医療扶助運営要領で明示するとともに、検診命令の実施基準の趣旨等や検診命令の効用について周知徹底し、これらの適切な運用について指導すること。</p> <p>② ①において保護の実施機関に対して明示及び指導した事項について、監査時に、福祉事務所における履行状況を確認し、必要な指導を行うこと。また、都道府県等に対し、これと同様の措置を講ずるよう指導すること。</p>	

表 3 - (7) - ① 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）抜粋

<p>(調査及び検診)</p> <p>第二十八条 保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>4 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。</p>
--

表 3 - (7) - ② 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知）抜粋

<p>第 11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令</p> <p>4 検診命令</p> <p>(1) 検診を命ずべき場合</p> <p>次のような場合には、要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずること。なお、この場合事前に嘱託医の意見を徴することとし、さらに必要と認められる場合には都道府県本庁（指定都市及び中核市にあっては市本庁とする。）の技術的な助言を求めること。</p> <p>ア 保護の要否又は程度の決定にあたって稼働能力の有無につき疑いがあるとき。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 医療扶助の決定をしようとする場合に、要保護者の病状に疑いがあるとき。</p> <p>エ 現に医療扶助による給付を受けている者につき当該給付の継続の必要性について疑いがあるとき。</p> <p>オ～カ 略</p> <p>キ 自立助長の観点から健康状態を確認する必要があるとき。</p> <p>ク 略</p>

表 3 - (7) - ③ 生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和 36 年 9 月 30 日付け社発第 727 号厚生省社会局長通知）抜粋

<p>第 3 医療扶助実施方式</p> <p>1 医療扶助の申請</p> <p>医療扶助の申請は次によるものとする。</p> <p>(3) 各給付要否意見書の発行</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 福祉事務所又は町村において各給付要否意見書を発行する際は、次の標準により医療機関を選定して、当該医療機関において各給付要否意見書に意見を記載のうえ提出するよう指導すること。なお、この医療機関の選定にあたっては、要保護者の希望を参考とすること。</p> <p>(ア) 要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する指定医療機関であること。</p> <p>9 移送の給付</p>

(3) 給付手続き

イ 給付決定に関する審査

被保護者から申請があった場合、給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること。

ただし、医療要否意見書等により、移送を要することが明らかな場合であり、かつ、移送に要する交通費等が確実に確認できる場合は、給付要否意見書（移送）の提出を求める必要はないこと。

なお、移送の際に利用する交通機関については、地域の実態料金や複数事業者の見積等により検討を行った上で、最も経済的な交通機関を福祉事務所において決定すること。

また、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならないものであること。

表 3 - (7) - ④ 社会・援護局関係主管課長会議資料（平成 25 年 3 月 11 日）抜粋

5 医療扶助の適正化について

(3) セカンドオピニオン（検診命令）の活用

福祉事務所の嘱託医等が、生活保護受給者の健康状態や医療の継続性等について確認する際に、他の医療機関による検診結果が必要な場合には、他の医療機関等の検診を受けるよう受給者に指示することを徹底することとする。

また、長期にわたり医療扶助を受給している場合には、当該受給者の疾病の状況、稼働能力等を確認するため、原則として定期的に他の医療機関等の検診を受けることとする。

上記に併せ、保護の実施要領等について必要な見直しを行う予定であるので、予め御了知願いたい。

表 3 - (7) - ⑤ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知）新旧対照表 抜粋

改正後	改正前
第 11 の 4 検診命令 (1) (略) (2) 医師又は歯科医師の選定及び連絡 検診を行なう医師又は歯科医師は、要保護者の当該疾病につき、正確かつ適切な診断を行ない得ると判断されるものの中から指定すること。この場合、指定しようとする医師または歯科医師に対して、検診すべき要保護者の氏名、期日、場所、方法、報酬等をあらかじめ連絡し、その了解を得ること。了解を得た場合は検診書及び検診料請求書を発行して交付すること。 (3)～(6) (略)	第 11 の 4 検診命令 (1) (略) (2) 医師又は歯科医師の選定及び連絡 検診を行なう医師又は歯科医師は、 嘱託医、公的医療機関に勤務する医師等であつて 要保護者の当該疾病につき、正確かつ適切な診断を行ない得ると判断されるものの中から指定すること。この場合、指定しようとする医師または歯科医師に対して、検診すべき要保護者の氏名、期日、場所、方法、報酬等をあらかじめ連絡し、その了解を得ること。了解を得た場合は検診書及び検診料請求書を発行して交付すること。 (3)～(6) (略)

(注) 取消部分は改正部分である。

表3-(7)-⑥ 他の都道府県の指定医療機関へ通院し、1回の移送費が高額になっている例

1回当たりの移送費	概 要	
9万円以上	①	北海道から千葉県 of 病院へ通院 (通院移送費: 97,960円)
	②	青森県から岩手県 of 病院へ通院 (通院移送費: 93,750円)
9万円未満	③	青森県から東京都 of 病院へ通院 (通院移送費: 71,300円)
	④	青森県から岡山県 of 病院へ通院 (通院移送費: 43,680円)
	⑤	青森県から宮城県 of 病院へ通院 (通院移送費: 17,770円)
	⑥	静岡県から大阪府 of 病院へ通院 (通院移送費: 17,000円)

(注) 当省の調査結果による。

表3-(7)-⑦ 検診命令の実施により不正受給(稼働収入の無申告)の防止に効果があったと認められる例

区 分	事例数	不正受給の概要
○検診命令の実施意識が希薄等 傷病を訴え、生活に困窮しているとして生活保護を受給していた被保護者について、実際は就労収入を得ていたため、不正受給(稼働収入の無申告)となったが、福祉事務所では、当該被保護者について、通院実績がないことを把握していたものの、稼働能力を把握するための検診命令を行っていなかったもの	3	(例1) 不正受給期間: 9か月 不正受給金額: 約19万円 (例2) 不正受給期間: 10か月 不正受給金額: 約107万円 (例3) 不正受給期間: 2か月 不正受給金額: 24万円
○医師の判断を覆すことは困難とし、主治医の意見のみをもって適否を判断 主治医による病状調査等の結果、就労不可とされた被保護者について、実際は就労収入を得ていたため、不正受給(稼働収入の無申告)となったが、福祉事務所では、主治医が就労不可と判断したものであるとして、検診命令を行っていなかったもの	5	(例4) 不正受給期間: 3か月 不正受給金額: 約8万円 (例5) 不正受給期間: 18か月 不正受給金額: 約194万円 (例6) 不正受給期間: 3か月 不正受給金額: 約6万円 (例7) 不正受給期間: 11か月 不正受給金額: 約90万円 (例8) 不正受給期間: 10か月 不正受給金額: 約35万円

(注) 当省の調査結果による。

勸 告	説明図表番号
<p>(8) 貧困の連鎖対策に関する事業の適切な効果の検証及び見直し (被保護世帯における貧困の連鎖の防止)</p> <p>被保護世帯の子どもが、大人になって再び生活保護を受給するという「貧困の連鎖」に関しては、平成 25 年 1 月に社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会が取りまとめた報告書において、生活困窮と低学歴・低学力の問題には相関があると指摘され、義務教育段階から、被保護世帯を含む貧困家庭の子どもに対する学習支援等を行っていく必要があるとされている。</p> <p>また、第 183 回通常国会において、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）が成立（平成 26 年 1 月施行）し、同法では、政府は、被保護世帯に属する子どもの高等学校進学率等の指標の改善に向けた施策等を盛り込んだ子どもの貧困対策に関する大綱を定め、子どもの貧困対策を総合的に推進することとされている。</p> <p>平成 23 年における被保護世帯の子どもの高校進学率は、89.5%と一般世帯（98.2%）に比べ 10 ポイント程度低い状況にあり、被保護世帯の子どもに対する学習支援は、貧困の連鎖を防止する上で重要な取組となっている。</p> <p>(国の学習支援等に関する取組)</p> <p>ア 自立支援プログラムによる学習支援等</p> <p>厚生労働省は、自立支援プログラム基本方針により、都道府県、指定都市及び中核市を通じて、保護の実施機関に対し、自立支援プログラムを策定・実施し、これによる自立支援に積極的に取り組むよう求めている。自立支援プログラムの一つに、被保護世帯の子どもや親を対象にした中学生の高等学校等への進学、高校生の上学の継続などを図るための学習支援や貸付制度の情報提供等に関するプログラム（以下「高校進学等支援プログラム」という。）が位置付けられている。</p> <p>また、自立支援プログラム導入手引では、自立支援プログラムは、実施機関が、管内の被保護世帯の実状や社会資源の状況を踏まえつつ、その自主性・独自性を生かして策定・運用していくことが効果的であるとされている。</p> <p>イ 社会的な居場所づくり支援事業（国庫補助事業）による学習支援等</p> <p>厚生労働省は、平成 21 年度から、「学習支援費の創設及び子どもの健全育成支援事業の実施について」（平成 21 年 7 月 1 日付け社援発 0701 第 6 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、「子どもの健全育成支援事業」を実施し、23 年度からは、「社会的な居場所づくり支援事業の実施について」（平成 23 年 3 月 31 日付け社援保発 0331 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、「社会的な居場所づくり支援事業」を実施している。</p>	<p>表 3 - (8) - ①</p> <p>表 3 - (8) - ②</p> <p>表 3 - (8) - ③</p> <p>表 3 - (1) - ⑤ (再掲)</p> <p>表 3 - (1) - ⑥ (再掲)</p> <p>表 3 - (8) - ④</p> <p>表 3 - (8) - ⑤</p>

働省社会・援護局保護課長通知)に基づき、この事業を新たに「社会的な居場所づくり支援事業」(セーフティネット支援対策等事業費補助金)として再編し、同事業の中で、子どもの健全育成支援として、福祉事務所が実施する高校進学等支援プログラム等を対象に補助金を交付している。

社会的な居場所づくり支援事業のうち子どもの健全育成支援を実施する自治体数は、平成 22 年度が 35 自治体、23 年度が 73 自治体、24 年度が 94 自治体、25 年度が 130 自治体と年々増加している。

今回、調査対象とした 102 福祉事務所における貧困の連鎖対策に関する取組状況等について調査した結果、次のとおり、国庫補助事業の効果が十分に上がっていない状況がみられたが、事業効果の検証自体が適切に実施できず、的確な事業の見直しが困難な状況がみられた。

ア 子どもの学習支援等事業の事業効果

平成 24 年度に、社会的な居場所づくり支援事業のうち子どもの健全育成支援(被保護世帯の子どもに対する学習支援等に関するもの。以下「子どもの学習支援等事業」という。)を実施する 24 福祉事務所等(15 福祉事務所・4 道府県・5 指定都市(注1))における当該事業に参加した被保護世帯の子ども的高校進学率は、全体で 94.7%となっていた。これは、平成 25 年 3 月現在における全国の被保護世帯の子ども的高校進学率 89.9%より 4.8 ポイント高く、全国の一般世帯の平均高校進学率 98.4%より 3.7 ポイント低い水準となっている。

これを 24 福祉事務所等ごとにみると、子どもの学習支援等事業に参加した被保護世帯の子ども的高校進学率が 90%~100%のものが 17 事務所等ある一方、全国の被保護世帯の平均高校進学率 89.9%を下回るものが 7 事務所等(24 福祉事務所等の 29.2%)あった。また、子どもの学習支援等事業を行っているものの、高校進学率が前年度より低下し、管内の被保護世帯全体的高校進学率が当該事業開始前より低下している事例(1 事務所等(注2))があった。

また、子どもの学習支援等事業による管内の被保護世帯全体的高校進学率の向上効果について把握している福祉事務所等は、5 事務所等にとどまっていた。

(注) 1 子どもの学習支援等事業の実績を確認できた単位を計上した。

2 24 年度 75.0%←23 年度 93.8%←22 年度(事業開始前) 84.2%

イ 子どもの学習支援等事業の事業効果の検証内容

24 福祉事務所等の事業効果の検証内容についてみると、厚生労働省からは事業効果の検証方法等について特段示されておらず、また、監査においても検証状況をチェックするものとなっていないことから、次のと

表 3 - (8) - ⑥

<p>おり、事務所等によって事業効果の検証内容に差異があるなど、事業の改善に資する的確な事業効果の検証が困難な状況となっていた。</p> <p>① 達成者の定義を高校合格・進学とするもの（20事務所等）、子どもの学習支援等事業の中で実施する学習会への参加とするもの（3事務所等）、特に定義なしとするもの（1事務所等）、また、達成者の定義を高校合格・進学とするものの中にも、進学先を全日制高等学校のみとするもの（2事務所等）があるなど、事業効果の指標が事務所等によって区々になっていた。</p> <p>② また、高校進学後の在籍状況を把握しているものは、2福祉事務所等にとどまっており、ほとんどの事務所等では、高校進学者の中途退学について把握することとしていなかった。</p>	<p>表3-8-⑥ (再掲)</p> <p>表3-8-⑥ (再掲)</p>
<p>【所見】</p> <p>したがって、厚生労働省は、子どもの学習支援等事業の的確な見直し及び改善を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 子どもの学習支援等事業について、国、各福祉事務所等における適切な事業効果の検証及びその結果に基づく的確な事業の見直しが可能となるよう、i) 事業の達成者等の事業効果を検証するための指標の内容、ii) 高校進学後の在籍状況等を加味した事業効果の検証、検証結果に基づく見直しの手順・方法等について、その目安を保護の実施機関に示すこと。また、これに沿った福祉事務所等における適切な事業効果の検証等について、保護の実施機関に対し指導すること。</p> <p>② ①において保護の実施機関に対して指導した事項について、その履行状況の確認を監査事項に着眼点として明示するとともに、監査時に当該履行状況を確認し、必要な指導を行うこと。また、都道府県等に対し、これと同様の措置を講ずるよう指導すること。</p>	

表3- (8) - ① 「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会
報告書（平成25年1月25日）」抜粋

Ⅲ 新たな生活困窮者支援制度の構築について

8. 子ども・若者の貧困の防止について

(1) 若者向けの相談支援の実施について

○ 子どもや若者が抱える課題は、近年深刻化、複雑化している。家庭の貧困、親の離婚や家庭崩壊等により、子どもや若者が自立に必要な援助を親から得ることができず、低学力・低学歴の問題やコミュニケーション能力の面で著しい課題を抱え、教育・訓練機会にも恵まれないまま、社会に出てもことごとく挫折して失敗体験ばかりを重ね、ニートやひきこもりとなっている例も少なからず見受けられる。

○ こうした連鎖を断ち切るためには、生活保護世帯も含めた貧困家庭の子どもについて、学校教育段階からアプローチし、自立まで責任を持って継続的に見守る体制を構築するとともに、経済的に困窮している若者についても、今後働く期間が長く、将来のキャリア・アップも期待できることから、その支援に力を注ぐことが必要である。

その際には、教育分野、精神保健分野、労働分野、福祉分野が一体となって取り組むことが重要であり、総合的な取組を学校教育段階から進めることが必要である。

(略)

○ ニート等の若者の職業的自立支援については、既に地域若者サポートステーションにおいて、NPO等が国から委託を受け、若者の就労支援についての専門性や、関わり方に関するノウハウを活かした支援を行っている。また、数年前から学校と連携して課題を抱えている高校生を早い段階からサポートしていく体制をつくる取組を行っている。こうした取組を更に充実するとともに、学校との連携を強化し、中退者又は中退のおそれのある者への支援を強化するほか、福祉関係機関とも連携し、積極的に「訪問型支援」を行いながら、課題を抱える子どもや若者に対し早期発見・早期対応を行う。

(略)

(3) 子どもの学習支援や社会性を育むための支援について

○ 生活困窮と低学歴・低学力の問題には相関が指摘されている。このため、貧困の連鎖を防止するためには、義務教育段階から、生活保護世帯を含む貧困家庭の子どもに対する学習支援等を行っていく必要がある

(略)

表3- (8) - ② 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）抜
粋

（子どもの貧困対策に関する大綱）

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

表3-(8)-③ 被保護世帯の子どもと一般世帯の子どもの高校進学率の比較

○ 生活保護世帯の子どもの高校進学率は、一般世帯に比べ10%程度低い状況。

	生活保護世帯	一般世帯
高校進学率	89.5%	98.2%

※1 厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成23年4月1日現在)

※2 平成23年度学校基本調査(速報)(文部科学省)

(注) 厚生労働省の資料による。

表3- (8) -④ 「学習支援費の創設及び子どもの健全育成支援事業の実施について」
(平成21年7月1日付け社援発0701第6号厚生労働省社会・援護局長通知) 抜粋

学習支援費の創設及び子どもの健全育成支援事業の実施について

平成21年6月30日厚生労働省告示第340号において、教育扶助及び生業扶助における高等学校等就学費に「学習支援費」を加える一部改正が行われ、同年7月1日から適用されることとなったところである。

また、平成21年度補正予算において、子どもの健全育成支援事業に係る予算が計上され、7月1日から実施されることとなったところである。

今回の学習支援費の創設及び子どもの健全育成支援事業の趣旨及び留意事項について、下記のとおり通知するので、保護の実施機関においては、その内容について十分理解し、関係者に対しその周知徹底を図るとともに、保護の決定及び実施に遺憾なきを期されたい。

記

第1 教育扶助及び高等学校等就学費における学習支援費の創設について
略

第2 子どもの健全育成支援事業について

子どものいる生活保護世帯の自立支援には、子どもの健全育成という観点から、日常生活支援、養育支援、教育支援など、福祉事務所が地域の社会資源等と連携しつつ幅広い支援をきめ細かく展開することが重要である。

このため、福祉事務所において、①子どもやその親が日常的生活習慣を身につけるための支援、②子どもの進学に関する支援、③引きこもりや不登校の子どもに関する支援などの自立支援プログラム（「子どもの健全育成プログラム」）を策定・実施する等の取組を推進していく必要がある。

「貧困の再生産」や「貧困の連鎖」の防止のためには、学習支援費の給付だけでなく、こうした子どもの健全育成プログラムのような福祉事務所の積極的な教育支援とが相俟って、その十分な効果が期待されるものと考えられる。

このため、本事業の積極的な推進について、管内実施機関に対する助言等、特段のご配慮をお願いする。

第3 被保護世帯への周知
略

表 3 - (8) - ⑤ 「社会的な居場所づくり支援事業の実施について」(平成 23 年 3 月 31 日付け社援保発 0331 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) 抜粋

別紙

社会的な居場所づくり支援事業実施要領

1 目的

NPO、企業、市民等と行政とが協働する「新しい公共」により、社会から孤立しがちな生活保護受給者への様々な社会経験の機会の提供や、貧困の連鎖を防止するために生活保護世帯等の子どもの学習支援を行うなど、生活保護受給者の社会的自立・日常生活自立を支援する取組の推進を図る。

3 事業内容

(1) ~ (4) 略

(5) 子どもやその親が日常的な生活習慣を身につけるための支援、子どもの進学に関する支援、引きこもりや不登校の子どもに関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等を総合的に行い、生活保護世帯等の子どもが健全に育成される環境を整備する事業

(6) 略

表3-1(8)-⑥ 平成24年度子ども学習支援等事業による高校進学率

全国平均進学率 (24事務所等で実施)	94.7%			
進学率	事務所等数	達成者の定義	進学後の在籍状況を把握している事務所等数	管内被保護世帯全体での進学率の向上効果を把握している事務所等数
90%以上100%	17	①高校合格・進学 (うち進学先が全日制 1事務所等) ②本事業の中で実施する学習会への参加 3事務所等 ③特になし 1事務所等	2	1
80%以上90%未満	5	高校合格・進学 (うち進学先が全日制 1事務所等)	0	2
70%以上80%未満	1	高校合格・進学 1事務所等	0	1
70%未満	1	高校合格・進学 1事務所等	0	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、調査対象102福祉事務所のうち、子どもの学習支援等事業の実績を確認できた15事務所のほか、当該実績を確認できた4道府県及び5指定都市について作成した。

調査の結果	説明図表番号
<p>(9) その他福祉事務所における取組状況等</p> <p>ア 自立支援関係</p> <p>(7) 保護の停止・廃止の状況等</p> <p>a 保護の廃止の状況</p> <p>生活保護法では、i) 被保護者が保護を必要としなくなったとき（第26条）、ii) 被保護者が必要な指導又は指示に従わないとき（第62条第3項）などにおいて、福祉事務所は保護の停止又は廃止を行うとされている。</p> <p>今回、調査対象とした102福祉事務所における平成20年度から24年度までの保護の廃止の状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>① 保護の廃止世帯数は、平成20年度2万2,444世帯、22年度2万7,775世帯、24年度2万9,390世帯と増加しており、「その他」による廃止を除き、特に「働きによる収入の増加・取得」による廃止に係る世帯数及び構成割合の増加が顕著となっている。また、「ケース移管」による廃止に係る世帯数及び構成割合が増加している一方、「傷病治癒」による廃止に係る世帯数及び構成割合は減少している。</p> <p>「ケース移管」の増加や「傷病治癒」の減少のそれぞれの背景事情としては、福祉事務所の説明等を踏まえると、次のことが考えられる。</p> <p>i) ケース移管の増加</p> <p>被保護者が、治療のため通院先近くへ転居すること等に伴い福祉事務所の管轄区域外に転出（同一地方公共団体内の他の福祉事務所への転出を含む。）するケースや地方部から都市部へ移動するケースが相当数あること</p> <p>ii) 傷病治癒の減少</p> <p>一部の福祉事務所において、医療扶助の単独給付を受ける被保護者の廃止理由を「傷病治癒」から「その他」での整理に変更したこと</p> <p>なお、「死亡」による廃止世帯数も大幅に増加しているが、これは、一般的に世帯類型の中で高齢者世帯の世帯数が最も多く、その構成割合も大きいことに伴うものと考えられる。</p> <p>② また、廃止理由別及び世帯類型別に廃止世帯数を確認できた85福祉事務所における平成24年度の保護の廃止理由について世帯類</p>	<p>表3-(9)-ア-①</p> <p>表3-(1)-⑭(再掲)</p> <p>表3-(9)-ア-②</p>

型の構成をみると、

- i) 「働きによる収入の増加・取得」では「その他の世帯」(31.2%)、
 - ii) 「社会保障給付金の増加」では「障害者世帯」(7.1%)、
 - iii) 「親類縁者等の引取り」では「母子世帯」(12.0%)、
 - iv) 「死亡」では「高齢者世帯」(58.0%)、
 - v) 「失踪」では「その他の世帯」(14.5%)、
 - vi) 「ケース移管」では「母子世帯」(24.1%)、
- が最も多い。

b 再保護の状況等

課長通知においては、生活保護法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行う場合の取扱いの基準が次のとおり示されている。

(保護を停止すべき場合)

- ① 臨時的収入の増加、最低生活費の減少等により一時的に保護を要しなくなった場合で、6か月以内に再び保護を要する状態になると予想される時
- ② 定期収入の増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったが、その状態が今後継続することについて確実性を欠くため、若干の期間経過の観察が必要であるとき

(保護を廃止すべき場合)

- ① 定期収入の恒常的な増加、最低生活費の減少により保護を要しなくなったとき
- ② 臨時的な収入の増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき

一方、厚生労働省の「平成23年度福祉行政報告例」によれば、保護歴の有る保護開始世帯3,874世帯のうち、1,381世帯(35.6%)が前回保護廃止時から3か月未満で再び保護の受給に至っているとされている。

今回、調査対象とした102福祉事務所において、平成23年度に保護の廃止となった世帯が24年度末までに再び保護を受給しているケース(以下「再保護ケース」という。)等について調査した結果、以下のような状況がみられた。

- ① 89福祉事務所において再保護ケースがみられ、当該再保護ケースから抽出した1,445世帯については、次のとおりであった。
 - i) 「その他の世帯」が627世帯(43.4%)と最も多く、次いで「高齢者世帯」、「傷病者世帯」、「障害者世帯」、「母子世帯」の順で多

表3-(9)-ア-③

表3-(9)-ア-④

<p>くなっている。</p> <p>ii) 「その他の世帯」627世帯を保護の廃止理由別にみると、「働きによる収入の増加・取得」が259世帯(41.3%)と最も多く、次いで「その他」(保護の辞退、指導指示違反等)、「失踪」、「社会保障給付金の増加」の順で多くなっている。</p> <p>iii) 一部の福祉事務所においては、再保護となったケースの中に、「働きによる収入の増加・取得」により保護が廃止となったものの、僅か約2か月後に自己都合で退職し、再保護に至っているものなど、保護の廃止措置ではなく、まずは停止措置を講ずる必要があったと考えられる例(3事例)がある。</p> <p>しかし、「働きによる収入の増加・取得」により保護が廃止となった259世帯について、保護の廃止から再保護までの期間をみたところ、6か月未満が94世帯(36.3%)、6か月以上が165世帯(63.7%)となっており、また、これら6か月未満、6か月以上の各ケースについて、保護の停止措置を行ったケース(7世帯、19世帯)の占める割合は、それぞれ7.4%、11.5%であり、大きな差はみられない。</p> <p>なお、102福祉事務所のうち、一部の福祉事務所で過去3年間又は5年間、保護の停止実績がみられなかったが、これらの事務所では、この理由について、「働きによる収入の増加・取得」が少ないこと等から、保護の停止要件に該当するケースがなかったためとしている。</p> <p>以上のことからみれば、保護の停止措置による経過観察が再保護までの期間を長期化することに効果があるとは言い難い。また、福祉事務所において、関係機関との連携等により、再保護を防止する観点や再保護までの期間の長期化を図る観点からの取組も確認できなかった。</p> <p>② 102福祉事務所の現業員757人に対する意識調査の結果、「保護の廃止後、短期間で再び経済的に困窮し被保護世帯に戻ってしまう世帯が多く発生していますが、これを防止、抑制するための取組(国、都道府県、福祉事務所又はハローワーク等関係機関等における対応)は、十分なものだと思いますか。」という問いに対して、「そうだと思う」と回答した現業員は243人(32.1%)、「そうだと思わない」と回答した現業員は494人(65.3%)となっている。また、「そうだと思わない」と回答した現業員の主な意見は、i) 保護が廃止となった者へのフォローを行う機関の必要性を訴えるもの、ii) 保護の再申請に制限を設ける必要性を訴えるもの、iii) 現状の制度下では再保護はやむを得ないとするものとなって</p>	<p>表3-(9)-ア-⑤</p> <p>表3-(9)-ア-④(再掲)</p>
---	---

<p>いる。</p>	
<p>c 文書指示の実施状況等</p>	
<p>生活保護法第 27 条第 1 項では、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができることとされている。また、同法第 62 条第 1 項では、保護の実施機関が同法第 27 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならないこととされ、さらに、第 62 条第 3 項では、保護の実施機関は、被保護者がこれに違反したときは、停止又は廃止をすることができることとされている。</p>	<p>表 3 - (9) - ア-①(再掲)</p>
<p>また、局長通知では、生活保護法第 27 条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これにより難しい場合は、当該世帯主）に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったときなどには、文書による指導指示を行うこととされ、被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて生活保護法第 62 条により所定の手続を経た上で、当該世帯又は当該被保護者に対する停止又は廃止を行うこととされている。</p>	<p>表 3 - (9) - ア-⑥</p>
<p>今回、調査対象とした 102 福祉事務所における平成 24 年度の文書指示の実施状況及びこれに伴う保護の停止・廃止の状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p>① 102 福祉事務所のうち、96 事務所において平成 24 年度に実施した文書指示件数は、i) 就労指導が 1,706 件、ii) 自動車にすることが 1,805 件、iii) 日常生活にすることが 5,203 件、iv) 生活保護法第 78 条の適用に伴うもの等のその他が 1,112 件となっている。これに対し、過年度に行った文書指示によるものを含め、平成 24 年度に是正されたとするものは、i) 就労指導で 747 件、ii) 自動車にすることで 812 件、iii) 日常生活に関するもので 2,113 件、iv) その他で 464 件となっている。また、保護の停止・廃止を行ったものが、それぞれ i) 就労指導で 84 件、291 件、ii) 自動車にすることで 16 件、140 件、iii) 日常生活に関するもので 71 件、434 件、iv) その他で 4 件、70 件となっている。</p>	<p>表 3 - (9) - ア-⑦</p>
<p>② また、福祉事務所の中には、指導指示違反のため保護を廃止するものの、間もなくして再保護の受給に至っているものや指導指示違反による廃止、再保護を繰り返しているものなど（5 事例）がある。</p>	<p>表 3 - (9) - ア-⑤(再掲)</p>
<p>こうした背景には、現行の制度上、保護の要件や真に支援が必</p>	

要な者には確実に保護を行うという制度の基本的な考え方の下、指導指示違反により保護を廃止しても、生活困窮を理由に再度保護の申請がなされれば、保護を開始せざるを得ないものとなっていることがある。

なお、平成 25 年 1 月の「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」では、稼働能力がありながらその能力に応じた就労活動を行っていないことを理由に、所定の手続を経て保護を廃止された被保護者が、その後、再度生活保護を受給するに至ったものの、やはり能力に応じた就労活動を行わないため保護が再び廃止され、その後再々度の申請があった場合には、急迫の状況ではないことなど一定の条件のもとに、当該申請の審査を厳格化することが必要となるとされたところである。しかし、平成 25 年 12 月の生活保護法の一部改正に係る国会審議において、生活保護申請における、いわゆる「水際作戦」の防止を徹底すべき等との指摘がなされており、保護申請の審査の厳格化については慎重な対応が求められる状況となっている。

表 3 - (9) -
ア-⑧

(イ) 就労支援事業以外の自立に向けた取組の実施状況

(国の取組)

厚生労働省は、自立支援プログラム基本方針により、就労による経済的自立のためのプログラムのみならず、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること（日常生活自立）及び社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること（社会生活自立）を目指す自立支援プログラムによる自立支援に積極的に取り組むよう、各福祉事務所に求めている。また、こうした取組を行う際には、セーフティネット支援対策等事業費補助金や生業扶助を積極的に活用するよう求めている。

表 3 - (1) -
⑤（再掲）

(自立支援プログラムの策定の動向)

日常生活自立及び社会生活自立に関する自立支援プログラムの策定数、策定自治体数並びに参加者数については、制度導入時の平成 17 年度に比べ、24 年度は大幅に増加している。

表 3 - (9) -
ア-⑨

今回、調査対象とした 102 福祉事務所における、平成 24 年度の日常生活自立及び社会生活自立に関する自立支援プログラム、セーフティネット支援対策等事業のうちの要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業（以下「リバースモーゲージ」という。）並びに生業扶助への取組状況を調査した結果、95 事務所においては、これら取組のいずれ

<p>かが実施されていた。また、その他の7事務所では、対象者がいなかった、対象案件がなかったなどの理由から実施されていなかった。</p>	
<p>こうした中、リバースモーゲージについては、次のとおり、その活用が低調又は活用の効果が上がっていない状況がみられた。</p>	
<p>① 制度導入の経緯等</p>	
<p>リバースモーゲージは、居住用不動産を保有する被保護者が死亡した場合、被保護者に対して何の援助もしなかった扶養義務者が、被保護者の死亡時に家屋・土地を相続するような現状は社会的公平の観点から国民の理解が得られないため、資産活用を徹底すべきとの指摘を踏まえ、平成19年度に創設された制度である。また、リバースモーゲージは、低所得世帯、障害者世帯、又は高齢者世帯が地域において安定した生活を送れるようにするため、低所得世帯等に対して必要な援助指導及び資金の貸付等を行う生活福祉資金貸付事業の中に位置付けられている。</p>	<p>表3-(9)- ア-⑩ 表3-(9)- ア-⑪</p>
<p>② 制度の内容、貸付要件等</p>	
<p>リバースモーゲージは、「生活福祉資金の貸付けについて」（平成21年7月28日付け厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知）において、一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付けるものとされ、最終的に土地の売却等により、それまでの借入を一括して返済することとされている。この資金の利用が可能な居住用不動産を有する高齢者世帯等については、当該貸付の利用を生活保護に優先させ、貸付の利用中は生活保護の適用を行わないこととされている。また、貸付けに当たっては、福祉事務所が当該制度の利用が可能な世帯に該当するか否かを判断し、利用が可能と判断された場合、都道府県社会福祉協議会が貸し付ける仕組みとなっている。</p>	<p>表3-(9)- ア-⑫</p>
<p>貸付要件は、i) 借入申込者が単独でおおむね500万円以上（固定資産税評価額で350万円以上）の資産価値の居住用不動産を所有していること、ii) 借入申込者が所有している居住用不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと、iii) 借入申込者及び配偶者が原則として65歳以上であること、iv) 借入申込者の属する世帯が、貸付制度を利用しなければ、保護の受給を要することとなる要保護世帯であると福祉事務所が認めた世帯であることとされており、この4つの要件全てに該当する場合に貸付けが行われる。</p>	
<p>貸付限度額は、居住用不動産の評価額の7割とされ、貸付期間は、貸付元利金が限度額に達するまでの期間とされている。</p>	

<p>また、「要保護世帯向け不動産担保型生活資金の生活保護制度上の取扱い及び保護の実施機関における事務手続について」（平成 19 年 3 月 30 日付け社保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）では、保護申請者に推定相続人がいる場合には、推定相続人の同意を得るよう努めることとされている。</p>	<p>表 3 - (9) - ア-⑪(再掲)</p>
<p>③ 制度の有効性の評価</p> <p>厚生労働省は、平成 22 年度にリバースモーゲージの有効性について、事後の事業評価を実施し、本制度の利用が拡大することにより、扶養義務を果たさない者に対する不動産相続が防止され、社会的不公平の是正に資するとともに、保護制度の適用に優先して、自助努力としての資産の活用が図られ、保護費の抑制に資することが見込まれるとしている。</p>	<p>表 3 - (9) - ア-⑬</p>
<p>④ 取組の結果</p> <p>リバースモーゲージの平成 19 年度から 24 年度までの実績は、累計で、貸付決定件数が 1,496 件、貸付決定金額が約 103 億円となっている。</p>	<p>表 3 - (9) - ア-⑭</p>
<p>他方、調査対象とした 102 福祉事務所及び 22 都道府県社会福祉協議会においては、次のような事例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 手続上、必須とされていない推定相続人の同意が得られず、貸付手続が進んでいないとするもの（4 事例） ii) 貸付要件が国の貸付要綱よりも限定されていることもあり、貸付実績が低調となっているもの（1 事例） iii) 精神疾患を患っている推定相続人から同意を得ることができず、貸付金の回収が困難となっているもの（1 事例） iv) 不動産評価額と実際の売却額が乖離しているもの（3 事例） v) 不動産が交通の便の悪い地域にあるため、売却先を探すのが困難となるおそれがあるもの（1 事例） vi) 貸付決定に伴い保護の停止となった後、被保護世帯の生活状況の把握が十分でなかったため、被保護者が孤独死の状態で発見されたもの（1 事例） 	<p>表 3 - (9) - ア-⑮</p>
<p>⑤ 制度に対する意見等</p> <p>福祉事務所等の意見としては、リバースモーゲージは、保護費の抑制につながっているなど肯定的な意見がみられる一方で、i) 審査事務に従事する職員には不動産の専門知識が必要であること等事務負担が大きいこと、ii) 貸付額は平均 500 万円程度で貸付期間も長くても 2～3 年程度であり、貸付終了後は生活保護を再び受給することとなるため極めて限定的な効果であること等否定的な意見もみられた。</p>	<p>表 3 - (9) - ア-⑯</p>

<p>⑥ 厚生労働省の動き</p> <p>以上のように、リバースモーゲージは、保護費の抑制という点からも十分な効果を上げているとは言えない状況にある。</p> <p>現在、厚生労働省では、社会福祉法人全国社会福祉協議会と当該制度の運用について、意見交換を実施しているとしている。</p>	
---	--

表3- (9) -ア-① 生活保護法（昭和25年法律第144号）抜粋

（保護の停止及び廃止）

第二十六条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。

第二十八条第四項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

（指導及び指示）

第二十七条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。

3 第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

（調査及び検診）

第二十八条 保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

（指示等に従う義務）

第六十二条 被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2 保護施設を利用する被保護者は、第四十六条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。

3 保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、

当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

- 5 第三項の規定による処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

表3-(9)-ア-② 調査対象福祉事務所における世帯類型別の保護廃止理由別廃止世帯数・構成割合（平成24年度）

単位：世帯、%

	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯	合計
傷病治癒	20 0.2%	3 0.2%	94 1.6%	5 0.2%	46 0.6%	168 0.6%
死亡	5,017 58.0%	12 0.6%	1,150 19.4%	589 27.1%	399 5.0%	7,167 26.9%
失踪	248 2.9%	44 2.3%	664 11.2%	94 4.3%	1,163 14.5%	2,213 8.3%
働きによる収入の増加・取得	124 1.4%	458 24.2%	516 8.7%	178 8.2%	2,503 31.2%	3,779 14.2%
働き手の転入	18 0.2%	73 3.9%	24 0.4%	9 0.4%	41 0.5%	165 0.6%
社会保障給付金の増加	298 3.4%	18 1.0%	209 3.5%	155 7.1%	264 3.3%	944 3.5%
仕送りの増加	59 0.7%	40 2.1%	22 0.4%	12 0.6%	34 0.4%	167 0.6%
親類縁者等の引取り	217 2.5%	228 12.0%	178 3.0%	114 5.2%	168 2.1%	905 3.4%
施設入所	282 3.3%	7 0.4%	40 0.7%	28 1.3%	49 0.6%	406 1.5%
医療費の他法負担	73 0.8%	0 0.0%	15 0.3%	27 1.2%	12 0.1%	127 0.5%
ケース移管	936 10.8%	457 24.1%	838 14.1%	469 21.6%	1,124 14.0%	3,824 14.3%
その他	1,357 15.7%	553 29.2%	2,183 36.8%	495 22.8%	2,209 27.6%	6,797 25.5%
合計	8,649 100.0%	1,893 100.0%	5,933 100.0%	2,175 100.0%	8,012 100.0%	26,662 100.0%

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 本表は、調査対象102福祉事務所のうち、全ての廃止理由別廃止世帯数を世帯類型別に分類できた福祉事務所について集計したものである。
 3 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

表3- (9) -ア-③ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知）抜粋

〔保護の停止又は廃止の取扱い基準〕

問（第10の12）法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行う場合の取扱いの基準を示されたい。

答 被保護者が保護を要しなくなったときは、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行うこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によられたい。

1 保護を停止すべき場合

- (1) 当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6箇月以内に再び保護を要する状態になることが予想される時。

なお、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めること。

- (2) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要がある時。

2 保護を廃止すべき場合

- (1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められる時。
- (2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められる時。

以下、略

表3-(9)-ア-④ 平成23年度に保護の廃止となった世帯が24年度末までに再保護となっている
ケースの状況

単位：世帯、%

再保護ケース		(a)	1,445	
世帯類型	高齢者世帯	(b)	335 (b/a: 23.2%)	
	傷病者世帯	(c)	257 (c/a: 17.8%)	
	障害者世帯	(d)	120 (d/a: 8.3%)	
	母子世帯	(e)	86 (e/a: 6.0%)	
	その他の世帯	(f)	627 (f/a: 43.4%)	
	不明	(g)	20 (g/a: 1.4%)	
	うち「その他の世帯」の保護廃止理由	働きによる収入の増加・取得	(h)	259 (h/f: 41.3%)
その他（保護の辞退、指導指示違反等）		(i)	245 (i/f: 39.1%)	
失踪		(j)	44 (j/f: 7.0%)	
社会保障給付金の増加		(k)	43 (k/f: 6.9%)	
ケース移管		(l)	16 (l/f: 2.6%)	
親類縁者等の引取り		(m)	6 (m/f: 1.0%)	
傷病治癒		(n)	5 (n/f: 0.8%)	
仕送り等の増加		(o)	4 (o/f: 0.6%)	
施設入所		(p)	4 (p/f: 0.6%)	
働き手の転入		(q)	1 (q/f: 0.2%)	
うち「働きによる収入の増加・取得」の保護廃止から再保護までの期間		6か月未満	(r)	94 (r/h: 36.3%)
		うち停止措置をとったもの	(s)	7 (s/r: 7.4%)
		6か月以上	(t)	165 (t/h: 63.7%)
		うち停止措置をとったもの	(u)	19 (u/t: 11.5%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、調査対象102福祉事務所のうち、89事務所の再保護ケースから抽出したケースについて集計したものである。

表3－(9)－ア－⑤ 保護の廃止の状況

区 分	主な例	事例数
保護の廃止措置ではなく、まずは停止措置を講ずる必要があったと考えられる例	(例)「その他の世帯」の世帯主は、飲食店に就職し、働きによる収入の増加・取得により保護が廃止になったものの、その後、自己都合で退職して、保護廃止後、僅か2か月で再び保護の受給に至っている。	3
指導指示違反のため保護を廃止するものの、間もなくして再保護に至っている例	(例)世帯主は、子の就労に関して、収入申告指示を履行しなかったため、指導指示違反により保護が廃止された。しかし、世帯主は病弱のため就労できず、生活が困窮しているとして、廃止後10日余りで再保護に至っている。	2
指導指示違反による廃止、再保護を繰り返している例	(例)世帯主は、パチンコ店での遊戯に伴う指導指示を受け、同違反により、3回にわたり保護が廃止されるものの、間もなくして保護の再申請がなされ、現在受給中となっている。	2
再保護に至ることを危惧して指導指示違反による保護の廃止を行っていないとする例	(例)「就労指導」及び「日常生活に関すること」の文書指示について、履行期限を付した文書指示が行われていない。この理由について、福祉事務所では、生活保護制度自体が、再保護申請された際に、生活に困窮していれば、たとえ指示違反により廃止とされた者であっても、保護を開始せざるを得ないシステムであること等を挙げている。	1

(注) 当省の調査結果による。

表 3 - (9) - ア - ⑥ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日
付け社発第 246 号厚生省社会局長通知）抜粋

第 11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令

2 保護受給中における指導指示

- (4) 法第 27 条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行なうことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第 62 条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行なうこと。

表 3 - (9) - ア - ⑦ 平成24年度文書指示の実施状況

単位：世帯

	文書指示件数	文書指示によって得られた結果		
		是正	停止	廃止
就労指導	1,706	747	84	291
自動車	1,805	812	16	140
日常生活	5,203	2,113	71	434
その他	1,112	464	4	70
合計	9,826	4,136	175	935

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「文書指示によって得られた結果」については、過年度に行
 った文書指示によるものを含む。
 3 本表は、調査対象102福祉事務所のうち、「文書指示件数」、
 「文書指示によって得られた結果」を確認できた96事務所につ
 いて集計したものである。

表3－(9)－ア－⑧ 「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書（平成25年1月25日）」抜粋

IV 生活保護制度の見直しについて

4. 不正・不適正受給対策の強化等について

(1) 不正受給対策の強化について

① 地方自治体の権限強化について

(稼働能力があるにもかかわらず明らかに就労の意思のない者への対応について)

○ 稼働能力がありながらその能力に応じた就労活動を行っていないことを理由に、聴聞等所定の手続を経て保護を廃止された生活保護受給者が、その後同様の状況下で就労活動に取り組むことを確認した上で再度生活保護を受給するに至った際、やはり能力に応じた就労活動を行わないため保護が再び廃止された場合は、急迫の状況ではないことなど一定の条件のもとに、その後再々度保護の申請があった場合の審査を厳格化することが必要である。

○ なお、就労の意思がないと判断する際、ケースワーカーの恣意的判断を懸念する意見があるため、運用にあたっては、保護の要件や、真に支援が必要な者には確実に保護を行うという制度の基本的考え方が変わるものではないことへの留意が必要である。

(注) 下線は当省が付した。

表3-(9)-ア-⑨ 日常生活自立及び社会生活自立の各自立支援プログラムの策定数、策定自治体数並びに参加者数の年次推移

単位：プログラム、自治体、人

年 度		平成17	18	19	20	21	22	23	24
日常生活自立支援プログラム	策定数	214	808	1,269	1,801	2,008	2,048	1,966	2,078
	策定自治体数	110	404	578	739	804	816	791	766
	参加者数	5,497	29,853	36,814	28,114	36,246	39,874	60,349	71,028
社会生活自立支援プログラム	策定数	60	155	240	287	307	303	520	573
	策定自治体数	42	109	173	199	210	211	337	380
	参加者数	226	1,355	2,690	15,441	16,597	20,324	28,758	42,825

(注) 厚生労働省の資料を基に当省が作成した。

表 3 - (9) - ア - ⑩ - i 「セーフティネット支援対策等事業費補助金の国庫補助について」(平成 19 年 7 月 24 日付け厚生労働省発社援第 0724001 号厚生労働事務次官通知) 抜粋

別紙

セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱

(交付の目的)

- 2 この補助金は、地方自治体等が生活保護受給世帯のほか、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対する自立支援プログラムの策定や、自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に実施することにより、地域社会のセーフティネット機能を強化し、もって生活保護受給者を含む地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 平成 17 年 3 月 31 日社援発第 0331021 号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「セーフティネット支援対策等事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市区町村(指定都市及び中核市を除き、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 284 条第 2 項に規定する一部事務組合及び同条第 3 項に規定する広域連合を含む。以下同じ。)が実施する事業及び中核市、市区町村、社会福祉協議会、社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人(以下「NPO 法人」という。)等が実施する事業に対し都道府県、指定都市、中核市及び市区町村が補助する事業並びに「厚生労働省所管の法人及び厚生労働大臣が特に必要と認めた法人であって、申請した事業が平成 24 年 4 月 5 日社援発 0405 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知の別添「社会福祉推進事業実施要領」に定める社会福祉推進事業評価委員会における評価において採択された法人」(以下「社会福祉推進事業採択法人」という。)が行う社会福祉推進事業として以下に掲げるもの。

(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業

実施要綱の別添 1 に基づき、地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制及び多様かつ重層的なメニュー・各種サービスを整備する事業。

(2) 略

(3) 地域福祉増進事業

実施要綱の別添 3 から 16 及び「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」(平成 5 年 5 月 31 日発社援第 164 号厚生事務次官通知)及び「生活福祉資金の貸付けについて」(平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号本職通知)のほか関連通知に基づき、地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。

(4) 略

表3-(9)-ア-⑩-ii 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知) 抜粋

(別紙)

セーフティネット支援対策等事業実施要綱

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、市区町村、社会福祉協議会(以下「社協」という。)等、各事業の実施要領による。

3 事業の種類

実施主体は、地域の実情に応じて、次の掲げる事業を実施するものとする。

(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業

地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制及び多様かつ重層的なメニュー・各種サービスを整備する事業。

(2) 略

(3) 地域福祉増進事業

地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。

ア 略

イ 地域福祉支援事業

(ア) 略

(イ) 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障害者世帯、又は高齢者世帯が地域において安定した生活を送れるようにするため、低所得者世帯等に対して必要な援助指導及び資金の貸付等を行う事業。

(ウ) 略

ウ～カ 略

(4)、(5) 略

表3-(9)-ア-⑪ 「要保護世帯向け不動産担保型生活資金の生活保護制度上の取扱い及び保護の実施機関における事務手続について」(平成19年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) 抜粋

1 新貸付制度の生活保護制度上の取扱いについて

(1) 新貸付制度の創設趣旨

生活保護制度における居住用不動産の取扱いに関しては、これまで生活保護制度の在り方に関する専門委員会や全国知事会・全国市長会より、被保護者に対して何の援助もしなかった扶養義務者が、被保護者の死亡時に家屋・土地を相続するような現状は、社会的公平の観点から国民の理解が得られないため、資産活用を徹底すべきである旨指摘されてきたところである。

そこで、今般、所有する居住用不動産の活用により生活資金を得ることを容易にし、長年住み慣れた住居に住み続けながら居住用不動産の活用を促す施策として、現行の生活福祉資金制度の一類型として、新貸付制度が創設されたところである。

2 保護の実施機関における事務手続及び社会福祉協議会との連携について

新貸付制度の貸付対象については、その創設趣旨を勘案して、「借入申込者の属する世帯が、本制度を利用しなければ、生活保護の受給を要することとなる要保護世帯であると保護の実施機関が認めた世帯であること。」(貸付要綱第3の4)とされていることから、貸付事務については、保護の実施機関と都道府県社会福祉協議会(都道府県社会福祉協議会から貸付業務の一部を委託されている市町村社会福祉協議会を含む。以下「社協」という。)とが連携してこれを行う仕組みとしたところであるので、その趣旨を御理解のうえ、ご協力願いたい。

(4) 推定相続人の同意

保護申請者に推定相続人がいる場合には、新貸付制度の利用について推定相続人の同意を得るよう努めること。

以下、略

表 3 - (9) - ア - ⑫ 「生活福祉資金の貸付けについて」(平成 21 年 7 月 28 日付け厚生労働省発社援 0728 第 9 号厚生労働事務次官通知) 抜粋

(別 紙)

生活福祉資金貸付制度要綱

第 3 貸付対象

資金の貸付けの対象となる世帯は、次の各号に掲げる世帯とする。

ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) が属する世帯を除くものとする。

(1)・(2) 略

(3) 65 歳以上の高齢者の属する世帯 (以下「高齢者世帯」という。)

第 4 資金の種類

4 不動産担保型生活資金

次の各号に掲げる資金をいう。

(1) 略

(2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯であって、次のいずれにも該当する世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金

ア 借入申込者が単独で概ね 500 万円以上の資産価値の居住用不動産 (借入申込者の配偶者とともに連帯して資金の貸付けを受けようとする場合に限り、当該配偶者と共有している不動産を含む。) を所有していること

イ 借入申込者が所有している居住用不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと

ウ 借入申込者及び配偶者が原則として 65 歳以上であること

エ 借入申込者の属する世帯が、本制度を利用しなければ、生活保護の受給を要することとなる要保護世帯であると保護の実施機関 (生活保護法第 19 条第 4 項に規定する保護の実施機関をいう。以下同じ。) が認めた世帯であること

第 5 貸付金額の限度

貸し付ける資金 (以下「貸付金」という。) の額は、次に掲げるとおりとする。なお、貸付限度額は、都道府県社協の会長 (以下「都道府県社協会長」という。) が借入申込者の資金の使途や必要性、償還能力等を十分勘案し決定するものとする。

4 不動産担保型生活資金

(1) 略

(2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

ア 本資金の借入申込者が現に所有している居住用不動産 (以下「本件不動産」という。) の評価額の 7 割 (集合住宅の場合は 5 割) を標準として都道府県社協会長が定

めた額

イ 1月当たりの貸付額は、当該世帯の貸付基本額の範囲内で都道府県社協会長及び借入申込者が契約により定めた額

ウ 前号の貸付基本額は、当該世帯の最低生活費等を勘案し、保護の実施機関が定めた額とする。

表3- (9) -ア-⑬ 厚生労働省の平成22年度事業評価書(事後)(生活福祉資金(要保護世帯向け不動産担保型生活資金)貸付事業(抜粋))

5. 事後評価の内容(必要性、有効性、効率性)

(1) 有効性の評価

② 有効性の評価

- ・これまで達成された効果、今後見込まれる効果

本貸付制度の利用が拡大することにより、扶養義務を果たさない者に対する不動産相続が防止され、社会的不公平の是正に資するとともに、生活保護制度の適用に優先して、自助努力としての資産の活用が図られ、生活保護費の抑制に資することが見込まれる。制度運用開始以降、貸付決定件数の伸びも認められるため(平成19年度:135件、平成20年度367件)、引き続き本事業を実施していく。

表3-1(9)-ア-⑭ リバースモーゲージの貸付実績の年次推移

年度	平成19	20	21	22	23	24	累計
貸付件数 (件)	135	367	244	238	228	284	1,496
貸付金額 (千円)	1,007,589	2,494,636	1,574,244	1,679,408	1,537,962	1,976,762	10,270,601

(注) 厚生労働省の資料を基に当省が作成した。

表3-(9)-ア-⑮ リバースモーゲージの取組状況の例

事例区分	課題が生じている主な例	事例数
<p>手続上、必須とされていない推定相続人の同意が得られず、貸付手続が進んでいない例</p>	<p>(例) 後々のトラブルの防止や不動産売却の手続依頼を行うため、手続上、必須とされていない推定相続人の同意を得ておくこととしているが、推定相続人の同意が得られず、貸付手続が進んでいない。</p>	<p>4</p>
<p>貸付要件が国の貸付要綱よりも限定されていることもあり、貸付実績が低調となっている例</p>	<p>(例) 平成24年度末までの貸付実績が低調となっている。この理由・背景事情として、国では、居住用不動産全てを対象とし、その評価額をおおむね500万円以上としているが、都道府県では、マンションを除く居住用不動産を対象とし、評価額を1,000万円以上とするなど、独自に設定した貸付要件が国の貸付要綱よりも限定されていることがある。</p>	<p>1</p>
<p>精神疾患を患っている推定相続人から同意を得ることができず、貸付金の回収が困難となっている例</p>	<p>(例) 借受人(外国籍)からの要請もあり、精神疾患を患っている推定相続人(子)から事前に同意を得ることができなかった。また、借受人が亡くなった後も、当該推定相続人から同意を得ることが困難となっており、担保物件を競売にもかけられず、貸付金(限度額: 約430万円)の回収が困難となっている。</p>	<p>1</p>
<p>不動産評価額と実際の売却額が乖離している例</p>	<p>(例) 不動産評価額が約2,200万円であり貸付決定に至ったものの、借入申込者がほどなく亡くなったため、貸付限度額に達する以前に売却となった。しかし、実際の売買契約金額は約1,400万円と、不動産評価額とは800万円の乖離があり、仮に限度額まで貸付けを継続していた場合、元本割れが生じていた。</p>	<p>3</p>
<p>不動産が交通の便の悪い地域にあるため、売却先を探すのが困難となるおそれがある例</p>	<p>(例) 中山間地域の宅地であるため敷地面積が広く、評価額が約1,100万円となり貸付決定となったが、交通の便が悪いため、貸付限度額に達した場合に買い手が容易に見つからないおそれがある。</p>	<p>1</p>
<p>貸付決定に伴い保護の停止となった後、被保護世帯の生活状況の把握が十分でなかったため、被保護者が孤独死の状態で発見</p>	<p>(例) 貸付契約が締結され、貸付実施とともに保護の停止となっていたが、約1年後に孤独死の状態で発見され、貸付停止となった。死体検案書によれば、発見された時には既に死亡</p>	<p>1</p>

<p>された例</p>	<p>していたとされており、福祉事務所は貸付期間中であっても生活保護受給中の世帯に準じて借受人世帯の生活状況等の把握に努めることとされているにもかかわらず、その把握が十分でなかったとみられる。</p>	
-------------	--	--

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、調査対象 102 福祉事務所及び 22 都道府県社会福祉協議会においてみられた事例について集計した。

表3- (9) - ア - ⑯ リバースモーゲージに対する意見等

○事業の効果・意義はあるとするもの（1福祉事務所・4社会福祉協議会）

（意見等の例）

- ①当事者（被保護者、現業員、社協職員）の負担はあるが、保護費を確実に抑制しており、制度の意義は大きい。
- ②契約者からは、保護受給中は、病院にかかる際には医療券が必要であったが、自らのお金で支払いを出来るようになった、周囲から生活保護を受けていることによる誹謗中傷がなくなり、プライドをもって老後を送ることができるといった声が聴かれ、意義のある制度である。

○事業効果は限定的であるとするもの（2社会福祉協議会）

（意見等の例）

- ①推定相続人の確定や貸付終了後の貸付金の償還など、多くの手続を要する一方で、貸付額は平均500万円程度で貸付期間も長くても2～3年程度であり、貸付終了後は、生活保護を再び受給することとなるため、極めて限定的な効果しかない。
- ②貸付要件の一つとして不動産評価額は500万円以上とされているが、500万円の評価額を基に行われる貸付けは2年程度で終了してしまう。評価額を1,000万円以上としてほしい。

○事務負担が大きいとするもの（5福祉事務所・3社会福祉協議会）

（意見等の例）

- ①貸付事務には、不動産に係る専門知識が必要であり、審査事務に従事する職員の負担が大きい。事務処理に当たってのマニュアルの作成、事務処理に困った際の相談窓口があれば、貸付事務の適正かつ迅速な処理に役立つものと思われる。
- ②推定相続人の同意が得られない、対象者が65才以上の高齢者のため制度の理解が得られない等現業員の負担となっている。

○制度・手続の見直し等に関するもの（2福祉事務所・3社会福祉協議会）

（意見等の例）

- ①マンションなどの集合住宅は、建築から相当年数が経っている場合が多く、土地と違い、売却が困難になることが多いため、担保の対象から外してほしい。
- ②契約に当たり、「推定相続人の同意を得るように努める」と規定されているが、推定相続人の同意を得ていない場合、遺産分割協議が滞りなく終了しなかった場合に対応できないなど、後々のトラブルの原因となりやすいため、推定相続人の同意は必須としてほしい。
- ③要保護世帯の資産の活用の観点から、不動産評価額500万円未満であっても、契約までの費用を見込んでなお資産を活用する価値があると見込まれた場合は、貸付対象とすることはできないか。

- ④現行の貸付要件について、社協としては最低ラインと考えている。貸付要件の緩和について、例えば、県内で基準額の500万円を更に引き下げるとなると、貸付額が更に低額となり、貸付期間も短くなるため、煩雑な手続をする割に効果が低くなるのではないか。
- ⑤生活保護の適正化のための制度であるのに、再評価や承継契約に係る費用が都道府県社会福祉協議会負担であることに疑問を感じる。

○償還に関するもの（7 社会福祉協議会）

（意見等の例）

- ①厚生労働省は、評価額と実際に売却した際の価格が大きく乖離しているケース等が発生した場合に、何らかの手当てを考えているとしているが、現実にはどのような形で補償してもらえるのか未だに不透明であり、最終的には社会福祉協議会が責任を背負っていないといけないのかとの不安がある。
- ②県庁所在市内及びその周辺の中心部又は各市町の中心部の僅かな場所以外は、評価額が基準を超えるケースは少なく、また、津波の影響もあり、県南部の不動産は特に売れない状況にあり、担保住宅の売却は容易でないことが予想される。売却することができても回収できない貸付金については、国から補てんがあると聞いているが、担保住宅が売却できない場合の不動産の管理など、リバースモーゲージは相当なリスクがあると考えられるため、制度の在り方自体を再検討すべきであると考えます。
- ③連帯保証人がつかない上に、推定相続人の同意が全くない者にも貸付けを行っており、償還時のトラブルが心配である。

○その他（2 福祉事務所・4 社会福祉協議会）

（意見等の例）

- ①リバースモーゲージが開始される前に生活保護を受けているケースの場合は、特に手続上進捗の困難なものがある。
- ②貸付中における借受人の生活状況の把握や支援が課題であるため、貸付中は保護を廃止するのではなく、停止とするようにしてほしい。
- ③県社協と福祉事務所との意見交換の場がほとんどないため、福祉事務所の現業員と意思疎通を図ることができていない状況である。
- ④県社協と貸付対象者は貸付契約に基づく関係性のため、契約上の違反があった場合に契約解除を行う、といった措置しかとれないことから、貸付対象者に対する指導、支援が困難である。また、貸付対象者の同居人に対する指導も困難となるケースがあり、同居人による金銭搾取の疑いがある場合などの対応に苦慮している。

（注） 当省の調査結果による。

調査の結果	説明図表番号
<p>イ 医療扶助関係</p> <p>(7) 長期入院患者への対策等</p> <p>厚生労働省は、長期入院患者について、「医療扶助における長期入院患者の実態把握について」（昭和 45 年 4 月 1 日付け社保第 72 号厚生省社会局保護課長通知）により、福祉事務所並びに都道府県、指定都市及び中核市に対し、医療扶助による入院患者であって、その入院期間が 180 日を超えた場合は、当該入院患者を実態把握対象者名簿へ登載し、嘱託医の書面検討、主治医等との意見調整、長期入院患者の実態把握、その結果に基づく措置といった手順やそれらの方法・内容を示し、被保護者の実態に即した適切な措置を講ずることとしている。</p> <p>同省は、これらの対策の結果を取りまとめており、平成 24 年度においては、医療扶助を受けている者 172 万 5,257 人のうち入院患者が 12 万 6,848 人（7.4%）、入院患者のうち入院期間が 180 日を超えた長期入院患者がその約半数の 6 万 3,381 人となっている。この長期入院患者のうち、主治医等との意見調整を行い、医療扶助による入院の必要がないとされた者が 1 割弱の 5,699 人でその 7 割弱に当たる 3,844 人に対して退院等の措置が講じられているとしている。</p> <p>なお、医療扶助受給者数が平成 20 年度（約 128 万人）から 21 年度（約 141 万人）に急増（約 10%増加）したのに対し、長期入院患者数は、平成 20 年度 6 万 166 人、平成 21 年度が 6 万 3,108 人と 4.9%の増加、22 年度は 6 万 2,495 人と 21 年度より減少するなど、長期入院患者数は、平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間をみても、微増にとどまっている。</p> <p>今回、調査対象とした 102 福祉事務所における平成 24 年度の長期入院患者 9,264 人について調査した結果、該当者について嘱託医が今後の処遇方針の書面検討を行い、主治医等と意見調整を行った者が 5,278 人（57.0%）、うち入院医療について主治医等と意見調整の結果、医療扶助による入院の必要がないとされた者が 847 人（16.0%）であった。また、この 847 人のうち、退院等を行った者が 632 人（74.6%）、未措置の者が 215 人（25.4%）であった。</p> <p>さらに、102 福祉事務所において、未措置の 215 人についてその理由を調査したところ、主なものは、保証人が選任できないことや施設に空きがないことなどから社会福祉施設への入所が困難であ</p>	<p>表 3 - (9) - イ - ①</p> <p>表 3 - (9) - イ - ②</p> <p>表 3 - (9) - イ - ③</p> <p>表 3 - (9) - イ - ④</p> <p>表 3 - (9) - イ - ⑤</p>

<p>るというものであった。</p>	
<p>(イ) 頻回受診者への対策等</p>	
<p>頻回受診者（診療日数が過度に多い者）について、厚生労働省は、「頻回受診者に対する適正受診指導について」（平成14年3月22日付け社援保発第0322001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、福祉事務所並びに都道府県、指定都市及び中核市に対し、i) 頻回受診者指導台帳の作成、ii) 主治医訪問及び主治医意見を踏まえた嘱託医協議等（適正な受診回数等の把握）、iii) 適正受診指導（場合によっては保健師の同行訪問）等を行うよう示し、これら患者の処遇の充実を図るとともに適正な保護の実施を確保することとしている。</p>	<p>表3-(9)-イ-⑥</p>
<p>厚生労働省は、これらの対策の結果を取りまとめており、平成24年度においては、全国の受診状況把握対象者（同一傷病で月15日以上受診している月が3か月以上続いている者）は1万8,969人、うち頻回受診者数は4,146人（21.9%）であるが、指導による改善者数は半数に満たない1,949人となっている。</p>	<p>表3-(9)-イ-⑦</p>
<p>今回、調査対象とした102福祉事務所において平成24年度の頻回受診指導台帳に記載されている者3,415人を調査したところ、頻回受診者と判断された者が950人（27.8%）、うち指導の結果改善されていない者が488人（51.4%）であった。</p>	<p>表3-(9)-イ-⑧</p>
<p>頻回受診が改善されていない理由について、福祉事務所では、次のような理由を挙げて、改善が困難であるとしている。</p> <p>① 頻回受診者に指導しても、通院の必要性を主張するなどとして、応じない場合がある。</p> <p>② 主治医は「患者が症状を訴えている以上、医師としては受診を拒むことはできない。」などと説明する。</p>	<p>表3-(9)-イ-⑨</p>

表3－(9)－イ－① 医療扶助における長期入院患者の実態把握について（昭和45年4月1日付け社保第72号厚生省社会局保護課長通知）

医療扶助の運営については、昭和42年6月1日社保第117号社会局長通知「医療扶助運営体制の強化について」の趣旨に基づき、その充実強化に努められているところであるが、全国的にみると、とくに長期入院患者の有する社会的需要、出身世帯との関係、他法措置との関係等処遇充実の基礎となる実態の把握が十分行なわれているとは未だ認め難い現状である。

（略）

なお、この業務を行なうにあたっては、とくに次の点を考慮し、適正な実施を図るよう格段の配慮を煩わしたい。

- 1 本業務は、指定医療機関が行なう診療内容に關与する趣旨のものではなく、医療扶助による長期入院患者の有する社会的需要等の実態を把握し、実態に即応した適切な処遇を講ずることを目的とするものであること。
- 2 本業務を実施するにあたっては、指定医療機関に対して生活保護制度の趣旨を正しく説明して協力を求めるとともに、個別ケースの取り扱いにあたっては、主治医の意見を十分尊重すること。
- 3 病状上退院可能であることが明らかとなった者については、すみやかに退院するよう取計らうとともに種々の理由で退院がさまたげられている者については、その阻害要因を検討し、所要の援護措置を講ずること。

例えば、本人および家族等に対し必要な助言指導を行なうこと。

また、公営住宅への入居、社会福祉施設への入所を適当とする者に対しては、これが優先入居または入所について積極的に斡旋または働きかけを行なう等個々のケースについて退院阻害要因の解消を図るよう配慮すること。

別紙

長期入院患者実態把握実施要領

1 目的

長期入院患者の状況を把握し、実態に即した適切な措置を講ずることにより、これら患者の処遇の充実を図ることを目的とする。

2 対象

医療扶助による入院患者であつて、その入院期間が180日を超える(他法又は自費による入院期間を含む。以下同じ。)の者とする。

3 検討時期

入院期間が180日を超えた時点とする。

4 実施主体

福祉事務所及び都道府県(指定都市及び中核市を含む。以下同じ。)本庁生活保護主管課

(以下「本庁」という。)とする。

5 実施方法

(1) 準備作業

地区担当員は、入院継続 180 日を超えた時点及び 180 日を越えて引き続き入院を必要と認められた者については、その後 6 か月を経過した時点ごとに様式 1 に準じ実態把握対象者名簿を整備し、当該患者に係る直近の要否意見書及び過去 6 か月分の診療報酬明細書等を準備すること。

(2) 書面検討

嘱託医は、(1)により準備された要否意見書及び診療報酬明細書等に基づき、当該患者にかかわる今後の処遇方針を定めるうえにおいて①医療扶助による入院継続の必要があるもの、②入院継続の必要性について主治医の意見を聞く必要があるものに分類するための検討を行なうこと。

なお、精神疾患による入院患者について、嘱託医による検討が困難である場合は、精神科業務委託医師又は本庁精神科嘱託医が検討すること。

(3) 実地検討

ア 主治医等との連絡

(ア) 地区担当員は、「実態把握対象者名簿」に登録された患者のうち(2)ア②に該当する者について様式 2 に準じ調査票を準備するとともに、主治医又は退院支援を担う者（退院調整部門の看護師又は社会福祉士等。以下、「主治医等」という。）と連絡をとり、当該患者の処遇上必要な事項について意見を聞くこと。なお、必要に応じて福祉事務所嘱託医又は精神科業務委託医師の同行訪問を求めること。

(イ) 主治医等の意見を聞いた結果、入院の必要がないことが明らかとなったものについてはその旨を、入院継続を要するものについては、主治医の見解をそれぞれ実態把握対象者名簿及び調査票に記入すること。

イ 地区担当員による実態把握

主治医等の意見を聞いた結果、医療扶助による入院継続を要しないことが明らかになったものについて、地区担当員はすみやかに、当該患者及び家族を訪問し、実態を把握するものとし、退院に伴い必要な措置の状況等を調査票に記入すること。

ウ 退院に伴う措置等

イによる実態把握の結果に基づき、当該患者の退院を阻害している要因の解消を図り、実態に即した方法により、適切な退院指導を行なうこと。

なお、この場合、退院に伴い必要な措置、例えば本法による家賃、敷金、介護料等の認定、施設入所、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（結核に係るもの）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等他法への移替措置、介護を要する者に対するホームヘルパーの派遣等関連制度の活用、円滑な家族関係の回復についての指導等を当該患者の実態に即した方法により積極的に行なうこと。

(4) 措置状況の確認

福祉事務所長は、実態把握対象者の状況及び検討経過、措置結果等について管内の状況を常時把握しておくこと。

6 結果の報告

(1) 福祉事務所長は、毎年3月31日現在における実態把握対象者名簿に登載されたものの状況を別紙様式3により本庁に情報提供願いたいこと。

(2) 本庁は、(1)の結果をとりまとめ、別紙様式3により毎年4月末までに本職あて情報提供願いたいこと。

7 福祉事務所に対する指導等

本庁は、管内福祉事務所の指導監査時等において、実態把握対象者の状況、措置結果等について確認するとともに、適切な指導及び援助を行うこと。

(様式 略)

(注) 下線は当省が付した。

表3-(9)-イ-② 医療扶助受給者数、長期入院患者数等の年次推移

単位:人

区 分	平成22年度	23年度	24年度
被保護者数 (A)	1,952,063	2,067,244	2,142,580
指数	100.0	105.9	109.8
医療扶助受給者数 (B)	1,553,662	1,657,093	1,725,257
割合 (B/A)	79.6%	80.2%	80.5%
指数	100.0	106.7	111.0
入院患者数 (C)	129,805	129,362	126,848
割合 (C/B)	8.4%	7.8%	7.4%
指数	100.0	99.7	97.7
長期入院患者数 (D)	62,495	62,003	63,381
割合 (D/B)	4.0%	3.7%	3.7%
割合 (D/C)	48.1%	47.9%	50.0%
指数	100.0	99.2	101.4
主治医と意見調整を行った者 (E)	40,485	40,453	38,862
割合 (E/D)	64.8%	65.2%	61.3%
指数	100.0	99.9	96.0
(E)の結果入院の必要なし (F)	5,830	5,981	5,699
割合 (F/D)	9.3%	9.6%	9.0%
割合 (F/E)	14.4%	14.8%	14.7%
指数	100.0	102.6	97.8
退院又は移し替え等を行った者 (G)	4,000	4,315	3,844
割合 (G/F)	68.6%	72.1%	67.5%
指数	100.0	107.9	96.1
未措置の者 (H)	1,830	1,666	1,855
割合 (H/F)	31.4%	27.9%	32.5%
指数	100.0	91.0	101.4

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省で作成した。

2 指数は平成22年度を100.0としたときの増減状況を示す。

表 3 - (9) - イ - ③ 被保護者数と長期入院患者数の推移

単位：人

年度	平成 2 0	21	22	23	24
医療扶助受給者数	1, 281, 838	1, 406, 456	1, 553, 662	1, 657, 093	1, 725, 257
指数	100. 0	109. 7	121. 2	129. 3	134. 6
長期入院患者数	60, 166	63, 108	62, 495	62, 003	63, 381
指数	100. 0	104. 9	103. 9	103. 1	105. 3

- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省で作成した。
 2 指数は平成20年度の数値を100.0としたときの増減状況を示す。

表 3 - (9) - イ - ④ 入院が必要のない者に対する措置状況

単位：人

区 分		平成 22 年度	23 年度	24 年度
長期入院患者	書類検討総数（入院 180 日を越えた患者数）	9,286 (100.0%)	10,225 (100.0%)	9,264 (100.0%)
	主治医等と意見調整を行った者（注 2）	5,386 (58.0%)	6,601 (64.6%)	5,278 (57.0%)
	意見調整の結果、医療扶助による入院の必要がないとされた者（注 3）	990 (18.4%)	960 (14.5%)	847 (16.0%)
	退院又は移し替え等を行った者（注 4）	814 (82.2%)	812 (84.6%)	632 (74.6%)
	未措置の患者数（注 4）	176 (17.8%)	148 (15.4%)	215 (25.4%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 当該欄の割合は、書類検討総数（入院 180 日を越えた患者数）に対する割合である。
 3 当該欄の割合 (%) は、「主治医等と意見調整を行った者」に対する割合である。
 4 当該欄の割合 (%) は、「意見調整の結果、医療扶助による入院の必要がないとされた者」に対する割合である。

表 3 - (9) - イ - ⑤ 長期入院患者の改善が困難な例

(例 1)

社会福祉施設等への入所が適切であるが、交流のある親族等がおらず、身元引受人及び保証人が選任できないため、当該被保護者を施設に入所ができない。また、当該長期入院患者を支える親族等がおらず、在宅生活も困難であるため入院を継続している。

(例 2)

特別養護老人ホーム、グループホーム等への入所が適当であるが、それらの施設に空きがないため、入院を継続している。

(例 3)

被保護者本人が居宅生活への移行を希望するなどし、社会福祉施設への入所を拒否しているため、入院が継続している。

(注) 当省の調査結果による。

表 3 - (9) - イ - ⑥ 頻回受診者に対する適正受診指導について (平成 14 年 3 月 22 日付け社援保第 0322001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

頻回受診者に対する適正受診指導については、平成 12 年 12 月 14 日社援保第 73 号本職通知「医療扶助の適正実施について(頻回受診)」により、都道府県、指定都市及び中核市本庁(以下「本庁」という。)並びに福祉事務所において実施されているところであるが、今般、より一層効率的かつ効果的な実施を図るため、別紙のとおり「頻回受診者に対する適正受診指導要綱」を定め、平成 14 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、管内実施機関に対して周知徹底を図られたい。

なお、この通知は、別紙「頻回受診者に対する適正受診指導要綱」の 9 を除き、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく処理基準とする。

また、これに伴い、平成 12 年 12 月 14 日社援保第 73 号本職通知「医療扶助の適正実施について(頻回受診)」は廃止する。

(別紙)

頻回受診者に対する適正受診指導要綱

1 趣旨目的

医療扶助による外来患者について、診療日数が過度に多い者(以下「頻回受診者」という。)について、主治医訪問等により適正な受診回数を把握した上で、適正受診に関する指導援助を行い、これら 患者の処遇の充実を図るとともに適正な保護の実施を確保することを目的とするものである。

2 対象者

医療扶助による外来患者(歯科を除く。)であって、同一傷病について、同一月内に同一診療科目を 15 日以上受診している月が 3 か月以上続いている者(以下「受診状況把握対象者」という。)

3 頻回受診者の把握方法

(1) 受診状況把握対象者の選定と通院台帳への記載

福祉事務所においては、毎月レセプト(連名簿を含む。)の診療実日数が 15 日以上の者について、別紙 1 を参考にして通院台帳を作成し、必要事項(氏名、医療機関名、通院回数等)を記載すること。なおこの場合、通院台帳は世帯ごとに作成すること。

(2) 頻回受診者指導台帳の作成

受診状況把握対象者について、別紙 2 を参考にして頻回受診者指導台帳(以下「指導台帳」という。)を作成し、必要事項を記載すること。

(3) 事前囑託医協議

受診状況把握対象者について、頻回受診と認められるか否かを嘱託医協議し、その協議結果を指導台帳に記載すること。また、主治医訪問を行う場合には、その際の留意点(聴取ポイント等)及び嘱託医の同行訪問の必要性についても嘱託医と十分協議すること。

4 主治医訪問及び嘱託医協議

(1) 主治医訪問

事前嘱託医協議において主治医訪問の必要性があると判断された者については、速やかに主治医訪問を行い、適正受診日数等を聴取すること。また、聴取した内容は指導台帳に記載すること。

(2) 嘱託医協議

主治医から聴取した意見等をもとに、頻回受診と認められるか否かを嘱託医と協議すること。

(3) 指導台帳の決裁及び処遇方針の見直し

頻回受診者と判断された者について、指導台帳を決裁に付すとともに、処遇方針の見直し(「適正受診指導」等)を行うこと。

5 頻回受診者に対する指導

(1) 指導方法

指導台帳の決裁終了後、速やかに次の区分に応じて訪問指導を行うこと。

ア 受診回数の見直し等について指導する必要がある者

(ア) 慰安目的で受診していると認められる者

(イ) 一般科へ受診している者のうち精神的要因による頻回が考えられる者

(ウ) その他の者

イ 入院治療が適当である者

(2) 保健師の同行訪問

福祉事務所は保健所や市町村等と連携を密にし、保健師の円滑な派遣など、有機的な連携体制の確立を図るとともに、必要な事項を適宜情報提供すること。

また、保健師に対して、対象者の受診状況や世帯状況等に関する十分な事前説明を行うとともに、対象者に係るプライバシーの保護に十分留意させること。

6 改善状況の確認

(1) 方法

指導を行った月の翌月に医療機関へ前月の受診状況を電話等により確認し、聴取した通院日数は通院台帳に記載すること。

なお、療養態度等直接主治医に確認する必要がある者の場合については、主治医訪問を行い、主治医から意見を聴取すること。

また、患者本人に適正受診の必要性を自覚させるため、前月の受診状況を福祉事務所へ書面により毎月報告させること。

(2) 改善された者

改善された者とは、必要と判断された通院日数以下の月(以下「適正受診月」という。)が3か月続いた者であり、この間の通院日数は(1)により確認の上、通院台帳に記載すること。

(3) 改善されていない者

改善されていない者とは、適正受診月が3か月続いていない者であり、この場合、必要に応じ、法第28条の規定に基づく検診命令等を行った上、法第27条第1項の規定に基づく指導若しくは指示を行うこと。

なお、これに従わない場合には、福祉事務所は所定の手続きを経たうえで、法第62条第4項に基づき保護の変更、停止又は廃止を検討すること。

7 報告

(1) 本庁への情報提供

福祉事務所長は、指導台帳に登載されている者のうち、前年度(毎年4月診療分から翌年3月診療分まで)において頻回受診が改善された者(指導台帳で削除された者)の状況を毎年7月15日までに別紙3により本庁あて情報提供すること。

(2) 厚生労働省への情報提供

本庁は、上記の結果をとりまとめ、別紙4により毎年7月末日までに厚生労働省社会・援護局保護課あて情報提供すること。

8 本庁の福祉事務所に対する指導監査

本庁は、福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査において、頻回受診者に対する指導援助の状況を確認すること。

なお、当該適正受診指導が未実施である福祉事務所、又は実施方法に問題のある福祉事務所に対しては、適切に実施できない背景として、どのような問題があるかなど、原因をよく踏まえた上で、適切な指導・助言を行うこと。

9 その他

具体的な事務処理方法等については、本要綱に定めるもののほか、別添「頻回受診者に対する適正受診指導のためのガイドライン」を定めるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

表 3 - (9) - イ - ⑦ 頻回受診者数等の年次推移

単位：人

年 度	平成20	21	22	23	24
医療扶助人員 (A)	1,281,838	1,406,456	1,553,662	1,657,093	1,725,257
指数	100.0	109.7	121.2	129.3	134.6
受診状況把握対象者数 (B)	14,608	18,217	17,368	18,847	18,969
割合 (B/A)	1.1%	1.3%	1.1%	1.1%	1.1%
指数	100.0	124.7	118.9	129.0	129.9
頻回受診者 (C)	3,749	3,874	3,816	4,273	4,146
割合 (C/B)	25.7%	21.3%	22.0%	22.7%	21.9%
指数	100.0	103.3	101.8	114.0	110.6
うち改善された者 (D)	1,277	1,279	1,271	1,834	1,949
割合 (D/C)	34.1%	33.0%	33.3%	42.9%	47.0%
指数	100.0	100.2	99.5	143.6	152.6

- (注) 1 厚生労働省資料に基づき当省で作成した。
 2 「頻回受診者」とは、福祉事務所が診療日数が過度に多いと判断して指導した者をいう。
 3 指数は、平成20年度を100.0としたときの増減状況を示す。

表 3 - (9) - イ - ⑧ 頻回受診者の改善状況

単位：人

年 度	平成 2 2	2 3	2 4
受診状況把握対象者数 (A)	3,541 (100.0%)	3,607 (100.0%)	3,415 (100.0%)
頻回受診者 (B)	884	867	950
(B/A) (注 2)	(25.0%)	(24.0%)	(27.8%)
改善された者 (C)	235	375	462
(C/B) (注 3)	(26.6%)	(43.3%)	(48.6%)
改善されていない者 (D)	649	492	488
(D/B) (注 3)	(73.4%)	(56.7%)	(51.4%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 当該欄の割合は、「受診状況把握対象者」に対する割合である。

3 当該欄の割合は、「頻回受診者」に対する割合であり、CとDを足すと100%になる。

表 3 - (9) - イ - ⑨ 頻回受診が改善されない例

(例 1)

座骨神経痛、化膿性足関節症等の治療で通院しているが、通院回数が過度に多いとして指導をしている。被保護者も、通院回数が過度に多いとの自覚はあるが、疼痛を耐えることができないとして改善されない。

(例 2)

末梢神経症、椎間板ヘルニア等の治療で整形外科に通院している。不要な通院をやめるよう指導はしているものの、被保護者は断酒会に参加しており、当該整形外科は、断酒会の会場と自宅の経路上にあるため、「つい立ち寄ってしまう」として指導に従わない。

(例 3)

被保護者は認知症であるため、被保護者の息子に状況を聴取したところ、「本人が病院に行ったことを忘れて一日に何度も行ってしまう」とのことであった。改善指導をするも、息子が気づかないうちに繰り返し通院してしまうとのことであった。

(例 4)

通院して、点滴を受けることが毎月 20 回以上あるため、その必要性について主治医の意見を直接聴取したところ、主治医は、週 2～3 回 (月 10 回程度) の点滴が適当とのことであった。被保護者にその結果を踏まえ、指導をしたところ、「点滴を減らすと体調が悪くなる」として指導に従わない。

(注) 当省の調査結果による。

調査の結果	説明図表番号
<p>ウ 住宅扶助関係</p> <p>住宅扶助は、生活保護法第 14 条において、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居及び補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内で行われることとされている。</p> <p>住宅扶助費は、平成 14 年度の 2,521 億円以降毎年度増加しており、平成 23 年度には 5,384 億円と約 2.1 倍に増加した。これは生活保護費全体（3 兆 5,016 億円(事業費ベース)）の約 15%を占めている。</p> <p>被保護人員 1 人当たりの住宅扶助費についてみると、医療扶助費、生活扶助費等他の扶助費については横ばい又は減少している中、また、家賃 C P I（家賃に係る消費者物価指数）は年々下落し、家賃額が下落している中、住宅扶助費については、平成 14 年度以降、毎年度増加している。</p> <p>厚生労働省は、次のとおり、支給できる住宅扶助費の上限やその取扱いについて示しているが、住宅扶助の対象となる要保護者の居所の家賃等の適切性に関する判断基準や判断方法については示していない。</p> <p>① 保護基準別表第 3 の規定に基づき、都道府県又は指定都市若しくは中核市別に定める基準額（以下「限度額」という。）について通知。</p> <p>② 局長通知において、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、①の限度額の 1.3 倍、また、7 人以上世帯の場合は①の限度額の 1.3 にさらに 1.2 を乗じて得た額の範囲内で必要な額を支給できる旨を通知。</p> <p>③ 課長通知において、単身世帯に対しては、原則として、②の「世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」に該当しないとし、①の限度額の範囲内の住居へ入居するよう十分指導することとしつつ、i) 当該単身者が車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする場合、ii) 老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合、iii) 地域において①の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合については、単身世帯であっても、限度額の 1.3 倍の範囲内で支給しても差し支えない旨を通知。</p> <p>今回、当省が調査対象とした 102 福祉事務所における住宅扶助の</p>	<p>表 3 - (9) - ウ - ①</p> <p>表 3 - (9) - ウ - ②</p> <p>表 2 - (1) - ア - ⑤ (再掲)</p> <p>表 3 - (9) - ウ - ③</p> <p>表 3 - (9) - ウ - ④</p> <p>表 3 - (9) - ウ -</p>

表 3 - (9) - ウ - ① 住宅扶助に係る規定

○ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）

（住宅扶助）

第十四条 住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 住居

二 補修その他住宅の維持のために必要なもの

（生活扶助の方法）

第三十条 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることのできないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

2 前項ただし書の規定は、被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することができるものと解釈してはならない。

3 （略）

（住宅扶助の方法）

第三十三条 住宅扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることのできないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 住宅扶助のうち、住居の現物給付は、宿所提供施設を利用させ、又は宿所提供施設にこれを委託して行うものとする。

3 第 30 条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

4 住宅扶助のための保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。

表3-1(9)-ウ-② 住宅扶助費、受給世帯数の推移

単位：千円、世帯

年 度	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
年間住宅扶助費(X)	252,144,753	282,264,039	307,271,220	327,186,441	343,867,264	359,008,689	381,440,562	442,652,035	499,605,259	538,415,058
指数	100.0	111.9	121.9	129.8	136.4	142.4	151.3	175.6	198.1	213.5
住宅扶助受給世帯数(1か月平均)(Y)	659,143	723,287	778,456	820,009	855,552	885,362	924,698	1,039,643	1,166,183	1,248,694
指数	100.0	109.7	118.1	124.4	129.8	134.3	140.3	157.7	176.9	189.4
1世帯当たりの平均住宅扶助月額(X/12/Y)	31.9	32.5	32.9	33.3	33.5	33.8	34.4	35.5	35.7	35.9
指数	100.0	101.9	103.1	104.4	105.0	106.0	107.8	111.3	111.9	112.5

(注) 1 年間住宅扶助費は厚生労働省提出資料、住宅扶助受給世帯数は「福祉行政報告例」に基づき当省で作成した。

2 指数は平成14年度を100.0としたときの増加状況を示す。

表3-1(9)-ウ-③ 家賃の物価指数の推移

年度	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
指数	102.1	101.8	101.4	101.1	101.1	100.9	100.9	100.5	100.0	99.6	99.2	98.8

(注) 1 総務省統計局「平成22年基準消費者物価指数」による。

2 指数は平成22年を100としたときの増減状況を示す。

3 持ち家の帰属家賃（持家の住宅から得られるサービスに相当する価値を見積もって、これを住宅費用とみなす考え方に基づいて、持家を借家とみなした場合は支払われるであろう家賃）を除くものを記載した。

表 3 - (9) - ウ - ④ 住宅扶助費の限度額等

○ 「生活保護法による保護の基準」(昭和 38 年厚生省告示第 158 号) <抜粋>
別表第 3 住宅扶助基準

1 基準額

区分 級地別	家賃、間代、地代等の額 (月額)	補修費等住宅維持費の額 (年額)
1 級地及び 2 級地	13,000 円以内	117,000 円以内
3 級地	8,000 円以内	

2 家賃、間代、地代等については、当該費用が 1 の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市(以下「中核市」という。)ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。

○ 「生活保護法における保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知) <抜粋>
第 7 最低生活費の認定
4 住宅費
(1) 家賃、間代、地代等
オ 保護の基準別表第 3 の 2 の厚生労働大臣が別に定める額(以下「限度額」という。)によりがたい家賃、間代、地代等であって、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に 1.3 を乗じて得た額(7 人以上の世帯については、この額にさらに 1.2 を乗じて得た額)の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえないこと。

○ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和 38 年 4 月 1 日付け社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知) <抜粋>
問(第 7 の 56) 局長通知第 7 の 4 の(1)のオにいう「世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」には 原則として単身者の場合の家賃、間代等は該当しないものとして取り扱ってよいか。
答 お見込みのとおりである。したがって、単身者が転居する場合又は単身者の従来の住居が地域との均衡を著しく失っている場合には、保護の基準別表第 3 の 2 の限度額の範囲内の住居へ入居するよう十分指導されたい。
ただし、当該単身者が車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする場合、老人等で従前からの生活状況から見て転居が困難と認められる場合又は地域

において上記限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合は上記限度額に 1.3 を乗じて得た額の範囲内において必要な家賃、間代等を認定して差しつかえない。

(注) 下線は当省が付した。

表 3 - (9) - ウ - ⑤ 住宅扶助費の支給状況等

抽出数	3, 227件 (100.0%)
上限額と同じ額 (A)	1, 306件 (40.5%)
上限額の0.9倍以上上限額未満 (B)	637件 (19.7%)
小計 (A+B)	1, 943件 (60.2%)
上限額の9割未満	1, 284件 (39.8%)

(注) 1 調査対象 102 福祉事務所の平成 24 年度に住宅扶助費が支給された案件から 3,227 件を抽出し、調査したものである。

2 当該欄の割合 (%) は、抽出数 3,227 件に占める割合である。

表 3 - (9) - ウ - ⑥ 財務省「予算執行調査」の結果と厚生労働省の対応状況等

<p>財務省予算執行調査 結果（平成 25 年 7 月 概要）</p>	<p>厚生労働省においては、 ア) 住宅扶助基準の水準のあり方 イ) 級地間のバランス ウ) 生活保護受給者自らが、家賃と住居の真の経済的価値とのバ ランスを判断する動機づけの要否 を含めた、住宅扶助のあり方について、社会保障審議会生活保護基 準部会等の場において検討を開始する必要がある。</p>																		
<p>厚生労働省検討状況 等</p>	<p>住宅扶助のあり方については、社会保障審議会生活保護基準部会 において専門的・客観的な評価・検証を行っているところであり、 同部会での議論の状況を踏まえた対応については、厚生労働省にお いて、別途検討。</p> <p>(参考) 社会保障審議会生活保護基準部会議事</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 26 年 3 月 4 日</td> <td>1</td> <td>住宅扶助について</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年 5 月 16 日</td> <td>1</td> <td>住宅扶助等について</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年 5 月 30 日</td> <td>1</td> <td>住宅扶助について</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>その他</td> </tr> </table>	平成 26 年 3 月 4 日	1	住宅扶助について		2	その他	平成 26 年 5 月 16 日	1	住宅扶助等について		2	その他	平成 26 年 5 月 30 日	1	住宅扶助について		2	その他
平成 26 年 3 月 4 日	1	住宅扶助について																	
	2	その他																	
平成 26 年 5 月 16 日	1	住宅扶助等について																	
	2	その他																	
平成 26 年 5 月 30 日	1	住宅扶助について																	
	2	その他																	

(注) 財務省及び厚生労働省の資料に基づき当省で作成した。